

せそ、若し周章狼狽して、遠く銃丸を放ち捨つるに至つては最も不可なり、馬上の敵一人を討倒すに於ては、百石の加増は相違なかるべし、將士これを努めよ」と、慥に言ひ渡しければ、一軍靜に銃口を揃へて待ち居たり。徳川勢追ひ至て之を見、大に驚きて躊躇逡巡たり。秀政機を見て、疾呼令して曰く、「懸れ」。令の遲きを恨める五千の兵等、山上より一度に傾れ下つて突き懸る。徳川勢一支もせで敗れ走る。榊原康政は、長刀を持直す暇なくして、後様に薙拂ひ、大須賀康高は、鎗を以て拂ひ退きに退き、本多康重は七創を負ひ、太刀の目釘を折られ、郎等三十人討たれしなど、隊伍の全き者は一人もなく、何れも皆な身を以て縫に免れ、或は猪子越原、或は熱田・石佛の方へ敗北せしが、討死總て二百八十餘人ありきといふ。此時池田勝入は、前軍に在て後陣の敗を聞き、森武藏守と合して一となり、其勢二萬を率ひ、羽柴・三好を救はんとて軍を還すに、秀政の兵の東南より進來るを見、之と力を合せて攻戦ひければ、此の一戦、徳川勢の敗は最も甚だしかりしなり。

徳川家康は、夜明けて後白山林に着しけるが、先陣の戦急なるを聞き、益、馬を早めて長湫の方へ向ひぬ。旗本の先鋒は井伊萬千代なりしが、血氣溢れて先へ先へと急ぐほどに、二千餘の軍兵も、隊伍自から亂れて歩武整はざりき。家康遙に之を望見し、怒て曰く、「彼はそも何たる進軍ぞ、歩を亂し隊を崩すことやある。

## 途中の軍議

木俣は居すや、清右衛門は居すや。木俣に割腹せしめよ」と、手を振り臂を張り、大聲叱呼して怒號するを、大久保忠隣馳せ至り、前後を馳驅して、纔に隊伍を整ふるを得しが、此時前軍の敗報至ること頻りなり。須臾にして、榊原の監軍渡邊半藏守綱ただ一騎馳至り曰く、「敵兵勝に乗じ、歩を亂して追撃せり。若し

旗本を以て懸り給はば、勝利を得んこと疑ひなし」と。尋で内藤正成馳せ至り曰く、敵兵大軍にして勝誇りたれば、其鋒當るべからず。速に兵を整へて岡崎に歸り給ふに如かず」と。高木清秀首一級提げ來て曰く、「今日は勝軍なり。早く旗本を以て懸り給ふべし」と。本多佐渡守正信傍より進み出でて曰く、「高木も渡邊も道理なきことを言ふものかな、勝誇りたる大軍なれば、たとひ旗本を以て懸り給ふとも、其の勝利は十に一をも望むべからず、正成が言に聽て、速に岡崎に歸て防禦を講ぜらるべし」と。高木・渡邊之を開て大に怒り、眼を張り正信を睨み、罵て曰く、やや彌八、汝何をか知る、汝の知るは、算盤抱へて米・味噌・醬油の勘定と、野原に鷹遣ふことのみ、其外何をか知りたる。戦場の進退掛引に喙を入るこそ、尾籠の沙汰なれ。斯る者の戲言に耳を假さず、唯一戦を懸け給ふべし」と、辭色共に厲し。家康初より笑て聞き居しが、遂に決する所やありけん、曰く、「然らば懸れ」と。正成・正信二人に命じ、兵を分ちて二隊となし以て迫らしむ。是れ徳川家世世に傳ふる、合圖の小旗といふ軍法なりとぞ。十人の鐵砲頭と、井伊の兵二千餘騎とを先鋒とはしたれども、旗本は、小姓衆と甲州衆とのみにて、餘りに小勢なればとて、陪臣若黨までをも編入し、寛助太夫をして旗を持ち先導たらしむ。

## 小旗の軍法

## 井伊勢の奮闘

井伊萬千代年僅に廿二、年少氣銳の大將なれば、血氣に任せて暫くも猶豫ならず、敵近しと見て、「一色の赤備、眞一文字に山を越せ」と令す。三科止めて、「小口に喘ぎて戦ひ難し」といふを、何に難きことかあらんと争ふ。近藤石見守馳せ至りて之を聞き、(雨夜のすさみ草)「是れ若大將の知る事ならず」と、萬千代が馬の七寸を取て敲き立て、富士根の切通より進み寄り、長湫の辰巳の山に三段に備へ、白しなひに弓銃手五六



百人、先陣張つて相待ちたりけるが、矢丸は實に雨霞の降注ぐが如くなり。勝誇りたる堀勢も、是には少しく僻易しけん、追止つて躊躇ひけるに、秀政も馳せ到り、騎使を馳せて令を四方に傳へ、荒める兵を制して、隊伍を調へんとすれども、勝に慣れて亂れたる兵は、俄に纏むべくもあらず。池田も森も、叱咤して兵を收めんとすれども、令も聞えねば立ちも直らず。數萬の大軍も、規律なきは一揆の兵にも似たりけり。山上の井伊勢、之を見て機乗すべしとなし、白しなひの弓銃手等進み出で、競ひ掛つて、射かけ打かけ戦ひければ、森武藏守は、彼追退けずんばあらずと、大呼下知すれども應ずる者なきより、自から手鎗を取つて走り出で、右往左往士卒を勵まし戦ひけるに、忽ち飛丸來て其の眉間を傷く。森は聲をも發せず俯伏に臥してけり。森勢は主將を失つて益、亂れしに、井伊勢は勝つて益、奮撃し、大軍を犯して、健闘する者も少なからず。

井伊の家人に三浦與左衛門といふあり、敵に三方より圍まれて、將に討たれんとせしを、中村與兵衛といふ者あり、走り來つて三方の敵を突壞し、遂に三浦を救ひけるが、三浦の對敵をば、三浦の若黨川口彦助討て鎗下の功を成せりといふ。井伊萬千代は此状を見、血氣の勇押へがたく、自から馬を駈て敵中に入り、東西を駈せ廻つて奮闘し、遂に幌武者と相搏て之を誅しける。安藤彦兵衛は之を見て馳せ至り、一軍の將たる者、斯る舉動あるべきやと罵りけるが、此日井伊勢の勇戦は、實に敵味方の目を驚かすものありければ、京勢は井伊の赤鬼と稱して怖れたりといふ。(井伊家傳記・野史・豊臣家譜) 此に因て徳川勢はますます勢を得、京勢はますます力を失ひ、進み兼ねて見えければ、徳川勢は其隙に山の尾崎を推廻しけり。勝入父子は、左方

赤鬼

の戦利なきを見、右方を張らんとせしが、右方も亦井伊の弓銃に射すくめられ、勢甚だ萎みてぞ見えし。

(藩翰譜・逸史)

戦は適に酣なり。荻原監物進みて、家康に説て曰く、「足輕は鎗の垣、鎗は士の垣、旗は勝敗に關せず、最も後たるべし。請ふ先づ金扇馬表を先立てて進み給ふべし」と。家康之に従ひ、旗・捺物は悉く捲かしめ、務めて敵に知らしめじと、山陰に道して進みけるが、間もなく長湫の山に到り、山脇より山上指して上り行くに、金扇馬標旭日の如く眩く輝けば、勝入父子早くも之を認めて、あはれ家康も此に在りけるかと驚く。士卒も驚きて躊躇ひけり。徳川勢は之に力を得て、勇氣前に倍するを、家康俄に令して曰く、「將士功を望む者は列を逐ふ勿れ、一騎敵中に入て名を揚げよ」と。士卒之を聞き、刀を振て敵陣に入る者少なからず。鳥居金次郎・關金平・渡邊忠右衛門・氏井孫之丞、其他旗本の士にも、平松金次郎治之・今村柎之助吉正・小林勝之助正次等、各、勇を奮て戦ひ、功を成す者勝けて數ふべからず。就中、金次郎の如きは、家康が旗本勢の、勝入が大軍に氣を吞まれ、躊躇逡巡、かかり兼ねて見えけるとき、獨り衆を離れて進み、茜羽織に朱柄十文字の槍を振つて、數萬の敵陣へ跳入り、突崩し突崩し勇ましく振舞ひければ、敵味方數萬の視線は、ただ一身に集まりける。上方にては、此まで天王寺勝曼の鎗、貝殻塚の鎗、さては備中蜂溪の鎗を以て、天下に稀なるものところしたれ、今金次郎の鎗を眼前に見るに及では、前代未聞と褒めあへりとぞ。(武家閑談)

勝入の軍は、元來大軍なりしと雖も、先づ雜兵より亂始め、死する者遁るる者相踵ぎ、時の間に旗本も薄くなつて危かりしが、少しく隔たりて戦ひ居たる秋田加兵衛尉・梶浦兵七郎・片桐與三郎・竹村小平太等、

勝入敗死



永井傳八  
討つ

之を見て大に驚き、己が敵をば追散らし、手兵を率ゐ還て幕下に集まり、逼り来る敵を撃て屈せぬ鋒先は、  
 洵に忠魂義膽の光ありと見えたり。然れども寡は素より衆に敵せず、暫くにして威な討死せしは惜むべし。  
 されども是又其の本意にもあるべきか。時に勝入は、黒幌の武者五十騎許を左右にし、松原の四所に胡床に  
 寄てありしが、榊原小平太衝き至て本陣亂れ、衆卒潰走するを見て大に怒り、「勝入此に在り、遁れて何處に  
 往かんとする。何ぞ返さざる」と、叱咤して衆を止めしが止まらず。已にして前陣後陣相混じて、亂るこ  
 と鼎の沸くに異ならず。左右の黒幌武者さへ騒ぎ立ちければ、勝入高きに登て、馬を呼ぶに馬至らず、秀政  
 の軍に合せんと、父子主従四五人、相助けて走らんとせし時しも、安藤彦兵衛直次・永井傳八郎直勝・蜂屋七  
 兵衛定頼等、短兵急に逼り來たり、傳八郎先に進みて井伊の先手を越え、勝入を見て突き至る。突いて鎧の  
 綿嚙を掴まんとせしに、彼の時早く刀を抜いて切る。傳八郎左手第二の指を切られしが、屈せず進んで搏伏  
 せて敵す。勝入年四十九、黒絲緘の鎧に桃形の兜を着たりとぞ。(松平家忠日記)彦兵衛は此間に、傳八郎を越  
 え進むに、大將一騎あり、朱具足に頭形の兜を着、腰に白熊をさし、栗毛の馬に乗て走りけり。彦兵衛追及  
 し、突落して首を取る。是れ勝入の嫡子にして、紀伊守之助と稱し、時に年廿六なりといふ。此時彦兵衛は  
 年卅二、傳八郎は年廿二にして、數年衆道の契淺からず、斷金の交固かりしが、此日も彦兵衛は傳八郎を誘  
 ひ、傳八郎を助けて共に斯くは功名せしなりとぞ。勝入の刀は、關和泉守兼定の作にして、笹雪と稱するも  
 のなるが、傳八郎分捕て家康に献じければ、家康直ちに傳八郎に與へけり。此役織田信雄の兵も、徳川勢と  
 力を併せて戦ひけるが、敵兵の將を失て敗走するを見、勢に乗じて激しく追撃せしかば、敵は列を亂して皆

内藤正成  
諫めて兵  
を収む

な樂田に通る。織田勢追うて已に砂川に至るを、内藤正成之を見、麾を振り制して曰く、「止めよ止めよ、窮  
 追すべからず」と、兩軍始めて交綏せり。内藤正成軍より歸て本陣に至れば、家康は池田父子の首を檢して  
 大に悦び、諸將は戰捷を賀し、互に功名を談じ、君臣共に又思ふこと無きが如し、正成即ち高木清秀と共に  
 進み諫めて曰く、「公は尙ほ、猿面冠者の輕捷を記憶し給ふか」と、家康忽ち覺て曰く、「善し」と、乃ち急に  
 兵を收めて小幡城に入る。秀吉樂田に在り、午刻長湫の敗報を得、直ちに八萬餘騎を發し、馬に汗して龍泉  
 寺坂下に馳到れば、使者來て曰く、「合戦已に終て、家康小幡城に入る」と、秀吉切齒して曰く、「吾遅かり  
 し」と、即ち先鋒に命じて、横に敵の殘兵を討せしめ、少しく其良を得、龍泉寺に入て兵を休む。

秀吉龍泉寺の邊りにて、軍の狀を尋ねられしに、徳川殿は既に小幡に引取られしといへば、秀吉且つ怒り且つ感じ、  
 馬上にて手をうち、さてさて花も實もあり、もちにても網にてもとられぬ名將かな、日本廣しといへども、その類、又  
 と有るまじ。かかる人を、後來長袴きせて、上落せしめんは、秀吉が方寸にありといはれしとか。(小牧長久手記)

秀吉龍泉寺に在て、勝入が軍律を守らずして、此敗を招きしを怒り且つ悔い、直ちに小幡を攻めんと欲せし  
 が、諸將轡をひかへて諫めければ、遂に戦はずして還るといふ。(藩翰譜)或云、秀吉其敗を憤り、猶將に前  
 戦はんとするを、稻葉長通・日根野弘就相共に諫止し、堀尾吉晴殿となり柏井に入ると。

長湫役昔  
話

後年家康濱松城に在り、一夜諸老臣を會することありしに、諸老臣みな此役に從へる者なりければ、家康從容として  
 謂うて曰く、「彼の長湫役の時、我が寡兵を以て、秀吉が三萬の衆に敵し、其將森武藏守・池田信輝父子の首級を得、余  
 三將の首を檢し、未だ他を慮るに違あらざりしに、内藤四郎・高木主水等、余に謂うて曰く、「公は、猿面冠者の輕捷な  
 るを記憶し給はざるや」と、余首肯して起ち、急に兵を收めて小幡の堡壘に入りぬ。時に秀吉之を襲はんと欲し、馳至



て兵を田畝の間に頓し、以て夜の曙るを待てり。余則ち人をして其の陣營を偵はしめしに、還り報じて曰く、「敵兵露宿して不虞に備ふる色なし」と。幕下の士みな夜襲を勧めしが、余首を掉て肯ぜず。更深くるに及び、軍を提げて小牧に歸れり。惟ふに卿等當時に在て、余を緩漫にして戦機を愆る者としたるならんか、抑も彼の夜秀吉の營を襲はば、秀吉必ず首を授くべしと爲ししや、否や」と。老臣等互に相顧みて應ふるものなかりしが、之を久うして曰く、「某等、未だ其首を得るを必ずべきや否やに思ひ及ぼす違あらず、唯、夜襲して以て勝を制せんと欲したるのみ」と。家康莞爾として曰く、「果して然らば、縱令其の全軍を盡にするを得とも、若し秀吉をして單身走て上國に赴かしめば、余に於て利害如何となすや、晝間の戦に勝ち、其の愛重する所の良將三人の首を得たるすら、余に於ては甚だ過ぎたりと思へり。何ぞ況や夜其營を襲ひ、彼をして多く其の信任する所の士を失はしめ、以て其の寇仇の念を深からしむるに於てをや。余敢て取らざる所なり」と。諸老臣之を聞き、みな公の神算遠識の凡ならざるに服せりといふ。(日本立志傳)

此に由て見れば、家康は秀吉と雄を争ふ心は無きなり。終に雌伏する時あるをも期したるなるべし。然るに後秀吉の和議を起すに及び、容易に之に應ぜざりし所以を按ずるに、是又敢て秀吉と頡頑せんとしたるにあらず。輕輕しく其招に應じて上洛せば、禍不測に生じて、數十年の苦辛の、一朝にして、水泡に歸せんことを畏れたるものにして、乃ち家康は進で秀吉と争ふ能はされども、退いて守るときは、秀吉の兵を禦ぐに足らん、駿・遠・參・甲・信五州の兵を擁し、關東の大諸侯を後援とすれば、若し敗るとも、一三年を支ふるは難からず、或は五州を跨有して、東海の大諸侯となり、之を子孫に傳ふるを得べし。狐狸巢窟を出でて犬に噬まる。嶽南の狸は五州に互る大穴に據り、近畿の猿の大軍に當らんとしたるのみ。未だ昔の今川・武田・上杉の如く、旗を京師に立てんの雄圖はなかりしなり。況や征夷大將軍となつて、天下の政權を執て、之を子孫

家康の心事

三枚橋の使者小牧に到る

に傳ふるをや。在昔、源頼朝の伊豆一州の主たるを希ひて、遂に覇を鎌倉に開きたると同じく、家康の如きは、たまたま時勢の變遷に遭遇し、天下を僥倖したる幸運兒と謂ふべきなり。○廿二日、徳川家康軍を十六隊に分ち、隊伍整整として小牧山に入る。時に駿州三枚橋城主松平康重、其の老臣岡田竹右衛門元次を小牧山に遣はし、東國の狀を報じ、且つ出陣を慰むるの辭を述べしむ。家康曰く、「汝は老功の勇士なり、就て地の利と敵勢の多少を量れ」と。乃ち阿部善右衛門正勝・西尾藤兵衛を添へて遣はす。元次彼我の狀を熟察巡視し歸て曰く、「地の利善く、兵の數敵す。惟ふに敵兵は五萬七八千を過ぎざるべく、吾軍は五萬に及ぶべし。而して我兵の精銳は、一人を以て敵の二三人に當るべければ、此戦は終に我が勝利に歸せんか」と。是れ實は敵兵を十萬と數へしが、士氣を沮喪せんを虞れ、特に斯くは答へたるなりと。(藩翰譜) ○廿八日、池田入道勝入の首を、遠州荒居宿に送り、笹瀬彌三郎の邸地に埋む。是れ長湫の役に、永井傳八郎の獲たるものなり。一説に、勝入をば安藤彦四郎鎗にて突き、永井傳八郎斬て伏せ、首を取る。又傳八郎の手は、味方の者の切りしなりと。傳八郎は此時千石を賞せらるといふ。そも勝入の首を荒居に埋むること、未だ其故を詳にせず。

池田勝入の首を遠州荒居に埋む

一説、笹瀬彌三郎は、永井傳八郎の常に信任せる從者にして、新居の人なり。長久手の役、傳八郎奮戦して、池田勝入齋の首級を得たるに、敵は主將の首を奪還さんと、數騎鋒を連れて、後を慕うて追ひ掛くる。傳八郎は及ばれど、必死と馬に鞭つて走る。漸く落延びはしつれども、途中何處に足を止むべき所もなく、一氣新居に至る。彌三郎の家は、新居の西町にあり、母のそのは夕食を終へて、麻糸を紡みて居けるが、突然、血潮の滴たらんばかりの生首を提げたる若武者の、白泡含みたる乘馬に打跨り、息喘切つて馳せ至りざま、門前に止まるを見、老婆は魂も消えんばかりに

事

蹟



驚きける。されども此の若武者は、別人ならぬ傳八郎なれば、馬を下つて近く寄り、始終の様を語るに因て、胸掻き撫でつつ、其意を受けて、麻笥の内に首を納れ、紡ぎたる麻を其上に覆ひて、又元の如くに麻を紡ぎ始めぬ。戦果てて後傳八郎は此首を携へて濱松城に至り、親しく家康の實檢にそなへ、厚き恩賞に預りしが、彌三郎は此首を貰ひうけて、己が宅地の裏に埋めて、地守神と崇め祀れるを、世は池田の首塚とも、池田神社とも稱す。其後、徳川の天下に臨める勢力彌盛に、江戸幕府の基礎ますます固く、池田氏も備前岡山城を贏ち得るに及で、遠く岡山より巨石を運びて、神社を改め築けりとぞ。(傳説)

蟹江城の戦  
九鬼の水軍

○六月二十日、井伊萬千代直政、駿河の水軍と力を併せ、蟹江城に戦ひ、敵兵九鬼・瀧川の水軍を討て退く。去る十五日なりき、徳川方へ、京勢瀧川右近將監一益・九鬼大隅守嘉隆等相牒し、尾州大野城に迫ると聞えければ、井伊萬千代馳至り、信雄の援兵と合して防戦ふに、九鬼・瀧川の兵等、強ひて戦はんとせず、尋で去る。萬千代これに鑑み、急に士卒に命じ、海中所に柵を植てしめ、以て船路を遮りけるが、二將も再び大野の近づき難きを知りてか、更に謀を畫し、三千餘人を大船に乗せ、海上より蟹江城を奪はんと計りけるを、徳川勢の忍の者、早くも知つて之を家康に報じければ、井伊萬千代命をうけてまた馳向ひしが、是れ其翌十六日の事なりき。萬千代到れば則ち、一益の一隊は小船に乗じ、引汐の上を漕ぎて、己に水門に入りし所なりき。萬千代之を見て直ちに進み迫り、晝夜を舍かず攻立てければ、一益も防禦の術盡きて、殆んど支へざらんとせしを、九鬼嘉隆其急を聞き、鳥羽より兵船十艘を發し、伊勢の生津・松浦邊を襲はんとす。是れ蟹江の徳川勢を牽制せん之策なり。時に駿河の海賊、戸田三郎右衛門・向井兵庫助・間宮造酒之丞・小濱民部等、大野城の援として、船を浮べて其海に在りしが、九鬼勢の謀を聞き、錨を抜て馳せ向ひ、遂に小濱浦

駿河の海賊

小濱浦の海

にて相會し、激戦すること數刻、勝敗未だ決せず。  
正保二年二月二日、勢州角屋七郎次、御朱印願書に云、

尾張國樂田御陣之砌、右之御朱印船(嘗て家康賜ふ所の御朱印四百石積船)可成<sup>ス</sup>海船と被<sup>レ</sup>仰付<sup>セ</sup>御用相立、其砌、勢州は太閤様御領分にて御座候、妻子を捨置、駿州之相詰御用承候、則ち向井兵庫殿御存知故、御狀候事。云云(半日閑話)

九鬼の兵等、徳川勢の兵船角新造といふを中にし、左右に亂杭を植て、真中に圍攻めんとせしを、偶、井伊萬千代來援け、敵を追撃すること甚だし、九鬼の兵死する者甚だ多く、水主榊取等驚き騒ぎて船を出だす能はず、徳川勢間宮造酒之丞突進し、敵船に迫り戦ひけるが、遂に九鬼が家人村田七太夫の爲に銃殺せらる。嘉隆は此隙に乗じ、諸船を率ゐて逃れ去れども、蟹江海陸の戦は尙ほ未だ止まず。數日の後、一益終に支へず、城を致して遁去る。或云ふ、一益等力竭き、守將前田種利を斬り出で降る。然れども一益これを恥ぢ且つ悔い、丹波に逃る。秀吉大垣に在り、一益圍を受けて急なるを聞き、赴援けしが及ばず。軍を桑名に駐め、師を收めて大垣に還る。(小牧戦話追加・逸史)

駿河の海賊

惟ふに駿河に海賊あるは、今川家の時代に起り、武田時代に至りて盛となり、徳川家康之を繼ぎて保護したるに因るべし、されば武田信玄は、最も意を海賊に用ゐたる人にて、船を造り人を養ふことも亦少なからず。濱清水に船藏を置き、船を藏すること常に數十艘を下らざりき。

間宮 武兵衛 船 十艘  
間宮 造酒丞 船 五艘

事蹟



織田豊臣時代

小濱民部 安宅一艘 小船十五艘  
向井伊兵衛 船五艘

是は岡部忠兵衛寄子なれども、別兵故直參となる。

伊丹大隅守 船五艘

岡部忠兵衛 船十二艘

船の故實

或曰、凡そ船を行ふには故實ありて、船手の者の言にも斯くあるなり。曰く、船は左を以て上とし、船頭・歌頭・水手等、皆な其の次第を守れり。其内に乗る人は、右を上座とすること尋常の如し。而して船は右に寄するを面楫、左に寄するを取楫といひ、後に下るを逆楫とも、又轉ともいひ、眞直に行を能揃といひ、風上に押上るを眞切走といふ。其の帆を掛るに、艫より風をうけ行くを眞帆といひ、横に風をうけ行くを片帆といひ、又横帆ともいふ。船を繋ぐを舫といひ、船と船とを繋ぐを合舫といふ。船を附くるを止といふ。櫓は押といひ、また漕ともいふ。櫓を返して船を附るを、逆を取るといふ。艫に立つるを振櫓といふ。舵は揺といふ。波上に用ゐるを練舵といひ、水中に推建て、船を止むるを指舵といふ。たけ至て長し。綱は艫に附て、是を艫綱といひ、又舫綱ともいふ。大船は碇綱等別にあり。船魂を祭るは、筒の後を舫方といひ、其の右の角木に、紙籬一對と、麻苧と、女髪とを彫入れ、左の角木に、雙六の賽一對と、文錢十二文とを彫入れ、上を銅にて包み、釘を以て打ち附く。其賽は一を上にし、是を天一地六と稱す。二と二とを合せ、是を中二合といふ。而して左右に五を出だすを例とす。但し御船は女髪を用ゐず。また船中に忌詞あり。返る、崩る、そる、蛇等なり。長虫とも云ふべからず。碇は四股なるを常とすれども、安宅丸船に附る處の碇は二股なり。俗に脯養碇といひ、往昔異國より渡す處なりといふ。凡そ船の内にしては、船頭を一とし、歌頭を二とす。是れ船頭の音頭なり。水手は即ち俗にいふ船頭なり。かんどりは楫取なり。云云  
備後國柄の船頭某いふ。千石積の船は、二千石積むべし。是れ外荷を積むゆゑなり。水主十八人あり。百石積は、二

百石積むべし。水主四人或は五人、港板頭・艫頭・かしき等あり。哨船は一なり。帆は八合を順風とす。其の八合とは、譬へば十間の帆柱に、二間下げて掛くるをいふ。是を風の十分といふなり。風弱き時は柱十分にかけて、風強ければ下げて掛け、大風には、帆を掛けず柱計りにし、港板に帆柱を倒したる時、もとを掛くる鳥居あり。それに哨船の帆柱を結び付け、帆を掛けて走らすなり。亦難風には捨荷とて、千石積は百石を海に投捨つ。他此の割合を以てはかるべし。すべて船を走らす時は、哨船を引揚げ置くことなり。云云（常山記談）

是れ江戸時代の者の言、尙ほ當時に於ける、軍船の説あれども、已に大概を記したれば、ここには之を略す。

是より以後數月の間は、尾州の野に於て、徳川・羽柴二家の兵等、常に迫合ありて絶えざれども、未だ勝敗を決するには至らざるなり。惟ふに嶽南の男兒等、久しく甲・相の士と鏑を削りしが、今や上國兵と戦ふ。其心新にして、興味自から異なるものあるべきか。此時、秀吉の人数は、八萬六千の着到と稱し、他よりも實にしか見えしが、信雄・家康の衆は、纔に一萬には過ぎで、淋しく覺えしといふ。（當代記）○七月十六日、徳川家康、駿甲の要路警衛の爲め、甲州巨摩郡本須の關を修め、渡邊次郎右衛門等十七人に命じ、警固せしむ。因て十七人を連名して朱印を附與せり。

甲州路次往還爲警固、渡邊囚獄申付候、各、任其分別而馳走專一候、爲其朱印遣候也、仍如件。

天正十二年七月十六日

家康（朱印）

○八月廿日、掛川城主石川家成證を附し、佐野郡田中村を寄せて、雨櫻天王社の神領とせしむ。

田中郷百姓等、年來隠置候年貢之事付、今度申所奉公不<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>是非<sub>ニ</sub>候、爲<sub>ニ</sub>彼<sub>ノ</sub>忠節<sub>ニ</sub>、今前前拘<sub>レ</sub>來<sub>ル</sub>神領令<sub>ニ</sub>寄進<sub>セ</sub>候。

嶽南男兒  
始めて上  
國兵と争  
ふ

駿甲要路  
の警固



雨櫻神社

雨櫻天主社は、佐野郡垂木村に鎮座ましまし、古代よりの舊社なれば、神領も多く所在に散布せしが、永祿以後の戦亂に乗じ、田中村の神領は、何時とはなく農民の押領する所となりければ、禰宜九郎左衛門之を掛川城に訴へしに、城主檢學して神領に復し、證を九郎左衛門に與へ、再び異動することなからしめしなり。

駿河一揆

日、徳川家康、印章を原川新三郎に與へ、近村の老若を集めて一揆を立てしむ。即ち方の上・大覺寺・八楠・越後嶋・策牛・關方、右之郷中、十五歳に始め六十歳を限り、一揆を立て、年寄は乗鞍、物主は原川新三郎指圖次第走廻り可申の由を、駒井帶刀・坂本豊前等二人、命を受けて達せられしなり。原川新三郎の先祖は、遠州原川の郷士なりしが、故あつて駿州に移り、子孫代益頭郡石脇村に住せしが、新三郎に至て、家康の爲に走廻り、二なく仕へければ、家康も嘗て其宅に至りしことあるなど、かたがた此命をも下されしなるべし。邸内に旗立石・馬繫松等の古跡存すといふ。(駿河志料)

原川新三郎

一揆可罷立在在

一方之上惣郷

一大覺寺

一八楠

一越後嶋

一ぶち牛らち

一せき方らち

右之郷中有談合、大ばた堂本、面イ面イこしざし堂本づつ、紋は中黒、持道具は弓・鐵砲・槍、其支度致、十五イをイはじめ六十イをイを限り、壹人も不殘、御一左右次第可罷立候、何れも年寄分は、乗鞍、物主は原川新三郎に被仰付候間、彼人指圖次第走廻り候べく候、陣取之儀も、新三郎一所たるべく候、以上。

申八月廿六日

駒 帶 (印)

坂 豊 (印)

(駿河志料)

右之郷年寄衆

長窪城

岡本初生衣領

蓋し此郷に限りたるにはあらず、他所は唯古文書・傳説等の亡びたるのみ。○此月、駿州長窪城を、牧野康成に賜うて守らしむ。○豊臣秀吉、敷知郡岡本村初生衣領の先例を按じ、寄附繼續証を附與す。

伊勢神明初生衣領事

遠江國敷知郡濱名岡本村之内五町八反、任久壽永祿之例、永令寄附畢。

天正十二年甲申八月

秀 吉

羽柴北畠和成り家康歸る

○十一月廿一日、徳川家康參州西尾を發し、遠州濱松城に還る。(松平家忠日記・當代記) 信雄・秀吉の和成りたればなり。羽柴秀吉兵を濃尾に出だし、織田・徳川と相争ふこと、已に數月に及べども、勝敗未だ決せず。此頃、濃州大垣城に入て後も、亦多くの日を累ねけるが、一日富田平右衛門知信・津田隼人信重二人を召し、謂うて曰く、「秀吉寒微より起て、天下兵馬の權を掌握し、上は高位高爵を忝うし、下は諸將の敬愛を蒙ること此の如きに至れることは、一に舊主右大臣家の重恩に因らざるばあらず、是已に子等の知る所なり。是故に去年明智光秀の反する、吾衆に先ちて京師に歸り、旬日を出でずして之を誅し、以て其讐を報じ、其憤を散じ奉れり。然るに公の二子信雄・信孝等、妄りに讒者の言を信じ、秀吉の功を功とせず、動すれば秀吉を討ち秀吉を滅さんとす。豈に悲しからずや。吾素より舊主の子孫に弓を引く心なしと雖も、一旦の急を免れ

事蹟

九六五



んが爲に矛盾に及べるは、寔に止むを得ざればなり。吾先に既に信孝公子に忍び、今又此に及ぶ、是豈に吾が本意ならんや。汝等此意を了し、北高殿の陣に至り、情義を説き利害を陳し、速に兵を止め和を講ずべし」と。二人之を聞き大に悦びて曰く、「相公の寛仁大度は天下泰平の兆、四民安堵の基なり。臣等敢て力を盡さざらんや」と。即ち走て信雄の陣に到り、其老土方勘兵衛・足達清左衛門に面し、親しく秀吉の意を告げて和を勧めしに、信雄も此頃已に軍事に倦怠し、頗る心意を煩はす時なりければ、家康に議することもせず、直ちに其議を容れて、和約を結びけるなり。然れども此の和議は、此頃始めて起つて、直ちに決したるにあらず、已に九月の初め、殆ど成りて破れしを、このたび更に信雄に依て決せしなり。

九月二日、六日、總無事之沙汰候、十二日和談、去八日ニ又破了、如何可ニ成行ニ哉、只一箇條に而破了、定而又可レ調敷。(家忠日記)

九月十日、和談既相調、誓詞等五ニ出サル、家康、家中石川伯耆守・酒井左衛門已下既罷出、雖レ及ニ一札ニ又相破敷。(具塚天満記)

九月十日、無事和談也。(多聞院日記)

九月八日、秀吉前田利家に贈る書云、

敵方種種有ニ懇望候、三介殿御料人、家康總領子十一に成候を取申、其上家康舍弟重而出、石川伯耆守、實子源五、三郎兵衛、實子出候、尾張國に於て雖ニ懇望候、不能ニ許容候處、色色越前守異見被レ申候條、思案半候。(前田家藏)

家忠日記に、只一箇條に而破るとある一ヶ條は、信雄の土橋平之政に贈れる書に依て見れば、秀吉の振舞に、權謀の迹ありしに由るが如し。

家康は此事ありと知る由なく、此月九日再び兵を出だして、清洲に到りけるが、酒井左衛門尉忠次は、已に清洲に在りて、彼の和約を聞て驚く時なりければ、家康の至るを見て、直ちに之を告げぬ。家康も亦聞て驚くこと限りなし。家康は驚きの胸未だ静かならざるに、信雄の使者又到り、秀吉の切なる望みに因り、媾和の議を容せりといふものかな。家康は益、悔い且つ驚きしが、家康獨り干戈の儀に及ばるべきにもあらねば、家康は殊更さあらぬ體にて、平然應へて曰く、「是れ洵に天下の吉事、萬民の幸福なり。上下の悦び何物か之に若かん」と。因て命じて師を旋し、岡崎に還る。家康岡崎に至るや、石川數正を遣はし、信雄・秀吉の陣に到り、新に兩國の和成るを賀せしむ。抑も家康は、何故に此の和睦を聞て驚きしか、初め信雄・秀吉の確執生じ、信雄の來て援を家康に求むるや、家康義に託して兵を出だすと雖も、實は奇貨なり居くべしとしたり。即ち秀吉・信雄を鵝蚌とし、己漁父となつて、尾張一國を併吞せんと計りたるなり。而して戦ひは既に數月に亘り、計は歩歩成熟の期に近づき、心私に笑を浮べてありしに、俄然この媾和の議を聞くに及びては、家康たるもの、豈に掌中の璧を奪はれたる感なからざらんや。家康の驚くは固より其處と謂ふべし。しかも家康に先だちて驚きたる者は秀吉なるべし。秀吉は何に因て驚きしか、秀吉は、家康が此の姦謀を觀破して驚きしなり。秀吉は元是れ信雄を以て眼上の疣としたればこそ、特に事を構へてまでも、敢て之を除かんとしたるなれ。然るに今家康の計をして成らしめば、其害は、嘗、眼上の疣の比のみにあらざれば、

家康が尾州併呑の計敗る



始めて其計を知りたる時の秀吉の驚きは、今家康の媾和を聞きたる驚きよりも、更に又甚だしきものありけんかし。即ち秀吉の和睦を急ぎし所以も、家康の和睦を驚きし所以も、其機の動く所は、同一點に在りたれども、秀吉は唯、その一籌を先じたる故に、其驚きの結果を、家康と異にするを得たるなり。あはれ此時、兩雄の心裡に如何なる感か涌きたりけん。而して此間の祕密を解せざる信雄は、又如何なる感をか懷きけん。若し唯、天下泰平を喜ぶの外、他に何物も思ふなからしめば、信雄は遂に兩雄の弄物と成り畢らんのみ。

井伊直政  
の加増

斯くて十一日には、信雄・秀吉は、桑名の西矢田河原に會盟せしが、秀吉は此時信雄の前に至り、膝を屈し砂上に俯伏して曰く、「今日再び天日を拜するを得、何の喜か之に加へん。此恩長く忘るべからず」と。因て良劔を献じ、且つ信雄の切望により、犬山城を返附せしかば、二家の驩は舊に倍しぬ。尋で秀吉は、尾濃の國務軍政を、堀尾茂助・義晴・一柳市助直末に委し、大坂に凱旋せしが、十二日從三位權大納言に昇叙せられければ、家康も參河に還り、終に濱松に還りたるなり。○徳川家康已に濱松に歸り、功を論じ賞を行ふこと各、差ありしが、中にも井伊直政が今度の功は拔群なりとて、二萬石を加増し、舊領に併せて六萬石とならしむ。乃ち故井伊直盛の所領悉くを領するに至れるなり。但し此の六萬石の中には、近藤・鈴木・菅沼等、三人衆の所領を含めるなり。何となれば附屬諸士の知行高を、部將の領地に合算するは、當時の慣例なればなり。(井伊家傳記・井伊家系圖) ○今川氏眞の臣に、高井助次郎實重といふ者あり、常に氏眞に隨て去らず。又戰役あるごとに、必ず徳川勢に從ふを常とせり。小牧の役にも從軍せしが、殊功なきを恥ぢて、深く家康に謝する所ありければ、家康之を慰めて曰く、「氏眞軍人の後、汝常に奉仕して去らず、其の功勞は、豈に千度

今川の臣  
高井實重

秀吉の講  
和使濱松  
に至る

の鎗、萬級の首に劣らんや」と。實重ますます謝して止まざりき。○廿六日、羽柴秀吉の使者、富田平右衛門・門知信・津田隼人・信重、北畠信雄の使者、瀧川三郎兵衛等、遠州濱松城に到て和議を講ず。議成らずして還る。初め秀吉の大阪に歸るや、信重・知信を召して曰く、「吾先に信雄と戦ふも、家康と戦ひしにあらず、而して今已に信雄と和したれば、また家康とも和せんとするなり。然れども吾より直ちに家康に議するは、少しく事態を失するに似たれば、必ず信雄と共にせずばあるべからず。汝等往て信雄と議せよ」と。二人往いて信雄に告ぐ。信雄即ち三郎兵衛を遣はし、二人と與に俱にせしむ。此に於て、家康一門譜代の重臣を召して曰く、「秀吉使者を遣はし、信雄を介して吾と和せんと欲す。當に之を如何に處すべき」と。諸將相顧みて未だ言はず。石川伯耆守數正は、既に志を秀吉に通ぜしが、膝を進め説て曰く、「當時秀吉の威武は天下に輝き、四海統一の功も、將に遠きにあらざらんとす。而して我國は、北に上杉、東に北條あり、今これを拒絶せば、三面に敵を受くるなり、豈に危からずや。秀吉より和議を發せしは倖なり、速に和睦し給ふこそ、實に國家長久の基たるべけれ」と家康之を聞き、大に怒て曰く、「吾は秀吉の猛威を恐れて、汝等を召して議するにあらざるなり」と。家康終に答へず。三使要を得ずして還れり。(大関記・徳川實記)

石川數正  
和をすす  
む

一説、家康群臣と和議の可否を議す。石川數正進みて曰く、「羽柴氏天下の半を保ち、列侯皆服せり。君の衆其半に敵せず、而して北に上杉あり、東に北條あり、三面に敵を受くるは長策にあらず、亟に好を修むるに若かず」と。家康色を作して曰く、「詢るところは義の可否のみ、我兵寡しと雖も、豈に彼を畏れんや。今に迨て雌雄を定めずんば、更に曷日を俟たんや」と、遂に使者を辭す。(豊鑑・御年譜・野史)



越中富山城主佐成政に雪を分け、松に到る

○十二月四日、越中國守佐内藏助成政、遠州濱松に至る。(當代記) 大久保七郎右衛門忠世迎へて之を饗す。成政素より秀吉と快からず。嘗て信孝・勝家の亂にも之に與せしが、茲年信雄の亂にも亦信雄に與し、敢て秀吉を討ぜんと欲せしなり。是を以て、今も北國に在りて、秀吉の將前田又左衛門利家と相争ひ、末森・鳥越・鷹巢・俱利伽羅・今石動・河尻・荒山等所所に於て、合戦止む時なかりしが、此比成政つらつら以謂らく、「北畠殿は先君の子なれども、爲人凡庸にして、大事を議するに足らず、之に反し、徳川家康は謀略に富める大將にして、故右府公に恩ある者なれば、之と相謀らば、或は成ることもあらん。而して濱松へ往かんには、今、冬の中にして雪深ければ、道路は困難なるべけれども、戦争も暫く爲し難く、かたがた敵の目を脱し、此城を出でんは、今に如くことなるべし」と。遂に心を決し、十一月十六日、從者百人許と、密に越中富山城を出で、白雪皚皚として路をも分かね山谷を踏破すること殆んど十日、更に越の險をも越えんとせしかば、從者等未だ其意を知らず、日一日と怪訝を増し、遂に堪へがたくて、何處へ往かんとし給ふかと問ふに至りぬ。成政曰く、吾は是より遠州に至り、徳川家康を見て軍議を決し、秀吉を誅し、信雄を助けて以て、天下の武將と仰がせ、故右大臣家の厚恩に報せんとするなり。此事疾く汝等に知らしめたくは思ひしが、謀の機微に漏れ、前田又左衛門の偵知して、速に兵を出だし、我が行を妨げんことをなも恐れて告げざりき、然れども今は富山を出でて、十日にも餘りなんとすれば、又左衛門へ洩るる憂もなければ告ぐるなり。吾初め城を出づる時、病に託して外間に宣したれば、假令又左衛門漏聞くとも、其の虚實を伺はんは五六日は要すべし。其後、幸に其實を探り得とも、軍勢催促には又五六日を要すべし。然れば、彌よ兵を出だ

し攻めたらんには、廿日許の日子をば費さざるべからず、而して我が遠州行を計るに、往還廿日を充てば足りなんとす。故に此の二十日間を病に擬し、其の外聞を防がんがため、伽の者五六人、給仕の小姓十人のみに、起誓せしめて後言ひ含め、朝夕常の如く配膳せしむる事とはしつ。汝等も吾が此の苦衷を察し、雪中の寒烈をも恐れず、努力強行せよ」と。百人の從者等も、爰に始めて疑雲を拂ひしが、元來此等の從者は、雪に泥まぬ青年を選びたるなれば、積雪の深きには懼れざれども、暮れ易き冬の日に、大山の麓深谷の崖、道なき所を辿り行くなれば、一夜を明さん宿も必しがたく、多くは木の下岩の陰に露宿し、袖うち拂ふ術もななく、食は缺かねども、火もなく湯もなし、手足龜まり四體凍ゆる中に、彼の櫓を押し行くなれば、其の艱難は筆舌の及ぶ所にあらざるべし。一夜遙に南方を眺むるに、山麓と思ほしき所に火影のあるは、人住む里のありて、折燒柴の煙なるべし。成政主従は之に力を得て、疲勞を忘れて馳せ降り、煙を標に野人の伏屋に到れば、主人は驚き家族は怖れ、擧家皆な遁走せんとせしを、從者の一人建部兵庫、言葉靜かに制して曰く、「驚く勿れ驚く勿れ、是は越中より信州深志に赴く旅人なるが、計らずも此の大雪に遭ひ、道踏み迷ひて此に到れるなり。幸に宿を貸し道を教へよ」と、數多金銀を出だし與ふるに、家人等事の意外に驚き、又悦ぶこと限りなし、新に食を整へて歡待し、明くるを待ちて案内し、懇に道の依るべき筋を教へて、再び迷ふこと無からしめけり。斯くて成政主従は、此月一日上諏訪に著きければ、城主諏訪安藝守頼忠、驛書を馳せて濱松に報ず。濱松にては之を聞き、乗馬五十四、駄馬百匹を備へ、人を遣はして之を駿河に送り、且つ沿道の旅宿を整ふる等、缺くる所なく準備し以て迎へしめければ、成政等主従大に悦び、今日恙なく濱松に着し

家康馬を遣はして成政を迎ふ



けるなり。(徳川實記)

佐佐成政の系

佐佐成政は、佐佐木三郎盛綱の孫、加地七郎左衛門尉氏綱に出づ。氏綱上總國佐佐庄を賜はり、始めて此に住し、遂に以て氏となす。氏綱十代の孫、佐佐餘五左衛門大夫盛政、外戚菅原氏に頼りて成長し、又其氏を冒して菅原氏を稱し、尾州に住し織田家に仕へしが、成政は其の五男なりといふ。

濱松城中に佐佐成政を養す

家康成政會談

○此月、徳川家康權大納言に従三位に叙せらる。(公卿補任・國史畧・逸史・野史) ○十二月五日、徳川家康濱松城に在り、佐佐成政を饗し、以て遠路來訪の勞を謝す。成政曰く、「君深く故右府の舊好を重じ、大兵を出だして信雄卿を助け、尾・參の野に秀吉の鋭鋒を挫き給ひしは、洵に仁義の師と謂ふべく、獨り我が深く謝する所のみならず、天下學つて感ずる所なり。希くは其義を今日に止めず、長く織田家に施し、織田家をして天下を統一せしめ、以て故右府の素志を貫き、以て右府をして地下に瞑せしめよ」と、即ち嘗て信長より賜ふ所の脇差を贈る。家康曰く、「百里の雪を踏で訪ひ給ふ厚意、洵に謝する所を知らず。君家を思ふ忠義に因るとはいへ、鐵心石腸の人にあらざるよりは、誰か復た能く之を爲さん。抑も我今度秀吉と銚楯に及びしことは、全く信雄卿の依頼黙止し難きに因るものにして、一身を賭して全力を注ぎたるも、亦唯故右府の恩に報いんとしたるのみ。毫も秀吉と宿怨あつて然りしにあらざれば、彼の郡國を侵すが如きに至ては、豈に夢にだに想はんや。然れば今已に信雄・秀吉和成りし上は、我より軍を起して、秀吉と干戈相見る故はあらざれども、秀吉若し姦計を弄し、信雄の與黨を亡さんが爲め、例へば足下の越中を奪はんとするか、或は足下自ら決する所あり、故君の爲めに義兵を起し給ふこともあらんか、我豈に力を盡む者ならんや。必ずや分に

應じて兵を出だし以て後詰せん」と。成政大に悦び、且つ曰く、「先に故右府公、近畿數國を領じ給ひしと雖も、若し信玄・謙信力を戮せ心を協へ、北陸・東山より攻登ることもあらば、敗亡を免れんは難き業なりけんかし。是と同じく、秀吉今近畿數國を領すれども、公また遠・參の故國に、駿・甲・信を併せて、五ヶ國を領じ給へば、信玄の兵勢に優ること萬萬、而して成政不肖と雖も、謙信の分國越中を領すれば、稍、謙信の勢にも似たらんか。故に公若し今の言に違はず、幸に成政と合し給はば、何ぞ信玄・謙信の連横したるに異ならん。即ち天下を横行すとも、誰か能く之を止めん。況んや秀吉をや、之を滅すに於て何かあらん」と。因て辭し去る。成政去るに臨み、家康揮して高力與次郎正長を召し、成政に謁せしめて曰く、「是れ累代勇略の士なり」と。成政曰く、「當時諸侯多しと雖も、譜代勇健の士に富むことは、公の家に及ぶものなし。洵に羨望に堪へざるなり」と。

成政舉兵を信雄に勸む

是より成政は、尾州清洲に赴きしが、信雄たまたま吉良に鷹野しければ、此處にて信雄に謁し、(當代記)因て諫めて曰く、「今度秀吉と和し給ひしは、寔に策を失するの甚だしきものと謂ふべし、全く彼の姦計に陥らせ給へるなり。然れども去る者は追ふべからず、來る者は尙ほ迎ふべし。仰ぎ冀くば再び圖を改め、明春に至らば家康を頼みて兵を擧げ、急に大阪に攻め上らせ給ふべし。臣また一報を得ば、直ちに上つて、京師に於て謁すべし」と。然るに信雄更に用ゐる色なし。成政曰く、「然らば明春再び議を奉るべし」と。又大雪を分けて越中に歸りけるが、途中詠じて曰く、

何事もかはりはてたる世の中を知らでや雪のしろくふるらん

事蹟

九七三



信雄終に  
成政の言  
を用ゐず

成政歸て後、信雄・秀吉の和は益、固くなりければ、成政が寒中雪中の苦辛も、明春の淡雪と消えて空しくなりける。而して濱松に於ては亦、酒井忠次専ら之を不可とし、家康を諫めて曰く、「當家は、信長の弓箭をさへ、さばかり精練とは思はれざりき。況んや成政をや。抑も彼は自から如何なる者と思へるか、疇昔まで信長の臣たりしものが、今來て自から英雄の謙信に比し、君を信玄に擬し、其武を我に對比して憚らざるは、豈に奇恠ならずや。此の一事、以て彼の會盟を破るに足る」と。家康未だ答へず。其後忠次自から人を遣はし、參河より越中への通路を檢せしめしに、歸り報じて曰く、「道路險隘にして人馬並行くべからず。而して積雪重疊なれば、春三月尙ほ馬蹄泥むべし」と。因て忠次之家康に告ぐ。家康遂に忠次に聽き、使者を越中に遣はし、援兵の約を止む。即ち信雄の懦弱と、家康の變節とに因て、成政の苦忠は畫餅に歸したるなり。

家康盟に  
背く

家康の性  
行

抑も忠次の論ずる所は、果して彼の盟約を渝ふるに値するものにや。家康の武勇を、信玄の武勇に擬することの何か無禮なる。成政自から謙信に比すれば何か奇恠なる。成政自からこの概なくんば、何ぞ百里氷雪を踏みて此に至らんや。忠次豈に之を知らざらん。家康豈に之を辨ぜざらんや、知て之を説き、辨じて之に従ふ。君臣共に利を計るに是れ急にして、義を爲すの心なきに因るにあらざらんや。義を行ふ心なくして、而も之を装はんとすればこそ、此の如き言行も出来るなれ。凡そ家康の行ふ所は、終始みな是にして、實に表に鱗の皮を被りて、裡に虎狼の心を蓄ふともいふべからん。而して戰國の世に處し、將士相欺き相讎る間に之を行ふは、尙ほ姦雄の常行事として容すべきも、世治平に屬して後も、尙ほ之を改むる能はず、之を子孫

信雄濱松  
に至る

に傳へ、畏くも之を皇室に施し、二百餘年間、萬乗の君を苦め奉るに至ては、將た之を何とか云はん。徳川の流を汲む者は、共に稱して仁義の君と稱すれども、其他に誰か之を首肯する者あらん。然れども當時家康の威名漸く高く、これを怖るる者漸く増加せしにや、諸國大名の、密に使命を通ずる者も亦少なからず、芦名・伊達・長曾我部・吉川等の如きは即ち是なり、小田原の北條左京大夫氏直も、此頃其臣廿人連署の起請文を贈り、以て彌、無二の心を明かにしければ、家康も棟梁の臣、及び牧野・菅沼の如き國士に命じて誓盟せしめ、是を小田原に贈り以て、之が應答とせりといへば、徳川氏の根據はますます固しと謂ふべきか。○十四日、織田信雄遠州濱松に到る。(松平家忠日記) 先づ酒井河内守重忠の亭に入て憩ひ、尋で城中に赴き、家康に面し、厚く前役の勞を謝して曰く、「先に秀吉自から和を請うて以來、溫和從順にして、殆んど性を變じたるが如く、再び吾を稱して君主といふに至れるが、是皆な公の援助の效にあらざるはなし」と、大に悦びて其恩を謝せり。○十五日、徳川家康、濱松城に織田信雄を饗す。信雄徐に家康に謂うて曰く、「公は素より秀吉に恩怨あるなし。先の事は、亡父の義を延べて信雄に及ぼし、信雄を哀むの情より發せられたるのみ。而して信雄已に秀吉と和したれば、公と秀吉との争は、其根自から絶えたりと謂ふべし。請ふ公も亦速に和せよ。秀吉も已に和好の意ありて、公にして若し諾し給はば、秀吉は天下泰平のために、公の一子を養て子となし、以て兩家の親を結ばんと望みつつあるなり。而して信雄に於ても、此の如きは最も希ふ所なり」と、勸誘最も努めたりき。秀吉は前に信雄と和するや、尋で家康をも旗下に招かんと欲し、津田・富田等を濱松に遣はしけるに、家康答へず。二人空しく歸りければ、秀吉は爾來心を勞すること少なからず、彼を思ひ是を

信雄和を  
勸む

信雄濱松  
に饗せら  
る



思ひ、此頃また信雄に謂うて曰く、「秀吉今に至て一子なし、聞く家康は子多しと、若し彼の兒一人を養て子とするを得ば、二家親を加へ、延ては長く天下泰平の基ともなるべければ、仰ぎ希くば君能く之を計り給へ」と。信雄も其言の切なるを見て、深く其情を憐み、遂に之を諾せり。故に今家康を見て説くも、亦此の如く懇切なるなり。而して秀吉は、別に又土方勘兵衛雄久を遣はし、其意を告げしむるに會し、家康も敢て辭するの利にあらざるを知りけん、答へて曰く、「天下泰平の爲とならば、吾何ぞ一子を吝まん」と。異父同母の弟、三郎四郎定勝を遣はすべく約せり。信雄之を聞て大に悦び、直に之を大阪に報す。(野史・藩翰譜・御年譜) 思ふに、秀吉今一子を養うて子とせんといふも、其實は質子を強要むるなり。何ぞ一子を吝まんといふも、其實は子を質するを辭せずといふなり。天正十三年六月十一日、織田信雄、書を徳川家康に贈て曰、

於義丸大  
阪に質と  
なる

於義伊殿石川勝千代人質とは申候へども、人質には秀吉せらるべきにては無之候、云云(古簡雜纂) 是に依て見れば、人質といふが公然の名にして、養子といふは、寧ろ秀吉の好意に出でしものと謂ふべきか。然らば養子云々の議は、後世江戸時代の史家の潤飾したるものにて、當時斯る議の、和談の箇條に上りたるにはあらざりけらし。○廿五日、織田信雄濱松を辭して歸る。酒井河内守先導して、參州吉良に到り放鷹せしむ。家康の命に依るなり。信雄その厚遇を謝し、遊獵數日にして尾州に歸る。信雄既に歸る。家康命じて三郎四郎の旅装を整へしむ。三郎四郎之母之を拒みて曰く、「先に三郎四郎の兄源三郎康俊、出でて今川家に質となり、尋で甲州の囚となり、辛苦多年、纔に逃れ歸ると雖も、終に廢人となりて早世せり、吾常に之を思うて忘るる能はず、而して今吾が頼む所は、獨り三郎四郎一人あるのみ、如何ぞ再び忍びて悔を遺さ

結城少將  
秀康

んや、他國へ遣らんこと、曾て吾が想はざる所なり」と。家康強ふる能はず、遂に更めて於義丸を上洛せしむ。於義丸時に年十二、石川數正の子勝千代、本多作左衛門の子仙千代、其他、成瀬藤六・小栗大六・高力與二郎・牧野主膳等に命じて隨行せしめ、石川伯耆守守護して上る。秀吉悦ぶこと斜ならず、尋で元服の典を擧げ、羽柴參河守秀康と稱せしめ、河内國にて食邑一萬石を給す。(野史・徳川實記・御年譜) 是れ後に結城少將秀康と稱する人なり。

天正十八年春、結城晴朝、其臣多賀谷安藝を大坂に遣はし、秀吉に請はしめて曰く、「晴朝齡已に半百に及べども、女子のみにて、男子の家を繼ぐべき者なし。願くは公族一人を養うて、家祀を紹がしむるを得しめよ」と。秀吉曰く、「善し、於義丸を昇へん」と。安藝命を將ふ者に謂うて曰く、「そも丸とは如何なる人ぞ」と。秀吉坐を隔てて之を聞き、未だ語の畢らざるに、呼て曰く、「是れ吾が子なり、汝なんぞ疑ふ」と。安藝畏れて復言はず。八月、晴朝親ら來り迎へ、婚儀を修め、尋で自ら老して閑居し、領邑十萬千石を秀康に譲り、名を秀翰と改めしが、後また今の名に復す。(三松傳・武家譜)

瀬名氏  
新三郎正  
友  
野地御殿

家康が佐佐成政の盟約を破りしも、此に至らば誰か首肯せざる者あらん。(藩翰譜) ○今川伊豫守氏詮の嫡子、源五郎正勝年十五、徳川家に仕へて家人に列せらる。後に瀬名氏と稱するは是なり。○因幡國の浪人新三郎正友、當時豆州葦山城主北條美濃守氏規に仕へしが、此頃故あつて濱松に至り、家康に仕へ家人に列せらる。其子吉左衛門正元、後に執筆を掌る。○此歳、遠州引佐郡佐久城を破壊す。野地村の御殿竣工したればなり。此の野地屋形は、初め本多百介普請奉行となり、百介殺されて後、上杉庄左衛門奉行となつて築く所なり。(濱名古代領主記) ○家康命じて、遠州中泉に屋形を修築せしめ、以て放鷹休息の所となす。(御殿由緒)



中泉御殿

是れ中泉御殿の始なり。此の屋形は、伊奈熊藏普請奉行となり築く所にして、竣工の後は、警衛其他の用

五名村二  
所権現

小高郷

五名村

役・馬持・出役等、すべて中泉の人民に命ぜられたれば、町屋敷の地子錢は、悉く之を免除せられしといふ。天正十四年、家康駿府城に移て後も、屢々來つて滞留し、四方に放鷹すること、十日、二十日に及ぶことも少なからず、關原役にも、此館に宿して發したりき。○遠州佐野郡五明村、二所権現の祠を造營す。祠は五名村のうち、小高といふ所に在りて、箱根・三嶋の神を合祀すれば、二所権現と稱するなりとぞ。寛正六年、永正十七年の古棟札存すれども、何れも小高郷五名村とあれば、古の小高郷は此邊なるべし。抑も五名村といふは、上西郷村高萩川の西北に在りて、山麓に接する地方なるが、初め松浦・山本・佐野・小澤・中村の五氏來て、協力一致開墾したる地方なれば、終に五名を以て、村名に負はしむるに至れりといふ。而して鎮守神に、箱根・三嶋の神を勧請せしに因て考ふれば、寛正六年の棟札に併せて、其頃關東より五氏の移住したるものと知らると、或人の考なり。五名後に五明に作る。(掛川志稿)

(天正十年六月二十五日脱稿)

家康岡崎  
に往く  
家康濱松  
に歸る  
天野清兵衛  
秀吉院御  
所を修む

◆十三年正月十六日、徳川家康、濱松を發し岡崎に至る。滞留すること十餘日。(松平家忠日記) ○二月一日、徳川家康、岡崎を出でて濱松に歸る。(松平家忠日記) ○廿日、濱松城の普請奉行天野清兵衛・權田織部等、參州深溝に赴く。深溝は、松平主殿助家忠の居城なり。(松平家忠日記) ○三月十日、皇太子誠仁親王、御齡既に盛に在せば、御即位の御沙汰あらせ給ふべしと雖も、頃日院御所の廢頽甚だしく、今上皇帝御護位の後、移り給ふべき様もなし。權大納言羽柴秀吉、詔を蒙り、感激措く能はず、前田徳善院玄以を民部卿法印に任じ、修理職大夫に准じ、院御所の經營を掌らしめしが、此に至て其工を竣へ、御即位、御受禪とも

家康甲州  
より歸る

家康癱を  
病む

に、古典に則りて行はせ給ふべき由を奏しければ、天皇敬感斜ならず、詔して秀吉を内大臣正二位に叙し給ふ。秀吉の此舉、故織田右府の遺志を繼ぎたるものと思へて、奉公の志、洵に貴くも感ぜらるるなり。然れども詔を蒙らずして、此事あらしめばと、尙ほ厭かず思はるる節なきにしもあらずなむ。○六月七日、徳川家康、甲州より濱松に歸る。蓋し信州上田城主眞田昌幸反跡あるに因り、先に甲州に至て、其の動靜を按じたるなり。○廿六日、徳川家康濱松城に在りて、癱、背に發し痛むこと甚だし、小姓に命じ、蛤貝を用ゐて之を挟み、膿血を絞らしめけるに、痛苦ますます甚だしく、膨脹いよいよ大に、煩悶呻吟の状見るに忍びず。されども衆唯枕を擁するのみにて、また手を觸るべきにあらず。内外の醫師等、祕術を盡して療しけれども、是又其效なければ、只日に衰弱に陥るのみにて、既に命旦夕に逼るとも見えける。家康自からも亦、運命窮るとや思ひけん、宗族の家人等を召し集め、密に後事を託しぬ。此事一たび外間に漏るるや、上下の愕きは實に名狀すべくもあらず。士農工商は、おのおの其分に應じ、四方に狂奔して神社佛閣に詣で、丹誠をこめて其の快癒を祈願せしが、中には食を絶ち命を捧げ、身を以て代らんと禱る者もありけらし。然れば此説早くも近國に傳はり、家康は既に死せりといふ者さへあるに至りぬ。

時に本多作左衛門重次も、枕を擁して侍しけるが、涕淚滂沱として曰く、「殿も定めて覺えさせ給ふらん、重次が昔この病を受けつるとき、糟谷政則入道長閑といふ者の治療に依て、立どころに快くなりつることを、然れば今日も、彼を召して診せしめ給へかし」と、家康聽かずして曰く、「止みなむ止みなむ。諸醫既に手を束ねて施さん術もなし。且つ家康も已に死を決したれば、此上の治療は益なきのみかは、此期に臨みて

本多作左  
衛門の忠  
言



愁ひに療治だてしなば、且つは命を惜みて天命を知らざるに似たり。由なきこととして、世の嗤を蒙るは、家康が死しての後の恥なり。心なきことを言ふ者かな」と、更に諾ふ色も見えざりき。重次之を聞き、嚇として曰く、「斯る難症の腫物を思ひ侮つて、輕輕しき手術を施し給へばこそ、斯る重症に陥つて、諸醫も手を下し難きに至りたるなれ。然るを尙ほ懲りずまに、良醫して治せしめんといふをも用ひ給はず、茫然として爲す所も知らず、徒に死期の至るを待ち給ふの愚さよ。これぞ寔に犬死といふものにやらん。君の心がらとはいへ亦可惜らしき命ならずや。諸醫術盡きぬといへば、彼等幾百人集るとも、將た何の益かあるべき。醫師輩も、十の八九は快かるまじくいへば、よも誤りはあるまじ。あはれ又何をか謂はん。いでこの作左衛門が君の先途仕らん。老いて世に益なき身の、如何で君に後れての供奉をせん。然れば是ぞ最後の別なる」と、涙と共に立ちて行く。家康大に驚き、近侍に命じて疾く止めしむ。近侍走て命を傳ふ。作左衛門怒つて曰く、「最後の暇を請うて退く者と知りながら、今更止むるとは何事ぞ、武士を恥かしむるは無禮なり」と、また出でんとす。近侍曰く、「命あつて止むるを、止まらじといふは臣子の本分か、且つ君の命を傳へて止むるは我等が任なり。我等が任を空うして、越度の責を負ふとも、君は還らじといふか、さるにては大人氣なし本多殿」と。作左衛門答ふる能はず。復た還る。

家康召して作左の死を止む

家康重次を見て曰く、「作左、汝已に狂するか、何ぞ其言の暴なるや。試に思へ、余未だ死したるにあらず、唯、病重しといふに過ぎず。將又家康死すとすも、汝等の任は、我が生前よりも死後こそ重きなれ。汝等の在るに依て、我も安じて死するを得るにあらずや。特に汝の如き故老の存するあつて、始めて子孫をも輔

鬼作左の述懐

翼し、家國をも統治すべければ、汝等は務めて生を衛り身を養ひ、以て一日も長く生存し、我が幼者を育てて人と成らしめ、我が社稷を守て長く絶えざらしむること、我に對して忠なる所以の道にあらずや。然るに何ぞや、益なき殉死をせんとするは、我に先だち死して何の益かある。構へて構へて止まるべし」と。作左衛門怒りの眼に涙を湛へて曰く、「否否然らず。凡そ事は人に因て異なり。臣もし二三十年も若かりせば、假令命を蒙るとも、殿の如く、分別もなく犬死する人の殉死は辭退すべし。然れども今既に六十に垂んとし、且つ年少より數ヶ所の戦に臨み、傷を負ふことも唯、二三のみにはあらず。手指は切られて全からず。足は突かれて跛となり、且つ眼も僅に一隻を存するのみにして、世人の所謂不具といふ不具は、悉く臣が一身に集つて、五尺の一小體、傷うけぬ所もなし。斯れば已に世に交らふべき身にもあらぬを、殿の情けの深きに依り、殿の光りを仰ぐに依り、譜代外様の將士まで、卑みもせず侮りもせず、人がましく交るのみかは、恐れられもし敬はれもするなり。然るに今唯一の頼なる殿に別れなば、身の侮られんは更にも言はじ、國家の無事も如何なり。他國大名の窺窺は素より、女婿と親み給ふ小田原侯さへ、思へば明日をも頼みかたぎにあらずや。獨り臣のみならず、若き輩も、齡盛の殿に、末長く仕へんと頼みし甲斐もなく、今忽に死別れ、氣沮み力落つるあらば、勁敵四方より攻至るとも、誰か果敢果敢しき矢一筋も引出づる者あらん。徳川家の滅亡は、踵を回らす追もあるべからざるなり。然るを臣今末遠からぬ命を惜み、長らへて其の災厄に遭ひもせば、人は稱して何とかいふらん。彼の老髦せる不具者を見よや、彼は、徳川家の古老と呼ばれし作左衛門ならずや、如何に命惜しとも、など斯くは世に恥をさらし路に迷ふらん。あな心なき老人よと嗤られな



ば、老後の恥辱之に過ぐるはなかるべし。殷鑒遠からず淺利氏に在り。淺利氏は、武田氏に仕へて武勇の名高く、近頃まで上下に尊ばれし人なれども、一たび死所を過まり當家に來れば、本多平八郎の下に屬し、匂坂黨にも席を隔てて下り、さらぬ人にも、手を束ね膝を屈めて諂ふさま、憫れとも痛ましも云はん方なしとは、臣が常に感ずる所なり。然れども今に至て思へば、是れ決して他人の事ならず、既に我身に逼りたるなり。則ち臣が今死せんと欲するは、菅、殿に後るるを悲しむ而已にもあらず、又自己の前途を慮るの致すところなり」と、且つ泣き且つ語りければ、家康も之を聞き、共に涙を拭ひつつ、曰く、「汝が言ふ所理なり。然らば今治療の事を、汝が心のままに任せなば、たとひ家康天命極まりて死すとも、汝も亦家康の心に從ひ、如何なる恥見んとも、一日も長く生存して、後事を處せんとするや否や」と。曰く、「重次が言だに用ゐ給はば、重次争でか君の命に背くべき」と。曰く、「然らば召せ」と。重次大に喜び、出でて長閑を携へ來たり。長閑診して曰く、「灸治可ならん」と、藥籠に索めて、一帖藥を出だして曰く、「此藥を塗抹して後、艾を双六の筒の大にして据ゑ給ふべし」と。重次自から艾を取て据うるに、毫も其痛を感ずることなし。再び艾を増加するに及んで、僅に之を覺りけると。其後また藥を塗り藥を服しければ、其效忽ち現はれ、夜半に至て潰決し、膿血射出して、暫くは止まらざりしが、懊惱頓に減じて、心氣も自ら爽快を覺えけり。重次之を見て大に喜び、感極まりて堪へがたかりけん、聲を放つて號泣せり。近侍伺候の輩も、死者の蘇せしを見るが如く、悉く感涙に咽びて、能く言ふ者は無かりきとぞ。而して家康の病は、七月十日に至て全愈せるなり。

家康病癒

灸治起原

疾に灸治することは、いとふるき世よりのことと見えて、政事要畧に引くところ、醫疾令の文に見えたり。かかれ

ば、大寶・養老の比、はやく已に行はれしにや、その後寶龜の比、灸の穢の沙汰あること、文保記にあり。また大同類聚方の序に、湯艾之治といふことも、日本後記に見えたり。今の如く盛にはあらざりしに、鎌倉將軍家の世には、もはや盛に行はれしと見えて、何れの書にも見えたり。かかれ、欽明帝の朝、百濟國より醫博士を貢しかば、その頃より追追用ひしなるべけれど、熟艾は、かなたより舶來のものを用ひて、延喜のころより、吾邦に製熟することにあらずや。さしも草の名の、延喜以前のものに見えざればなり。(灸艾考) 按するに、後三年合戦繪詞の中に、手負に、素霽水溝等の穴に、灸治するところを畫がきたり。この繪詞のことは、吉記・吾妻鏡などにも見ゆれば、鎌倉將軍の前よりありしものなり。(提醒紀談)

上杉景勝  
家康の病  
を憂ふ

初め家康の病重きや、或は其死を傳ふるに至りけるが、上杉景勝越後に在りて之を聞き、家人に謂うて曰く、「今世謙信・信玄死して後、天下の將器は獨り家康にあるのみ。然るに今又此人死せば、天下弓箭の道は長く絶ゆべし。惜むべきかな」と、嘆息して止まざりしが、後家康之を聞いて曰く、「謙信・信玄は數年に涉りて弓箭を争ひ、互に勁敵として憚りしが、信玄の死するや、謙信聞いて甚だ惜めりといふ。彼家には今尚ほ其の遺風存せるか」と、稱歎措かざりきとぞ。(言行録・徳川實記・藩翰譜・岩淵夜話) ○七月十一日、豊臣秀吉關白に任じ從一位に叙せられ、天下兵馬の權を掌握し、諸政を統ぶ。豊臣の姓始めて見ゆ。秀吉元來微賤に起り、姓氏詳かならず。初め木下氏を稱し、尋で羽柴氏に改め、近頃また藤原氏を稱せしが、關白に任ぜらるるに及び、朝廷更に豊臣朝臣の姓を賜ひしなり。然れば豊臣氏は、秀吉を祖とするなり。或は秀吉の豊臣姓を賜ふこと、天正十四年十二月、太政大臣となりし時とす。(王代一覽・公卿補任・逸史)

豊臣秀吉  
關白に任  
す

秀吉が藤原と氏をかへんとおもはれしは、元土民なれば、草かりのなりのほりといふ心にて、かの鎌足の御名もあれ



ばとてなり。しかるに植通公承知なければ、菊亭殿のはからひにて、新姓をたまはりしなり。(後全漫録)

秀吉内大臣藤原晴季と議し、前關白近衛前久の假子となり、平氏を更めて藤原氏となる。(國史實錄) 秀吉藤原氏とならんと欲す。前久許可す。前關白九條尙實可かす。於是、前久(龍山公)尙實と大徳寺に於て相論す。時に秀吉之を聞きて謂ふ、「否とよ、孤糾累斯の如し、藤原氏と爲らんよりは、新に孤が姓を擇び稱するに如かす」と、晴季爲に姓氏録を撰考し、更に豊臣氏と稱す。(戴恩記) 秀吉或は平氏と稱し、又藤原氏を稱す。(豊臣家譜) 秀吉藤原氏を改め、豊臣氏となす。(公卿補任・諡號雜記)

秀吉關白となり尊從一位に進み、遂に奏して恩を推し、子弟功臣を叙することあり。參覲の日、公卿及び諸侯の京師に在る者みな従ふ。儀衛の盛なること前代比なし。(豊鑑・國史畧・殘太平記) 秀吉既に中原を裁定し、諸道の歳入二百萬石、府庫充溢せり。因て謂らく、「頃年師旅荐りに興り、將士罷困すれば、獨り自ら封殖すべからず」と、乃ち棚を京師に設け、金五千枚・銀三萬枚を出だす。(野史)

當時の幣は、金銀を以て板となす。大さ後の大銀金の如くにして方なり。便に隨て、割切りて之を用ふる。又、諸國抗務の鑄造する所のものに、錠銀・碎銀等ありて、天下に並行せり。然れども枚數を以て數ふるものは、皆な方板の幣なりと云。

家康上田城を攻む

昌幸爲人

○十九日、徳川家康駿府に至り、令を諸將に下し、以て上田城を攻めしむ。上田は信州に在り。眞田昌幸の居城なり。昌幸は安房守と稱し、彈正幸隆の子にして、初め武藤喜兵衛と稱せしが、其兄源太左衛門信綱、天正三年長篠の軍に戦死して後、兄の家を繼ぎて安房守に改む。昌幸幼稚より武田氏に仕へ、信玄勝頼父子の戦に従ひ、合戦の間に年を経ければ、最も謀略に長じたり。或は昌幸を評して云ふ、「昌幸は謀略に長ずと雖も、權譎詐謀を是として、仁義の道あることを知らず、武田氏亡びて後は織田家に従ひ、織田殿横死の後には上杉氏に屬し、又北條氏に通じ徳川氏に降り、後又密に志を秀吉に通じぬ。昌幸の反覆常なきこと概ね此の如く、其の胸中の危険なることは、孟門・太行の艱難にも超えたりといふべきか云云」と。是れ徳川史家の説にして、仁義の道を知らざる者は、獨り昌幸のみならず、昌幸より甚だしき者また少なからざれば、是を以て直ちに昌幸のみは責めかたかるべけれども、徳川臣屬の、昌幸を觀る眼の如何を知るに足るべきか云と、或人云ふ。

昌幸沼田を拒む

抑も家康の昌幸を征する所以を如何にといふに、初め家康の北條氏と和するや、上州は悉く北條氏の所領に歸し、信州は悉く徳川氏に屬すべしとの約なりければ、北條氏は、已に其の所屬佐久郡を、徳川氏に譲りたれども、徳川氏は、未だ上州を渡す能はず、就中、沼田は昌幸の領邑にして、昌幸毫も渡すべき色も見えねば、北條氏は、沼田の開城を催すこと最も急なりき。此に於て、家康は、昌幸をして沼田を去らしめんと欲し、昌幸に命じて曰く、「速に沼田を去て北條氏に送るべし。交換の地は後に與ふべし」と。昌幸従はずして曰く、「沼田の地は、某が武力に依て切取したる地、即ち我が武功を記する地にして、徳川家より附與せられたる地にあらず。熟・思ふに、前年甲州に於て、氏直と鋒を争ひ給ふ時、昌幸身命を抛つて、公の幕下に屬し、爾來軍忠を盡すこと一再ならず。然るに賜ふ所は、唯、上田の一城のみ。我は常に恩賞の薄きに過るを訝るを、今又何の罪ありて、我が武功の沼田を奪つて、北條氏に送らんとはせらるるぞ。此の如きは、夢にだに想はざる所なり」と。固く執て聽かず。尋で使者を大坂に遣はし、悉に其意を述べて、上杉景勝の家



家康決上  
田征伐

人須田相模・嶋津淡路に依り、永く關白家の被官たらんことを請はしむ。關白秀吉大に悦び、曰く、「眞田は一城の主、其勢微なるべし。上杉より加勢を遣はすべし」と。即ち其意を含めて、密使を景勝に送りけり。此事早くも徳川家に聞えければ、家康大に怒て曰く、「彼もし領地の代償を憂へば、幾度も來て我に請ふべし。然るに之を爲さずして、直ちに秀吉に降るとは何事ぞ。速に其罪を糺し、以て後の戒とせざるべからず」と。此に於て、大久保七郎右衛門忠世・鳥居彦右衛門元忠・平岩七之助親吉を將とし、松平修理亮康國・岡部彌次郎長盛・諏訪小太郎頼永・保科越前守正直・三枝平右衛門昌吉・屋代左衛門勝永・城和泉昌茂・小笠原掃部大夫・松岡刑部・下條伊豆・曾根下野・知久與左衛門・春日河内・遠山兵部・大草帶刀・駒井右京・相川主馬・小池筑前・今福和泉・塚根監物・武川衆の座光寺等、總べて七千餘騎を從へ、以て上田城を攻めしむ。柴田七九郎康忠も命を受けて從ふ。家康衆を勵まして曰く、「汝等の武勇を以てせば、上田の小城は蹂躪するも難からず」と。是より、諸將また出軍の準備に忙しかるべし。○八月六日、遠州井伊谷領主井伊直政の母某、濱松の士松下源太郎の宅に在て死す。骸を井伊谷龍潭寺に送り、南溪和尚導師となつて厚葬し、法名を永護院蘭庭宗徳大姉といふ。松下源太郎は、南溪和尚と共に直政を助け、直政の家康に仕へて後に至るまでも、厚く輔翼したる由緒あればとて、互に相約して曰く、「直政一人の爲に、俱に艱難を共にし、與に辛苦を嘗めたる義は、永く忘るべからず。縦ひ子孫邑を遠國に食み、遠く他國に移ることありとも、遺骸は必ず龍潭寺に送葬し、永世龍潭寺の大檀越たるべし」と。然れば松下氏は、後に梵鐘を龍潭寺に寄進せしが、其銘にも大旦那松下志摩守一定と刻せしなり。志摩守一定は、直政の實母の姪にして、源太郎の養子となりしものなり。

龍潭寺

松下志摩  
守

井伊直政  
の母死す

東海道

(井伊家傳記・井伊家系圖) ○十八日、參州深溝城主松平主殿助家忠、駿府に到り家康に謁し、出でて長沼に陣す。駿府城經營のためなり。家忠この行を、日記に記して曰く、  
 十四日 雨降、駿河府中普請に、しらすか迄こし候。  
 十五日 夜大雨降、みつけ迄こし候。  
 十六日 水出候て、堀こし迄こし候。  
 十七日 嶋田までこし候。  
 十八日 駿府殿様へ出候て、長沼に陣取候。云云 (松平家忠日記)

駿府土木  
創始

根來法師  
濱松に到

是より駿府城は日日の普請にして、翌月廿二三日頃まで繼續せり。或曰ふ、「此時、駿府の館を變じて城郭となす。乃ち駿府城の創始は此に在り」と。今この日記を按ずるに、見附より東に向はず、東北に出でて堀越村を過ぎ、懸川に到りしもの如し。是れ東海間道にして、本道の洪水漲溢を避け、山手を迂廻したるものならん。○廿二日、紀州根來寺の衆徒、愛染院・根來大膳・根來小道者、其他福永院の和泉坊・歸一坊・順一坊・無玉坊・鳴神左衛門・赤堀等二百餘人、逃れて遠州濱松に到る。家康扶助して之を留め、後命じて皆な士籍に列せしむ。初め小牧の役起るや、徳川家康密に使者を紀州に遣はし、雜賀の徒、及び畠山左衛門佐貞政、四國の長曾我部土佐守元親等に説き、秀吉の兵を濃・尾に出だすを窺ひ、共に勢を合して、大阪を襲はしめんとす。貞政・元親等みな之に従ひ、貞政は、紀州雜賀並に、根來の傳法院衆徒を誘ひ、元親は、四國の海賊を説くに、來り從ふ者甚だ多し。此に於て、二人は、日を期して大阪に到らんとし、謀既に成る。則ち渡



邊和泉・江嶋太郎左衛門を使者として旨を授け、小牧の陣に到りて家康に面し、以て謀を議せしむ。時恰も、秀吉・信雄の和睦成りし後なりければ、家康悔恨久うして曰く、「此事今少し早からましかば、秀吉を亡ぼすと難からざらましを。假令秀吉鬼神なりと雖も、東西勢を合して挾撃せんに、なかか支ふるを得ん。然るに彼の運強きか、我が運非なるか、已に和成りて施すに所なし。然れども機再會なしと謂ふべからず。須らく隠忍して待つべきなり」と、懇に使者を饗して遣り還し、書を附して元親を慰む。貞政・元親書を得て、亦望を失す。

此時に當て、秀吉は家康と和せんとしたれども、未だ意の如くなる能はざれば、暫く之を度外に置き、先づ紀州雜賀の徒を征伏し、進みて四國を討平し、然る後また計る所あるべしとなし、茲年三月廿二日、大に兵を起し、勢を合して紀州に亂入せしめしに、根來山の衆徒等、豫め秀吉に此謀ありと聞き、濱澤・田中・畑・積善寺・赤堀等、所所の要害に砦壘を築き、雜賀の徒を招きて、俱に與に守らしむ。中にも積善寺には、濠を圍らすこと二三重、出原右京・山田天智坊・根來大膳・三位坊・大夫坊、長橋の正地坊・明智院・西藏院・長壽院・正徳院・近木忠次郎・熊取坊等、偏竟の壯士三百六十人に、根來より來たる者を合せ、總べて九千五百人を籠めて守らしめ、其他高井に二百人、畑中に千五百人、澤村に六千人楯籠り、各、防戦の準備に追なかりき。廿三日、秀吉令して諸將の向ふ所を定め、弟秀長並に三好秀次をして千石堀に向はしめ、長岡與一郎忠興・稻葉彦六典通、其他筒井・大谷等をして積善寺に、蒲生忠三郎氏郷・中川藤兵衛秀政・高山南坊友祥等をして濱澤に、長谷川藤五郎秀一・堀久太郎秀政等をして根來に向はしむ。既にして秀一・秀政等兵一萬五千を

率ひ、進みて根來寺を攻めしに、千石堀に據れる敵兵、愛染院・福泉院等五百人を引率し、來て其横を討せんとす。秀次之を見て、田中久兵衛に命じて秀政を援はしむ。筒井・長谷川等、また同じく馳せ到つて敵を退け、勢に乗じて千石堀・積善寺を圍み、短兵急に攻撃せしに、周圍は塹濠深く、城中は箭丸壘かに、弓銃こもこも發して、巧みに防禦の術を施しければ、寄手大に攻め艱みてぞ見えし。時に筒井は、頻りに火箭を放ちて城中を射しが、其矢たまたま櫓上の火藥箱に中りければ、爆然として破裂し、城中忽ち煙となり火となり、混混朦朧としてまた戦ふ可らず。血氣の僧軍も防戦の術なく、城を棄てて四方に遁走せり。千石堀・積善寺の二城、已に陥りたれば、其他の諸砦みな守を失ひ、士卒先を争て逃亡し、暫くにして諸壘空虚となりぬ。

秀吉は已に諸城を陥れ、一の枝城だに残す所なかりしが、巢窟を顛覆して、長く禍根を斷つは、此時に在りとし、遂に兵を進めて根來山を圍み、四方より火を放ちて焼かしむ。根來寺は一乘山と號し、紀州那賀郡西坂本に在り、一に大傳法院とも號す。大治五年、覺鑊上人の開起にて、初め小傳法院と稱せしが、鳥羽天皇の勅願所となり、天承元年改築して後、大傳法院といふ。而して之を高野山より西坂本に移ししは、正應三年三月僧頼瑜の時とす。建武以來亂世に屬し、軍卒の狼藉甚だしかりしより、僧家また兵仗を蓄へて守りしが、此寺終に僧兵第一と稱せられ、諸堂坊舎二千七百餘宇の大伽藍に至りしも、一朝にして秀吉の兵火を被り、堂塔忽として焦土となり、覺鑊四百四十餘年の遺跡も、影をだに止めざるに至れるこそ哀なれ。但し傳法院のみは、不審議にも獨り火煙の中に残りければ、後秀吉京師に移し、南禪寺に寄附せりといふ。



根來寺已に滅びて後、一山衆徒の討漏されたる輩の、愛染院・根來大膳等、竊に逃れて伊勢に至り、祠官某に依りて潛匿せしを、家康遙に聞きて、密に使を遣はして之を召しければ、衆徒等今濱松に到れるなり。因て成瀬吉右衛門正一介して、焼火間に至り、家康に謁せしむるに、家康引き見て、人毎に其の俗姓を問ひ、且つ曰く、「後當に相當の俸祿を給すべし」と、即ち熨斗蛇を與へ、堪忍料を授け、又、料理を與へて去らしむ。去るを待て、吉右衛門自ら己が邸に衆徒を招き、酒肴を供へて饗しければ、衆徒等上下共に喜び、今日始めて、魚味を食したりと語りあへりとなん。後尋で悉く還俗せしめ、上位の者一二人を昵近衆に列し、其他は皆な吉右衛門に屬せしめしが、是れぞ聽て根來同心の濫觴なる。或曰、後世旗本に根來の氏族あるは、皆な此輩の後葉なれば、此時已に旗本に屬して、先鋒に加へられしなり。世に根來組と稱するものは乃ち是」と。又一説に、成瀬吉右衛門と、伊奈圖書との二家に分屬せしむともいふ。根來衆徒に、大納言坊といふあり、還俗して根來右京進盛重と稱し、後元和八年十二月八日、和泉國代官を命ぜらる。云云。○廿五日、遠州周智郡相月村大洞若子城主、奥山加賀守定吉卒す。法名は長奥壽山居士。定吉は奥山能登守定之の次子にして、相月の地三千五百貫を領せり。相月は奥山郷に在り、綾付と書するを正とす。(遠江風土記傳)

根來同心  
根來組

相月の領  
主奥山氏

徳川勢上  
田に向ふ

○閏八月二日、徳川家の諸將、相率ひて信州上田に向て發す。先是、上杉景勝は秀吉の命を蒙り、眞田昌幸の援兵として、河田攝津・本庄豊前・安田上總等を將とし、川中嶋衆六千五百餘人を附し、密に上田に入て其の牙城に入らしめ、又、藤田信吉に兵千三百を率ひて、猿馬場に次せしめしが、是れ先月十七日の事なれば、徳川勢の至ること遅きに因て、頗る無聊に苦めりといふ。又、昌幸も已に景勝の援軍を得て、大に勢力

を増し、諸將を集め議して曰く、千曲川の支流加賀川は、城を距ること二里なれば、敵の渉るを待ち、半ば渡るを伐たば、必ず利あらんと思ふは如何にと。板垣修理亮曰く、「半ば濟るを伐たば、恐くは危からん、臣意ふに、彼をして水を踏えしめ、輕卒を出だして弱を示し、逃げて敵を誘ひ、城下まで至りて返り討ち、敵もし火を放たば、烟をつきて出で戦はば、利を獲むこと疑あるべからず。之に反し、大將の謀の如くならんには、徳川勢は、もと甲信の健士なるがゆゑに、初め其の半途を伐て、聊か利を得と雖も、彼もし我が次を亂して逐ふを見て、後軍を以て來戦はば、勝利は必ずべからじ」と。昌幸之に従ふ。則ち子信幸をして砥並城を守り、矢澤頼棟をして矢澤を守らしめ、而して自らは子城に嬰り、柵を樹て伏を設くるなど、(大三川志)徐に軍略智謀を運らして、已に徳川勢を迎ふる計は熟せしといふ。然るに徳川勢は毫も之を知ることなく、大久保・平岩・鳥居・柴田等、上田に到るや否や、使者を城中に遣はし、昌幸に謂はしめて曰く、「徳川殿、子が無禮の答を怒らせられ、我等をして子の罪を問はしむ。然れども今にして前非を悔い、罪を謝し過を改め、無二の忠勤を勵まんとならば、徳川殿必ずしも深く咎め給はず、大海の量を以て、前過を寛容せらるる所あるべし」と。昌幸使者を見て、謹て答へて曰く、「田舎武士禮法を辨ぜず、前に仁義の命を蒙りて、之に答ふるに其道を以てせず、無禮の罪重くして、洵に逃るる所を知らず。然るに之を深くも咎め給はず、今又寛大の言を蒙る。誠歡誠喜、依ては此の上田城を諸君に呈すべし。希くは昌幸が不肖の罪を憐み、徳川公に先容して、寛仁の沙汰の下るやう計り給へ」と、因て同族海野三郎右衛門を遣はし、使者と共に徳川勢の陣に至り、陳謝し且つ謂はしめて曰く、「願くは三日の猶豫を賜へ、以て城中の掃除に充てん」と。大久保・鳥

昌幸徳川  
勢を欺く



徳川勢敗績

居・平岩等以爲らく、其或は然らんと、之を聽す。(武家事記・徳川實記)○十五日、徳川家康、駿府を發し濱松に歸る。○二十日、岡部彌次郎信州上田城を攻め、得る所の首級を濱松に送る。初め上田城主眞田昌幸、城渡の猶豫を請ふこと三日、其期滿つるや、又使者を遣はし請うて曰く、「先に三日の猶豫を蒙り、幸に城中の掃除は終ふるを得たれども、未だ家人等、家族の方向を定むるに遑あらず、而して家人の妻子を、路頭に迷はしむるは、安房が生涯の恥辱とする處なれば、何れへか安堵の地を與へて、移らしめんと欲するなり。あはれ前の猶豫、昌幸の心を憐み給うての事ならば、更に三日の恩を垂れ給へ、昌幸懇願の至りに堪へず」と。徳川勢は之を謀とも知らず、「郎等を愛憐するの情、當に然るべきなり」と、復た之を聽し、露營の中に爲すこともなく、唯、三日の過ぐるを待ちてけり。昌幸は幼より武田信玄の軍に従ひ、面に甲・越の戦術軍略を學び、甲・信に名を得たる、勇略に富める老将なるに、今や關白秀吉の後援に依り、上杉景勝の援兵を得、敵を欺きて時日を延べ、思ふが儘に戦備を整へたれば、早く徳川が鎗先の鋭鈍を試みんと、心中竊に笑を湛へて、一向時機の至るを待ちたりける。

峽雲

凡そ信州には、深山にのみ雨降りて、山麓の郷里には毫も雨らぬことあり。之を稱して峽雲ヤシシレといふ。峽雲夜間にあれば、晝間千曲川漲り、晝あれば夜漲るを常とするを、昨夜天少しく曇りて後、夜明けて未だ晴る趣なければ、昌幸大に悦びて曰く、「峽雲や峽雲や、夜間の峽雲や、晝間必ず千曲川を漲らすべし。抑も我が城下の加賀川は、千曲川の支流なれば、今日豈に漲溢せざることやある。戦ふは今日なり。今日を措いて復たあるべからず」と。乃ち使者を馳せて、徳川勢の陣に到り、謂はしめて曰く、「前日の恩免に依り、家中

徳川勢欺かる

の妻子を安堵の地に移さんと欲し、東西に奔走して縁者を求め、依頼すること三日に及べども、徳川殿の敵の子をばとて、快く應ずる者一人もなく、今は力竭きて詮方を知らず、主従城を枕にして、潔く討死するの外なければ、過日の恩義に背くに似たれども、武士の面目として、徒に我城を敵に與ふべからず。諸君請ふ速に來て力取せよ」と、馬を門外に立て、大呼して逸去せり、陣中の諸將之を聞き、其の始めて欺かるるを知り、大に驚き且つ怒て曰く、「惡むべき反賊眞田やな。先づ其の使者を斬て、軍神を祭れ」と、奔き罵れども、其の甲斐はなかりき。

徳川の諸將は、恥ぢ且つ怒るの餘り、徐に謀を議するの追もなく、前後の陣列を約することもせず、唯一氣に城を屠らんと欲しけん、我劣らじと馳出でたりける。城中の昌幸は之を見て、少しく足輕兵を出だして、銃を發せしめけれども、烈火の如く怒れる兵は、何ぞ之に恐れん、邁進して之に當れば、足輕勢支へずして走るを、徳川勢は、急に追撃して城下に逼る。城下に河あり。小流なれども水勢急なり。寄手は是をも憚らず、一直線に徒渉して、大手の町口を乗入つたり。城兵時田出羽守・望月備中守等二人、これを見て四百餘人と走り出で、暫く戦つてまた逃去る。大久保・鳥居等思ふらく、「果して敵は羸弱なり」と。彌、追撃して顧みる所もなく、遂に町口二ヶ所を撃破せり。眞田の計にや、小路小路の要害に、葭の簾を懸け置きしが、其の近傍には又、美しき衣服・織物・帯、其他金銀蒔繪の器物等を、數も知らず散亂せしめたり。寄手の士卒等、之を見るより馳せ至り、弓銃を捨てて争取る。其状恰も敵の前に在るを忘れたるが如く、諸將連りに制すれども聞かず、我を忘れて奪ひ合ふ折しもあれ、銃聲天地に響き互り、彈丸雨の脚より繁かり、是な

事

蹟



む。喰違なる葭籬の陰に匿れ居たる城兵の發つものなりける。寄手の士卒、死する者須臾にして千有餘人、諸將ますます怒つて、火を上風に放ち、此町悉くを焼かんといふを、柴田七九郎獨り制して曰く、「若し此町に火起らば、我兵途を何れに取らんとするか」と、終に焼かしめず。

眞田昌幸は、上杉の援兵を本丸に據らしめ、次子源三郎幸村と、共に軍勢を引まとめ、二丸の武者屯にて床几に依り、悠然として戦況を見て居しが、敵兵漸く二丸近く攻め寄つたりとの報、頻頻箭を突き至るを見て、徐に床几を起ち、源三郎並に來福寺と、三人一所に至り、泰然として湯漬を食し、諸勢にも食を取らしめ、暫くして曰く、「時至る」と、馬を呼んで打乗り、采配取て令して曰く、「首を取る勿れ、只驅立てよ」と。因て城門を開かせ突出すれば、總勢齊しく吶喊して驍進し、群る敵中に亂れ入て、縦横に突き廻る。寄手の諸將も必死となり、士卒を勵まし戦へども、先鋒已に亂れて收拾すべからず。小路狭くして進退途を失ふを、昌幸見て以て乗すべしとなし、相圖の小旗を段段と振へば、嫡子源次郎信幸は砥並城より、重臣矢嶋但馬は矢澤城より、各五百騎づつを率ゐ、馳せて海野平に至り陣す。其状寄手の後を遮らんとするが如し。徳川の諸將之を見て兵を分ち、前後の敵に當らんとせしが、昌幸の謀は、此にも遺算なかりけん、小野山、大間村の邊に伏置きたる郷人二千許り、齊しく起て鬨を上げ、銃口を攢めて敵射せり。寄手の兵は心猛なりと雖も、三方の敵は防ぎ難く、總軍敗潰して川原表に退く。城兵勝に乗じて、激しく追撃しければ、參河武士の究竟なる者のみにても、討死三百五十餘人の多きに及べり。大久保・鳥居・平岩・岡部等之を見て、留り戦つて諸勢を恙なく引かしめんとする所に、大久保の家人本多主水・平岩の家人尾崎左門兄弟三人は、最も

後に留り戦ひしが、此の兄弟も終に成な討死せり。岡部の家人に酒井與九郎重頼といふ者あり、尾崎兄弟の討たるるを見、歸り戦つて其敵を討て首を得しが、今日徳川勢にて首を得たるは、唯、與九郎一人あるのみといふ。(野史・大三河志)

八月、信濃國眞田阿波守居城也、依、家康公仰、甲、信、人数相勳、寄手少少敗軍の體也。此眞田は、去年、家康公隨、自、去年、秀吉公、奉、從、于、今、家康公、不、從、之間、如、斯。(當代記)

平岩親吉

此時、平岩七之助の陣と、甲州先方武川衆の隊とは、未だ甚だしく亂れざりしに、上杉勢の大關彌九郎・嶋津月下齋等五百餘騎、蹄を揃へて横より討て懸りければ、是も支へ難くて忽ちに破れ、右往左往散亂せしが、中に小見孫七郎といふ者あり、獨り返戦して討死せり。乙部藤吉・高木主水は弓にて、畔柳孫左衛門・今村傳四郎は銃にて、互に力を發せて防戦ひしが、五百騎突き至るに及で、高木危く見えけるを、今村・畔柳等馳せ至り、銃を以て敵を拂ひ、纔に高木を助けて、諸勢と加賀村に退くを得たり。然るに加賀村に到て間もなく、峽雲の洪水殺到し、加賀川に漲溢しければ、參河勢の溺死する者幾何なるを知らず。寄手は今や自ら背水の陣となり、遁れんとするも通る處なきを知り、怯臆變じて勇猛となり、川岸より返して憤戦しければ、城兵支へかねて遂に退走し、徳川勢は少しく陣形を整ふるところに、城兵望月主水といふ者あり、此状を見て大呼衆を勵まし、再び返し來て急撃しければ、寄手又終に大に敗績せり。大久保忠世は、散亂せる味方を集めんと欲し、馬を吉田岱に留め、命じて旗捺物を立てしむるに、之を見て先づ馳せ到るを、其弟平助忠教となす。時に一敵兵あり、黒絲威の鎧を着、平助を追ふこと最も急なり。平助突倒して僅に免るる

大久保忠世



を得たり。大久保の兵等、忠世の旗を見て馳せ集る者漸くに多く、須臾にして百人許に至りければ、忠世兄弟之を率ゐて、加賀川を隔てて陣す。陣中敵一人あり、日置五左衛門といふ。昌幸の家人なり。紛れ入て忠世兄弟を狙へるなるべし。平助之を知て曰く、「三卷せざるは味方にあらず、其れ討て」と。足達善一郎政定走り寄て突くに、鞍の前輪に中りて入らず、日置の從者馳せ至て政定を突く。平助また走り至て、日置を突かんとせしを、日置の從者四五人來り隔て、鎗を集めて平助の鎗を絡み落す。日置これに間を得、虎口を脱して走り行くを、氣多勘六追撃して後より突く。其鎗日置の脇腰を掠めて過ぐるを、日置は顧みもせず、馳せて眞田の陣に還れり。

岡田彌次郎・松平修理亮・天野金太夫・小笠原越中・波切孫七郎等も殿して後に止まり、奮戦して追兵を防ぎ、諸勢を徐に退かしめけるが、大久保忠世は、追兵の群至するを見、平岩の陣所に馳せ至り、説いて曰く、「眞田は今對岸の地に陣すれども、部下は皆な追撃に加はつて、本陣は其兵少し。我輩二人逼り撃たば、彼を擊殺するも亦難からず、速に兵を出だし給へ」と。平岩曰く、「否否彼謀あり。必ずしも少兵と謂ふべからず。想ふに伏あらん。輕擧して再び敗るれば、復た起つべからず」と聽かず。忠世は去て鳥居・保科等に勸めしが亦應へず。忠世曰く、「然らば川を越ゆるを要せず、請ふ河岸に進め、我が一隊にて擊攘すべし」と。また答へず、忠世激怒して曰く、「如何せん、下戸に酒を強ふるが如きを、無益の言を費してけり」と、即ち歸る。偶、平助來て曰く、「早く銃手を岸に出だし給へ」と。忠世答へず、唯拳を振るのみ。平助曰く、「唯、拳を振るのみにては知り難し」と。忠世曰く、「諸將皆な腰抜けて用ゐ難し」と。平助止むを得ず、兵を收めて

本道を還る。昌幸之を見て、敵の戰意なきを知り、螺を吹いて城に入る。(野史) 鳥居・平岩等の諸將は、昌幸の退くを見て、始めて息を復し、負傷を助けて、漸く大間村に到れば、豈に計らんや、鬱蒼たる深林中より、一隊の伏兵起らんとは、櫻井備中といふ者、足輕兵を指揮して、頻りに銃撃するなりけり。銃丸雨飛して、面を向くべくもあらぬに、已に崩立つたる寄手の總勢の、不意も今又この伏兵に襲はるるなれば、定に千騎も萬騎に見ゆらんか、臆病神の誘ふまにまに潰走せり。此に因て、今夜は本の陣所にも止まり難く、山麓に近づきて布陣せしが、夜襲もあらんかと、木葉の揺るるにも心止まりて、終宵睡る能はざりきと、此は是れ、去る十八日の戰の概略なり。(武家事記)

鞠子城

十九日に至て、徳川勢の諸將相議し、鞠子城を攻めんとて兵を出だす。鞠子は上田の枝城にして、眞田の一族海野三郎右衛門の守る所なり。徳川勢は、前日の敗辱を雪がんと欲し、軍令を嚴にし、進軍に意を用ゐ、隊伍整整として筑摩川を越え、八重原に到て陣す。此時昌幸父子は、上杉勢等と相合し、威風堂堂として、八重原の下を通過し、手白塚に到て陣し、徳川勢の先鋒、松平康國・諏訪頼永・岡部長盛等と相防ぐ。大久保忠世此狀を見て戰ふべしとなし、柴田七九郎康忠を使者とし、鳥居・平岩の陣に赴き、謂はしめて曰く、「公等速に筑摩川を渡りて、我が兵の後詰せよ。我進みて敵陣を中斷し、禰津原に追迫し、前後より狹撃せば、恐らくは敵一人も生還するを得じ」と。二人共に従はずして曰く、「眞田常に奇計を好む。今如何なる計あるも知るべからず、前日の戰は、全く軽く攻めしに因て敗北せしなり。今日の戰豈に深く慎まざるべけんや」と。七九郎還り報す。忠世大に怒り、「再び往いて謂はしめて曰く、「唯、岸まで兵を出せ、我は敢て一戰



せんと欲するなり」と。鳥居曰く、「試みに思へ、今日の敵は、獨り眞田の勢のみならず、また上杉が大勢も續くと見えたり。若し無謀に戦を挑まば、昨日の敗を反復するに過ぎず」と、終に聽かず。忠世止むを得ず、又小笠原・保科等を説かしむるに、二將も、前日の戦に、多く股肱の士を失ひたるのみならず、傷を負ふ者も亦少なからず。且つ鳥居・平岩出でざるに、我輩のみは出で難しとて従はず。忠世は益々怒りて手兵を率ひ、岡部・諏訪等の後につづき、八重原に出でて陣せしが、此日は、唯、足輕銃手の小迫合に過ぎざりき。

(野史・武家事記)

斯くて、廿日乃ち今日に至るや、昌幸父子は歩卒に雜り、岡部・柴田等の陣に近づき至り、聲を勵まし指揮せしが、大久保忠世早くも認め、使者を平岩・鳥居等二將に遣はし、告げしめて曰く、「今、昌幸父子の足輕に雜り來て、士卒を指揮するを見る。岡部は已に鋒を交へたり。急ぎ士卒を出さるべし」と。二人また答へず。其後、時移れども二將出でざれば、岡部彌次郎は、僅に手兵のみを率ひ、進みて眞田の兵を討て追却せしが、部下の兵松井與兵衛・杉山惣藏・所藤内・千野十助及び松平康國の兵近藤四郎三郎等、皆な鎗を合せて功名あり。忠世は鳥居・平岩等と、使者を往復する間に時を費し、機を逸して戦ふ能はず、後悔して曰く、先に長盛・康國等と共に出でて戦はば、昌幸父子の中、一人は討つべかりしを、あらぬ事に時を費して、爲す無くして止みけり」とて、切齒して憤れども甲斐なかりき。斯くて岡部は、今日得る所の首を箱にし、特使を派して、家康の實驗に供せしなり。(野史) ○廿三日、徳川家康濱松にあり、上田の敗報を得て大に驚き、井伊萬千代直政・松平周防守康重・大須賀五郎左衛門康高・牧野右馬亮康成・菅沼小大膳定利等に五千騎

上田の敗報

上田戦況

を附し、往て上田を助け攻めしむ。(野史・徳川實記・大三川志) ○徳川勢の信州に在る者は、前日の大敗に懲りて、復た近づき攻めず、唯、遠く城を圍繞して隊伍を整へ、堅く守て敵狀を偵ふに過ぎず、偵うて隙を認めれば、時に夜討朝懸等、種種に策を運らし、城兵を駭惱すことはなきにしもあらざれども、總勢を擧つての激戦は曾てあらざりき。眞田昌幸も、徳川勢の、或は土居を築き、或は柵を設くるを見、屢、城外に出でて、其の虚實を察しけるが、備厚くして、持重の體見えければ、長陣の覺悟あるを覺り、諸將を集めて商議を凝らしけるは、「此頃の敵情を按ずるに、土居を築き、刈田を務むること連りなり。或は家康の來るを待つにはあらざるか、今、其の實否を知らんには、敵兵一人を虜にするより善きはなし、汝等其れ心して戦へ」と。

兩軍持重

是より諸隊壯士を選出して、敵を誘致して戦はしめしに、暫くにして、參河武士一人を生擒し來たる者あり。因て召問ふに、曰く、「徳川殿出陣の事は聞かざれども、井伊・本多の諸將等、大軍を率ゐて來援くとは、誤りなき報の如し」と。昌幸曰く、「果して然るか、吾が察するに違はざりき」と。乃ち諸隊に令し、此後は總べて出で戦ふことを止め、只管防禦の備を厚くせしめ、上杉勢をも戒めて、敵の向陣に挑むことなからしむ。尋で又、次子源三郎幸村を遣はして、上杉景勝に質たらしめ、以て景勝の自から出づるを請ひしが、景勝之を見て大に悦び、川中嶋屋代郷一萬石を分ちて幸村に與へ、且つ大軍を出だすべきを約せりといふ。既にして徳川氏の援兵井伊萬千代等到り、一撃を試みんと欲し、斥騎を出だし虚を窺はしむれども、未だ隙の乘すべきものあらず。昌幸も亦景勝の至るを待ちて戦を欲せず、堅く守て出でざれば、兩軍ただ持重して、戦を見ざること廿餘日に及べりとぞ。(野史・徳川實記・武家事記) ○廿四日、駿府城の土木工終り、松平家忠歸

駿府城竣工



岡部の功

途に就く。家忠途に遠州岡本に到り、池野有助の家に宿し、有助の兒を召し、脇差を出だし與へて去るとぞ。(松平家忠日記) ○廿六日、岡部彌次郎長盛送る所の首級、今日始めて濱松に到る。使者曰く、「此の首級は、去る廿日鞠子の戦に得たる物にして、長盛の家臣、松井與兵衛は魁の功、大塚正右衛門・所藤内は鎗合、小鹿は鎗脇の弓、望月は場中の功名、植松・小泉は崩際の功名、内藤・杉山・千野の三人は、打留の功名なり」と、其他具に上申する所ありければ、家康その拔群の勇武を嘉みし、賞するに感状を以てせり。

今度於<sub>テ</sub>丸子表、自身碎<sub>レ</sub>手働<sub>ク</sub>之儀感<sub>入</sub>候、殊<sub>ニ</sub>其方家中<sub>ニ</sub>之者共、無<sub>キ</sub>比類<sub>ニ</sub>働<sub>ク</sub>之由、是又神妙<sub>ニ</sub>候、則首尾合候者感状遣<sub>ハシ</sub>候、彌、無<sub>キ</sub>油斷<sub>ニ</sub>軍忠專<sub>一</sub>候、猶村上彌右衛門尉可<sub>レ</sub>申<sub>ス</sub>候、恐恐謹言。

天正十三後八月廿六日

家 康

岡部彌次郎殿

松井孫一

○廿八日、徳川家康、書を大久保忠世に贈り、其の部下松井孫一郎が、鞠子奮戦の功を賞す。

今度於<sub>テ</sub>丸子河原<sub>ニ</sub>被<sub>レ</sub>官人松井孫一郎敵前<sub>ヘ</sub>押詰、首<sub>一</sub>討<sub>チ</sub>捕<sub>リ</sub>候由、粉骨<sub>之</sub>至<sub>リ</sub>候、彌、可<sub>レ</sub>勵<sub>キ</sub>戰功<sub>之</sub>由、可<sub>レ</sub>申<sub>ス</sub>候狀如<sub>レ</sub>件。

天正十三年後八月廿八日

朱印

大久保七郎右衛門殿

松井宗直

○九月十一日、徳川家康、感状を松井與兵衛宗直に與へ、信州鞠子に於ける奮戦の功を賞し、家人の列に加ふ。松井與兵衛は、今川家の舊臣、松井宗左衛門宗保の子にして、今川氏滅亡後、徳川氏に屬せしものなり。

今度於<sub>テ</sub>丸子河原<sub>ニ</sub>致<sub>シ</sub>先掛<sub>ハ</sub>、已<sub>ニ</sub>粉骨<sub>ノ</sub>處、無<sub>キ</sub>比類<sub>ニ</sub>働<sub>ク</sub>、先<sub>以</sub>神妙<sub>ノ</sub>之<sub>至</sub>也、彌、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>抽<sub>キ</sub>軍忠<sub>者</sub>也。

天正十三<sub>乙</sub>酉年九月十一日

家 康

松井與兵衛殿

家康上田  
征師を召  
還す

○十七日、徳川家康、駿府城を出でて濱松に歸る。(松平家忠日記) ○廿四日、徳川家康、使者を信州上田に遣はし、令を諸將に傳へ、速に軍を徹して還らしむ。先是。兩軍相持して未だ戦はず。關白豊臣秀吉、頻りに命を上杉景勝に下し、昌幸を助けて、徳川勢を討たしめんとす。因て景勝も命を奉じ、近日大軍を率ゐて、上田に發せんとす。報濱松に達す。家康驚愕、色を變じて曰く、「然らば、我兵生きて還る者、一人も無けん」と、因て急使を馳せて、此令を傳へしめしなり。(徳川實記・野史) ○廿六日、未明、信州上田征討の徳川勢、順次陣を徹して還る。初め井伊直政・松平周防守康重二人、普議して曰く、「堅城前にあり、勁敵後にあり、師を收むるに如かず」と、乃ち師を回す。又曰く、「特に弱を示して敵を誘ひ、近づくと待ちて大に返し、大に敵を撃破し、以て敗還の名を雪がん」と、乃ち本隊に後ること四五町、徐に陣を引て還る。直政の隊は近藤石見守康用、康重の隊は岡田竹右衛門元次後拒たり。昌幸の家人、根津・海野等之を見て、議して曰く、「直政・康重の後拒、甚だ薄弱なり、以て一蹴せんか」と、昌幸之を制して曰く、「後拒に任ずる近藤・岡田等は、皆な是れ一騎當千の士なり、今敵状を見て按ずるに、彼特に本隊に後れ、弱を示して敵を誘ひ、大返して以て功を奏せんとするもの如し。見よ、士卒も戦を待つ色あるにあらずや、輕輕しく手な出し」と、卒一人をも城外に出さず。是を以て直政・康重成す所なく、纔に鞠子の民家に放火して虚勢を張り、



徐に繰引にして、直政は遠江に、康重は駿河に還れり。而して鳥居・平岩二人は、途より勝間ヶ反の砦に入り、後甲州に叛る。

岡部長盛殿

時に、岡部彌次郎長盛は、獨り衆に異なり、人の急ぎ還るをも顧みず、悠然として騒ぐ色なく、尋で厠に入り、久しうして出でず。士卒外より催して曰く、「諸隊遠く距りて、影だに望むべからず」と。長盛内より制して曰く、「急ぐ勿れ」と。其後厠より出で、又、坐して曰く、「腹空うしては、遠く行くべからず」と。命じて湯漬を出さしむ。食し終りし時は、諸將に後ること、已に二里餘にもなりけん、即ち悉く陣屋陣屋を焼き拂ひ、徐ろに士卒を引て去れり。敵・味方の見る者聞く者、「あはれ殿や」と感ぜぬ者はなかりきとぞ。諸將の軍を退くるや、家康命を傳へ、大久保忠世を止めて、小諸を守り、以て眞田の押へたらしめ、松平康國・保科・諏訪・屋代・下條・知久・松岡・小笠原等は、各その居城に在て、忠世の命を受けしむ。(國史實錄・漫録)

大塚兵右衛門の勇

世に傳ふ 岡部彌次郎濱松に歸て、家康に謁しければ、家康深く鞠子の勇戦を嘉し、併せて其の家人等の功を賞揚せしが、尋で家康問うて曰く、「今度鎗合の高名者に、大塚兵右衛門といふ者あり、想起す、今より十四年以前、味方原の戦の時、汝の父次郎右衛門正綱は、信玄の部下に在て勇戦せしが、正綱の隊にて、我が兵杉山十度兵衛を討てり。其時其名を大塚とか聞きつるが、彼の兵右衛門にはあらじか」と。彌次郎曰く、「寔に然り。其日大塚いふ、濱松衆の中に三人あり。常に唐ノ頭を掛けて魁せり。想ふに若くは隊長ならんか、今日ノ戦にも亦必ず出づべし。武人戦場に出でては、尋常の功に安すべからず。自餘の敵には目も觸れまじ、唐ノ頭一人討たては止まじ」と、大言壯語して軍に臨みしが、果して唐ノ頭を得て還り、首と共に携へ來て、次郎右衛門に示しぬ。是れ即ち十度兵衛なりしか、其後、勝頼聞いて唐ノ頭を見んといふより、兵右衛門携へ至れるに、勝頼懇に望み、感狀に替へて深く秘藏せり」と。家康ますます其勇を稱す。

濱松城中の議

小田原濱松起請交換

○廿八日、去廿五日、家康參州吉良に赴きて後は、酒井左衛門尉濱松城に留守たりしが、俄に急使を馳せて諸將を召しければ、諸將檄を得て馳到り、今日悉く濱松城中に會同せり。左衛門尉議して曰く、「聞く此頃、列國みな質を秀吉に送ると、我國も亦、列國に倣うて質を出すべきか、將た出だすべからざるか」と。諸將咸な曰く、「何ぞ列國の倣に倣うて質を出さん。若し關白來るも戦あらんのみ」と。此日、小田原の老臣二十人の起請文、濱松に到る。濱松の諸將及び其の家人等、また皆な起請を製し、小田原に送り、以て二家相背かざるを約す。(松平家忠日記) 蓋し徳川家の外交策は、東に親みて、西に強からんとするにあるなり。東に屈する膝は伸び易きも、西に屈する膝は復た伸ぶべからず。故に早晚雌伏すべき時はあるべけれども、重きを持して之に臨み、大に地歩を占めんと欲するなり。されば今特に小田原を厚くするは、即ち自から厚く助くる所以にして、是に依つて以て、秀吉に當らんとするにあるなり。○十一月十三日、參州大給城主松平源次郎家乗の陣代、松平五左衛門近政、其の嫡子新次郎一生に、家乗の家士二人を添へて、濱松に遣はし、告げしめて曰く、「昨夜岡崎城主石川數正、妻子家人を携へ、出奔して大坂に赴けり、願くば新次郎を留めて質とし給へ」と。數正走るに臨み、大野又右衛門を遣はし、近政を勧め俱に與にせんといふを、近政肯て従はざりき。故に近政早く之を知り、報じ且つ質を送り、以て貳心なきを顯はししなり。家康その去就の明かなるを賞し、刀を一生に賜ひ、質を要せずとて、一生を還らしむ。尋で能見城主松平傳三郎重勝も、急使を馳せて之を報じ、また賞を受く。

石川數正大坂に走る

石川伯耆守數正は、徳川家譜代の功臣にして、酒井左衛門尉忠次と相並び、軍國の政務を掌り、權勢肩を



比ぶる者なし。故に家康も、岡崎城を託して疑はず、諸將の質をも預からしめしなり。然るに數正何思ひけん。小牧在陣の頃より、已に竊に志を關白秀吉に通じけり。家康も仄かに之を傳へ聞きしが、「他の將は知らず、數正は我家譜代の重臣にして、我が常に眷顧を垂るるをも、自から知らざるにあらざれば、假令如何なる事ありとも、未だ異心を懐くには至るまじ」と、毫も疑ふ所なく遇せしに、數正は、反て秀吉を慕ふこと甚だしく、大阪の議あるごとに、屢々和睦の事を勧めける。然れども家康曾て聽くことなければ、數正私に憂ひて以爲らく、「斯くては關白の大軍至らんこと、一二年を出でざるべし。然らば勝千代の殺さるるも亦、一二年の中に在るべし。あな心憂の事や」と、心中殆んど煩悶に堪へざるものありて、數多歲月を累ねたりき。勝千代は數正の子にして、參河守秀康に侍し、大坂に在るものなり。

十一月十三日、石川伯耆守尾張退、是は、秀吉公與家康公爲セリ使。然處、家康公可有上洛之由秀吉宣、家康又無左右有上洛間敷由也。此上は、定可被及銚橋數之由、依兼知如此。特に又、爲人質三男を、秀吉公に指置之間、猶以右之通也。云云（當代記）

而して秀吉は元來離間の策を専らとし、所謂親みて離れしむるの策を、巧みに使用しけるが、數正にも之を用ゐんと欲し、以謂らく、「數正は徳川家第一の老臣なり。彼だに歸服せば、計は意の如くなるべし」と、因て人をして、數正を説かしめて曰く、「子の武略を以て我に歸せば、須らく十萬石を失はざるべし」と。數正之を聞き、恩愛と利慾とに惑ひ、忽ち志操を變じて、譜代の親をも顧みざるに至れるなり。人心の危きことは、某の水よりも甚だしとは、此等の謂ひにか。家康の始めて此報を得るや、大に驚き且つ怒り、爪を嚙みて頗

## 濱松の狀

る不平の色ありければ、近侍の臣等之を憂ひ、慰めて曰く、「伯耆守は、君の威光に頼りて名を得たるに、早くも其義を忘れて守る能はず、勢を追うて關白に屬すと雖も何ぞ能く爲さん、請ふ憂ふる勿れ」と。家康曰く、彼の我に背くは實に不忠なり。然れども武人たる技能に至ては、彼實に侮り難きものあるなり」と。長丸時に傍に在りて之を聞き、深く感じたる所やありけん、長じて後も屢々之を侍臣に語れりといふ。（玉音抄）

三州岡崎の城主石川伯耆守別心致し、御家を出奔ありて太閤へ隨身に付、御家大小の諸人などは、右伯耆守は、同じ御家老中と申すなかに、酒井左衛門尉・石川伯耆守兩人の儀は、いつとも御先手を被致、其身の武功なども勝れ候を以て、御家の一人とも可申ほどの仁、敵方へ降參と有ては、御家の軍立のもやうなども、いさい敵方へ相知れ申に付、此以後、豊臣家との御一戦とあらば、萬事被遊にくき御事成るべし。あぶの目のぬけたるとは、斯様の事かと有つて、人人悔み御ふやき候所に、權現様には、伯耆守かけ落の儀を、何とも思召されざる御様躰にて、一段と御機嫌宜しく御座被遊候を以て、御家中の人人、不審をたて申如く有之候と也。（駿河土産）

是より濱松城内は俄に混亂し、人心恟恟として、恰も鼎の沸くが如く、酒井忠次等の諸士、岡崎に馳せ往く者踵を接せり。聞く參州深溝の松平家忠は、數正の大阪に走るを聞くや、直ちに馬に乗て深溝を發し、三里の道程を一瞬に馳せ、人馬とも、流汗淋漓として岡崎に至りしが、岡崎には未だ參河武士の來り集る者一人もなく、吏民の騷擾大方ならざれば、（逸史）即て新城七之助の邸に至りて屯し、家人を分ちて固く城門を警衛せしめたりと。（松平家忠日記・三河物語）彼の酒井忠次は、吉田より到りけるが、之は次の日なりき。

一説、石川數正の大阪へ降參したるは、神祖の内命ありたるにて、問者に遣はしたるなり。（推易堂）  
難波江の著者、之に附言して云。



是れ亡友推易堂某のいへる所、其説も長長とありたれど、今多くは忘れたり。されど此考その理なきにもあらず、おもしろくおぼゆれば、ここにおどろかしおくと。

深志城主  
大坂に通  
す

○十五日、信州深志城主小笠原右近大夫貞慶は、先に徳川家康に屬し、諸士と共に質を岡崎城内に納れけるが、兼て又秀吉にも志を通ぜしにや、石川數正大坂に走るに及で、其質を携へ去りぬ。家康檢して之を知り、驚いて之を小田原に報じ、氏直を戒めて備ふる所あらしむ。

家康小田  
原を戒む

以テ飛札申候、重而仁科太郎兵衛差越候、去十三日、石川伯耆守尾州退散候、信州小笠原人質召連候、上方へ申合子細付、如是之様子と被レ存候間、不レ可有御油斷候、委曲太郎兵衛口上申合候、恐惶謹言。

十一月十五日

家康

北條殿

(武徳編年集成)

家康岡崎  
に至り善  
後を策る

○十六日、岡崎城中には、家康の分國、五州の質を籠め置きたれば、家康自から岡崎に赴き、諸事の規定を定めしめしが、先づ松平家忠を召し、岡崎先着の功を賞して曰く、「汝、常に忠義を勵み、武備を怠らざればこそ、此功ありしなれ」と。家忠大に面目を得て辭し去りぬ。(松平家忠日記) 又、數正が所屬八十騎を、更に内藤家長に屬せしめ、城郭を修補せしめ、使を信州小諸に遣はし、大久保忠世を召還さしむ。是れ岡崎城を守らしめんが爲なりといふ。使者小諸に到る。忠世引見して曰く、「某、今此處を捨てて歸らば、眞田昌幸の虚に乗じて起るは明かなり。而して昌幸は常に計るが如く、信女の庶子、海野龍寶といふ盲人を立てて主

小諸の守  
城

となし、上杉景勝と謀を合せ、以て甲州を犯さんとするは、復た明かなる事なり。是を以て、他人の來り替つて、留任するにあらざるよりは、假令君命なりと雖も退き難し」と、乃ち使者を還す。

其後、忠世所屬の士を召集め、一族兄弟と共に一堂に會し、徐に告げて曰く、「去る十三日、岡崎留守石川數正志を變じ、族を擧つて大阪に奔り、岡崎城空虚となれり。此に於て、此頃使者あり、某を召し岡崎を守らしめんとす。然れども此城も亦忽にすべからず。希くは勇者を得て、自から代へんと欲するなり。恩賞は請に従ふべし。誰か留て此城を守らんとする者ぞと。衆みな親子眷族を慮りて措く能はず、曰く、「一家親族の安否をも詳にせず、妄りに恩賞を貪りて此地に留るは、人情の忍びざる所なり」と、肯て應ずる者一人もなし。忠世また曰く、「然らば我獨り此に留らん、子等みな速に還れ」と。衆曰く、父母妻子は眞に愛すべし。然れども、共に艱難を嘗めて今日に至りながら、俄に公一人を捨てて歸るは、これ我輩の忍びざる所なりと、また聽かず。

大久保平  
助

忠世其言の理あるに因て、爲す所を知らず、弟平助を呼びて曰く、「汝其れ我が爲に此に留れ、恩賞は望む所に従はん」と。平助曰く、「否否、我も亦人なり。人の情有せり。人家を憂ふれば我も亦憂へざらんや、恩賞も俸祿も時にこそよれ、利欲に惑うて武士道を傷くるは、我が敢て爲さざる所なり。敢て辭す」と。忠世曰く、「嗚呼我過てり過てり、今は俸祿とも云はじ恩賞とも云はじ、汝それ唯、汝の命を我に與へよ、然らざれば我今日君命に應じ難し」と、涕涙こもこも下る。平助莞爾として曰く、「命を與へよとならば、弟また何ぞ辭せん、謹で諾す。自今以後、此地に就いて心を勞する勿れ、請ふ速に上り給へ」と。忠世大に悦び、



石川數正

早早軍を整へて還る。家康も忠世を見て悦ぶこと斜ならず、直ちに命じて岡崎城代となす。平助は小諸に在て固く守り、敵をして乗ずる能はざらしめしが、明年二月に至て岡崎に歸る。(徳川實記) ○石川數正は、大坂に奔り關白に謁せば、關白も大に悦び、直ちに十萬石を賜ふらんと思ひきや、居宅は與へられしが、未だ十萬石の命は下らず、其の待遇も思ふに違ひければ、心竊に恥づる所やありけん、門を閉ぢて久しく出でざりき。時に口悪き京童等、其の門戸に落首して曰く、

徳川の家につたふる古箒落ちての後は木の下をはく

家康のはき捨てられし古箒都へ來ては塵ほどもなし

(創業録・三河志)

數正は之を見て、面赤らめしや否や。數正年若き時より、忠の爲には身を顧みず、義の爲には心を勞するを辭せず、嘗ては今川氏と約して質を換へ、三郎信康を肩にして、岡崎に歸りしことあり。當時之を見る者は、貴賤男女の區別なく、涙に咽びて其義に感ぜざる者はなかりき、又嘗ては、三方原の戦に、鞞のさし緒の結びざまを知らざるを恥ぢ、特に美濃の淺岡某を訪うて、之を學びしこともあり、また武田信玄は之を聞き、武士の弓矢の道嗜まは、誰も斯くこそあるべけれ、徳川の弓矢侮りがたきものありと、深く感じて措かざりしとも聞えしが、此の如き義を勵み道を好む勇士の、晩年に至り、一朝にして志を變じ、累代の君主に背くを敢てせしは、如何なる故かありけん。

秀吉の數正を誘ひしは、前に北畠信雄の四老臣を誘ひしと、同じ奸計に出でたるものとするも、數正の之に應じたるは、抑も如何なる事情かありし。嘗、兒の愛に溺れ、秀吉の甘言に惑ひ、十萬石の祿を食るに因

信雄和を謀る

るとのみ見ては、甚だ單純なるにあらずや。前には酒井忠次・大久保忠世等の、織田信長に阿附して、岡崎三郎を殺して、知らざる眞似するあり。今又數正の秀吉に降るあり、而して家康も多くを語らざれば、其實を詳にする能はされども、徳川氏の君臣間、豈に懼るべき缺陷あるにあらずや。昔を想ふにも、親族家人の反抗する者、屢、出でし蹟あるをや。數正は、後和泉國に封ぜられて軍事を監し、秀吉家康相和するや、秀吉に頼りて一たび家康に謁し、天正十八年深志城に封ぜられ、十萬石を食みしが、其終る所を詳にせず。深志城は信濃國に在り。(武徳編年集成・駿河土産) ○廿八日、大納言北畠信雄の使者、羽柴下總守勝雅・土方勘兵衛雄久等濱松に到り、徳川家康に見え、懇に信雄の意を告げ、和を勸めて曰く、「信雄既に秀吉と和せり、公元來秀吉に怨なく、唯信雄の爲に戦はれたるに過ぎざれば、已往は意に介せず、速に上洛し給ひて可ならん。是れ信雄の庶幾する處のみならず、また秀吉の望む處なり」と。家康曰く、公の意は已に了せり。然れども去年長湫の役、吾その良、池田・森を討ちたれば、秀吉未だ忘るる能はず、吾を深く讐するも知るべからず。其心明かならざれば、吾猥りに上洛する能はず」と。二使を禮して還らしむ。是に由て此を見れば、家康の和を拒むは、徒に重を持するのみにあらず、秀吉の怨を買ふの深きを知り、甚だしく恐怖するに因るものか。○廿九日、地震、此頃、飢饉疫癘行はれ、死する者勝けて計ふべからず。(松平家忠日記・藩翰譜) ○此月、遠州佐野郡初馬村、若宮八幡宮に金鼓を懸く。銘に曰く、

初馬郷

遠江國佐野郡初馬郷之氏神若宮之鐸口也

淨鑑二郎右衛門五郎二郎

事蹟

一〇〇九



時天正拾三己酉年霜月吉日

(掛川志稿)

○十二月一日、徳川家康使者を甲州に遣はし、普く信玄の遺書を求めしむ。(徳川實記) 此頃、秀吉・家康の和未だ成らず、戦ふと戦はざるとは、決秀吉にあれば、遠・參士民の、之を慮るもの少なからざりしが、數正の大阪に奔て後は、濱松の恐慌は、實にいふべからざるものありしなり。元來徳川家の軍法は、古老の數正、最も能く熟練せし所なるに、數正今大阪に降りければ、徳川家の軍法は、悉く大阪の諳知する所となりたるに、彼もし謀主となりて、關白の大軍東下することもあらば、何を以てか之を支へん、是れ眞に忌忌しき大事なりとて、上下共に憂懼して措く能はざりしが、家康は獨り意に介せざる眞似して、出でて吉良西尾の邊に至り、日に放鷹して厭くことなく、已に數日を経過しけるが、實は從來の軍法の數正に依りて、大阪に暴露せしを憂ふることは、諸將よりも更に深きものあり、且つ先に秀吉の和を拒みたれば、其の師を興すべき慮りもあれば、かたがた放鷹に託して、沈思熟考に日を累ねたるなり。然るに此に至つて軍法改革を甲州流に據らんと決したれば、後ともいはず放鷹の場より、直に淺井雁兵衛を甲州に遣はし、守護郡代等に「甲州には武田信玄の國法、軍旅備立等の記録あるべし、速に索め得て献すべし」と命じけるなり。

其比、甲州の御郡代、鳥居彦左衛門尉方へ仰遣され候は、信玄時代被<sub>レ</sub>申出<sub>テ</sub>たる軍法の書附、其外、信玄被<sub>レ</sub>用候武器兵具之類は何によらず、國中相尋取集め、濱松の御城内へ持せ越候様にと被<sub>レ</sub>仰出<sub>サ</sub>。其奉行には、成瀬吉右衛門、岡部次郎右衛門兩人を被<sub>レ</sub>仰付、惣元<sub>ノ</sub>之儀は、井伊直政・榊原康政・本多忠勝、此三人立合吟味に被<sub>レ</sub>仰付、再御家へ被<sub>レ</sub>召出<sub>サ</sub>候、御直參の甲州衆之儀は、申に不及、井伊兵部へ御附人に被<sub>レ</sub>成置<sub>カ</sub>たる面などへも、信玄時代の事さへ有<sub>レ</sub>之候へば、何事によらず申上候様にとの儀にて、ことごとく御取集被<sub>レ</sub>遊候。云云。(駿河土産)

郡代等命を受け、國中に令して曰く、「武田氏の遺書を藏する者は、悉く之を献じて惜むことある勿れ」と。

折井市左衛門といふ者あり、信玄の旗大番六備の軍令を送れり。米倉主計忠繼といふ者あり、分國の政務掟書、信玄并<sub>ニ</sub>典廩信繁が、九ヶ條と題する書二冊を送れり。其他にも、甲府に至て書を献する者少なからず。因て、今井九兵衛勝利・遠山右馬助・曾根下野守正清等書寫し、集めて之を濱松に送りける。使者淺井雁兵衛の歸るときも、萩原甚之丞昌文・原大隅等二人の出せる、元龜庚午と壬申と、二度の備定條條を併せ、携へ歸つて家康に献ぜしが、其他にも、武器兵具等の甲州に残れるものを、携へ歸ること少なからざりきといふ。(野史) ○六日、先是、徳川家康濱松に在りて、甲州の士、今井九兵衛・遠山右馬助・曾根下野守等の、信玄の兵法に精しきを聞き、召して濱松に至らしめ、井伊萬千代・榊原小平太・本多平八郎を擧げて總奉行とし、成瀬吉右衛門・岡部次郎右衛門二人を命じて下奉行とし、前に家人に列したる甲州武士を召集め、信玄の軍法を精しく研究せしめ、以て軍法の改正を計りしが、此に至て成就せしかば、令を發し、普く布告して曰く、「當家の軍法は、悉く之を改正し、自今以後、専ら武田流に依るべし。家中末末の者まで、此旨心得べし」云云と。(徳川實記・改正三河後風土記・駿河土産) 凡そ、信玄が兵の用ゐざまを聞くに、最も旗本を堅固に備へたれば、何れの戦にても、旗本を以て勝を制したること少なからず。彼の味方原の戦にも、信玄の備は其數最も多く、一の備ごとに、皆な三隊あり、螺・太鼓を以て進退を曉し、戦に先だちて物頭の者、豫め勝敗の數を計りしが、家康も是等は洵に戦争に肝要なりとて、深く範を是に取りたりといふ。徳川家の兵法、此に至りて全く備る。○八日、參州岡崎城は、徳川家累代の居館にして、且つ上國の要路に當り、麾下の質

徳川家の  
軍法改正



岡崎城の守護

を納るる所なれば、徳川家に於ては、分國の重鎮ともいふべき所なりとて、本多作左衛門重次に命じて守らしめける、重次命を受け、悦びて曰く、「生涯の眉目、之に過ぐるはなし」と、忠誠の色外に著れたりとぞ。

○十六日、家康岡崎に至る。蓋し壘柵の状を検せんが爲なり。斯て十八日には三州の將士に命じ、岡崎城を修膳せしめ。廿二日には西尾城に如き、廿三日には三州に狩りし、廿七日岡崎に還れりといふ。(烈祖成績・年譜) ○三十日、先月末より今日に至るまで、地震止む時なし。(松平家忠日記) ○此歳、徳川家康、始めて傳

地震

長丸の傳

相の職を置き、青山藤七郎忠廣・内藤彌三郎清成を以て此に任じ、以て長丸に侍せしむ。(家忠日記・徳川實記)

川井村十  
二府権現  
八丈代官

山口勘兵衛

又別に淺井半兵衛・鳴田權右衛門・瀧六藏等に命じ、抱負の任に當らしむ。○遠州山名郡川井郷地頭菅沼織部、同代官壹右衛門等相議り、川井村十二社権現を造營す。宮は一村の鎮守社なり。○由井彦次郎といふ者あり、北條氏の代官として八丈嶋に航す。八丈嶋は、昔より北條氏の領する所なり。○山口勘兵衛雅朝といふ者あり、茲年开始めて徳川家康に仕へ、家人の列に加へらる。即ち駿州長久保興國寺の城番に加はり、松平

天林寺

玄蕃頭家清の部下となる。○濱松城北の、龜鶴山天徳寺を改稱して、眞徳山天林寺といふ。蓋し城主徳川家康の意に因るか。此寺は、華藏和尚の法嗣傑堂の、小庵を曳馬城北に結び、龜鶴山萬歳院と號せしが始めに、本尊の釋迦牟尼佛は、曳馬城主飯尾豊前守連龍の安置せしものといふ。大永二年、龜鶴山大安寺と改め、城主より寺領三石を寄附せられしが、當時、傑堂の道德は、普く世人の信仰する所となり、衆庶淨財を寄せて、此の堂宇は新にせられたるものなり。堂宇成るに及で、龜鶴山天徳寺と稱せしが、三世長圓和尚の時、寺を今の處に移建て、今また此の改稱ありしなり。◇十四年正月十日、徳川家康、濱松を出でて岡崎に

家康防禦  
を講ず

赴く、(松平家忠日記)此時に當つて、豊臣秀吉俄に風雲の機會を得て、正二位内大臣に叙し、關白職に任ぜられ、百敷や大宮人一座の宣下を蒙り、雲鶴の袍を身に纏ひ、一天の君を輔弼し奉れるが、此人元來天資の雄略大度ありて、眼に六韜三略を講ぜずと雖も、胸に吳氏・孫氏の智計を蓄へ、幼より學ばず修めずと雖も、自から將に將たるの器を備へ、英雄の心を攬るの才略は、天の與ふる所にして、萬人望めども得がたく、彼の三略を聽くこと半にして、其講を止むるが如き迂はあらず、而して己に天下を席の如く壘み、四海を合して一となしたれば、石川伯耆守の降參を機とし、天下の大兵を起し、眞田昌幸・小笠原貞慶を先鋒とし、馳驅して參・遠の野に臨み、以て徳川家の根據を、前後より挾撃することもあらば、寔に忌忌しき大事にして、徳川氏存亡の機は此に決せんとは、駿・遠・參諸將の共に見る所、又言ふ所なれば、家康も之を口にこそせざれ、心に憂ふる所は反て甚だしきものありけん、面に閑散を衒ひ、放鷹に託して岡崎に往き、吉良に遊ぶも、敵地を窺ひ敵情を察し、一向軍慮を凝らし、防戦の術を講ずと知られたり。(野史) ○十三日、北畠信雄の使者、織田源五長益・羽柴下總守勝雅・土方勘兵衛雄久等、遠州濱松に到る。是れ秀吉・信雄相議して遣はす所なり。三使家康に見え、説て曰く、「去年已に述べしが如く、彼の長久手の役に於ける公の兵は、固より信雄の依頼に因りて起し給へる弓箭なれば、豊臣・徳川二家の遺恨となるべき理あるべからず。而して信雄已に秀吉と和したれば、徳川殿獨り恨を遣し給ふべからざるは、自から明かなる道理なるべし。然らば速に和を整へて大阪に至り、親しく對面の禮を行はせ給ふべし。是れ獨り秀吉の望のみならず、また天下衆庶の希望する所ならん」と、且つ信雄も深く之を望む心を傳へ、禮を厚くし、辭を卑うして勸めけるが、家康尙ほ肯

信雄の使  
至る



於義丸殺されんとす

かず、三使また空しく返る。(野史・三河物語・藩翰譜・常山紀談) ○此頃、世間頻りに傳へて曰く、濱松侯速に入朝せざれば、關白將に於義丸を殺さんとすと。是れ實は秀吉の殊更に作れる蜚語なり。濱松の將士等、これを聞きて憂ふるもの少なからず。於義丸の母お萬局、これを聞き驚歎して措く能はず、遂に密に大坂に奔る。本多重次も亦大に訝り、誑して其子の於義丸に隨ふ者を呼還し、特に兄重富の子源四郎をして替らしめしが、子の爲には、さすがに鬼も鬼ならずと可笑し。家康は又、この流説を聞いて曰く、吾は於義丸を質としたるにあらず、彼養て子としたるなり、故に若し之を殺さば、彼の不慈なり。我何ぞ關せんやと、(武家譜) 一の蜚語によつて、君・臣・局、三人三様の意志を伺ひ得るも妙なりと謂ふべし。(藩翰譜・武家譜) ○徳川家康、書を武川衆に與へ、質子を送るを賞し、且つ先の勇戦を褒美して、益其志を堅うせしむ。武川衆は、甲州巨摩郡に住する士なり。

今度證人之儀、申越候處、各有馳走而、差圖之外、親類駿府の差越、無一之段、寔感悅申候、殊去秋者、於上田表萬事入精走廻之旨、大久保七郎右衛門披露申候、是又令悦喜候、委曲兩人可申候、恐恐謹言。

正月十三日 家康

武川衆中

又、大久保忠隣・本多正信等も、連署して武川衆を賞すといふ。

今度證人之儀、從平七成吉其斷被申候、御差圖之外、若キ衆迄、妻子を駿府に引越候而、無一可有

御奉公由、則及披露候處、不三形御祝着被思召候、殊去秋、於上田別而被入御情御走廻之由、大久保七郎右衛門被申上候、每度御如在意不被存候旨、被御悦喜候、依之各御直書被遣之候、彌、無御油斷體肝要候、恐恐謹言。

正月十三日

大新三郎

忠隣

本彌八郎

正信

武川衆中

御宿所

武川衆に關する文書數通あり、併せ記して、参考の料となす。

急度申入候、口此已前之御役様には、壹萬石に鑓百本被仰付候へ共、向後之義は、壹萬石に鑓五十本、相殘五拾本之代に、鐵砲貳拾挺可持之旨、上意候、右之外は、最前被仰遣之通、相違無御座候、恐恐謹言。

三月廿三日

安藤對馬守 重信 (判)

酒井備後守 忠利 (判)

酒井雅樂頭 忠國 (判)

武川衆中

二

武川衆御重恩之覺

事蹟



織田豐臣時代

一百貳拾石	柳澤兵部丞	一百拾八石八斗	伊藤三右衛門
一八拾石	曲淵庄左衛門	一五拾六石四斗二升	曾根孫作
一八拾六石	曾雄民部丞	一六拾石	折井九郎三郎
一九拾貳石	折井長次郎	一百拾石	曾雄新藏
一五拾石	有泉忠藏	一七拾五石	山高宮内少輔
一八拾石	青木與兵衛	一貳拾石	山高清左衛門
一百石	馬場右衛門丞	一貳百石	折居市左衛門

合千貳百五拾壹石貳斗貳升

御重恩之地

一仁百俵	馬場勘五郎	一仁百俵	曲淵玄長
一仁百俵	青木尾張	一仁百俵	青木彌三左衛門
一八拾俵	馬場小太郎	一八拾俵	橫田源七郎
一八拾俵	米倉左太夫	一八拾俵	同彦次郎
一八拾俵	同加左衛門	一八拾俵	同彦太夫
一八拾俵	曲淵庄左衛門	一八拾俵	同助之丞
一八拾俵	折井九郎次郎	一八拾俵	青木彌十郎
一八拾俵	伊藤新五郎	一八拾俵	青木勘四郎
一八拾俵	曾雄民部助	一八拾俵	入戶野又兵衛
一六拾俵	柳澤兵部少輔	一六拾俵	山高將監

一六十俵 米倉六郎右衛門  
 一四拾俵 折居市左衛門

一六十俵 山寺甚左衛門  
 一四拾俵 米倉主計助

右之分、可有<sup>ル</sup>宛行<sup>レ</sup>候。

寅正月廿七日

成澤吉右衛門  
 大久保十郎兵衛  
 日下部兵右衛門

三

御朱印

武川次衆事

曾雄藤助	米倉加左衛門尉	入野又兵衛	秋山但馬守
秋山内匠助	秋山織部佐	秋山宮内助	功力彌右衛門尉
戶嶋藤十郎	小澤善太夫	同名甚五兵衛	同名縫右衛門
小尾與左衛門	金丸善右衛門	同新三	伊藤新五
海瀨覺兵衛	樋口佐太夫	若尾左左衛門	山本内藏助
石原善九郎	名取刑部右衛門	志村惣兵衛	鹽屋佐右衛門
山主民部丞	青木勘次郎		

右、各、武川衆所<sup>レ</sup>定置<sup>ク</sup>也、仍如<sup>レ</sup>件。

天正十一年十二月十一日

(米倉家真享書上・一話一言)

事蹟



信雄の使者再来

○十九日、北畠信雄の使者、織田源五長益・羽柴下總守等、二たび濱松に至る。徳川家康吉良に往き、放鷹して未だ歸らず、二人面するを得ず。○廿一日、北畠信雄の使者濱松を辭し、參州吉良に至り、家康を其の放鷹場に訪うて面す。家康鷹を臂に据ゑ、犬を牽きながら二人に向て曰く、「汝等また來たりや、二人曰く、「我等二人寡君の意を述べ、君の了諾を蒙らんとて、再び來たるなり。寡君曰く、「此頃、秀吉は信雄を遇する益、厚く、信雄と共に、天下の政務を議せんとて、江州にて馬菟料一萬石を加増し、官を轉じて大納言とし、我が老臣の采邑をも増加したれば、自から信雄及び老臣輩の妻子をも大阪に移し、質とするに至れり。長久手の救援は、其恩洪大なり。敢て忘却せしにあらざると雖も、質を委する上は止むなし。陽には秀吉に屬せざるを得ず。因ては、公も亦速に上洛し給ふべし。共に既往を談じ未來を議るべし」と。羽柴下總守、再び語を繼ぎて曰く、「君は久しく洛陽を覽給はず、今は其趣昔と大に異なれば、且は其心を慰め給はんがため、且つは秀吉・秀康二公に對面せさせ給はんため、上洛あらせらるべくもや」と。

家康強硬

家康曰く、「於義丸は、北畠殿天下の爲とて勸め給へば、黙止がたくて、秀吉の養子に遣はしたるなり。質子として送りたるにあらず。然れば今は我兒にあらずして、秀吉の子なり。於義丸に對面して何事かを語らん。且つ彼の父關白殿にだに會する要を見ず、況や其の公達をや、何ぞ相見るの要あらん。又京師のことは、家康嘗て信長の時上りて、見るべき所は皆な見つ。今は都戀しう思ふ所もなし。此の如く、鷹を臂にし狗を曳かせ、野くれ里くれ狩くらし、心の儘に馳廻る慰は、天下また何物か比ふべき。彼といひ是といひ、我未だ上洛するの要を覺えず。若又、秀吉自から朝廷の御覺え深く、世人の靡き従ふを恃み、家康をも、門

下に伺候せしめんなど思ひて、家康の上洛を促さるるならば、忌憚なく陳述すべし。我また思ふ所あり」と。(徳川實記)曰く、「關白いかでか斯る事を思ひ給ふべき、是れ唯、勝雅が思ふ所を云ひしのみ」と。尋で辭して旅館に就く。

翌日、勝雅また家康に見ゆ。家康曰く、「汝未だ歸らざるか、何ぞ早く歸らざる」と、勝雅曰く、「今より將に還らんとす、故に辭するのみ。さるにても熟、惟みれば、今の關白は、嚙昔の筑前守にあらず、故に毛利・浮田の大諸侯と雖も、其の服従は已に久しく、其他、西國・北國の諸大名も、皆な已に其庭に馳せ集り、只、その後れんことを是れ懼るるばかりにて、威風の及ぶ所は、草木も靡かざるはなし。是れ以て、寡君信雄も、屑ならねども我等も、自から妻子・質人を、大阪に出だすに至りしなり。然るを君獨り堅く拒絶し給はば、恐くは貴國の爲に後悪しかりなん」と、憚るところなく言ひ放ちけり。家康忽ち顔色を變じ曰く、「汝何をかいふ。我已に兵を上せて、秀吉を討せんとすること久しけれども、流石に信雄の領を蹂躪するが痛ましさに、荏苒經過して、今日に至れるなり。秀吉若し來り得べんば、是れ我が最も望みて措かざる所なり。彼が軍多しと雖も、三十萬を過ぐべからず。我兵少しと雖も、素より撫循する所の兵三十萬あり。上國の兵三十萬を制するに、何の難きことか之あらん。此鷹一据にて蹴散さんのみ。源吾必ず再び來べからず。下總、汝再び來ることあらば危からん」と。直ちに烏立もとめて走り出づ。二使亦茫然として歸る。家康は尋で濱松に還れり。(徳川實記)

一説、家康走出づる趣なく、兩使も亦、靜に暇を告げて歸るといふ。



一説、勝雅重れて入観を勤む。家康聽かず、勝雅屈せず。敢て曰く、「關白席を側てて君を待つこと久し、今使者三反して尙ほ命を得ず、關白必ず赫怒して大舉せん、臣曩に貴國の境に入て見るに、城池未だ完からず、而して君徒に遊を事とせり。一旦貔貅百萬電赴せば、知らず君曷を以て之を待たんとはする。安危の機茲に決す、願くは熱くこれを圖れ、後臍を嚙むとも及ばざるものあらんとす」と。家康聲を勵して曰く、「奚ぞ煩言を用ゐん、虚喝關白親ら来るも、賦十萬に過ぎず、我兵また四萬を得べし、彼の兵衆しと雖も而も地理を知らず、我險に遮り隘に逼り以て要撃せば、彼の敗れんこと必せり。長湫彼に在り、若記せざるか、脱し重れて來らば、再び生きて還るを得じと。使者反命せしが、秀吉の怒を付りて、惶恐蒲伏せり。然るに秀吉は夷然として曰く、「剛なるかな家康の言や、信に然り」と、蒲生氏郷・堀秀政等師を出さんと請ふ。秀吉可かず。(野史・大三川志)

一説、正月廿七日、秀吉公・家康公爲入魂、信雄岡崎まで來臨、家康自濱松出向對面給、双方快然、而廿九日尾州を歸給。(當代記)

○二月廿六日、徳川家康駿府に赴く。將に北條氏政父子と、會盟あらんとするなり。(松平家忠日記) ○三月十一日、徳川家康伊豆に到り、北條氏政父子と三嶋に會盟す。

家康駿府に赴く  
徳川北條三嶋の會盟

一説、三月九日、於三嶋に家康公與氏政對面入魂の體也、十一日又於沼津對面也。(當代記)

初め家康以謂らく、「天正壬午以來、氏政父子と和睦し婚を成すと雖も、未だ嘗て會見することあらず、願くは一たび相見て、彼等父子の心を探くるを得ん。彼等もし果して誠實の心あつて、我と共にするの意あらんには、兩旗を以て、常陸・下野等の諸國を征服するを得ん。且又、秀吉との和戦も未だ決せざれども、もし北條との親睦にして固からば、假令秀吉と戦ふとも、毫も懼るるに足らざるべし」と、乃ち使者を小田原に

遣はして曰く、「婚を成して既に年を経れども、未だ新九郎氏直と相見るの機を得ず、遺憾何ぞ堪へん。若し近日を下し、一堂に語るを得ば、何の悦びか之に如かん」と。氏直答へて曰く、「貴意の趣は、我が夙に望む所なれども、唯、黄瀬川を越え給ふの難きを慮り、其事延引して此に及べるなり。若し幸に川を越え給はば、明日を待たず駕を迎ふべし」と、使者を添へて遣はしける。家康曰く、「河を越ゆること何の勞かあらん、我往かん」と。

一説、三月、氏政・氏直、四境を巡視す。徳川家康之を聞き、人を遣はして曰く、「我嘗て卿と隣國となり、縣邑境を交ふれども、未だ嘗て接見せず、且つ尙ほ婚家となれば、疎濶なるべからず。頃聞く、巡視の事ありと、幸に相見るを得ん」と。氏政父子悦び、對へて曰く、「我も亦固より欲す、願くは黄瀬川を隔てて相見むかと、家康また請うて曰く、「水を隔て相見るは、各國會盟の儀に似たり、今已に姻家となる、疎意あるべからず、水を渉りて交歡をなさむ」と。(野史・駿河土産)

酒井の諫言

酒井左衛門尉之を止めて曰く、「君願くは三思せよ、若し然る時は、君は恰も北條氏の旗下に降り給ふに似たらすや。抑も北條氏は平氏にして、當家は徳川にて源氏なり。即ち今川・武田と、膝を交へて語る家なり。北條の旗下に屬するが如き作法は、忌むべく避くべし。固く謝絶するに如かず」と。家康曰く、「左衛門尉の事理を解せざる、何ぞ其れ甚だしきや、さる憂ひは、毫もあるべからざるなり。斯る位争ひは、今世最も忌むべき所なり。在昔、信玄・謙信の二人、和議を成さんとて、犀川を隔てて會見せし時、謙信は輕捷なる性質のまにまに、信玄に先だつて馬を下りしを、信玄未だ馬を下るに及ばずして應接せしかば、謙信大に怒



り、直ちに發銃して合戦し、遂に十五年間の戦争となりて、曾て一日も戦を休むる違なかりき。併も其間に乘じ、織田殿は上國を征伏して、大國の主となり、我も亦織田氏と力を合し、小さくとも一方に自立するを得たるなり。若し此の二將等疾く和し、力を戮せて戦に臨まば、織田殿も我も、素より支ふべきにあらざりしを、無益の争に空しく歲月を費し、他人をして大功を成さしめしこと、二將の爲に豈に惜しからずや。今、氏政・氏直等、誠意を以て我に接せば、我は之が下たるをも恥ぢざるなり。天下統一の後、其の上下を定むるは、時に臨みて宜しきに從はんのみ。今の位争何の益かあらん」と、遂に日時を約して、今日の會盟とはなりぬるなり。(大三川志・續武家閑談)

## 會盟の狀

北條氏は、此時、伊豆・駿河の境なる、黄瀬川の東に新館を營み、北條の一門、並に關東八州宗徒の輩を召集し、來て以て此會を助けしめければ、其の群聚實にいふ計りなかりしに、家康は又唯、井伊・榊原・酒井の徒のみを從へ、如何なる故か、松平の族は一人も交へずして至りぬ。家康已に到りて以謂らく、「北條氏は元來伊勢家なれば、禮儀作法も嚴なるべし」と、因て隨行の將士には、悉く皆な長袴を着せしめけるが、北條氏の臣屬は、みな革袴を着ければ、家康見てさもさうすと、豫ねて用意やありけむ、また直ちに革袴に改めしめけり。其より家康は、緘<sup>シヅメ</sup>二百反、虎豹の皮各、五枚、猩猩緋二間、盛家の刀、菊一文字の太刀長刀、及び眉尖刀、南蠻象眼の鐵砲を氏政へ、國俊の刀、吉光の脇差を氏直へ、氏政は、鷹十二連、馬十疋、雄劍二口を家康へ、各、贈遺應酬ありて、氏直自から出でて家康の輿を迎へ、引いて門を入り、座に就かしむ。(創業録・武徳大成記・東遷基業) 氏政・氏直父子、上座に着き、一族の陸奥守氏輝等、其次に連り、家康は、氏政

に下て坐し、酒井忠次・井伊直政・榊原康政等、相次ぎて坐す。

既にして、獻酬の禮終るや、北條美濃守氏規進みて曰く、「今日我が兩君相會し、此に親睦の宴を開き給ふ、何の悦びか之に加へん。希くは宴の進まざるに先だち、上國の軍事を議定し給はんことを」と。家康曰く、「上國の軍事は、既に疾く定め置きたれば、今更に議するを要せざるか、且つ今日會同の主旨は、互に相見て宿意を語り、胸中苟も猜疑あらば之を解き、今後百年、事なからしめんとするに在るなり。然れば今日の急は、先づ兩國の境なる沼津城、其他各地の諸城を破壊し、障害を去り境界を徹し、兩國を合して一團と成さざるべからず、而して若し上國に事あらば、我が手兵五萬を分ちて二となし、二萬を以て國境を守り、三萬を以て西上せんに、何事かあらん、將又、東北に事あらんか、僕不武と雖も任を先鋒に受け、進みて奥羽に入らば、奥羽廣しと雖も、三年ならずして征伏すべし。然れども是れ皆な後の事なり。免まれ角まれ、今日は親しう語らうこそ肝要なれ」と。小田原の君臣、之を聞いて事の意外に驚き、且つ喜ぶこと限りなし。斯くて宴漸く酬なりければ、家康自から起て舞ひ、自然居士を奏し、「黃帝の臣に貨狄といへる士卒」と詠ひしを、松田・大道寺等これに和し、「徳川殿は、當家の臣下に成り給ひぬ」と囃立てしより、氏政ますます興に入て聞き居たり。酒井忠次之を見て、自から誇る得手舞の、海老すくひを演じ、川何れの邊にて候と、舞ひ出でたれば、氏政興じ喜びて措かず、金の鬘斗付金一文字の刀、貞宗の脇差を授く。左衛門尉は、之を手に取り推し戴き、小田原の老臣松田尾張守等に向ひ、「是れ見給へ、斯様な結構なる海老を掬ひあてて候」と、聲高らかに謡ひければ、氏政・氏直等も堪へずやありけん、始めて聲を放つて笑ひぬ。忠次の謡ふ歌の



中に、鎌倉下りといふ詞のありしを、小田原の山角上野介聞き咎めて、忌はしとや思ひけん、たむし尻うつたるを見さいな、終りに熱田の宮上り」と舞留めけるを、大道寺聞き終り、酒井殿は鎌倉下りなれば、山角は熱田の宮まで切り上りたりと、其座を繕ひ打興じければ、主客共に興じあへりしが、氏政酔ひしりて、家康の膝に寄り、家康が指添を抜き取て、京兆は若かりし時より、海道一の弓取と呼ばれし人なり。さるに其刀を坐ながら抜き取りし氏政こそ大功なれと戯れける。松田尾張守之を見て、徳川殿は早や當家の臣下となりぬれば、何すとて、何憚りとなりなんやと戯れつつ、知らぬ間に時移りて、饗宴は終りてけるが、此日の饗宴は、北條氏の最も心を注ぎたるものにして、善盡し美盡すとは、此類の事にやといふものさへありきとぞ(駿河土産)

宴已に終り、家康將に歸らんとす。氏政其の送使を選ぶに、家康請うて曰く、「願くは山角紀伊守して送らしめよ」と。氏政これに従ひ、紀伊守及び大道寺傳九郎に命じて送らしむ。家康歸て沼津に至り、紀伊守を召して曰く、「我已に氏直を女婿とすれば、以後北條氏を慮ること、毫もあらざるべし。境界の此城、自今無用なり、今日之を破壊せん」と、直ちに士卒を命じ、先づ外郭の塀、及び櫓を毀却せしめ、纔に本丸を存して、旅泊の用に供す。因て紀伊守を召し、又これを見しめて曰く、「先にも言ひし如く、二國の和親已に整ひたれば、封境の險も又用ふる所なけん。故に廢棄すること此の如し。汝この状を見、此意を察し、還て汝の主<sub>に</sub>告げよ」と、紀伊守歸て、其狀を復命しければ、小田原も、後顧の憂を除くを得て大に悦び、いよいよ徳川家と親み、隣交ますます厚きを加へけり。然れば世の此の會盟を知るものは、皆な評して曰く、「徳川氏

## 三嶋會盟の値

の、前に小田原と婚を爲し、今又此の會盟を成したるは、如何なる事を議せんとするにか、且つ、軍法をも改めて、武田流を用ゐるといへば、益、侮り難きは徳川氏なり」と。而して此事早くも京師に聞えければ、豊臣家の上下は、益、石川數正を輕んじ、古曆・古帚と稱し、益なき物として嗤りたりとなん。(徳川實記・野史・駿河土産)

抑、家康が敢て自から好みて、此の會盟を起し、自から屈し自から卑み、忍ぶべからざるを忍びて、此の會盟を全うしたるは、天下に此の如く評せしめ、豊臣家に、此の如く感ぜしめんが爲なれば、此評を買ひ、彼嗤を生ぜしめば、家康の謀は成れるなり。聞く、此の會盟に於て、氏政・家康相對するや、氏政は凡に倚りて尻を据ゑ、家康は手を束ね腰を屈して拜しけるを、酒井左衛門尉忠次見て以て憤慨し、歸來家康を諫めて曰く、「彼の會盟に、君の坐拜せられしこそ、なかなか遺憾なれ、氏政は甚だ誇らしげなる體なりしに、君は却て敬に過ぐるの禮をせられしは、抑も何故ぞや。此の如きは味方の意氣を屈し、他人の歸服を薄からしむれば、洵に千歳の恨事と謂ふべし」と。家康忽ち合掌膜拜して曰く、御免あれ御免あれ、此の返事は今述べ難し、後に時を待つて爲すべし」と、復た言ふことなかりしが、後秀吉と和睦全く整ひ、秀吉の書到るに及び、披見し終つて、左衛門尉に抛ち與へて曰く、「嘗て三嶋の會に、慇懃の禮を以て北條に對せしは、今日此書を得んが爲なりき」と。左衛門尉驚き拾ひ取て、讀み終つて、感歎措かざりきといふ。(武功雜記)是れ秀吉・景勝共に、智勇兼備の名將なれば、家康を引いて、自から助けんと欲するは、家康の已に熟知する所なり。熟知するが故に、北條に厚くするなり。北條に厚くするは、北條に親まんが爲にあらず、秀吉の已

## 家康策略



家康北條氏を評す

に屬する望を切ならしめんが爲なり。而して秀吉の望を切ならしむるは、和を成すに及びて、自己の望を多く満たしめ、且つ、降服の後の地を固うせんが爲に外ならず。是を以て、家康は業已に、降服の意を決せるにも拘はらず、常に倨傲鮮腆、以て彼の使者に接せしなり。乃ち彼の倨傲鮮腆は、嘗、降服の前の、一策たるに過ぎざりしのみ。○廿一日、徳川家康、駿府を出でて濱松に還る。(松平家忠日記) 三嶋の會盟事なく終り、駿府に歸て、暫く滞留したるなり。家康駿府に歸り、正信に謂うて曰く、「北條家は既に衰亡の期に近づけり」と。正信曰く、「何を以て之を知り給へる」曰く、「松田と陸奥守との所爲に因て知る。松田は反覆の士にして頼むに足らず、陸奥守は驕傲にして上を凌ぐ風あり。氏政なくば氏直を輕視し、其の國政を擅にせん。此の如くして、其國亡びざるものは、未だ曾てあらざるなり」と。後果して其の言の如くなりき。家康は尋で岡崎に至り、吉良に赴きて放鷹せり。○廿六日、遠江國佐野郡平嶋村八幡宮を造營す。此時の棟札長く存す。(掛川志稿) ○廿九日、家康濱松に歸る。○三十日、徳川家康、京都の使者織田長益・淺野彌兵衛を濱松城に饗し、猿樂の囃子三番を催して款待を極む。宴酣にして、織田長益も、「目出たき濱松の、音はざさんざ」と、俗謡を謡ひて興を助けしが、家康は、世嗣長丸を出して、二人に面せしむ。是れ秀吉との和成りたればなり。長益は通稱を源吾といふ。初め源吾・下總守等二人、參州より還り、秀吉の怒に觸れんを恐れ、淺野彌兵衛に依りて復命せしを、秀吉心にはさこそと思ひつつも、故らに色を變じ大に怒て曰く、「速に兵を徵せ、我將に家康を討ぜん」と。丹波長秀・浦生氏郷・堀秀政等いたく驚き、頻りに諫めて曰く、「家康は和すべき人にして、決して戦ふべき敵にあらず。試みに思ひ給へ、五年前家康は僅に一萬人を以て、北條が

平嶋村

秀吉家康和す

秀吉に和戦の策あり

六・七萬人を討じ、彼をして、其の急撃に堪へざらしめしと謂ふにあらずや、我等が家人と雖も、動すれば徳川に屬せんとする者あり、一旦の怒に乗じて、兵を動かし給ふは策にあらず」と。秀吉曰く、「汝等斯く怖れそ。我若し戦はば、我に必勝の策あり。我若し和せば、我又近く彼を我が膝上に擁するを得ん」と、因て大に笑ふ。須臾にして、源吾・下總を顧みて曰く、「西國・北國平定の由をも語りつるか」と。曰く、「落ちな語りぬ」と。秀吉曰く、「ああ、當時の英雄と稱すべきは家康なるかな。然れども我また計る處あり、明日また來」と二人を還らしむ。時に夜已に更けたり。長秀・氏郷・秀政等も、亦還て寢に就く。

秀吉の策

凡そ秀吉の家康と和し、家康を屈せしむるには、謀計畫策至らざる所なく、頗る思慮を勞し、心膽を碎きしものあつて存するなり。初め秀吉以謂らく、「今日に當つて、家康と和せんには、和するの策を講ぜざるべからず。家康を招來たさんには、招來たすの策を講ぜざるべからず。而して此策を講ぜんには、先づ彼の國情を詳にせざるべからず」と。此に於て、人を商賈・修驗、その外種種の形に装はしめ、遠・參諸國に紛入り、以て其の内情を探らしめしが、此輩もこも歸來りて言ふ所を聞くに、或曰く、「家康は籠城の意毫もあることなし、唯放鷹に耽けるのみ」と。或曰く、「家康は東西何れとも戦ふ心なし、川を狩り鷹を放ち、日も亦足らざるが如し」と。言ふ所概ね皆な此類のみ。先に秀吉の偵察を放つや、「家康は籠城の準備はすまじ、唯、一戦と計るなるべし」と謂ひしに、其の報する所此の如くなれば、秀吉笑つて曰く、「果して然り、秀吉が豫め計るところ毫も違はず」と。然れども是れは此れ、秀吉が唯、口に稱する所のみにして、心には其の軍備の嚴なるを知りければ、心竊に謀つて謂らく、「戦はば歲月を費すこと多からん、媾和の易くして速なる



に如かず」と、是れ屢、使者を發して厭かざりし所以なり。

然るに家康は之を知るや知らずや、殊更に強硬にして、敢て應ずるの色なきが故に、秀吉も頗る苦みしが、今又源吾・下總の言を聞くに及びて、其の未だ俄に言語の能する所にあらざるを知りけん、又獨り竊に思慮すらく、「止むを得ずんば、先づ妹を遣はし、以て兄弟となるべく説かしむべし。併も尙ほ従はずんば、母と母の女とを遣はすべし。若し此の三人を遣はさば、家康終に拒むの辭なけん」と、因て蜂須賀彦右衛門・黒田官兵衛、其他二三人を召し、其意を告げて曰く、「汝等以て如何となす」と。彦右衛門曰く、「噫、是

秀吉和議の策

れ何の言ぞや、古今未だ曾て聞かざる所なり、苟も一天下を統治せらるる君主にして、一小諸侯と和せんが爲に質を出だすことやある、況や尊き母を出だし給ふをや。天竺にもあれ震旦にもあれ、未だ其例あるを知らず。天下豈又之に勝る怪事あらんや。速に思ひ止まり給ふに如かず」と。秀吉曰く、「汝等それ驚く勿れ、汝等の言ふ所、素より普通の理にして、誤るにはあらざれども、今秀吉の爲さんとする所は、古今に超絶し、下天に例なきを成し、以て日本の後記に止めんと欲するなり。惟ふに今秀吉に服する國は、少なくとも三十ヶ國を下らず、家康の領する所は、多くとも四ヶ國を出づべからず、而して我が威權日に日に盛になりなば、假令家康この質を取り置くとも、秀吉我が約に従はざれば、之をはた物に懸けん、之を炮烙に處せんなどは云ふ能はじ、併も此に依て、益、位詰にせんと欲するなり。家康もし尙ほ頑然として動かす、質子も取らじ上洛もせじといはば、我また別に思慮する所あれども、家康も豈に自から知らざらんや、事もし此に至らば、彼必ず自から屈すべし、併も彼尙ほ屈せざらんか、彼は自ら知らざる天下の痴騷なり。汝等其れ

能く聞け、家康一たび我に従はば、東北は奥州外濱に至るまで、年を開せずして我が恩威に服せしむべきなり」と。

彦右衛門曰く、「質子の事は已に命を得たり。抑も別の思慮とは如何なる事か、聞かせ給はるべきか」と。秀吉笑つて曰く、「汝何ぞ時勢に闇き、家康もし質を肯せずば、我復た和を言はじ、矢矧川を東に控へ、池鯉鮒の原に付城三を築き、而も最も堅固に構へざるべからず、是れ家康の兵を誘出さんが爲なればなり。而して家康もし之を見て直ちに出来たらば、彼我對陣の場所は、須らく池鯉鮒の原を以て之に充てざるべからず。兩軍の兵幾萬ありとも、池鯉鮒の原は之を容るるに狭からず、互に武略を盡して、雌雄を決するを得べければなり。而して三城既に成らば、我は北を廻りて遠州に入らん。秀吉嘗て遠州を巡檢せしことあり、遠

秀吉最後の策

駿遠三包圍策

州の北部に二俣といふ所あり、是に續きて、光明・秋葉などいふ山もあるなり。彼の二俣より兵を進め、天龍川を東に後にして陣し、此にも亦堅城を築くなり。而して糧米は海上より送らば、食に窮することは萬あるべからず。聞く、「參、遠の民は悉く一向宗なり」と、然れば門跡より一行の檄を飛ばし、二國の末寺に命ぜば、參、遠に一揆を起さしむることはいと易く、併せて進退共に、秀吉の命のままならしむるも亦易かるべく、併も農夫には命じて耕作を勵ましめ、晉に租賦を免するのみならず、併せて非理の課役をも禁ぜば、人心は自から家康を去るべし、而して家康を去りたる人心は、我に歸せずし將た誰にか歸せん。是れ戦はずして敵を屈するの策なり。歳月を費すことは多かるべきも、豈に終に家康が國の、土崩瓦解の基因たらざるなからんや。惟ふに是れ家康が國四箇を合して一團となし、一隊の兵を以て包圍したるに異ならず。抑も東西



古今の武將を見るに、四ヶ國を合して籠城せしめたるものあるか、是も合せて日本の後記に留むべき一にはあらざるか、汝等以て如何となす」と。衆聽き終つて曰く、「洵に命の如くなり」と、皆な深く感じあへり。須臾にして、秀吉また語を繼ぎて曰く、「汝等或は秀吉を以て、思慮に富み策略に巧なりと謂はんか、然れども秀吉は一字をも知らざる者なり、故に若し古今の書籍を出だし見たらんには、秀吉は眞に文盲なり、一行半句も讀むべからざるなり、無學の秀吉が謀る所、悉く道理に適ふことは望むべからず、後に至て害を醸すことあらんにも、是は暫く止むを得ざることとし、今は秀吉の思慮に任せらるべくもやと思ふなり。但し、思ふこと謂はぬは腹膨るるわざにもあり、且は忠義の道にもあらねば、思ふ所あらば、忌憚なく論ぜらるべし。姦邪讒佞の所爲に習ひ、面従後背の卑劣を爲さば、實に國家の蠹賊にして、また汝等の譽にもあるまじなれば、努め此事あるべからず」と、いと懇ろにぞ誠められける。之を聞いて、彦右衛門等みな感激して措く能はず、唯唯するのみ。尋で皆な暇を乞うて還れりといふ。(川角大閣記)

## 結婚策

此時に當つて、秀吉の謀る所は、妹を以て質とするにあらず、家康の室なきを幸に嫁せんとするに在り。故に家康一たび質を受くるを諾せば、直ちに以て婚を爲さしめんとするなり。而して此事已に彦右衛門等の賛成する所となりければ、秀吉は須臾も猶豫する能はず、即夜急に信雄及び下總を召す。二人何事にかと怪みながら馳到る。秀吉曰く、「今我一策を得たり、故に急に卿等を煩はししなり。思ふに必ず家康を屈すべきなり。」二人曰く、「如何なる策ぞ。」曰く、「我が妹を家康に與へて、其室とせしむるなり」と。二人頭を傾けて曰く、「君の妹とは、そも何に在する人にか」と。曰く、「佐治日向守に嫁せし者なり。日向守は篤實の者

佐治日向  
守自殺

なり、天下治平の爲なりといはば、たとひ妻なりと雖も、豈に返すを拒む者ならんや、返さしめて家康に嫁せしめば、彼また何ぞ上洛を拒まん。」信雄・下總守等、驚きて言なかりしが、須臾にして曰く、「洵に妙なり」と、大に其策を賛しけり。秀吉即ち下總守に謂うて曰く、「汝は織田源吾・天野佐左衛門・富田左近將監と共に、速に濱松に至り、婚事を議すべし」と。又、堀尾茂助・生駒甚助を召して旨を傳へ、佐治日向守に至りて説く所あらしむ。日向守曰く、「我もし此事を拒まば、天下の理亂、人民の苦樂を思はざるに似たり、然れども故なく妻を奪はれては、何の面目あつて天下の人に見えん、君の命には背くべからず、我が生をば保つべからず」と、妻を返して自殺せり。

## 秀吉の妹

一説、秀吉の妹は、初め尾州の士副田與左衛門吉成に嫁し給へるが、秀吉、家康と和議の時、副田に命じ給はく、汝我が妹を離別せよ、今之を以て家康に嫁し、以て天下を靜かならしめんと思ふなり、因て汝に祿を増し、五萬石の采邑を與へん」と。副田曰く、妻を去ることは命の儘にせん、然れども妻に代へて祿を得んことは、武門の本意にあらず」と、謝して受けず。尋で妻を返して曰く、「以後再び世と交らじ」と、乃ち自から剃髮して、隱齋と號し、烏森村に閑居して生を終ふ。

副田吉成  
剃髮秀吉妹を  
奪ふの評

編者曰く、秀吉の妹を奪ふも、家康の此女を娶るも、皆な是れ姦雄の姦策にして、惡むべく責むべし。而して女の此に服従したるも亦大に責むべし。只此の副田のみ、人道を以て論ずるに足らんか。

一説、秀吉の母高臺院は、秀吉と其妹と二人を産して、後夫を失ひ、再び筑阿彌に嫁して男女を産す。女は即ち此にいふ妹にして、男は即ち大納言秀長なり。此女、朝日村に生れしを以て、世に朝日姫とは稱するなり。然れば、秀吉には異父同母の妹と謂ふべし。而して秀吉の實の姉は、一洛法印といふ者に嫁し、秀次を生む。是れ秀吉の、秀次を養子とせし所以なり。

## 朝日姫



秀吉の使者

織田源吾長益・羽柴下總守雄雅・天野佐左衛門雄光・富田左近將監知信等四人は、已に關白秀吉の命を蒙りければ、急ぎて參州吉田に下る。是れ此月廿二日のことなりけり。四使吉田に到り、城主酒井左衛門尉忠次に就き、懇に秀吉の意を告げて婚を議しければ、忠次も厚く其意を謝し、四使を誘ひて家康が吉良の旅館に赴けり。家康は、吉良にありて、秀吉の使者復至るか、頗る悦ばざる色ありしが、忠次之を見て曰く、「今度の使者は、強ちに上洛を勧め給ふにあらず、天下泰平萬民安堵の爲に、君と親戚たらんと望ませらるるなり」と。家康沈吟良久しうして曰く、「然らば則ち、暫く其意に任せて相見ん」と、四使を召す。四使至る。下總守進み出でて曰く、「關白は、天下の泰平、萬民の安堵を望ませ給ふこと最も切にして、遂に君と親姻を連ね、君の援助を得んとするに至れり。君請ふ其の私を營むにあらざるを察し、速に此議を容れよ」と、細に秀吉の意を陳しけり。家康徐に聞終つて曰く、「天下萬民の爲といふに偽なくば、我争でか之を否まん。然れども我に三箇條の希望あり、殿下もし之を容し給はば、請ふ謹で其命に應ぜん」と。雄雅曰く、「關白は、豫め斯る事もやあらんと量り給ひけん、淺野彌兵衛を、尾州まで遣はし置かせらる。願くは彼を召して議し給へ」と。家康笑て曰く、「殿下の思慮を勞し給ふこと、一に此に至るか、然らば彌兵衛を召せ」と、即ち命じて、四使を旅宿に迎へて饗せしめ、別に急使を清洲に馳せ、淺野彌兵衛を召す。清洲は吉良を距ること十四里に在り。淺野彌兵衛は使者を得、廿三日午刻、吉良に馳到る。家康直に召見て、所謂三ヶ條を條書して示さる。此書は祐筆神尾庄兵衛の書せしものなるが、其要に曰く、

約束三條

第一 關白妹君に、此上男子生れ給ふとも、嫡子には立つべからず。

第二 長丸を以て、大阪へ人質に遣はさるることあるべからず。

第三 此後萬一逝去ありとも、所領五箇國に、關白殿御手出しあるべからず。長丸を扶助して家督とせらるべし。云云

彌兵衛謹で披見して曰く、「三條とも最も至極せり。殿下之を見給ふとも、違背あるべしとは思へず、某大阪を發する時、殿下、起請文一通を某に託せられていふ、結婚の議決せば、即ち之を呈せよと、即ち是なりとて、懷中より一通の書を出だして、忠次に與ふ。忠次受けて家康に進めしが、其の要項は、家康の書する所と同一主旨にして、三ヶ條を列舉したる後、右三箇條は、一一相違あるべからずとて、大小の神祇に誓ひ、罰文をまで加へられたりきといふ。家康披見して大に悦び、遂に其約を整へければ、長政急ぎて其由を大阪に報ず。而して羽柴・天野・富田等は、此報を齎らして大阪に還り、彌兵衛・源吾等は家康に従ひ、吉良より岡崎に至り、昨日岡崎より濱松に至る。故に此宴に預かりしは、彌兵衛・源吾二人のみなりしなり。(大三川志・野史・傳記)

婚約の速なる所以

抑も徳川家康の、秀吉の和議を拒むに強硬なりしこと、彼の如くなりしにも拘はらず、婚議を容るること、此の如く速なりしは何ぞや。疑ふべきは、酒井忠次の始めて婚議を聞き、深く其の厚意を謝したること、家康の天下の爲てふ一議に届したること、長政の尾州に待居たること、三箇の盟約の符節を合したること、擧げ來れば悉く疑問たらざるはなし。即ち知る、家康の強硬は唯外を飾るのみにして、忠次其意を覺り、己の心を以て、之を秀吉の使者に漏らし、歸て秀吉に説かしめ、而して自から家康と議して、既に確く此事を



決したりしを。而して其の使者を、特に京師より發したるは、只世間の耳目を晦まさんとせしに過ぎざるのみ、然らざれば、何ぞ俄に此に至らんや。英雄人を欺くとは、此等の謂にや。○四月一日、京師の使者、濱松を發して歸途に就く。○二日、駿州久能城主松平源三郎勝俊卒す。享年三十五、勝俊は、徳川家康の異父弟なり。○十二日、徳川家康令を發し、關白秀吉の妹、朝日御前と婚約整ひ、来る廿八日、儀式の舉行あるべき由を、譜代親近の諸士に達せらる。(松平家忠日記) ○廿三日、本多平八郎忠勝、濱松を立ちて京に上る。大阪へ納采の使となれるなり。先是、豊臣秀吉、命を濱松に下して曰く、「此月を出でず、朝日御前を下さん、速に聘禮使あるべきなり」と、因て天野三郎兵衛を遣はしけるに、秀吉大に怒て曰く、「三郎兵衛は、未だ嘗て知らざる者なり。何ぞ酒井左衛門尉か、本多平八郎か、將た榊原小平太かを遣はさざる」と。大坂よりは小栗大六、清洲よりは土方彦三郎を遣はし、濱松に至りて旨を諭さしむ。家康曰く、「此の小事すら且つ異議あり、我寧ろ婚を止めんか」と。彦三郎諫めて曰く、「然らば、信雄卿の面目を失するを如何せん」と。即ち平八郎に命じて上洛せしむ。此に因て、前に定むる廿八日の婚儀は、少しく延引すべしといふ。

納采

(松平家忠日記) ○五月五日、本多平八郎、京師より濱松に還る。初め平八郎の京都に到るや、茶屋四郎次郎の宅を以て旅宿とせしに、暫くして傳ふる者あり、曰く、「殿下成らせ給ふ」と。平八郎驚き、匆惶出で迎へて平伏す。秀吉尋で入り來て曰く、「長久手以來、久しくて對面せり。汝彼時、僅かなる小勢を率ゐ來て、我が大軍に對して戦を挑みしは、豪膽とやいはん、義勇とやいはん、我深く汝が豪勇を感じしが故に、我が將士等、汝を包圍して生擒せんとせしを、強ちに制止して恙なからしめたるなり。且つ我は、當時已に汝の主

本多平八郎納采使たり

相州貞宗

を女婿とし、天下政務の補佐たらしめんとしたれば、深く汝が主の怨を買ふを欲せざりしなり。惟ふに徳川の家人には金銀知行を與ふるも辭して受けざるべし。汝は天下の名物なれば、我また天下の名物を與へんと、京極黃門定家卿小倉山莊の色紙と、相州貞宗の刀とを賜ふ。

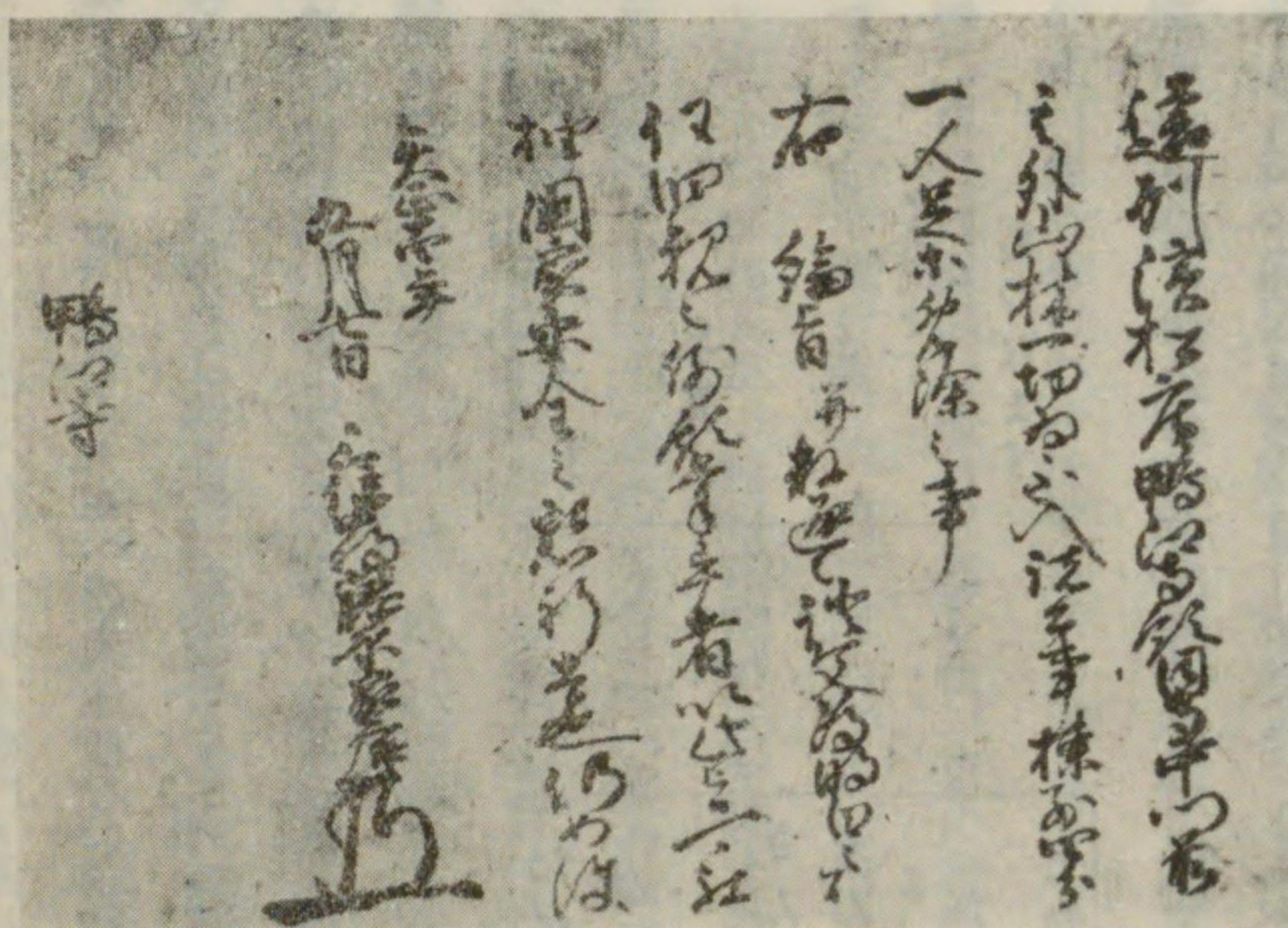
貞宗の濃州に住して鍛ふる刀を、高木貞宗と稱し、鎌倉に下りて、正宗の傳を受け、ますます精鍛したるを、相州貞宗と稱す、世人の特に賞愛する所となり。

因て天野三郎兵衛康景にも、高木貞宗の刀を賜ひて曰く、「速に歸て婚儀を整ふべし」と、二人即ち辭去る。○七日、徳川家康、參州譜代の士に令し、朝日御前來着の期延ぶるを報す。初め九日來着と定めしが、起請文交換のため、時日を費し、期日を履むこと能はざればなり。

(松平家忠日記) ○此日、徳川家康印符を鴨江寺に下して、寺領一切を不入地として、國家安全を祈禱せしむ。○十一日、朝日御前の輿、參州岡崎城に着し、酒井小五郎迎へて之を饗す。此時參州譜代の士、池鯉鮒まで出迎へ、西の野にて輿請取の儀を成す。大阪よりの隨行は、淺野

結婚時日延引

朝日御前岡崎着

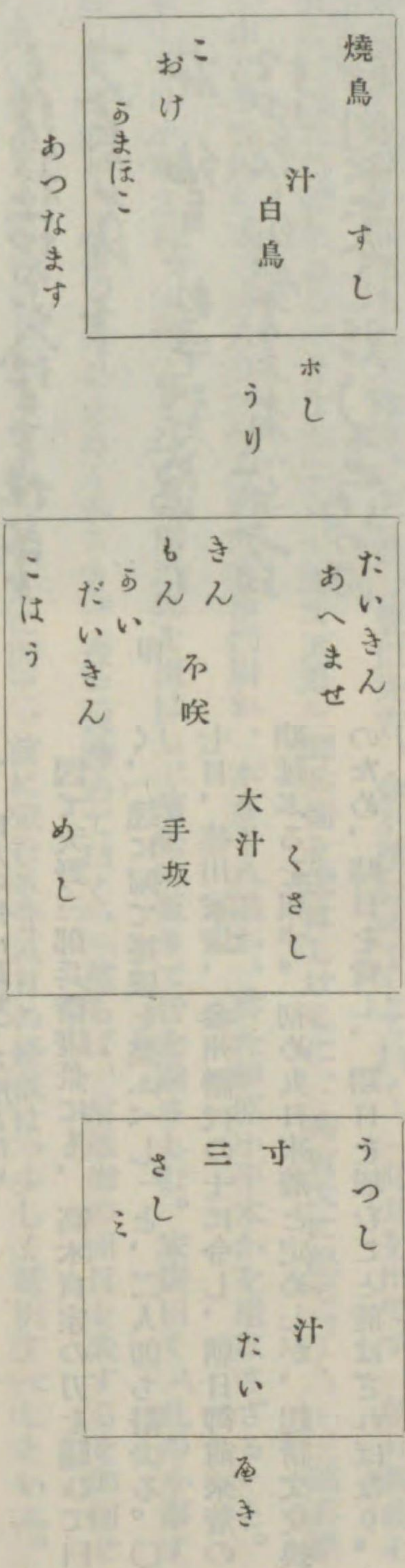


符 (鴨江寺)

事蹟



彌兵衛・富田平右衛門・伊藤太郎左衛門・瀧川喜太夫にして、尾州よりは織田源吾・瀧川三郎兵衛・飯田半兵衛なりしが、徳川家より迎への輿添は、内藤三左衛門・三宅宗右衛門・鳥居忠兵衛・久野左太夫・栗生長藏・高力與左衛門・榊原隼之助・松平家忠なりき。輿數は長柄輿十二挺、釣輿十五挺、代物は三千貫、金銀二駄、其他の道具は、數ふるに追あらず。(松平家忠日記) 今岡崎城の饗應の次第を知らんと欲せば、其の獻立の概略を見るに如かず。



朝日御前  
吉田着

○十二日、朝日御前參州吉田着、參州の國衆、互に上方衆・尾州衆を饗す。淺野彌兵衛を與平九八郎、富田平右衛門を野田の西郷、瀧川喜太夫を下方原、伊藤太郎左衛門を深溝・五井の二家、織田源吾・瀧川三郎兵衛等二人を二連木、飯田半兵衛を設樂、女房衆を酒井左衛門尉等、おのおの分擔饗宴せしが、何れも金銀を惜まざるの盛宴なりけり。傳へ聞く、深溝衆に饗せられし伊藤太郎左衛門は、太刀・折紙・杉浦二束を、祝儀として出だし、主人方は、太刀・折紙のみを出だして答禮とせしと、然れば他の饗宴も、概ね是を以て類推すべ

朝日御前  
濱松着

きか。伊藤は朝日御前乳母の子にして、此日戸田左門の邸に宿泊したりといふ。(松平家忠日記) ○十三日、降雨、朝日御前、吉田に逗留せり。(松平家忠日記) ○十四日、朝日御前、雨を犯して、晚景濱松に着し、直ちに城下の榊原小平太が邸に入らる。(以貴小傳・松平家忠日記) 隨輿の女房百六十人、大坂・尾州・徳川の武士數十人、輿の前後を警衛し、行列正しく入來たりければ、沿道の民庶、遠近より馳聚て、見る者堵の如く、海道の兩側は、至る所立錐の地もなかりき。而して朝日御前の輿の濱松に着するや、直ちに小平太の邸に入りしは、豫め秀吉の沙汰する所に因るものなるが、姫は小平太の邸に入て、旅装を更め、隨行の男女も、之に準ひて皆な服装を改め、然る後、更に行列を正して城中に入り、定め所に到れば、淺野彌兵衛長政進み出で、禮して輿を渡し、酒井河内守重忠出で迎へ、禮して之を受けし後は、合巻の式に至るまで、諸禮滯ることなく行はれしが、隨行護送の人を饗することも、善美を盡して至らざるなかりき。已にして宴終り、清水平左衛門・山本千右衛門を止めて、姫の執事とし、其他は皆な歸洛せり。(徳川實記・當代記) ○十六日、濱松城に於て、所露顯の祝あり。長丸にも母子の對面あり。酒井河内守等以下、諸老臣みな拜謁の禮あり。城中に舞台を構へ、猿樂を催し、興行三日に及びしが、此間に、長丸は母子の盃を酌交はし、淺野長政の酌、伊藤太郎左衛門の伽にて、禮終る。酒井左衛門尉・本田平八郎にも盃を賜はり、諸禮終て後、淺野・伊藤等二人歸宅せり。凡そ此の猿樂の能役者は、皆な秀吉の命に因り、京都より下りし者にして、此後、五ッ目、七ッ目の祝ごとに、此能の興行あり、饗宴の善美を盡して花やかなりしは、濱松に於ては、前古未だ曾て見ざる所なり。又長丸の小姓衆には、奈良晒の帷子・摺箔の帶各一、其の同朋衆には、若狭白布の帷子を纏頭せられ



濱松祝儀使

三嶋神社

しが、是亦秀吉の命に因るものといふ。當時長丸の小姓は十五人ありて、長谷川倉之助正吉・本多山縣成重・小幡熊千代景憲・植村久太郎・長坂血鏡九郎信宅・丸毛辨千代重成・弓氣多玉千代・木村伊勢千代元政・竹尾千代松・興津千松・小笠原虎福等その中に在り、而して同朋は春阿彌、庖厨の長は、神谷又五郎正重なりといへり。(徳川實記・松平記) ○濱松の祝儀使として、婚禮の當日、榊原小平太濱松を立ちて上洛せしが、今日京師に着し、富田左近將監知信の邸に宿しける。此の夜深けて後、秀吉微服して知信の邸に至り、小平太を召し見て曰く、「明日對面すべし」と雖も、汝の到るを聞きては、明日を待つ能はず、特に今來つるなり。汝先年小牧山陣の時、我陣の諸將に檄を傳へ、我を罵て惡逆無道となす。我聞て大に怒り、汝が首を切つて來ん者は、恩賞望に任せんと令せしが、今汝が主と姻を連ねて兄弟となりしかば、爰に汝が精忠を賞す。汝それは、忠義を勵み、朝日の事常に心を用ゐて、敢て或は疎にする勿れ」と、乃ち歸る。翌日小平太聚樂第に參の上れば、秀吉は青狩衣・立烏帽子の裝束にて引見し、厚く饗して後暇を賜ふ。小平太即日京師を發して歸る。(徳川實記) 此に於て、小牧山役後の葛藤は悉く解け、残るは只、家康が上洛の一事となりぬ。○七月六日、北條氏光朱印を附し、伊豆國三嶋神社に、新規寄進をなす。

那賀郡三嶋大明神大禰宜職等之事

(大正十年七月十一日脱稿)

任<sup>セ</sup>先例<sup>ニ</sup>令<sup>ニ</sup>領掌<sup>セ</sup>畢<sup>ス</sup>、就中、御供免、其外祭免等、合<sup>セ</sup>拾町之所、不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>相違<sup>ニ</sup>候付、東川二間、新規令<sup>ニ</sup>寄進<sup>セ</sup>者也、仍<sup>テ</sup>如<sup>レ</sup>件。

天正十四年 丙戌 七月六日

氏

光

(花押)

神主 金差大炊助殿

(豆州志稿)

深見村の齋藤氏

○十三日、小田原城主北條氏直、其臣齋藤甚太郎に二十貫文を給し、地を武州一ヶ谷に食ましむ。甚太郎は遠江の人にして、後、山名郡深見村に歸り住せしが、江戸時代に至りて、里正となり子孫に傳ふ。子孫世世太郎右衛門と稱し、其職を繼げり。甚太郎の遠州に至りしは、蓋し北條氏滅後ならん。此家に當時の文書の存するものあり、虎印を押捺せり。曰く、

江戸廻、一ヶ谷郷之内貳拾貫文之地被<sup>レ</sup>下候、致<sup>シ</sup>知行<sup>ニ</sup>軍役嚴密に可<sup>キ</sup>走廻<sup>ル</sup>旨被<sup>ニ</sup>仰出<sup>サ</sup>者也、仍<sup>テ</sup>如<sup>レ</sup>件。

天正十四年 丙戌 七月十三日

井和伯耆守 奉之

齋藤甚太郎殿

(掛川志稿)

家康上洛を議す

○此頃、徳川家康、諸老臣を集め、議して曰く、「我已に關白家と姻戚を連ねたれば、我より進みて上洛すべきや否や」と。酒井左衛門尉進み出でて曰く、「關白は奇計姦智に富みければ、其の胸中なほ推知すべからず、信すべき時を待て、上洛するも尙ほ遅しとせず。秀吉もし、其の遲きを怒つて來討つとも、我に三萬の貳猶あり、以て京兵十萬を敗るに足る。仰ぎ希くは今暫く機を察し給へ」と、強ひて諫止めければ、諸士みな之を賛し、共に其上洛を止む。(野史・藩翰譜・豊臣家譜) 家康も終に其議に従ふに至りぬ。

關白秀吉は、結婚の議故なく行はれければ、家康の上洛も遠きにあらざるべしと、心竊に其報の到るを待てるに、荏苒日月を経過して未だ其事なきより、秀吉再び心を焦し、如何にせば家康を上洛せしむるを得んと、種種に計を運らしたる後、密に間諜を參、遠二國に放ち、謂はしめて曰く、「家康は已に關白と婚を成し

事蹟

一〇三九



家康上田を攻めんとす

ながら、尙ほ踟躕して上洛せざれば、關白の大度も終には忍ぶ能はざらん、然らば參河守の身に、禍の及ばざるも保し難し。哀むべきかな、守の身は恰も風前の燈、組上の魚の如くなり」と。參河守は於義丸秀康なり。秀康の生母お萬局は、之を聞いて大に驚き、日夜憂慮して措く能はず、密に村田一九といふ者を従へ、京師に上て、其の消息を探り求むるに至りけるが、家康は毫も驚く色なく、泰然自若として曰く、「參河守は、固より質子として送りしにあらず、秀吉の切望に因り、其子として與へたるなり。彼もし其子を殺さんと欲せば、其は素より其心の儘なり、我が關知する所にあらざるなり」と。秀吉も是を以て、未だ爲す所を知らざるが如し。村田一九は、後永見志摩守と稱す。(三河物語・逸史) ○十七日、徳川家康駿府に赴く。初め家康兵を發して、眞田昌幸を信州上田に攻めしめ、大敗して還つて以來、昌幸未だ降を請はざれば、再び之を討伐せんとするなり。(野史) 此に於て、北條氏直も大軍を發して之を援けんとす。徳川の士、之を評して曰く、「昌幸智勇ありと雖も、謀略に富めりと雖も、如何ぞ此の大軍を禦ぐべき、眞田滅亡の期、漸く近づくと謂ふべし」と。然れども昌幸之を聞て大に懼れ尋で歎を送りければ、此師は遂に出でずして止みぬ。(野史) ○廿四日、皇太子誠仁親王薨す。太上天皇の尊號を贈り、陽光院と謚したまふ。○八月六日、遠州井伊谷村龍潭寺に於て、井伊直政の母、宗徳大姉の法會を行ふ。蓋し一周年忌に相當するなり。此日、井伊直政自ら至て、母の靈を拜し終て後、南溪和尚に對面し、寺領の寄進狀を示して曰く、「井伊谷の本地已に拜領したる上は、舊寄進狀の如く寺領を寄進し、以て我が素志を成さんとは、我が常に思うて忘れざる所なり。是以て、先に近藤・鈴木・菅沼等三家に命じ、寺領相違なく渡さしめんと欲し、此の如く寄進狀をば作らしめぬ。

皇太子薨  
井伊谷龍潭寺

家康駿府に在り相撲を見る

然れども是なほ厭かざる所あり、願くは主君の朱印を請ひ得て送らん」と、因て再び卷いて、懐にして還れりといふ。(井伊家傳記) ○七日、徳川家康將に駿府を發せんとせしが、眞田昌幸、此頃漸く降服の意を生じ、信・甲兩州の諸將に倚り、頻りに歎訴する所ありければ、未だ其降を聽したるにあらざれども、暫く其の形勢を按ぜんとし、其の進軍を猶豫し、以て兵を駿府に留めぬ。(松平家忠日記) 此時に當て、關白秀吉は、眞田昌幸に對ては、頻りに家康に降るべきを勧め、徳川家康に對ては、大に眞田征伐を勧めけるが、是れ秀吉が策略の存する所なりといふ。或は秀吉の嚮に因て、家康進軍を猶豫せりといふは誤なり。○十六日、徳川家康、駿府を發して甲州に至り、國中を巡視せり。時に國中の膂力ある者を集め、場を設けて相撲はしめ、家康も自から臨みて見しに、偶、酒井左衛門尉に宛てて、秀吉の書到る。但し、書辭殷勤なりきと傳ふるのみにて、書中言ふ所を知る者は、一人もなかりきとぞ。○廿四日、徳川家康甲州に在り、偶、關白秀吉の飛檄到る。家康披見するに、大意に言ふあり、曰く、「嶋津追討の爲に、來春九州へ出陣せんとすれば、其の軍議を遂ぐべきがため、濃州の地まで上りたまへ、既に戚族となるを思ひ給ひ、一步を進めて京師に到り給はば、何の幸福か之に若かん。熟、惟みるに、今秀吉に屬する族は、皆是れ、故主信長の時の同列諸侯なれば、今我代となつて、爵を授け祿を増すと雖も、動すれば猶ほ服せざる色なきにしもあらず。然れども、卿にして一たび上洛し給はば、彼の反側の士等、忽ち屏息して、秀吉の威望も舊に倍するものあらん。卿それ此意を諒知せよ。卿尙ほ狐疑して決する能はざるか、我母大廳をして、朝日姫を濱松に訪はしむるも可なり云云」と、しかも秀吉自筆の書なりければ、家康も遂に拒む能はざりけん、直ちに自から筆執つて答書を

秀吉の書に上洛をすむ

家康甲州に在り相撲を見る



家康上洛  
を諾す

認め、速に命に従ふべき由を述べて、使者を還らしめしといふ。然れども是は極めて祕密の事なれば、當時は誰あつて知る者なかりき。

家康出で  
す

先是、關白秀吉は、徳川家との婚成りければ、家康の上洛も遠からじと、頸をのべて待てども至らず、流言を放ちて、家康を威せども其效少なく、家康なかなか出づる色なければ、秀吉は待ちわびて、再び羽柴下總守雄雅を遣はし、謂はしめて曰く、「従前は免まれ角まれ、今は既に御婚も成り、親み厚き兄弟の國となりぬれば、何の疑かあらせ給ふべき。且つ關白は、近く九州征伐の舉あらせらるるにつき、其の軍議にも參與せられんことを希はるれば、かたがた御上洛あらまほしけれ。都あたりも、近頃は殊の外靜謐となり、何事も昔に復る様なれば、あはれ御心慰めの料にもなれかしと思はるなり」と、言葉しづかに勧めけり。家康曰く、「嘗ても言ひしが如く、京都の事は、故右府公の時一たび上洛して、名所舊蹟等は、残る隈なく遊覽したれば、今更に都戀しとも思へず、鷹を臂にし犬を牽き、野くれ山くれ駈廻り、何憚る思もなく、遊び暮すの樂に増すことやはある。且つ我聞く、禮は往來を尊ぶとかや、今度婚を成したればとて、我もし上洛せば、殿下も駕を濱松に枉げ給ふべければ、國家の煩となること少なからじ。然れば寧ろ互に出でず、財貨を費さず、賦役を省き、暫く民庶の肩を憩はしむるに若かずや。併も汝強ちに上洛を勧むるは故あるか、もし關白に挾む所にもあらば、告げて憚る勿れ」と。下總守應ふる所を知らず。早早辭去り、京師に至て復命せり。秀吉曰く、「彼尙ほ疑心を解かざるか。好し我また考ふる所あるべし」と。下總守を還らす。下總守還て、信雄に告げて曰く、「何時と果なき和睦の扱ひ、彼の猿奴は物に狂ひたり」と。耳語して、互に大に笑へりとぞ。

母を質と  
する策

其夜深けて後、秀吉は、急に信雄・下總を召して、聚樂に至らしむ。二人匆卒驚き至れば、秀吉は伊勢染の小袖を着、左手に脇差を提げ、右手に紅染の細帯を手繰り持ちながら、座に就きて曰く、「夜中更闌くるをも厭はず、卿等を召すこと他にあらず。家康辭するに詞なく、上洛せざるを得ざる謀をこそ得たれ」と。信雄曰く、謀とは如何。曰く、母大廳を遣はして、朝日姫の消息を問はしむるに在るなり。斯れば家康頑と雖も、拒むに辭なからん」と。二人は意外の事に、一たびは愕きたれども、之を面にも出ださず、贊して曰く、「奇策妙謀、誰か此に思ひ及ばん、家康之をしも聞かずば、兵を起して之を攻め給ふに、誰か復た殿下を咎めん」と、尋で辭し去る。其後、秀長之を聞き、諫めて曰く、「凡そ人、母を質として敵と和するは、匹夫と雖も亦恥づる所なり。何ぞ天下の大軍を起し、北越の上杉と謀を通じ、一戰以て雌雄を決するの快舉を爲さずして、特に此の迂廻の策を用ゐんとはし給ふぞ」と、涕涙こもごも下て、せき敢へざるが如くなり。秀吉曰く、「汝は一を知て、未だ二を知らざる者なり。汝聞かずや、大行は細瑾を顧みずといふことを、暫く母を送て、家康を招致せば、宇宙を包擧し、八荒を併呑すること我が掌中にあり。且つ戰は萬止むを得ざるに出で、戰はずして敵に勝つを以て、良將は上策とするなり」と、遂に聽かず。而して終に此の使者となり、此書となりしなり。

秀吉天下  
統一の計

抑も戰はずして敵に勝つるの謀は、秀吉の終始用ゐて措かざる所にして、是を以て、秀吉は速に天下を統一するを得たるなり。彼の小田原を攻むるにも、朝鮮を攻むるにも、直ちに兵を加ふることはせず、再三再四



家康師を旋す

使者を遣はし、説くに利害を以てし、又自から譲るべきは譲り、而して尙ほ従はざる時に於て、始めて兵を加へたるなり。伊達・上杉・徳川は、聽いて伐たれず。嶋津・北條・朝鮮は、聽かずして伐たれしものなり。○廿五日、徳川家康上田征伐の師を旋し、巨摩郡下山の萬澤に宿す。家康は、秀吉の頻りに昌幸征伐を勸むるも、其の眞意は、必ずしも此に在るにあらざるを知れば、敢て之を征せんとする勇なく、終に其降を容れたるなりけらし。併し秀吉の此月九日、刈屋城主水野惣兵衛忠重に與へたる書に依れば、秀吉の家康に對しては、唯、昌幸征伐を勸むるのみにして、毫も嘸がましき事なきを知るに足るのみならず、また以て其間の虚實を伺ふに足るものあらんか。書に曰く、

秀吉の書

一書状委細加披見候、家康甲州ニ被相越候ニ付、信州迄其方被越候事辛勞候、就夫、家康從甲州ニ可被歸候條、其方者罷歸、濱松ニ可有之候、從家康被越ニ付、右之分候由可然事。  
一眞田成敗ニ人數越候ニ付、家康爲に候間、眞田急度被討果儀事一候、此方ニ家康被遅候共不苦候條、自身被相働、眞田被刎首ニ様可然候事。  
一越後へも眞田成敗之儀、家康申遣候條、人數等一人も眞田を助候儀有間敷候之由、申遣候事。  
一越後より眞田持分之内ニ有之城二三ヶ所も、人數入置候由候之條、其城者家康手遣之儀無用ニ候、從此方ニ請取、家康可任存分ニ候間可有其心得事。  
一右ニ其方與成瀬ニ被仰渡候儀者、眞田成敗ニ人數於レ不被出候者、家康此方ニ被罷越、於其上ニ眞田義成敗可然與被仰候得共、最早人數遣候におゐては、此方ニ家康被登候事遅候共不苦候間、

家康自身被相働、眞田可被刎首儀事一候事。

一其方者近近ニ候間、細細表之儀以ニ一書可被申越候、何様にも家康ための可然様諸事可申付候條、追追可申越候事。

一小笠原方も、家康より被申越候内儀之事申遣候、彌、下谷之者、小笠原持分ニ猥無之様、堅政道以下家康可被申出候事。

一木曾伊豫守儀此方ニ而候、右之分爲ニ申聞候、是又木曾路猥無之様、堅可被申出候事。

八月九日 秀吉

水野惣兵衛殿へ

家康駿府に歸る  
家康濱松に歸る  
山本千右衛門上洛  
大廳濱松に至る議

○廿六日、徳川家康、駿府城に歸る。○廿七日、徳川家康、掛川城に到り宿す。○廿八日、徳川家康、濱松城に還る。○朝日御前の執事山本千右衛門、早打にて京師に上る。先是、秀吉書を家康に送り、大廳濱松に至て、朝日御前を見るの議あり、是に因て、家康上洛を諾することありしが、此日密に千右衛門を召して曰く、「殿下大廳を送り給はんとす。汝速に京師に上るべし」と。千右衛門汗馬に鞭ちて京師に到り、家康の密旨を告ぐれば、秀吉聞いて大に悦び、千右衛門を賞するに、金鬘斗附の刀、及び脇差を以てせりといふ。

龍潭寺の寺領

○九月七日、徳川家康、朱印を龍潭寺に附し、以て寺領を寄附す。龍潭寺は遠州引佐郡井伊谷郷に在りて、井伊兵部少輔直政の菩提所なり。直政先に住持南溪和尚に面し、家康の朱印を請うて、寺領を寄附する約あり。此に至て、其約を履めるなり。

事蹟



遠州井伊谷龍潭寺之事

一彼寺爲直盛菩提所、新地令建立之條、如下令直盛寄進時、寺領以下末寺等迄、山林四壁竹木見伐等、堅令停止事。

一諸末寺雖爲誰領中不可有相違、然者末寺看坊等申付者、越訴直望坊主職儀令停止事。

一門前在家棟別諸役等、一切免除之、直盛公私所之無緣所、不可准他寺之事。

一祠堂錢買地敷錢地取引米穀、國次之德政、又は地頭私德政、雖令出來於彼寺務、少有不有相違事。

一惡黨以下、號山林壹入之處、住持等無其届、於寺中不可成敗事。

右條條、直盛寄進之旨、於後孫不可有相違者、專此旨、脩造勤行不可有怠慢者也、仍而如件。

天正十四年九月七日 三位中將藤原家康 (乃字ノ判)

龍潭寺

凡そ徳川家康の判物は、名乗のみ書するを例とし、位官など記すは、最も異數とする所なるに、此狀には、官位姓名まで記入したるのみならず、其の文辭まで、殊更に心を用ゐられたる迹見えて、他寺に例なく、格別なる體を備ふるに依て思ふに、當時忠勤の譽高く、寵遇比ひなく厚き、井伊直政の請に基づくに因るならんか。家康は此日又、濱松庄鴨江寺、及び新橋郷大通院にも印書を與へ、武人の横暴を防ぎ、併せて寺領を保護せらる。

鴨江寺

遠州濱松庄鴨江寺領

同寺中、門前其外山林、一切爲不入、諸公事、棟別、四分一人足等、免除之事、右輪旨並數通之證文爲明白之間、任舊規之例、領掌畢者、以此旨、可被抽國家安全之懇祈者也。

天正十四年九月七日 三位中將藤原家康 (花押)

遠州濱松庄新橋郷大通院

於寺中門前、狼藉並山林竹木猥伐採、放牛馬儀一切停止之、然者、在在所諸末寺、輪番出仕如前前不可有懈怠事。

右條條、如先規至子寮舍以下迄、永令領掌訖者、守此旨、修造勤行等不可有懈怠者也、仍如件。

天正十四年九月七日 三位中將藤原家康 (花押)

大通院

大 通 院

思ふに徳川氏は、新田氏の末葉なりとて、家康が後年の書には、悉く源姓を記するにも拘はらず、此書に藤原と書するが如く、濱松鴨江寺の寄進狀にも、藤原と書せるのみならず、其他にも、當時の書には、往往藤原と書するものあるに依て、徳川氏の源姓なりといふを、疑ふ者少なからざるに至れるが、或人これが説を爲して曰く、

事 蹟

一〇四七



家康藤原  
姓を稱す  
る所以

徳川氏は源姓なれども、又藤原と書するは故あることにして、毫も怪むに足らざるなり。家康九代の祖に親光といふ者あり、固より徳川氏にして源姓にはあれども、親光出でて參州松平太郎左衛門信重の養子となり、遂に其の家督を継ぎ、家名を相續しけるが、太郎左衛門の本姓は、元來藤原なれば、此の天正の頃までも、因襲して藤原の姓を稱しける。是れ家康が當時の判物に、間、藤原と書するものある所以なり。(鹽尻・井伊家傳記)

家康駿府  
に赴く

と、親光一に親氏に作る。○徳川家康駿府城に赴く。是れ駿府城、家移の式を擧げんが爲なりとぞ。(松平家忠日記) ○八日、參州深溝の松平主殿助家忠、來て遠州荒井宿に泊す。駿府城家移の式に列せんとて赴くなり。九日懸川泊、十日駿府着の日程なりといふ。(松平家忠日記) ○十一日、徳川家康假りに駿府城に移る。

駿府城假  
家移

吉辰たるに因てなり。此日、旗本の諸將多く來て登營し、家康並に長丸に謁し、太刀・折紙・酒肴等を獻じて之を賀す。然れども造營未だ全く成就したるにあらざれば、式終るや直に濱松に還る。(松平家忠日記) ○十

龍潭寺

五日、遠州井伊谷龍潭寺の住持南溪、濱松城に至りて家康に謁す。前に寺領の寄進狀を賜はりしを謝するなり。南溪は井伊直平の次子にして、直宗の弟なり。而して直宗は直政の曾祖父なり。(龍潭寺記・井伊家系圖)

法藏寺

○廿三日、遠州周智郡下村、安養山法藏寺廿七世、宿阿彌陀佛寂す。此寺は時宗にして、見附驛正光寺末なり。(掛川志稿) ○廿四日、徳川家康岡崎に赴く。(松平家忠日記) ○廿六日、關白秀吉の使者、淺野彈正少弼

秀吉の使  
者濱松に  
到る

長政岡崎に到る。津田隼人佐・富田左近將監知信等隨ふ。又織田信雄の臣、織田源吾・羽柴下總守・土方勘兵衛等も到る。是れ長政の副使として來しなり。(松平家忠日記) 長政岡崎城に上り、家康に見えて曰く、「公の上

家康の意  
上洛に決  
す

洛は、天下泰平、萬民安堵の爲なれば、請ふ速に諾せられよ」と。又酒井忠次を見て曰く、「子、請ふ公を勸めて、速に上洛せしめよ」と。語る所數百言、縷縷情を盡して後止む。家康乃ち諸臣を召し、上洛の事を議せしむ。榊原十左衛門議して曰く、「秀吉の心中未だ以て計るべからざれば、上洛の事は甚だ危きことと謂ふべし。唯、答ふる所なくして、此に據り給ふべし。若し關白の兵襲至ることありとも、我已に長久手に於て其武を試みたれば、毫も懼るるに足らざるなり。歳月を経たるが爲に、彼もし進むことあらば、我も亦進む所あり。假令上方勢何萬騎到るとも、此より東は、如何で指だに指さすべけんや。敢て請ふ、此議は速に徹し給はんことを」と。其他家人の輩も之を止むる者多し。曰く、質も眞の質にあらじ、大廳も眞の大廳にあらじ」と。家康熟思すること良久して後、徐ろに曰く、「十左衛門の言ふところ最も理あり。又家人の言ふところも、皆な我を愛するより出づる言なれば、我厚く之を賞し、深く之を感ず。然れども翻て之を想へば、室町將軍の末より四海鼎沸し、騷亂相續くこと已に百餘年、四民塗炭に苦みて、一日の安を得るだに能はざりしが、此頃僅に泰平の運に向ひしにや、關白の威風の及ぶ所は、靡き伏せざるはなし。然るを我武の精銳に誇り、我糧の豊富を頼み、徒に危惧の念を懷き、一朝銚を交ふるに至らば、また解くる期を知るべからず。此頃殆んど漸く靜謐に歸せんとするを、更に新に混亂に陥れんことは、一國を治む者の、豈に能く忍ぶ所ならんや。是故に、今汝等の忠言あるにも拘はらず、我は敢て關白と和せんと欲するなり。若し夫れ、我上洛して忌むべからざる事もあらんか、是れ關白の我を殺すにあらずして、天の我を滅すなり。我既に死を決す、また何をか恐れん」と。十左衛門曰く、「君の心已に此に至らば、臣また何をか謂はん」と辭去る。



家康大納言に任せらる  
家康岡崎に赴く  
徳川君臣大廳を疑ふ

家康乃ち自から筆を執り、答書を書いて曰く、「九月を出でず上洛すべし」と、以て長政に與ふ。六使乃ち歸て秀吉に復命す。秀吉大に悦ぶ。其後また井伊・本多・榊原の親族、各一人を大阪へ送るべき使ありければ、三人共に質を送れり。家康は大阪の使者歸るや、尋で濱松に歸る。(三河物語・實錄) ○十月四日、遠州濱松城主徳川家康、權中納言に任せらる。(公卿補任・徳川記) 關白秀吉の執奏に依るなり。(逸史) ○十三日、徳川家康濱松を發し、池有助を從へて岡崎に赴く。歩騎の從ふ者一萬二千、蓋し大廳の到るを待ちて上洛せんとするなり。(松平家忠日記) 時に菅沼藤藏定政を濱松に留め、以て長丸に附屬せしめ、藤藏に茶入と、錢舜筆の畫圖一帳とを賜ふ。因て大久保忠世・石川家成命を蒙り、城に在て世子を扶け國を監す。(野史) ○十五日、徳川家康吉田より岡崎に到り、大廳の到るを待つ。時に岡崎の警衛を本多重次に命ず。重次固く諫めて曰く、「公大政所に代つて西上せんとすること、恐くは不可ならん。方今京師の搢紳には、老嫗も亦尠ならず、秀吉もし他の嫗を假りて以て、公を欺くやも亦知るべからざるにあらず」と。諸將も亦口口に相評して、今や秀吉天下の三分二を有し、威炎薰赫として、四方懾服せざるなし。我武是れ揚ると雖も、彼を以て之を見ば、寔に旭日の前なる一箇の星にだも如かざるなり。然るに何を好で母を出だして質とすることあらん、疑ふらくは偽計存せんとて、秀吉の心を付度しがたく、偏に疑惑を重ねるばかりなりしが、或は又諫むる者あり、曰く、「秀吉たとひ百萬の師もて來り撃つとも、臣等力を戮せ彼と對抗せんに、其の剛柔は較せずして明かなり。恐るるに足らず」と。家康曰く、我も亦焉ぞ其の偽にあらざるを保せんや、但し彼は殆ど天授なり、之と抗するも亦命を知らざるなり。且つ彼の我を待つ厚き、既に和を求め、婚を求め、母を質とす

大政所岡崎に至る  
旭日御前岡崎に赴く

るの聲を惡まず。我武もまた多らずや。然るに我猶且つ趨赴せば、是れ反て我が怯懦を天下に示す所以にあらずや。加之、彼禮を具して來るを、吾偽を以て迎へば、曲我にあり云云」と、遂に諸將の言百萬、其中一も用ゐる所なかりき。(實錄・紀談・野史) ○二十日、徳川家康の室朝日御前、濱松を出でて岡崎に至り、其母大政所に見ゆ。徳川の臣屬等、其狀の眞なるを見て始めて安堵せりといふ。大政所は、去る十八日池鯉鮒に着き給へるを、松平主殿助家忠して迎へしめ、今日岡崎に着き給へるが、(松平家忠日記) 本多作左衛門重次、其の着するに先だち、家康に謂うて曰く、「臣聞く、京都には、内裡上臈の老いたる者數多ありと、果して然らば秀吉若くは君を謀らんが爲に、何れかの老女を雇ひ來つて、大政所に擬し以て遣はしたるにあらざるか、若し此の如きこともあらば、天下の胡盧となり、恥を千歳に遺さん、豈に戒めざるべけんや」と。家康曰く、「然り、然らば朝日を召して迎へしめん」と、因て直ちに使者を馳せて、濱松に至らしむ。朝日御前は、大政所の到て後、五六日も過ぎなば、岡崎に至て、心靜に對面せばやと思ひ儲け給へるに、突如急使の來るあつて、今日母子の對面あるべしとの事なれば、急ぎに急ぎ、省きに省くと雖も、其儀を整ふるに時を費しければ、黄昏の頃纔に岡崎に到るを得たり。岡崎に到れば、大政所既に在り、輿を見て走り寄り、姫は戸の開くを待たで、内より轉び出でさま大政所に繼り、母子相擁して唯、泣くのみにて、涙せきあへぬげなりければ、左右の女房達、また堪へがたくてや、涙に咽ばぬ者ぞなかりける。家康君臣之を見て、始めて其の偽らざるを知り、心を安じて悦びあへり。因て議を定めて明日の發途とし、上洛の儀を整へしむ。(徳川實記) ○廿一日、徳川家康岡崎を出でて上洛の途に上る。井伊直政・本多重次に命じ、岡崎の留守たらしむ。

家康岡崎を發す



十月、家康公御上洛也。若上<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>給<sup>ハ</sup>ば、妹を返し給て、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>及<sup>ニ</sup>干戈<sup>一</sup>之由、一途に宣<sup>フ</sup>。殊<sup>ニ</sup>秀吉公御袋の大政所を、岡崎迄可<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>下向<sup>一</sup>之條、無<sup>ク</sup>疑心<sup>ニ</sup>上洛<sup>シ</sup>給<sup>テ</sup>有<sup>ニ</sup>對面<sup>一</sup>彌<sup>ル</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>入魂<sup>一</sup>之由也。因<sup>テ</sup>此<sup>レ</sup>如<sup>シ</sup>此。家康公北の方、自<sup>リ</sup>濱松<sup>一</sup>岡崎<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>御出<sup>テ</sup>、御袋對面<sup>シ</sup>悅<sup>ビ</sup>給<sup>フ</sup>。秀吉公、家康公之上洛を快悅<sup>シ</sup>給<sup>テ</sup>、刀<sup>・</sup>脇指、並<sup>ニ</sup>數寄道具<sup>何れも千被<sup>ニ</sup>進覽<sup>一</sup>云云、家康聽<sup>テ</sup>而<sup>メ</sup>令<sup>メ</sup>下向<sup>セ</sup>給<sup>フ</sup>間、大政所も則<sup>チ</sup>上<sup>リ</sup>給<sup>フ</sup>、秀吉家康入魂<sup>シ</sup>給<sup>テ</sup>を、小田原の氏政父子心底不<sup>レ</sup>快<sup>カ</sup>と。云云(當代記)</sup>

家康上洛  
の遺言

家康發するに臨み、大政所に見えて暇を乞ひ、退いて井伊直政・本多重次を召して曰く、「汝等懇に大政所に侍し奉り、苟も懈怠の體あるべからず。我若し京師に於て不慮の事生じ、自殺する事もあらば、大政所の事は我關せず、汝等の意に任せんのみ。然れども朝日姫をば、速に京師に送り還すべし。此事初より妻は知らざるべければなり。且つ我が下手人に、婦女子を止むるなどはあるまじき事なればなり」と、遂に進みて吉田に到り宿す。夜に入て、獨り井伊直政を召し、密に告げて曰く、「我今上洛するに及びて、織田信雄・丹羽五郎左衛門・蒲生飛騨守・堀久太郎・長谷川藤五郎・織田源吾等、密に誓詞を送て、我に荷擔の意を示すと雖も、素より信するに足らざるなり。然れば我既に計る所あり、今之を汝に告ぐ、汝それ之を記せよ。茲年春正月、定むる所の軍隊編制に依て見るに、駿・遠・參・甲・信五箇國の兵は、凡そ四萬三千人あるなり。而して其の一萬二千を分ちて、我が今度上洛の隨兵としたれば、残るは三萬一千騎なり。其の二萬一千を分ちて、鳥居・平岩・石川・大久保等四人に屬せしめ、鳥居・平岩を止めて甲信を守らしめ、石川家成・大久保忠世に命じて、濱松に留守たらしめ、而して殘兵一萬は汝に附し、本多重次と共に岡崎を守らしむる所なり。兵の配置は概ね此の如し。汝その故を知るか。我京師に上て後、秀吉もし反覆の舉あらば、吾は火を放て京師を焼き、

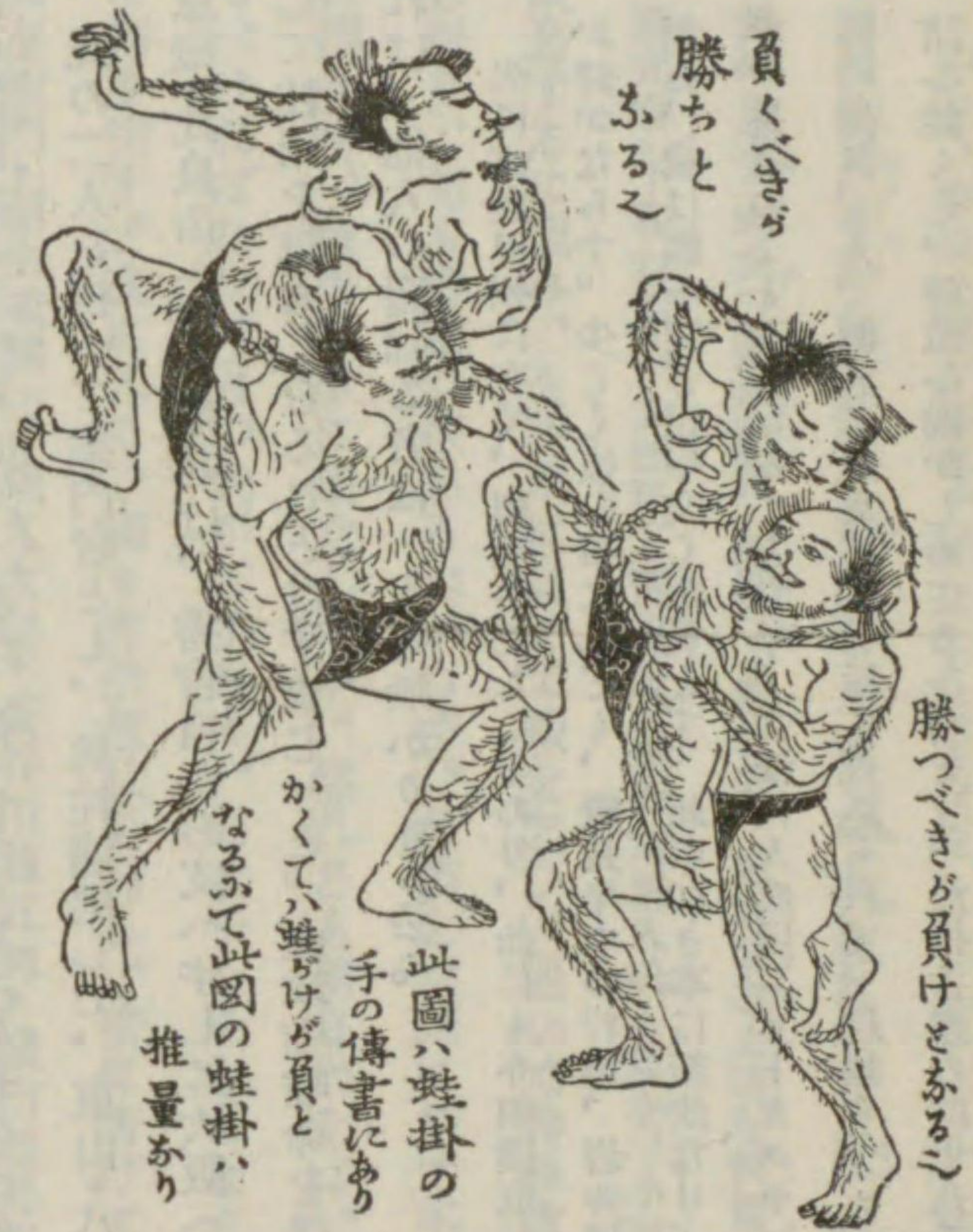
走て東寺に據るべし。然るときは、秀吉直ちに來り攻めんと欲すとも能はじ、而して信雄素より我に好あれば、其報は三日を出でずして濱松に達すべし。汝報を得ば、汝が屬兵一萬を分ちて二十隊となし、又、酒井・榊原・本多等が残せる士卒、其他松平一族をも合し、旗本の備とも二十隊とし、進で尾州佐夜の渡を廻り、江州千種越を登るべし。此時敵もし大津に拒かば、昔者武田勝頼が長篠の戰に於けるが如く、驀進して突崩すべし。上國勢幾千萬ありとも、我が銳鋒を止め得る者は、一人もあるべからず。日野より勢田に出づるに、敵もし橋を焼くこともあらんか、彼より六七町此方に、宇治・田原へ出づる道あり、其處には、我が今度宇治の案内者として率ゐる、新七・籠之助といふ相撲力士の、此邊の地理に明かなる者を遣はし置くべければ、此の二人を携へて案内者とし、勇往邁進して、東山・八坂の邊に屯すべし。而して酒井が屬兵一萬餘、如意嶽・比良山へ登り陣せば、秀吉自から支へずして大阪へ逃走すべし。若し其機を失せず追討せば、秀吉をして桂川を越えしむることはすまじ」と。直政唯唯命を受けて辭す。世に稱す、此の軍令は最も隱密なりければ、他人の窺知る者は一人も無かりきとぞ。

相撲の古  
法

先に家康甲州に在て、相撲を見しことあり、此にも亦相撲取二人を従へとあれども、當時の相撲は、如何に行はれしか詳かならず。少しく後の事なれども、慶長年中の行司、岩井播磨が言に依れば、曰く、近年相撲に土俵といふものを用ゐ、或は膝を突き指を突くを負とす。此の如き事は新法なり。勿論土俵にて勝負を限ることは、古語舊記にも載せず、是等のこと不審なることなり。古法は人形屋(ヒトカマヤ)とて、相撲取るべき場所あり。此處を離ること三四間の所に、人、圓形に並居て、其屋に推込まれて、起揚らざるを負とす。膝を衝き、手を突き、尻・腰など落つとも、詰を能くし、勝敵を働かしめざるを功とす。故に古來の四十八手、反(ソリ)の圖には、尻・腰を衝きたる者の、勝に成



力士明石道



相撲蛙掛圖 (百家説林)

りたる例多し。畢竟相撲は組打の一助なり。猶又相撲の勝負詰には、組臥せられて、跳れ返して勝つことあり。是れ遊興の業にあらざるなり」と。  
 又當時明石道とて、古老の相撲にて、行司を兼ねる者あり。曰く、近世土俵を用ゐること、勝負を限ると一筋に心得るは僻事なり。土俵は二間一尺、或は二尺或は三尺に圓形をいたす。其の狭迫の内にて敵と當り合ひ、強弱虚實の理合を練習す。勝負の道理を火急に教ふるものなり。云云  
 或曰、昔の武士は組討を好みたるが故に、相撲を武藝とせしなり。近世戦法をなばりて、組討を

好まず。故に武藝とせざるなり。是故に、今は下賤の業となりぬ。又昔は、相撲の節を行はれ、諸國より相撲の者めして、觀覽ありしなり。此時相撲裝束とて、別に裝束ありたるなり。鎌倉將軍家の時、歴歷の武士の侍、相撲をとりしは、みな裝束せしなり。近代下賤の業となりてより、素肌になりたるなり。(夏山雜談)

又云、相撲に、西の方東の方とかなを分るは、右近衛・左近衛の右左より起れり。むかしは毎年七月、禁中の仁壽殿にて相撲あり。勅によりて、近衛の次將方を分ちて、諸國へ使を立てられ、相撲人を召す。是をことりつかひといふ。それより相撲人左右にあつまりて、七月下旬取組あり、委しくは西宮記・北山抄・江次第・公事根源等に見ゆ。(野乃舍隨筆)

西宮記、内取條註曰、左相撲、犢鼻上着ニ狩衣、經レ陣右犢鼻上着ニ狩衣袴ニ入幕、近代不三分別。  
 江家次第、内取條云、左相撲人參入、犢鼻禪上着ニ狩衣、差レ紐挿ニ狩衣前ニ云云、右相撲、犢鼻禪上着ニ狩衣ニ開レ紐、

以ニ狩衣前ニ相違來レ之。

同裏書曰、延久三年江記云、次相撲人三十人、次第行列、(其裝束、烏帽・狩衣・犢鼻禪也)差レ紐狩衣上着レ帶、不レ着ニ下衣袴ニ徒跣。或人曰、大内時、左相撲人如此、是依レ渡ニ陣座前也、右相撲依レ不レ渡ニ陣前、開レ紐狩衣前ニ加レ帶、左右引違來レ之、今仗座在ニ右方、若レ左方可レ用ニ右體ニ歟、然而依レ爲ニ年來例ニ不改也。

蒿蹊云、或は袴を着或は不を着、或は紐をさし或は紐を開き、帶を加ふると加へざるとの差別はあれども、畢竟は、裸體に狩衣をつけて參るなり。手合せするときは、狩衣をもぬぐべし。云云

室町日記云、關白秀次公相撲御覽の事、西岡の住人に、突春といふ相撲あり。白布を三重に廻して強くしめたり。岩根之助は防なるが、舊の下帶二重に廻して引しめたり。云云

江戸時代の、寛政・享和頃に至ては、相撲取共の犢鼻禪に、緞子を用ゐる者ありしが、豊臣時代の華奢は、未だ、こゝまでには至らずと見えたり。

家康上洛

○廿七日、徳川家康京師に入る。道中驛驛の米穀魚鳥の儲、道路橋梁の修築洒掃の備より、旅館上下の饗應に至るまで、悉く意を用ゐて缺くる所なかりしが、是れ皆な秀吉の命に出でしものといふ。家康は此行、本多平八郎忠勝・榊原小平太康政・酒井左衛門尉忠次・阿部善右衛門正勝・永井傳八郎直勝・鳥居彦右衛門元忠・西尾小左衛門吉次・牧野右馬允康成、其他、勇將猛卒を衆に選びて従へ、京師に到るや、直ちに茶屋四郎次郎清延の宅に入りしが、京都にては淺野長政主となり、羽柴秀長・富田左近將監、及び津田隼人正等と共に奔走し、斡旋待遇至らざる所なかりき。夜に入て長政・秀長二人、秀吉の命を受けて茶屋の宅に至り、家康に見えて上洛の恙なきを賀し、且つ秀吉二三日来風邪なれば、對顔の期少しく延引すべきを告げらる。已にし



て長政等退き、夜も漸く深けたれば、家康も寢室に入りけるに、長政再び来て曰く、「殿下成らせ給ふ」と。家康その匆卒に驚けども詮方なし、遽に衣服を整へ座を拂つて待つ。秀吉は扈從を去て從へず、長政・秀長及び近侍の士十人許を從へ、忽然入り來しが座に就くや直ちに家康の手を取り、自から額にあてて曰く、「長篠以來十二年にして對面せるが、山川の隔絶を事ともせず、遠く上洛して、秀吉をして天下を掌握せしむること、また何の辭を以て之を謝せん」と、悦ぶことなめならず。

已にして携へ來たる行厨を開き、酒肴を列ねて小宴を張り、自から試みて之を進めしが、其體毫も挾む所ありとは見えず。(松平家忠日記) 暫くにして賓主献酬の禮終るや、秀吉自から膝を進め、家康に耳語して曰く、「秀吉は今官位人臣を極め、天下兵馬の權を主宰し、四海の豪傑、半を過ごして來屬すと雖も、卿の夙に知るが如く、元來身を奴僕に起し、故右府の爲に識拔せられ、時運の際會に依て、此に至れるなれば、被官も部將も、皆な是れ疇昔の同僚、若くは上將にあらざるはなし。故に面には恭順の態を裝ふと雖も、衷には剛愎の念を絶つ能はず。是れ我が夙夜憂とする所なり。卿もし之を察せば、近日諸大名の會同を命ずべきが、其時秀吉に對し、諸大名の想及ぼさざる底の懇勸を盡し給ふべしや。而して我は却て尊大の禮を執らんとするを、卿能く忍び得るや否や」と、軽く其背を打てり。家康謹み答へて曰く、「既に令妹を請うて室とせしのみならず、今又上洛して此に在れば、假令殿下の言なしとも、豈に殿下の便を計らざらんや、況や殊更に恩命を蒙るをや。争でか疎意を挾むべき」と。秀吉大に悦びて歸りしが、此後も、聚樂の對面に至るまでは、日に訪ひ至り、或は白雲といふ茶壺を提げ來り、茶を啜りながら胸襟を開いて語り、或は時服數領を

秀吉微服して家康を訪ふ

聚樂の對面

携へ來つて與へ、或は又黄金三十枚を分ち、家康の隨兵に與ふるなど、其の優遇至らざる所なかりき。(豊臣家譜・寶録・野史) 〇十一月二日、徳川家康聚樂第に上り、關白豊臣秀吉に謁す。初め秀吉命を五奉行、其他在京の諸大名・諸士に傳へ、「明日徳川家康拜謁の禮あれば、諸將士等おのおの朝服にて出仕し、官位の次第に從て席に着き、苟且にも座班を亂るべからず」と戒められければ、此日の未明より諸大名出仕し、烏帽子・直



秀吉の像 (林説家曰)

垂、大紋の袖を列ねて威儀を整へ、而して五奉行淺野彈正少弼・増田右衛門尉・石田治部少輔・長束大藏大輔・大谷刑部少輔、及び所司代前田徳善院等、庭上に出迎へけるが、須臾にして織田大納言信雄は、徳川家康と共に到る。到りて次室に臨めば、二腰掛の刀掛を据ゑ、兒小姓等出で來り、信雄・家康の刀を請けて是に掛けぬ。正殿に入て座すれば、關白秀吉已に上段に坐せ

大名の心服

られしが、家康は新庄駿河守直頼の披露に依りて、太刀一振・馬一疋・黄金百枚を献じ、以て拜伏の禮を爲し、最も敬虔の儀を盡しけり。(松平家忠日記) 諸大名之を見て、其の意外なるに驚き、以謂らく、徳川家康強兵を擁して、東海道の中央に據り、關白の使者を退くること再三、敢て其の勸誘に應ずるを欲せず、大政所を質として、纔に上洛したるなれば、今日の對面も、自から威儀の犯し難きものあらんと思ひきや、其の



謹慎遜讓の態、譜代大名にも越ゆるものあらんとは、あはれ關白は天授の明智にして、絶代の英主なるかな。我等が苟も心に蓄ふる所ありしは、人を知らざるの愚を表はすものなりき」と、是より服従の念を厚くし、尊敬の儀至らざるはなかりきとぞ。(大三川志・豊臣家譜・野史)

既にして對面の禮終りければ、秀吉は家康を伴ひて高樓に上りけるが、淺野彈正は、家康の話敵にとて、秀吉の命に依り、千宗易は、家康の希望に依りて相隨へり。家康樓上に至り、四方を展望して、其の風景を賞しければ、秀吉その語に次ぎて曰く、「先年越前金ヶ崎の役には、秀吉勢迫りて討死の外なかりしに、卿の援助に依りて虎口を脱れ、遂に今日あるを得たり。秀長は我が親弟なり。卿は我が妹婿なり。我誓て親疎の別を爲さじ、卿も亦其の心せよ」と。尋で宗易を召して茶を進めしめ、引くに正宗の脇差・三好卿の刀を以てせり。夜に入て、秀長の亭に饗し、秀吉も亦來り臨む。時に秀長の臣屬等、徳川家康を見んとて、數多障子の外に立ちて窺ひ居たるに、偶、秀吉、後の饗應の命を傳へんとて起ちければ、遽しく入口の車戸を開きて走り去りぬ。抑も車戸といふは、當時關東には未だ無きものなれば、家康に隨行して屋外に在りし家人等、其の聞きも習はぬ開閉の音と、其の匆惶走り去る音とに驚き、すは大事起れりと騒立ち、一隊百餘人、袴を掲げ刀を提げ、齊しく亭中に亂入せんと奔きけり。成瀬小吉正成は血氣の士なり、已に刀を振つて馳せ入りけり。近臣の長、大久保新十郎忠隣之を見、走り寄り、止めて曰く、「何ぞ匆卒乃ち然る。慎まずんば却て大事起らん」と。小吉漸くにして止まる。

家康隨兵の狼狽

暫くにして富田左近將監出で來り、事の由を述べ、家人等を和めて曰く、「殿下已に貴き大政所を濱松に遣はさせ給ふ。何とて輕卒なる所爲あらせらるべき、能く事情をも考へて見給ふべし。奥には酒井・本多・榊原等、悠然として伺候せらるるぞかし。併も尙ほ疑はば、大久保新十郎・鳥居新太郎・永井傳八郎等、往いて見るべし」と、乃ち三人を携へて至る。家康之を見て大に恥ぢ、悚然として座に安ぜざるもの如し。秀吉早くも之を察して曰く、「徳川家の武士等、其主を思ふこと常に此の如し。是れ微勢を以て強敵を破る所以なり」と。(大三川志) 終に何事もなくて止みしが、後之を聞く者は評して曰く、「往年鎌倉の時、遠江守護安田義定鎌倉に在り、殿中に入て北條氏と懇談時を移し、久しく出でざりければ、義定の家人等、已に義定を殺されしものとし、頓に兵を取て騒擾しければ、義定も終に殺されしが、豈に能く之に似たらずや。參河武士の木強にして禮に慣はず、唯、己の君を思うて、他を顧みざる習はざる事ながら、偏狹にして猜疑心の深きこと、何ぞ此に至るや。幸にして秀吉大度にして、磊落事を處せしを以て、事なきを得たれども、殆んど主君をして大事を過らしめんとす。亦危からずや」と。

此夜、秀長・長政等、密に家康に謂うて曰く、「今後、毛利・浮田等、諸大名會同の時もあらば、君請ふ關白の陣羽織を請求め、再び關白に陣羽織の要あらしめじと誓ひ給へ」と。家康曰く「諾」と。尋で諸侯會同の事あり、秀吉自から、赤地に桐・唐草を繡ひたる陣羽織を着て出でけるを、家康見て請うて曰く、「願くは殿下の羽織を賜はりて、自から纏ふを得ん」と。秀吉曰く、「是れ我が陣中の料なり、人に與ふるを得ず」と。曰く、「家康世に在らん限りは、再び殿下に、甲冑をば着せ奉らじ」と。秀吉悦で曰く、「世に我に勝る好運兒あるか、我が妹婿は、再び我を軍陣に臨ましめじといふなり」と、即ち脱いで家康に被らしめけり。衆みな



萬歳と稱す。四方之を聞く者震懼せざるなし。秀吉また親ら石川數正の爲に罪を謝して面せしむ。家康黽勉して之に従ふ。尋で諸大名みな辭し去る時に、秀吉此等大名の後を望み、家康に謂うて曰く、「我常に諸大名を戒め、隨兵は事缺かざるを度とし、務めて質素に従へと命すれども従はず、我が醍醐・清水等に遊ぶにも、二萬か三萬かを率ひ従ふを常とせるが、今日も亦此の如し、洵に我力の止め難きに苦む」と、因て大に笑ふ。家康曰く、「此に就ても、殿下の威光の赫奕たるを知るに足る」と、唯敬服の外なき體なりき。(野史・

豊臣家譜)

徳川家人  
等叙爵

豊臣秀吉、家康を變ずること已に數日、歡待至らざるなく、隨行の將士等、みな叙爵の典に預かる。酒井左衛門尉は從五位、本多平八郎は中務大輔、榊原小平太は式部大輔、阿部善右衛門は伊豫守、永井傳八郎は右近大夫、内藤新五・都築與左衛門は、布衣侍に叙せらる。徳川家の士大夫、官階を得ること實に此に叛る。(逸史・實錄)而して家康には、此後屢上洛あるべき爲にとて、聚樂の近傍に第宅を營ましめき。秀長の家司藤堂與右衛門高虎、命を受けて奉行し、浮田宰相秀家等諸侯の邸三を壊ち、合して一と成し、邸宅の圖を製し、以て家康に示す。家康曰く、「是れ華麗に過ぎたり、此後上洛の時、唯暫くの旅宿に充つるに過ぎざれば、高大ならずとも事足るべく、造作また質素なるこそ善けれ」と辭せしが、秀吉の指揮にて、特に壯麗を極めたる屋形作りとし、書院は秀吉、庖厨は秀長作り、既に成て後、家康は、伊吹一右衛門を命じて留守たらしめしといふ。又、家康は、近江國守山に於て、馬草場十萬石を與へられしを、辭して三萬石を受けたるのみなりしが、秀吉は之を以て好しとせず、濱松より京師に至るまで、沿道各地に於て食邑を給し、以て上

洛の用に供せしめしとぞ。(落穂集・川角大閣記)

一説に曰く、家康の室朝日御前、屢上洛して大政所に謁し、或は有馬温泉に入浴の爲に上洛することあれば、其時の料に供したるなりと。

家康上洛  
して西國  
懼る

而して酒井左衛門尉も櫻屋敷を與へられ、馬草料をも給せられしが、左衛門尉は後この櫻屋敷に老すといふ。家康上洛して、秀吉の優遇を蒙りしこと、未だ五十日ならざるに、早くも四國九州に聞えければ、將士相謂うて曰く、「徒に強項なるも何の益かあらん、今後また關白の鋒に抗する者はあらじ」と。且つは羨み且つは怖れしが、秀吉も亦悦び、人に謂うて曰く、「我嘗て聞く、當時合戦を好む者、東海に家康あり、九州に嶋津あり、北國に佐佐内藏助あり、天下を統一せんには、尙ほ此の三大戦を経ざるべからず。而して家康を第一の強敵とす」と、然るに今や之を我が藥籠中に收めたれば、北國九州の二大戦も、大に輕きを覺ゆ」と。(川角大閣記)○六日、遠州佐野郡雨櫻神社造營あり。此社は古昔よりの大社にして、神領二百五十石を有せしが、時の變遷に遭遇して、今は僅に七十五石に過ぎざるに至れりといふ。但し七十五石は、山名郡淺羽庄にあるなり。(掛川志稿)○十一日、徳川家康京師より歸りて、岡崎城に入る。長丸濱松を出でて、岡崎に赴き謁す。(松平家忠日記)父子相待つの情、寔に千秋の思ありしが、濱松・岡崎の留守等も、始めて安堵の思を爲せりといふ。家康は去る五日京師を出でしが、秀吉命じて、道中辨事として、勘定役二人を添へ、又、別に鷹野の辨務として、稲田喜藏といふ者を附せられしとぞ。

一説、御上洛ありける時、兵部と七郎右衛門とを召して仰せられけるは、若我腹を切らば、政所を害して腹を切るべ

事蹟



きなり。我腹を切たりとも、女ともをば扶置いて返すべし。家康こそ女房を害して、腹を切つたりと有ならば、異國までの聞も然るべからず。末世の傳へにも成べし。然るときは政所を害し奉れ、女どもに手されあるまじくと仰せおかれ、御上洛なされけるに、何事もなく御歸國なされれば、各、上下ともに、目出度と申悦ぶこと限なし。然る間、政所は御喜あつて御上洛なされけり。然れども六かしく思召けん、其後に御ふるまひに毒を參らせられるに、大和大納言とならばせ給ひて、上座に御座なされつるに、御運の強に依て御膳の出る時、御色代をなされて、大和大納言殿を上座へ上させ給ひ、下座へ居かはらせ給ひし故、其の御膳が大和大納言殿へすはりて、家康の聞食れん御毒が、大納言にまゐりて果させ給ふ。扱て其後、年年御上洛なされけるに相違なし云々と。然れども大納言は死せず。

井伊直政  
大政所に  
隨て京に  
上る

○十二日、關白秀吉の母大政所、岡崎を立ちて京師に還る。遠州井伊城主井伊直政之に隨行せり。(松平家忠日記・御年譜・實錄)先是、大政所の岡崎に到るや、本多作左衛門命じて、大に柴薪を運搬せしめ、其室の周圍に積むこと山の如くなりき。大政所の女房等、之を見て大に驚き、そも何故ならんと訝りけるが、偶、井伊直政來り見えたれば、女房等集り圍みて、何の要ありて、斯くは多く薪を積めると、口口に問ひけれども、直政は嘗て知らざる所なりとて、其故を答へざることもあり。また其後も直政は屢、伺候して、菓子・肴等を進めければ、大政所を始め女房達も、直政を二なきものとなし、井伊殿井伊殿と稱して親愛せしが、是に反し、本多作左衛門は、曾て女房達に言を交ししこともなく、粗暴の行爲のみ多く、柴薪疊積むことも、作左衛門の所爲にて、萬一秀吉の舉措に疑あらば、直ちに火を放て、大政所は素より女房達まで、悉く焼殺さん謀なりと聞えければ、其の作左衛門を見ることは悪鬼の如く、胸を躍らして憎みあへり。然るに家康は、昨十一日故なく歸りければ、厚く大政所を饗して、送還らしめけるに、關白の命もあればとて、特に直政に命

じて隨行せしめたるなり。初め家康京師に到りし時、秀吉問うて曰く、「卿我が母の奉行には、誰をか命ぜられし」と。家康曰く、「井伊直政といふ者あり、年若しと雖も由緒ある者の子なり。命じて奉仕せしむ」と。秀吉曰く、「是れ既に聞く所の武士なり、去去年長湫合戦の時、我兵の目して、赤鬼と呼びし者にあらずや。齡は何歳ぞ」と。曰く、「廿六歳にもなりぬらん」と。曰く、「卿は洵に名譽ある人と謂ふべし。抑も今の我母は、卿が生命の代なり。即ち我母は卿が生命なり。卿は己の生命を保るに、己の郎等を以てせり。併も二十六歳の少年を以てせり。己の生命を託するに足る少年を有するは、豈に卿の名譽にあらずや。併も斯る若の侍大將を持たること幾人ぞ」と。歎賞すること良久しかりしが、忽ち淺野長政を召して曰く、「汝速に使者を岡崎に遣はして言へ、大政所還らん日には、寧ろ直政を伴ひ給へ」と。是れ直政の特に命ぜられて隨行したる所以なり。(豊臣家譜・藩翰譜)

斯くて大政所は、十八日京師に着せしが、秀吉之を聞て大に悦び、自から粟田口に出迎へ、母子對面して其の無事を祝し、且つ命じて、暫く輿を止めしめて曰く、「兵部少輔は何れに在るか」と。直政答へ、且つ出でて拜す。秀吉莞爾として曰く、「汝は萬千代か、何歳なるか」と。曰く、「廿六歳なり」と。曰く、「家康が特に若年の汝を選び、我母に近侍せしめしは、能く識り能く用ゐたりと謂ふべし。あはれ汝は長湫の戦に、赤鬼と呼ばれたる萬千代よな。いざ俱に俱に京都に上らん」と。佩刀を脱して與ふ。直政涙を流して感謝し、また起て輿に從て行く。明日參内しければ、侍從に任ぜられ、又召されて饗を賜はる。秀吉特に命じ、石川數正は、直政が昔の傍輩なればとて接待せしむ。直政背坐して數正を見ず。尋で秀吉自から茶を點じて、直政に賜ふ。

直政數正  
と語らず



大廳直政  
重次を評す

大廳卒  
家康濱松  
に歸る

また饗を賜ひ、數正をして接伴せしむ。直政傍人に向て曰く、「此の數正は、譜代相傳の主君に背き、走て殿下に従ひし大廳病武士にして、人面獸心なれば、彼と肩を比べ膝を交へんことは、直政屑とせざる所なれば、敢て辭す」と。伺候の人人、之を聞いて皆な色を失ひ、舌を振ひしといふ。大政所既に京師に還り、秀吉を見て、岡崎に在りし間の事ども語るが中に、言ふことあり。井伊と本多と二人、晝夜來りて守護しつるが、其の振舞に、天地の相違ありしこそ訝しけれ、直政は年なほ妙齡なれども、心深く情厚き人にして、屢訪うて憂を慰め、又、菓物・肴などを贈りしことも、一二度に止まらず、洵に懇なる事ども多かりしに反し、作左衛門とかいふなる老人は、暴慢無禮の田舎侍にして、情など知る者にあらざりしと語られしが、侍女等もまた間を承け、争つて重次の横暴を懇へて、彼の薪を積立てしことまで、落ちもなく語り、重く之を罰せんと願ひけれども、秀吉は、「いつも變らぬ三河武士の忠義かな」とて止みしとか。〔藩翰譜・武野燭談・井伊家傳記・逸史〕大廳は、京都下京に屋形を營みて住ませしが、文祿二年卒去、位牌は、東山の麓高臺寺に在り。〔大開出生記〕○十六日、徳川家康、岡崎より濱松に還る。〔松平家忠日記〕

【後陽成天皇】

七日、先帝御讓位あらせられ、廿五日、御位を繼がせられ、尙ほ天正の號を用ひ給ふ。

天正十四年十二月一日、關白豊臣秀吉、太政大臣に任ぜらる。○四日、徳川家康、濱松より移りて、駿府

城に居る。〔遠江風土記傳・松平家忠日記・藩翰譜〕城郭全く竣工したるを以てなり。是より駿府は、駿・遠・參・甲・

濱松城主

信五箇國の本府として家城となる。〔徳川實記〕因て土岐定政を留めて、濱松を鎮せしむ。〔大三川志・逸史〕駿

駿府舊城

府は、今川家代代の館舎にして、其の構造は、猶ほ今の邸宅の如き様式を用ゐ、毫も城郭の形を存せず。故

に今川家は、別に城郭を賤機山に築き、以て本城とはしたるなり。世に所謂踐機山城とは、即ち是なり。

然るに此地は、今川氏眞没落の時、武田信玄の蹂躪する所となり、今川家數代の大家高樓も、甲人の一炬に、焦土となつて今に至れるを、家康駿・遠・參・甲・信を併せ領するに及び、此地を定めて、五箇國の本府とせんと欲し、去年春より工を起し、其の館址に就きて經營を始めしが、尋で上田征伐の軍起り、秀吉と樽俎折衝の議起り、其事暫く中止せり。然るに此頃に至て和談全く整ひ、家康も既に京師より歸りければ、俄に役夫を募り修築を急がしめけるが、此に至て其工を竣へしなり。而して此城を後世より見れば、外郭には、

駿府新城

南に追手、西に四足、東に横内、北に草深の四門あり、二丸にも亦、西・東・北・南の四門を設けしが、其の北門は一に立石門と稱し、若狭宰相と記せる大石を立てたり。蓋し京極若狭守の築造せし所なり。西門は又清水門といふ。水清くして澄澈、恰も鏡の如くなるに因つて名づく。本丸には、玄關門・臺所門・天守門の三あり。天守門は、天守閣に至る門にして、天守閣は西北に在れば、此門は即ち西北に在るなり。此に又黄金井あり。其名世に高し。城は、面積凡そ十四萬八千九百五十五坪、東西六町、南北六町四十間、周圍廿六七町の大城郭なれども、其起りは此にあるなり。而して此の城郭成ると共に、賤機山城は廢城となりしなり。

賤機山城

廢

一説、府中城は、多田滿仲朝臣の草創にして、敵應山松應城と號し、其子頼光朝臣に屬せしめしが、頼光また其子駿

舊駿府城  
適應山松  
應城

河守某に譲ると、然るに或は又之を駁して曰く、此説誤る。此地は元より國司の館舎にして、今川家より始まると。然れども今川の館舎も、舊址によりて築きたるものにあらざるか。

都城、今川氏時無考、天正十年、烈祖入駿、越四年始城、今地、慶長十二年、發畿内及江・濃・備・丹・勢、五州丁







所・寵等の清めを爲さしむるを常とせり。此の院内は後に土御門家の配下に屬し、陰陽師と稱し、身曾貴中臣三種の祓を執行し、卜筮祈禱を業とせしが、後漸く衰退して、河村民部・岡村左仲、及び此の掃部と、三家のみとなれり。○池端水之助といふ者あり。もと三河の人なり。亦家康に隨行して到る。後、益津郡郡村一色郷の人、古澤兵作の女壻となり、一色郷に移り住しぬ。古澤氏は、一色氏の裔にして、古より此の土地に住む郷士なり。水之助子あり、彌左近といふ。強弓の射手にして、家康の子頼宣に仕へ、子孫相續いで郷士たり。水之助は、古澤家の女壻となりし後も、池端は家康より賜はりし氏なりとて、尙ほ池端を稱して改めず。(家記・駿河志料)初め水之助、兄と共に三河に在て、家康に仕へしが、會、隨て某地の戦に赴くことあり、敵を追うて池に迫る。敵池を涉て遁る。池端亦池を涉て追撃し、遂に池邊に至て追及し、首を打つて還る。家康之を見て大に悦び、其の功を録し、兄弟に姓名を賜ひ、兄を池端波之助、弟を池端水之助と稱せしめたり。此に池端を家康の賜といふは、蓋し之をいふか。○瀧野爲伯といふ者あり。伊賀國の人にして、瀧野伊賀守の子なり。遠州濱松に到り、家康に仕へしが、家康駿府に移るに及び、また従ひ到り、常に醫療を司れり。後、武州江戸に移る時、復た従ひ行きしが、後、京師に住して死す。(家傳)

瀧野爲伯

濱松城は、徳川家康、元龜二年辛未、始めて據有せしより、此に至て凡そ十六年、常に其の根據となりし所なり。故に此間、家康の用ゐたる奇策妙計も、權謀術數も、威な此の城中に於て講ぜられしものにて、信長に與して氏眞を亡ぼし、信玄を防ぎ謙信に通じ、小田原に婚し秀吉に當り、勝頼を斃して駿河を得、甲を争ひ信を奪ひ、遂に五國を併吞し、天下の大諸侯と稱せらるるに至り、濱松の名は、家康の名と共に四海に

濱松城動  
番となる家康濱松  
在城中の  
逸事

轟けるを、家康一たび去て後、其の盛名を維持することは難かるべきか、家康駿府に移るや、菅沼藤藏定政等に命じて勤番せしむ。定政は、後に土岐山城守と稱する人なり。○家康濱松城に在りし時、一夜、外様の士三人を召して、命ずる所ありき。已にして事終り、二人は辭去りしが、一人は止りて去らず、徐ろに懷中より一封書を出だし、自から封を解きて進めけり。家康曰く、「何ぞや」。士曰く、「是れ某が、年來諫め奉らんと欲する所を綴りたるものなり。今を好機と思ひて奉るなり」と。家康喜色を漂はして曰く、「幸に自から讀みたまへ」と。士讀みて十條に至れるに、家康は一條ごとに、洵に理なりと答へつつ、十條を終へて後曰く、「汝の志洵に神妙なり。自今以後、思ふ所あらば、諫めて憚る勿れ」と、厚く其言を賞しければ、士大に悦び、拜謝して去る。

時に本多佐渡守正信傍に在り、家康問うて曰く、「汝今の言を以て、如何となす」と。正信曰く、「彼が言ふ所は、みな些末の小事にして、國家に關することは一もあるなし。國持大名の聞くべきものとも思はぬに、君は却て悦び聞き給へること訝しけれ」と。家康手を振つて曰く、「否否、是は彼の智を竭して思ひ計りし所にして、其智の及ばざるは如何せん、年來我を諫めんと待ちし心の尊さよ、我如何でか感謝せずして措くべき。凡そ人は、己の過を知るを難しとす。過と知つて行ふ過はなく、善しと思ふ所に過は生ずるなり。而して品卑しき人は、親族朋友と打交ること多く、諫め争ふことも憚らざれば、過を知りて改むることも難からず。故に昔より之を賤者の一益と數へ來しが、苟も位貴きものは、一族も交疎ければ、況して朋友はあることなく、朝夕眼前に伺候するものは家人に過ぎず、家人は主の意を迎ふるに急にして、未だ君の過を匡だ



し、君を善に導くの道はあらざるなり。好し千萬人中に一人あり、身を捨て罪を怖れず諫むとも、其過の最も大なる事に止まり、其他の小事は捨てて言はざるなり。而して過の大なるものは、小なる者の積りたる末なれば、小なる時諫めてこそ効もあれ。大なるに至ては、悔ゆとも及ぶべからざるに、其の小過を聞く能はざるは、是れ位高き者の一損なり。而も其の一損は一損に止まらず。古より家を亡ぼし國を失ふ者は、皆な此の聞くことなくして、己の過を知らざるが致す所にあらずや。此に由て之を思へば、たとひ如何なる僻言なりとも、我を諫むとあるは、皆な忠言とこそ思はるれ。忠言を如何で疎かに聞くべけん」と。正信は聞き終て、「寔に人君たるに恥ぢざる大度の言かな」と感じけるが、老後に至るまで、常に子弟に向て此事を語り出で、涙を流すことしきりなりきとぞ。(藩翰譜) ○家康駿府に移るに先だち、天野三郎兵衛康景・板倉四郎左衛門勝重等二人を召して、駿府町奉行を命ず。(逸史) 康景は、已に天正十年三月、駿府町奉行を命ぜられたるに、今又新に命ぜられたるは、新築の駿府城、居城の駿府城の町奉行といふ意なるべし。

勝重の命を受くるや、固辭して曰く、「臣その任に堪へず」と。家康聽かず。勝重曰く、「然らば、歸て妻と議して、後答へむ」と。家康笑て曰く、「さもありなむ、歸て能く議れ」と。妻は勝重の歸るを見、悦び迎へて曰く、「先に悦ぶことありと告ぐる者あり、何事ぞ」と。勝重は唯、微笑するのみにて答へず、衣裳を脱して座に就き、徐に妻に謂うて曰く、「今日召されし事他の儀にあらず、今度居所を駿府に移させ給ふにより、彼町の奉行たれとの命なりき。我任に堪へずと固辭したれども許容なし。止むことを得ず、歸て妻に謀て後答へんとて歸りぬ。さて如何にすべきか」と。妻大に驚て曰く、「あなあさまし。私事は夫婦相謀るとも聞ゆ

駿府町奉行

板倉勝重

れ、公事を斯く宣ふ事やある。況して君の命なるをや、且つ職に堪へん堪へじは、其人の心にありて、他人の敢て窺ひ知り難き所なるをや」と。勝重曰く、「いないな左にはあらず。我が此職に堪へん堪へじは、獨り我心一つのみにはあらず。亦御身の心によること多きぞかし。心を沈めて能く聞き給へ、古より今に至り、奉行・頭人など要職に上りたる者の、其身を失ひ、其家を亡さざる者稀なるは、和漢共に其歸を一にする所にして、或は内縁に就て、訴を斷ること公ならず。或は賄賂に因て、理を斷つこと私多きに因れども、其源は、皆な婦人より起るなり。今もし我この職を受けたらんに、親族の依頼ありとも、訴訟の事は執すまじきや。僅の贈物なりとも、苞直がましきものは受くまじきか。且は勝重の身に如何なる怪しき事ありとも、差出でて言葉挟むことあるまじきか。此等のこと固く誓ふにあらずば、勝重は此職に任じ難きぞかし。是あるが爲に、歸て妻に謀らんとは答へつるなりといふ。」

妻首を垂れて聞き居しが、須臾にして曰く、「宣ふ所まことに理とこそ聞ゆれ。自からは如何なる誓をも立てつべし。速に登城して受け給ふべし」と。勝重大に悦び、神に佛に固き誓をたてしめ、さて參らんとて、衣裳つくりひて出でけり。袴の腰をもじりて着たり。妻後より見て、袴の腰悪しと馳せ寄て正さんとす。勝重聞きもあへず、立歸て曰く、「さればこそ妻に謀らんとはしたるなれ、勝重が身に怪しき事ありとも云はじと誓ひしは、今の事なり。さるを早くも忘れてけるか、さらんには彼の重職うけ難し」と、また衣裳を脱かんとす。妻慌遽悔い詫びて、遂に怠状を出だしぬ。「然らば長にな忘れそ」と、出で行きて家康に謁す。家康曰く、「汝の妻は如何にいひしぞ。」勝重曰く、「謹みて承けよといひき」と。家康さこそあらめと、大に笑て止



みしとぞ。(藩翰譜)

勝重の系  
板倉勝重は、陸奥守源義家五代の孫、足利宮内少輔泰氏の次男、板倉五郎義顯の後胤なり、義顯また澁川と稱す。故に勝重も、初は澁川と稱したり。五郎の裔、參河國額田郡小美村に住し、八右衛門好重といふ。勝重は其の次男なり。好重は、永祿四年四月十五日、松平好景に屬し、吉良義昭を中嶋城に攻めしに、義昭善門堤に出遊戦ふに會し、義昭と戦て死す。勝重の兄左右衛門尉忠重は、松平主殿助伊忠に仕へ、弟喜藏定重は、伊忠の子主殿助家忠に仕へ、天正二年七月、高天神城の戦に討死せり。此役忠重は前んで城壁に薄り、甲州人と相遇ひて戦ひけるに、甲州の兵、暫くにして走りて塹中に入りたるを、追ひかけて遂に之を獲て功をなし、後松平好景に屬せしが、定重は、父の後を繼ぎて間もなく、亦此役に遭遇し、敵と戦つて死しければ、家絶えて祀る者なくなりぬ。(武徳編年集成)勝重は幼時僧となり、參州夏山の禪院に居しが、家康は未だ之を知らず、定重討死して後、その嗣なきを憐み、如何で近親の者と思ふ折柄、麾下の士に永井善右衛門とて、武術修行として、諸國を遍歴せし者あり。一日家康に見えて諸州の珍談奇説、さては名山大川の様など語れるを、家康興に入て閑居しが、汝は斯ばかり廣く郡國の事を知れるが、若し板倉の子の、僧となる者を知らずやといふ。善右衛門聲に應じて曰く、其は夏山の禪院に在りと、家康大に悦び、善右衛門を遣はし、旨を諭して還俗せしめ、四郎右衛門尉と稱し、家人とならしむ。然るに勝重其後譴を蒙り、遠州天龍川の邊に塾居すること三年、纒に免さることを得しが、此に至て此の重職に任ぜらる。(藩翰譜・家譜)

勝重天龍河邊に住す  
武林傳云、自レ幼爲禪僧、以テ抖擻作業、長兄無嗣男、且定重戰死、而無繼其家系、故大神君強

而令勝重還俗近中仕左右、勝重爲人穎悟雄辯、而有鎮撫天下之量、駿府及武城任三町職、他日令爲三京師所司、聞訟明測淵而無纖芥之過疑、慶長八年、敘從五位下任伊賀守、同十九年之役、勝重在三京師、入忠於兩公莫大、謀略奇謀、使敵欺疑微妙也。寛永元年四月二十九日、春(三河志)秋八十日、系圖卷三河本

門奈左近衛門  
玄忠寺  
○家康が旗本の士に、門奈左近衛門といふ者あり。隨て駿府に移り住せしが、寺町に伽藍一字を創建し、壽富山玄忠寺と稱し、源蓮社榮譽和尚を迎へて中興開山とす。昔大永の頃、生蓮社天譽存公和尚といふ者あり、遠州濱松驛に一寺を創建し、玄忠寺と號し、此地にも亦同寺號の寺を建立せしが、天文九年八月十六日、和尚示寂して後、漸く衰廢したるを、今門奈の力に頼りて再興せしなり。(駿河志料)門奈は豪傑の士なり。姊川の戦に、小笠原與八郎が衆に在て、頭形の胃に、猿の皮の投頭巾を懸け、前立物の五輪に、空風火水地の五字を書きて奮戦したるは、遍く人の知る所なり。(武徳編年集成)

氣田郷  
○遠州周智郡氣田村は、此頃大久保七郎右衛門の領なりしが、其の代官に後藤彌兵衛・松井與兵衛といふ者あり。相議して、高野山南宮の本地聖觀音を迎へ、一社を中山に營み、南宮大明神と號し、衛門太郎といふ者を以て神主とす。蓋し二人嘗て祈願する所ありしに、成就することありての謝賽なり。(掛川志稿)○家康命じて駿府の淺間社を造營し、併せて社領を寄附せしむ。家康、幼時府中宮ヶ崎に在りし時、立願する所あり。又天正八年十月二日、駿州討入の時、駿州平定の後には、必ず再建すべきを誓ひ、社頭悉く燒棄したれば、此の二願を成したるなり。○安東織部助輝光といふ者あり、駿州庵原郡蜂ヶ谷村の人なり。今川義元に仕へて蜂ヶ谷を領し、今に至れるが、茲年六月の頃、費を献じて此村の鎮守若宮八幡宮を造營せり。此時の



棟札傳へて今に存す。

天正十四年丙戌、林鐘吉日、領主安東織部助輝光。

關白の羽織

○茲年、寒氣殊の外に甚だしかり、一日寒威凜烈の朝、家康近侍を召して羽織を求めしむ、近藤縫殿助用可が子、上方にて關白賜ふ所を薦む。紅梅に鶴、丸を縫ひしものなり。家康擊燈して曰く、「時世に従ふ習ひなれば、上方にては着つれ、本國に在てまでも、如何で此の華麗物を用ゐ、我が家法を亂すべき」と、取て其の羽織を投棄てけりとぞ。(徳川實記) ○大須賀五郎左衛門康高、女を以て阿部左馬助忠吉に嫁せんと請ふ。家康これを許す。康高は遠州横須賀の城主なり。因て忠吉を横須賀に招きて女壻とす。是れ康高は、忠吉の

家康自ら親を弑する者な

父善左衛門と、芝蘭の契深きに因るなり。○此頃、駿府に親を殺す者あり。重科たるに因て、家康自から之を裁せんとす。家康召し問うて曰く、「子として親を殺さんとは、懸けても思ふべからざることなり。惟ふに計らず過ちて死に至らしめたるならん、果して然らば其故を白せ」と。彼慎み畏みて曰く、「寔に上意の如し、子たる者争でか親を殺すを謀らん。一旦の情に激して、思はず親を傷けしを、老衰の上に傷や急所なり

銃を朝鮮に送る

けん、終に果敢なくなりぬるこそ遺憾なれ」と。家康曰く、「さならん、さならん」と裁して追放となす。或は之を評して曰く、「親を弑する重科の出来るは、偏に國政の悪しきに因るものとせざるべからず。而して此の重罪の己が領内に生じたるは、家康の深く恥辱とする所なり。故に其罪を處すること、務めて寛大に従ひ、弑逆の名を負はしめざりしなり」と。半右衛門入道順迪いふ。○傳聞す。「此歳關白秀吉、使者を朝鮮に遣はし、小銃を其王に贈る」と。使者は平義智なり。然らば朝鮮の小銃は日本より渡れるか。◇十五年正月七

眞田昌幸駿府に至る

日、信州深志城主小笠原右近大夫貞慶、上田城主眞田安房守昌幸等二人、駿府に至り、家康に見え、前非を陳謝し、其子信幸を駿府に留めて質とし、去て京師に上る。家康たまたま酒井忠次を上洛せしめんとする時なりければ、命じて與に俱にせしむ。(大三川志・野史) 先是、貞慶・昌幸等、各己が居城に在て、家康に抗し、秀吉。景勝に通じ、敢て屈せざりしが、此頃、秀吉の嚙に依て兵を止む。故に來て志を語りしなり。家康は、二將の是より京師に上りて、關白に謁せんとすと聞き、曰く、「我も忠次を遣はし、關白の鎮西出師を祝せんとする所なり」と、乃ち忠次に命じ、共に途に就かしむ。

酒井忠次上京して九州征伐を祝す

去年十二月、家康の駿府に移るや、關白秀吉之を祝し、津田隼人正を遣はし、太刀・馬・鷹等を贈らしめ、且つ、九州征伐の擧を告げしめて曰く、「先にも既に談じたる如く、明年は早早九州征伐の師を出だすべし。北條氏政その虚を窺ひ、軍馬を動かすの慮りなきにしもあらざれども、卿、駿府城にあらん限りは、毫も心を勞する要なかるべきか。若夫れ、畿内諸國に伏在せる反側の徒等、非望を企て兵を起すこともあらんか、

秀吉九州征伐の意を報ず

頗らく井伊・本多・榊原の中、二二人を上さるべし。我が京都・大阪に留め置く軍兵を指揮して之を討げんに、何の恐かあるべき。唯、一蹴して去るべきのみ。抑も我が九州を征するは、徒に我が武力を頼み、敵を侮る驕兵にあらず、征せざるべからざる故あつて征するなれば、其名も自から明かなるものあるなり。鳴津修理太夫義久、數世の餘威に頼り、大隅・薩摩・日向の三ヶ國に割據し、近年また、筑前・筑後・肥前・肥後・豊前の國まで征定し、遂に兵を豊後に出だし、大友氏の領地をも奪はんとす。大友左衛門督義鎮入道宗麟、及び其子豊後守義統等、力を盡して防戦ふと雖も、勢微にして當る能はず。先の上洛して其暴を訴へて曰く、「公若



し九州征伐の擧あつて、許されを蒙らば、義統請ふ先鋒となり、長く豊臣家の臣僕たらん」と。秀吉以謂らく、「窮鳥懐に入れば獵夫も之を殺さず、況や彼不遜にして、未だ一介の使を通ぜず、皇家に奉仕の道を辨ぜざるをや。職に關白に在る者の看過すべき所にあらず」と。因て先に義統の援として、仙石權兵衛秀久・長曾我部土佐守元親、其子彌三郎信親等を遣はせり。其の發するに臨み、我之を戒めて曰く、「九州に到らば、義久の罪を責めて上洛を勧め、若し聽かざるも我が到るを待ちて戦ふ勿れ」と。秀久等豊後に到り、書を義久に送て曰く、「義久自から武勇に誇り、天命を知らず、朝憲を恐れず、普天の下に在て皇威を蔑如し、擅に近國を侵略し人民を苦む。不臣是より大なるはなし、速に押領の地を還附し、上洛して皇命を仰ぐべし」と。然るに義久之に従はざるのみならず、却て大に我を罵て曰く、「義久今領する諸國は、皆是れ我が千辛萬苦して平げし所なり。何の恩あつて、今更に之を猿面冠者に致すべき。斯ること聞くこそ奇しけれ」と。書を破て地に捨て、舍弟中務大輔家久に命じ、二萬餘騎を率ゐて豊後に出で、大友の諸城を攻めしむ。秀久等之を見て大に怒り、遂に我戒を忘れ、義統と共に、戸次利光の戸次城を圍み、戸次川を越えて義久の大軍と戦ひ、大敗して敵勢を増せり。是れ此月一日の事なり、其の報する所に依れば、長曾我部の嫡子信親、退兵二千餘騎にて先陣に進み、戦敗れて主従多く戦死し、義純・元親の軍も、之が爲に大敗し、元親の如きは、其子の戦死も知らずして敗走し、家人竹内新介・桑名太郎左衛門等、返戦して死するに至りしが、義統も亦十河民部大輔存保、及び矢野・田宮等多くに討死せしめ、府内城にも止まり難くて、龍王城に逃入り、從て秀久も、元親と共に陣を退けたれば、今は獨り毛利右馬頭輝元の兼ねての令に従ひ、山陽・山陰二道の軍を從

へ、豊後に渡り義久と挑み戦ふあるのみ。因て秀久の罪を咎め、其領讃岐を削ると雖も、斯くて在るべきにあらねばこそ、明春は秀吉自から征かんとするなれ。其の軍勢は、三十七ヶ國の兵凡二十萬餘騎、兵糧は三十萬人の食、馬は三萬疋、其の總奉行は石田治部少輔・大谷刑部少輔・長東大藏大輔、其の下奉行は、小西隆佐・建部壽徳・吉田清右衛門・宮本長次郎等に命ぜしが、是又去る一日、國中に令する所なり。卿それ之を了して能く謀れ」と。

家康曰く、九州の事、殿下馬を出し給はば、其の平均何の疑かあらん。北條の事、彼父子素より干戈を動かすことあるべからず、好しありとも、我斯くてあるうへは、富士川以西に指を染めしむること、萬あるべからず。若夫れ、畿内近國に姦賊の起ることあらんか、某馳向つて蹂躪するに、何ぞ時日を要せん。請ふ幸に安ぜよ」と、因て隼人正を厚く饗して遣還しぬ。然るに、其の出師の期已に近づくと聞き、且は其の首途を祝するが爲、且は、二將を監視せんが爲、忠次を遣はしたるなり。○廿一日、再び駿府城の經營を始む。

駿府城土

松平家忠  
駿府着西谷山新  
造庵開山

素より大土木なれば、一朝夕の能くする所にあらず、漸次之を修築するなり。壘壁は、松平主殿助家忠に命じ監視せしむ。(松平家忠日記) ○廿九日、松平主殿助家忠駿府に着す。家忠、駿府築城の命を蒙りて深溝を出で、廿六日遠州濱名に着し、廿七日見附、廿八日嶋田、廿八日雨を冒して駿府に到り、華陽院に宿す。(松平家忠日記) 此城は此後も屢、工を起ししが、天正十七年、始めて完く工成る。○二月一日、遠州佐野郡家代村、西谷山新造庵の開山實翁舜和尚寂す。和尚は、同郡吉岡村春林院三世の住職なり。此寺は、初め山崎五兵衛の菩提所にして、郷津の醫王寺和尚の創造に係り、宇洞ヶ谷に在りしを、實翁が再興したるものな



り。(掛川志稿) ○二日、徳川家康、制條を建徳寺に附與して、士卒の抄掠を止む。

當寺、庭中木石事者不<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>沙汰<sub>一</sub>、山林・門前竹本號<sub>ニ</sub>所望<sub>一</sub>、令<sub>ニ</sub>伐採<sub>一</sub>事、堅停<sub>レ</sub>之畢、若<sub>ニ</sub>於<sub>テ</sub>違犯<sub>一</sub>之輩者、可<sub>レ</sub>處<sub>ニ</sub>嚴科<sub>一</sub>者也、仍如<sub>レ</sub>件。

天正十五年二月二日

(朱印)

建徳寺

駿府二曲  
輪成

當時、士卒の輩の神社佛閣を侵すに、尙ほ所望などいふ辭合を用ひしか、面白きことなり。○十三日、駿府城二<sub>ノ</sub>曲輪經營成る。是れ此月五日、始めて堀普請に着手せしものなり。凡そ此城普請中は、毎夜所所にて饗宴行はるといふ。(松平家忠日記)

二月、駿河府中、石垣の有<sub>ニ</sub>普請<sub>一</sub>。自<sub>リ</sub>去去年<sub>一</sub>雖<sub>モ</sub>有<sub>ニ</sub>事始<sub>一</sub>、上方不快之間、指<sub>シ</sub>て事不<sub>レ</sub>行、今秀吉令<sub>ニ</sub>入魂<sub>一</sub>給、普請且<sub>ニ</sub>出來之間、自<sub>リ</sub>濱松<sub>一</sub>北の方をも引越<sub>セ</sub>給。(當代記)

厚源傳法  
二村開拓  
植松右近

○此月、駿州富士郡厚原村の人に、植松右近といふ者あり。父を彌藏といひ、父子共に好みて農耕を務めしが、厚原・傳法二村に荒蕪多きを見、近ごろ此が開拓を計り、之を家康に請ふ所ありければ、家康之を許し朱印を附與せり。是より父子共に専ら開墾に従事せしが、後慶長の頃に至り、遂に完成して、多くの拓植地を得たり。因て家康その功を賞し、除地田三十石、並に父子に邸宅地二石を下賜し、其の租税を免し、併せて厚原・傳法二村の樋役人を命じ、永く子孫に傳へ、以て村内三所の樋を掛くるを司らしむ。右近の子孫に、記内といふ者あり、時の幕府の調に因りて、差出したる書あり、今も其家に存せり。其書に依て見れば、略ぼ其の概略を窺ふに足るものあるなり。

御尋に付乍<sub>レ</sub>恐以<sub>ニ</sub>書付<sub>一</sub>奉<sub>ニ</sub>申上<sub>一</sub>候

一樋領並<sub>ニ</sub>私居屋敷の儀は、先祖植松右近と申者、若年より神君様之御奉行仕、其後尾州清須御城主松平薩摩守様之御奉公仕、老後に御暇被<sub>ニ</sub>下置<sub>一</sub>、故郷厚原村へ引込<sub>ニ</sub>居住仕<sub>一</sub>、天正十五年二月、乍<sub>レ</sub>恐從<sub>ニ</sub>神君様<sub>一</sub>御新田の

御朱印頂戴仕、厚原・傳法兩村にて、御新田開發仕候爲<sub>ニ</sub>御褒美<sub>一</sub>、樋役人に被<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>、右兩村にて高外田地三拾石、並右近・彌藏父子に、居屋敷高貳石地御除被<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>下置<sub>一</sub>候、伊奈備前守様御檢地の節も、御除別帳に被<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>、神原御殿御藏に納り申候、井出藤右衛門様地押御改の節も、御構無<sub>ニ</sub>御座<sub>一</sub>候、右兩村・久澤村共、田方千五百石餘の用水樋三ヶ所掛來、今以<sub>ニ</sub>無<sub>ニ</sub>懈怠<sub>一</sub>修復仕來<sub>ニ</sub>申候<sub>一</sub>。

一長 貳拾 八間	深横 内法 六尺五寸	字 榎澤	上 樋
一長 貳拾 六間	深横 内法 七尺五寸	同 所	下 樋
一長 拾 三間	深横 内法 六尺	字 傳法澤	傳法樋

右の通に御座候以上。

駿州富士郡厚原村

樋役人 植松 記内 (家記)

家康興國  
寺に往く  
秀吉西征

○十八日、徳川家康興國寺に行く。(松平家忠日記) ○三月一日、豊臣秀吉大阪を發し、船を西海に浮べ、嶋津追討の途に上るといふ。○二日、徳川家康、江川酒を、駿府造營の士松平主殿助等に與へ、以て其勞を犒ふ。



江川酒

(松平家忠日記) 江川酒は、伊豆の士江川又太郎正秀の、奇法を按じて醸し、北條早雲に献じたるに始まる。

(夏州志稿)

一説、江川酒のこと、元來文字は、此の如く書すべきにあらず。伊豆のうちに大川といふ所あり。大字をオホと讀ますエと讀むなり。鎮守を大川明神といひ、此處に在る水にて造り出だしたる酒なり。其初め江川酒と名づけたる故は、大川を「エ川」と讀むに、江川には鱒・鮭なければ、鱒酒と勝酒マスカサケと國訓同じきより、勝酒なき意にて、稱美したる詞を以て、エ川酒とは稱せしなり。故に地名と國訓を同うすれども、漢字は異なり。小川長左衛門といふ者、大番より此地の代官を命ぜられ、收むる所の貢米を以て、此酒を造り以て献するを例とせり。而して長左衛門の家は、代代二百石を領したり。

大川

大番頭

○徳川家康、駿府に於て、大番頭六人を命ず。是れ大番頭始めての任命なりといふ。即ち一番は松平忠左衛門重勝、二番は松平善兵衛康安(初三光)、三番は松平助十郎秀勝、四番は松平十三郎、五番は水野清六郎、六番は菅沼藤十郎なり。康安は、後年水戸頼房卿へ屬せられ、松平壹岐守と稱し、子孫水戸家に在り。(國朝大業廣記) 或は之を岡崎に於て命じたりとするものあり。又、天正十四年とするものもあるなり。然れどもそは何れとも、見る人の考に任せおきて、更に知るべきは、是れ徳川家の、諸の組人を命ずる始なることなり。而して又、一書には、此の六組を前後に二分して、始三組は、菅沼藤十郎定吉・松平善四郎康吉・渡邊久三郎重綱にて、安祥・山中・岡崎、並に三州・遠州の御譜代衆組下に付き、後三組は、松平忠左衛門重勝・水野藤四郎重伸・水野清六郎近勝にて、三州・遠州の衆、武田衆・今川衆組下に附くとするものあり、人名にも相違あり、何れに従ふべきか。○十一日、徳川家康遠州に赴き、所所を廻りて、遊獵に厭くことを知らず。

家康遊獵  
して濱松  
に至る  
酒井忠次  
歸る  
十二座

(松平家忠日記) ○十七日、徳川家康遊獵して、濱松城に到る。(松平家忠日記・御年譜・野史) ○十八日、酒井左衛門尉忠次京師より還り、小笠原・真田等と俱に駿府に到る。時に忠次大阪土産として、己が同心等に、ししら一、わた十八を與へたりといふ。(松平家忠日記) ○駿・遠・參の三ヶ國に、十二座といふ事あり、諸商人は言ふを待たず、少許の賣物にも必ず役を賦す。是れ蓋し三五年前より行はれし所なれども、此頃より其法漸く整ひたるなり。

此の五三ヶ年以來、駿・遠・參の三ヶ國のうちには、拾二座といふ事行はれ、諸商人は言ふに及ばず、苟も賣買する時は、直に其物に役を賦し、其の少量の爲に寛假せざるなり。而して參州は最も甚だしく、淺井六之助といふ者を奉行とし、嚴密に取立てければ、庶民之が爲に憐亂して、恟恟寢食を安ぜず。六之助はまた己が權勢に任せ、何人の知行たりとも、憚る所なく苛察しければ、百姓之に苦み、當座の難を遁れんがため、厚く贈遺したれば、六之助の門は、人の出入絶えずとぞ。(當代記)

又、各地城下の市街に、肴町・鹽町等の名ありて、魚類・鹽類等の專賣權を有したるも、此頃より始まりたるもの如し。(當代記) ○四月五日、徳川家康の室朝日御前、有馬温泉に赴く。(松平家忠日記) ○廿五日、駿府城土木の工竣る。(松平家忠日記) ○廿六日、駿府城普請役松平主殿助家忠、役を終へて歸り、見付に宿す。(松平家忠日記) ○廿七日、東風強く、暴雨あり。(松平家忠日記) ○京都泉涌寺の長老にして泉焚和尚といふ者あり、名は衆耳また宗即といひ、寛順と號す。今川治部大輔義元の次男、上總介氏眞の弟なり。幼にして出家し、駿州志駄郡花藏山に住し、義元より寺領一萬石を寄附せられしが、義元戦死の後、花藏山を去て、洛外泉涌寺に住し、頗る織田信長の歸依を受く。博學にして泉涌寺の長老となり、正親町院の御戒師とな

肴町塩町  
朝日御前  
駿府土木  
竣工  
松平家忠  
見付に宿  
す  
暴風雨  
今川義元  
の二子泉  
焚



り、紫衣を賜はる。嘗て筒井順慶の母の、奈良の傳香寺を創むるや、請せられて始祖となり、又奈良の拈提寺、京師の法金剛寺に住せしが戒行嚴にして上下に渴行せらる。祖先を辱めずと謂ふべし。○五月廿六日、小浦喜右衛門正高卒す。年七十。正高は豆州の人、後、參州櫻井に移り住し、松平清康の臣となり、櫻井の松平内膳正信定の部下に列せらる。其先は、近江源氏に出で、山本左衛門佐政村といふ者、初めて豆州小浦に來り住し、終に小浦を以て氏とす。而して正高は、其の四世の裔なりといふ。正高の二男を山本新五左衛門正成といひ、後使番となる。(豆州志稿) ○遠州二俣城主小笠原越中守、深溝に往く。深溝は參州に在りて、松平主殿助家忠の居城なり。(松平家忠日記) ○六月十二日、二俣城主小笠原越中守、參州深溝より歸る。

二俣城主

本多廣孝  
九州より  
歸る

(松平家忠日記) ○二十一日、本多豊後守廣孝、九州の陣より歸り、駿府に到り家康に謁し、其の戰況を復命せり。先是、關白秀吉、鎮西征討として、自から出でしに因り、家康特に廣孝を遣はし、其軍に到り慰問せしめしが、尋で嶋津義久出でて降り、九州悉く鎮定せしかば、廣孝辭して先づ歸りしなり。

廣孝の戰  
祝報告

廣孝復命して曰く、「臣命を奉じ、九州に着せしは四月一日にして、關白殿下の軍、岩石城を攻むる時なりき。岩石城といふは、秋月筑前守種實の功臣、芥田悪六兵衛の守る所なるを、殿下は夙にこれを攻めんと欲し、本營を馬嶽城に据ゑ、已に三月廿九日の頃、自から騎兵二十人許りと斥候せられし由なりしが、此日は、丹波少將秀勝を大將とし、大手の方は、浦生飛驒守氏郷、搦手は前田肥前守利長馳向ひ、谷大膳・小野木縫殿助等、軍監にて攻められたり。是れ京都勢の、九州に入て始めての戰なれば、殊更勇み進んで精力を盡したりけん、浦生の兵にて關小平といふ者、衆に先じて進み出で、難なく先登しければ、小姓那古屋山三

郎・浦生四郎兵衛・高木助六・神田清右衛門、前田の兵河原兵庫助・太平右馬允・坪内次左衛門等繼ぎて進み、奮闘勇戰最も功ありしが、臣も之を座視するに忍びず、馳せて大手の寄手に加はり、門を破て聊か力を盡ししを、關白早くも認め給ひ、臣を賞して宣く、「徳川の家人は、一人として獵の利かざる者なしと雖も、汝は特に逸物なり」と、金鍔の脇差に、羊皮の羽織を添へて賜はりぬ。參河守御年十四、殿下に具して在しけるが、先登の御心にて、岩石山の半腹まで進ませける時、惜しいかな早くも城陥りて、悪六兵衛出で降りけり。參河守期に後れぬと悔泣き給ふを、佐佐内藏助成政見て之を感じ、流石は徳川殿の子にこそといひたれば、殿下聞召して、否、否、參河守の勇猛は、此の秀吉に似たるなりと笑はせ給ひけり。

其後所所の戰に臨みしが、京勢毎戰勝たざるなく、遂に進みて耳川・根白に迫りしに、是も激戰數日の後、撃破するを得たり。近頃、殿下は反間の計なるべし、本願寺の門跡光佐を薩州に下し、一向專修の法義を説いて、國人を教化せしめられしに、國中、士・農・工・商の輩、競て之に歸依し、法談に耽りて兵を厭ひ、國主の催促に遇へども、寸進尺退の趣あるのみならず、家老伊集院右衛門入道幸祝父子は、八萬石を領し、五箇城を預れる大族なるに、已に款を關白に通じ、反て降を義久に勧めけりとか。又義久は、和歌を細川幽齋に學べるが、此頃關白は、幽齋を鹿兒嶋に遣はし、利害を説き形勢を示し、切に其降を勧めしめければ、義久も終に戰ふべからざるを知り、諸將を召して降を議し、幸祝を遣はし、關白の陣に至り、降を請はしめて曰く、「義久數年命を梗ぐの罪遁るる所なしと雖も、殿下寛仁の量を以て、幸に一死を赦し給はば、一族擧つて殿下の臣となり、天に誓ひ質を委し、再び貳心を懷くべからず」と。偶、大和納言秀長も、其臣福地參河



守を遣はし、金吾秀秋に依りて、關白に請はしむる所ありければ、關白これを哀み、幸倪を召して曰く、「義久私威を張り王命を拒み、九州に跋扈すること數年、其罪最も重く、天地共に容さざる所なり、然れども義久は、鎌倉右大將の子孫にして、四百餘年連綿の舊家なれば、吾之を滅すに忍びず、殊更に寛典に従ひ、舊の如く薩・隅・日の本領に安堵せしめ、近年押領する所の兩肥・兩筑、及び豊後を收め、一族僕従は、悉く容して問はざるべし」と。幸倪喜び意外に出で、還て之を義久に告ぐれば、鹿兒嶋城中、蘇生の思ひして悦びあへりといふ。

五月七日、義久剃髮し、弟義弘をして其後を繼がしむ。此に於て、兵庫頭義弘・中務大輔家久・家老伊集院幸倪・新納武藏守等、關白の大平寺の陣に來謁し、謝して曰く、「今より、義久は隱居して龍伯と稱し、家を義弘に譲り、長く殿下の厚恩を銘し、天地の恩と同じく仰ぎ奉り、世世忠勤を怠るべからず」と。殿下之を聞き、大に悦で曰く、「義久、汝の罪は汝の黒衣に免し、頼朝卿以來、突葉相傳の子孫を滅すに忍びず、爰に本領安堵たらしむ」と。龍伯主従之を聞き、再拜頓首して曰く、「殿下曠世の恩を施し給ふ、臣等子孫に傳へて忘れしめず」と、深く恩を謝して國に就く。

一説、義久の弟左衛門入道歳久、獨り降らず、秀吉歸洛の後、細川幽齋をして義久に諭し、義久をして其弟を自殺せしむ。

斯くて、關白殿下の武威加はる所は、曾て一人の反抗する者なきは、恰も風の草を靡かすに異なることなく、暫くにして、九州悉く約束に従ひければ、諸將の功を論じ賞を行ひ、黜陟賞罰漏なく沙汰し、九州二嶋

の政も終り、漸く歸路に就き給ふに、歸途には、筑前・筑後邊を巡檢せらるべしと聞き、龍伯入道は一族家人を率ゐ、送て太宰府に至り、新に茶亭を設け、饗宴に山海の珍を連ね、以て其の旅情を慰めたり。時に殿下は臣廣孝を召させられ、行平の太刀・黄金十枚を賞して宣く、「今日汝に暇を賜ふなり。歸て家康に謝していへ、秀康が軍中の武勇は、諸將の共に感稱する所、及び九州二嶋平均の狀等は、汝が見る所の儘に語らば足らん。我また言はじ」と。是より殿下の軍に別れ歸りたり」と、其の概略を復命しければ、家康も亦大に悦びけり。○七月十七日、徳川家康駿府を出でて、上洛の途に上り、暫く岡崎に留る。(野史)關白秀吉の凱旋を賀せんが爲なり。當代記は之を八月となす。先是、秀吉九州を征定して師を旋し、去る十四日兵艦を從へて、兵庫港に着せしが、公武の之を迎ふる者雲霞の如く、皆な其の大功の速なるを祝せりといふ。○廿九

家康上洛  
秀吉凱旋

家康叙任

日、徳川家康岡崎に着す。(松平家忠日記) ○八月八日、徳川家康從二位權大納言に叙せらる。家康去る四日京師に到り、關白に謁し、九州平均を賀しければ、其の執奏に依り、此の叙任ありしなり。(野史) ○此日、駿府に於ては長丸元服し、從五位下藏人頭に叙し、名を秀忠と改めしむ。(徳川實記) 蓋し秀吉自から偏諱を與へしなり。即日また侍從に任じ、兼ねて武藏守に補せらる。○十七日、徳川家康京師より還て、駿府に入る。蓋し十一日京師出發、十四日岡崎着、十五日濱松着なりき。此時の事を、松平家忠、十二日の日記に記して曰く、

長老元服  
家康還る

家康狩獵

京へ越し候飛脚歸候、家康様御仕合能く候て、今明日中に御歸候由、申來候。云云 (松平家忠日記)  
徳川氏臣屬の、常に其主を思ふこと、概ね此類なり。○九月二十日、徳川家康參州田原に赴く、(野史) 鹿狩



松平家忠  
駿府に赴く

の爲なりしが、昨十九日小松原に着せりとぞ。(松平家忠日記) ○晦日、松平家忠駿府に到る。城郭修築の爲なり。家忠は、廿六日遠州荒居着、風雨の爲一日滞在、廿八日見附、廿九日嶋田、今日駿府に着せしなり。

駿府城普請  
安部大藏卒

(松平家忠日記) ○十月三日、徳川家康、田原より駿府に還る。(松平家忠日記) ○七日、駿府城駒段に石を疊む。次て二ノ丸をも修築せしが、皆な松平家忠の監督する所なり。○十日、安部大藏尉元眞卒す。年七十五、(藩翰譜)元眞は、駿州安倍郡井河村の人、子彌市郎信勝、信勝の子攝津守信盛・丹波守信之等、みな徳川氏に仕へて、列侯となる。元眞の墓は、安倍郡上田村大井山龍泉院に在り。五輪塔一基、今に存するを見るに、記して曰く、

龍泉院殿心清常安大居士、天正十五年亥十月十日歿、俗稱安部大藏尉元眞 (家記)

蓮光寺

○十二日、駿府城濠の土木起る。(松平家忠日記) ○廿三日、駿州安養山蓮光寺開山徳岫和尚寂す。蓮光寺は、駿河國駿東郡三枚橋の北に在り、昔鎌倉時代に於て、執權北條時頼の建立せし所にして、號を大岡院と稱し、牧方の舊地なりしが、中世荒廢して人住まざりしを、徳岫和尚再興して名を蓮光寺と改む。後三世蘭溪より、京師妙心寺の支派となりぬ。○此月、關白豊臣秀吉、丹波國船坂村三千石を以て、松下嘉兵衛之綱を封じ、從五位下石見守に任じ、相伴衆に列す。之綱は、秀吉が少年の時の主たるが故に、前に家康に屬して、其の麾下に在りしを、家康に告げて遠州より召上せけるが、此に至て、此の叙爵恩祿ありしなり。(家譜) 世人之を見て、評して曰く、「殿下もし松下の家を興さずば、長に泥鯱賣與介の名を削る能はざればなり」と。

松下之綱

一説、太閤天下の事知召さるるに至て、之綱既に死す。子息吉綱を召出されて、御相伴衆になされ、一萬石を賜はり頭陀寺を領せしむといふ。(藩翰譜)

駿府の土木

○十一月三日、駿府城駒段の石崖成る。牧永より普請材木届る。(松平家忠日記) ○四日、駿府城外郭成る。

酒井忠次  
己が邸に  
家康を饗す

(松平家忠日記) ○十五日、酒井左衛門尉忠次、己が駿府の邸に家康を饗し、散樂の催等ありて、饗應善美を盡し、宴終て後、往年信長の賜はりし、法城寺薙刀を献す。家康は戌刻に及びて還る。(武徳編年集成) ○廿三日、徳川家康、駿府を出でて田中に宿す。參州に至て、放鷹の遊せんとするなり。(松平家忠日記) ○晦日、駿府城、土木竣工、普請役松平家忠歸て、藤枝に宿す。(松平家忠日記) ○閏十一月、京都碁打の本因坊

家康圍碁  
を好む

駿府に至る。徳川家康素より圍碁を好むが故に、本因坊至るに及で、日夜碁を圍みて止まず。明春に及んで京師に歸らしむ。新城の城主奥平九八郎信昌碁を好み、茲年夏京都に在て、本因坊の弟子となりしに因て、去る十三日新城に至りけるを、信昌兼ねて家康の圍碁を好むを知つて、斯くは計らひしなり。(當代記) ○十二月十九日、徳川家康、參州より駿府に還る。(松平家忠日記) ○廿八日、徳川家康、右近大將兼左馬寮御監に補

家康右近  
大將

せらる。是れ鎌倉室町以來、將軍家の外、これに任補せられし例なければ、徳川氏の家人等、悦び以て無双の光榮とせりといふ。○此歳、眞宗の僧了宗、駿州御殿場の地を卜し、伽藍を創め眞教寺と稱し、自から此

眞教寺開  
山

に住し、眞宗東派、山城國愛宕郡下京區常盤町、本願寺末となる。此寺には多くの寶物を藏せるが、弘法大師の筆の聖徳太子像、楠正成の感狀、豊臣秀吉の感狀各一通、秀吉の制札等は其主たる者なり。後世明治

小山田彈  
正

廿九年に至り、寶物祠堂を建てて、之を藏するも亦之が爲なり。了宗は、武田信玄の旗下、小山田彈正の禪



中泉御殿 名なり。○徳川家康、中泉御殿を修築し、以て狩獵休息の用に供す。(源庵遺書・遠江風土記傳・御殿由緒) ○駿府久能衆 城、與力二十五騎、同心百人を置き、青山忠成に命じ監督せしむ。之を稱して久能衆といふ。○駿河國大龍山臨濟寺の造營新に成る。時に敕書並に副書下り、徳川氏は獨力を以て、長に此寺の修復に任すべきを命ぜられしが、此の二書は、臨濟寺の什寶として長く此寺に藏せらる。此時の塔頭は、常修院・林泉庵・也足軒の三ヶ院なりき。

後世慶長年中に至り、徳川家康此寺に遊ぶことありしに、堂宇狭くして、隨身の士休息し難しとて、新に命じて二院を建立せしめ、寶迎院・徳雲院といひしが、是より、臨濟寺の塔頭は、五ヶ院となれり。

今川家の諸宗儀式 世に傳ふ。此寺往古は塔頭九ヶ院、末寺は駿遠二國を合して三百十餘ヶ所ありしが、後には塔頭・末寺共に八十ヶ寺となれりと。或曰く、其の盛なりし頃には、正月元三より年中祈禱を行ひ、正・五・九月に、末寺集りて大般若を行ひければ、此等數百の寺院は、みな臨濟寺の取締によつて、今川家の制度を仰ぎぬ。されば今川家に於ても、此等諸寺に對する禮遇の儀なかるべからずとて、雪齋和尚の意を求めて、之が儀式を定められたることもありき。而して雪齋和尚の具申したる趣は、略ぼ此くもありしか。

御屋形、對諸宗御禮之儀式、就御尋存分條條申候事

雪齋和尚 竟見

一當時御信仰之宗門は、各別たるうへは、御崇敬御隨意也。公方・管領其例數多也。公方様には、先近年之儀、南禪寺靈最侍者と申候は、細川殿于時、岩栖院御養子、公方様御ひろいとて、老後侍者の位にて、出世の衆とひとしく、御賞翫なり。又龍安寺開山儀天和尙尹僧より、南禪寺前住とひとしく御禮あり。此等の類、一一申にをよばず。一惣別公家の御禮は、管領の作法とひとしかるべきか。當方の事は、管領へも異に、他構せらるるなれば、尋もとづか

るべきなり。

一しらすまでをくり出らるべきは、五山にては南禪寺、天龍寺なり。山林にては、紫野同大徳寺の前住、並妙心寺の前住家、何も是等は、その一人の出世の度ごとに、勅使をも立られ、不準自餘、睿慮御尊敬、王土にしたがふ御ならひなれば、先すなまでは御送、其外、建長寺・相國寺以下黄衣の尊宿にて、兩度の御禮可然也。後の一度は、すなにての御禮の心なり。又、相國以下黄衣の衆なれ共、すなまでをくり出らるる例おなじ。大方有徳の尊宿なれば、前申候侍者の位たるさへ、南禪寺の位とひとしく、御尊敬あるうへ各別也。先年、今の公方様、近江より南禪寺迄御出京の時、建仁寺當住、常住庵和尚參賀之禮、大館伊豫守に御尋ありしに、公方様御官位すまざる折ふしなれば、紫衣の御禮、縁まで御出よろしかるべし。平五山の衆、其沙汰にをよぶまじき儀なれ共、是は、當時世のをばへ、尊宿たる人なれば、縁の御禮あるべきよし、申沙汰せらるる。伊豫守殿は、東山殿の御時より功者也。但、公方様御官位にしたがふべきなり。位大臣に御あがりあれば、その沙汰にをよばず。させる智惠才學もなき人は、出世さへ心うきに、さのみの尊敬をうけらるる事、無益の事也。十刹の西堂と申候は、袈裟をかへたる事也。諸山の西堂は、袈裟の緒斗加へたる事也。是もかたのごとく、僧形ただしく、其人才學たるべきは、縁まで一度の御禮。但、功德なりなど申ともがらは、座敷にて一度斗なり。次に、濟下・洞下も、智識たる人は、凡有徳の西堂にをなじかるべし。西堂は、嗣承はなけれども、出世の規模あり。知識は出世はせられれど、明眼の尊敬あり。彼是畢竟して、等配たるべきなり。但、知識たる人も、こもはりといふたぐひさらになよばず。今申は、師家の繞跡にて、宗旨をささげたくおもふばかりにて、その人の根機をもふらばすなぞは、いひあてたるばかりをゆるしたり。知識などの、世間にをほきを申なり。其中にても、又活眼を具したるが、世のおぼへもあり、御信仰あるべきとおぼしめす人は、いかほど御尊敬ありても、ほうへんにおよばず。出世と不出世とは、信仰にいたりてはいらぬ事也。惣別禪家の事は、先代以來、千光國師四ヶ大寺宗論之時、大光・大燈兩國師、嵯峨の開山夢窓國師等、今の大徳寺の大仙國師まで、帝王の師範になされ、



禁中まで乗物にて参内あり、又、將軍家も、等持院殿と夢窓國師と手印の御ちがいありて、師弟の御約束あるうへ、他宗にこへたる御尊敬、更にわたくしならざる事也。是も又、其時の御尊敬、御信仰さだまるべからず。

一諸宗乗物にてまゐる事、管領にても、門外の築地の次第、諸大名の與同前たるべければ、門の内へ入事なし。但、それも佛法邊の事にて、請待有時は、その日の道師たる人なば、へいちもんまで、あじろの與にて、主人はすなまで、はるかに出むかはれ、接し入申さるるなり。其外、年始・歳暮の出入に、管領の門の内へ、乗物入事あるまじきなり。

一増善寺殿の事は、一句の結縁によりて、御菩提所となさるるうへは、出世なくとも知識たる人ならば、各別の御尊敬として、すなまで御送尤に候か、是更其人に對する兆禮、偏に増善寺に對し申さるる禮儀也。今の隱居眞林寺の事は、其身の用捨として、しりかい所より、縁つづきにまいらるるなれば、縁にて二度の御禮あるべきなり。

一得願寺は、増善寺殿と別にて、一白の因縁なきうへ、惣次たるべけれど、北川殿御信仰により、御歸依の事あり。然縁にて二度もくるしからず、御隨意たるべし。

一洞下の出世、紫衣のあやまり有、能登惣持寺の前住は、位南禪寺に準べきよし、繪旨依被下、紫衣を着せらるる事無餘儀也。永平寺は不出世の寺なるを、近年いかなる儀にか、黄衣紫衣を隨意に着せらるる事、心得ざる次第也。但、五色の衣は、出世せざる僧も、昔は着したる也。紋の付たるをさへきらるるなれば、さも可有之、紫衣の事は、天子の御ゆるしなれば、私としては着せぬ事也。紫衣に對しての御禮なればとて、當世様の紫衣の眞偽、よく尋きこしめし、惣持寺ならば、眞實の紫衣たるべし。永平寺ならばゆへなき事と、御心得可有也。

一禪師號、上人號申うけたるよし申て、高坐をのぞむ輩おほし。昔は、其國の主をして將軍家へ申、將軍より内裏へ申され、大かた大切なる儀式を、只今は、不思議なることばかり、知識念佛法師も、内裏近邊に宿をかり、長橋の御つぼねなど、縁を爲申入、一そく一本さし上らす、墨の紙一つに、口宣のやうなるにせものかき出し、いつはりたる書

共、御つぼね町よりのしわざなれば、いなかいなかにはそのかぎりかすを知らず。こゝかしこの勸進ひじりも上人とあふがれ、ひさくをこしにさし参なり。辻堂聖たるも、禪師と證せられて、手染の紫衣を身にまとふなり。左様の輩御禮の程有べからず。

一聖道家の事、公家の官位を得らるれば、位さだまりたるやうなり。法印とて、いかめしき事のやうには申さるれど、門跡かたの坊官業のなる事も有、或繪師・佛師・經師などのなるも有、官よりすなまでをくらるるならば、さやうの輩をも、砂までをくらるるべきか、それも國家の祈をも申さるるにより、縁にて一度の御禮はくるしからず。今の潮海寺の院主、建徳學頭、西樂寺兼帶、宮中千燈院等也。

一年始の御禮に參、寺庵之僧沙彌小法師體の者まで、たよりよければ御對面とてうへをしたへ、とびこへはれこへ、まぢ出るはあまりに見ぐるしく候、さやうには有まじき事なり。八日に早朝に、新宮・總社兩神主まいりて、惣持院別當御對面有て後、御祈願所寺に、府中府外、先例より参つてたるいは不レ及沙汰、近年、屋敷一所たる小寺の坊主まで、名聞にふけり出る者限もなし。此類は皆、御茶にても、巻數にても、進物斗披露有てかへさるべきなり。もし又、子細有て御對面可有人は、何時も事の次第を以、可申入よし爲らるべきなり。

十二月十日

宗 孚 (判)

臨濟寺開祖雪齋長老の、今川家に於ける權勢の、外事には彼の如く、内事には此の如きを見れば、臨濟寺當時の盛況と寺格の高き、今日に至て、尙ほ其の修築に、勅命の下れるも、其の所以あるを想ふべきなり。

臨濟寺故林在機山北、有今川義元・雪齋長老塑像、又、有今川氏輝、及中村一氏墓、賓館華潔、半架山岳、其庭西湖梅一株、烈祖所賜也。(駿河府志)

雪齋長老、姓盧原氏、住臨濟寺、深沈、有機略、長於軍國務、初義元爲僧、與長老、同師相親善、氏輝卒、義元以母弟襲封、義元異母兄良眞、亦爲僧、在華倉遍照光寺、自年長、當嗣、屬其徒、謀反、國人洵洵、

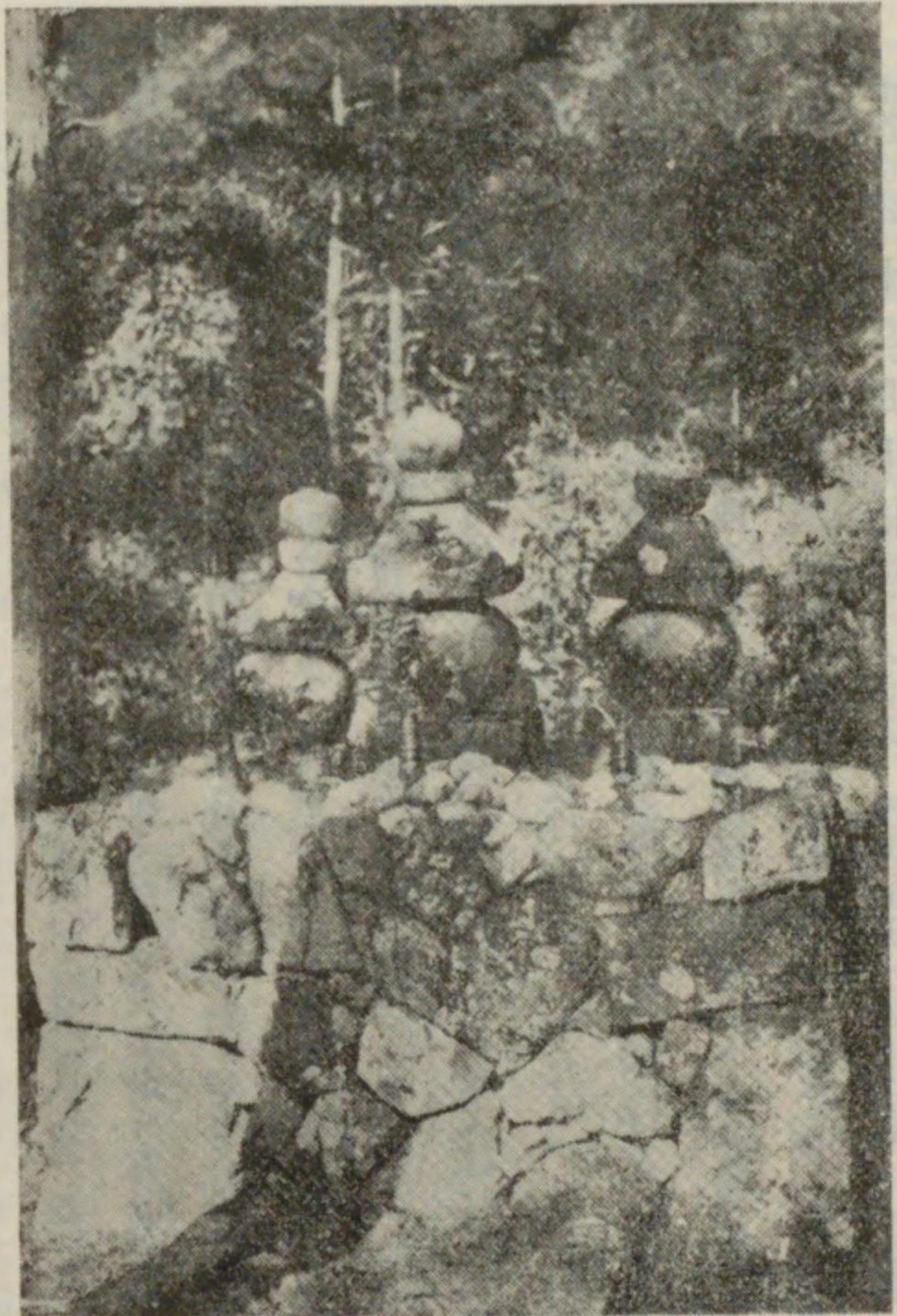
事蹟



長老決策、贊義元擊而殺之、義元既與織田氏構兵、長老入爲謀主、出爲將帥、義元倚焉、天文十八年、長老將兵、攻織田信廣於安祥城、生獲之、乃交贖還祖於我、二十三年、義元與北條氏、氏康來攻、義元請救於武田氏、信玄自將、與氏康戰、長老建議講和、連婚三國、戰兵而退、義元得專力於西方、弘治元年閏十月十日、義元痛惜、天子詔賜諡寶珠護國禪師、後數年、乃有桶岡之敗、(駿河府志)

增善寺  
領を殺か

○駿州安倍郡慈悲尾村増善寺、徳川家康の爲に寺領を滅殺せらる。家康の幼時、増善寺の後山に入り、小鳥



今川氏親墓

し、殺生の大罪たるを説示ししに、従者等も言を盡して慰めければ、色漸く解け、宗珊に向ひ、此後も屢

を捕ふることありしに、此寺は、今川氏の菩提所にて、今川氏中興の主、氏親の墳墓あり。殺生禁斷の寺なれば、大衆怒て之を咎め、其の鵜竿を奪取て之を折り、口を極めて、罵詈すること再三に及びければ、家康も亦大に憤りて、怒色面に溢れけるを、時に宗珊といふ僧あり、之を見て己の寮に誘ひ行き、慰め諭すに梵網經を以て

此經を説聞かすべしとて歸りしことありしが、蓋し此恨に報ゆるならんと、人は評しぬ。(寺記)

等膳和尚  
竹千代潜  
還る

世に傳ふ、宗珊は、其頃より徳川家康に親み、常に相往來しける。一日家康宗珊にむかひて、吾潛に三河に至り、暫く滞留せんと欲すれば、汝義元の前をよきに計らひくれずやと曰ひければ、此事至て難き事なれば、容易く成就すべしとも思へず、而して若し事過れば、君の御爲悪しかりなむと思へども、之をしも御承知あらば、策の無きにはあらずとて、遂に暫く、義元へは病氣の由に、こしらへ置きて、宗珊の乗物に乗りて、石部港に至り、三州に航すべき策を畫きしが、此策は首尾よく遂行せられたり云々と。宗珊は等膳和尚なり。

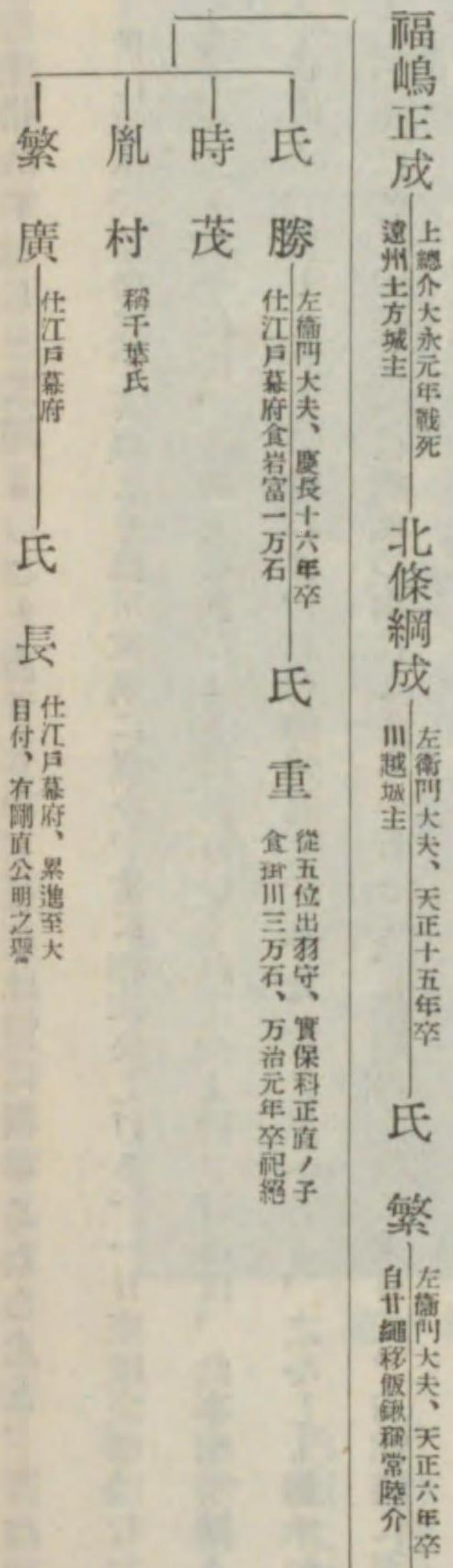
可睡齋一  
雲齋本末  
の變

○徳川家康、一日僧等膳を召して曰く、我嘗て聞く、今汝の住する東陽軒は、元來一雲齋の末寺なれども、深く其の開基を探ぐれば、昔者應永の頃、大洞院二世如仲和尚の、柴扉を結びし草庵の地なれば、其の創造は却て一雲齋の前に在りと、因て、自今以後大洞院の末寺たるべし。而して一雲齋は、今汝の本山たりと雖も、十有餘年間、諸堂零落、斷法無住、既に頽輪に及べるを、汝中興して今日に至りたるなれば、宜しく一雲齋の世牌、肖像を汝の寺に移し、且つ一雲齋を汝が寺の末寺とし、汝が菟裘の地とすべし。是れ聊か汝が勞に報ゆる所以なり。汝其れ怪む勿れ」と。此に於て、等膳は一雲齋に至り、其の安置せる如仲・眞巖・川僧三僧の世牌、及び肖像を迎へ遷さんとす。既に迎へて山門に到れば、頗に重きを加へて動かす能はず、止むを得ず、山門を焼夷して人を増し、強ひて門前の獨木橋に到りけるが、再び重きを加へ、動かざること泰山の如く、且つ肖像は、潜然として兩眼より涙を流ししが、暫くにして、獨り飄然と歸て故位に復せり。是以て、其像は今なほ鳥鼠堂に安置せり。因て世人は、爾來彼の獨木橋を呼び、門前の涙橋と稱すとかや。此に



北條綱成  
卒

於て、等膳も終に空しく歸りしが、斯くて止むべきにあらねば、新に三像を彫刻して勸請となす。東陽軒は、可睡齋の舊號にして、可睡・一雲の二寺、本末顛倒の基は此に在り、而して可睡齋より一雲齋に隱居したるは、等膳・禪易・米山の三代とす。○相州川越城主北條綱成卒す。年七十三。圓龍院道感と號す。天文七年の頃なりき、綱成卒五百を以て、川越城に在りしに、兩上杉氏八萬六千餘騎を以て、圍攻むること數日、綱成善く防戦つて屈せず。氏康小田原を發して後詰を爲し、終に大に上杉氏を破るを得しことあり、綱成は、享祿三年より、茲年天正十五年に至るまで、凡そ五十七年間、北條氏綱・氏康・氏政三代に仕へて、惣軍の長となり、近隣の主將と挑戦すること三十六度、戦ふごとに勝を得たれば、世人呼で直八幡といへり。嘗て氏康の命を蒙り、八幡の二字を四方黄旗に書せしかば、人又呼びて黄八幡とも稱し、以て其の武勇を恐れたり。其子右衛門大夫氏繁父に先ち、天正六年卒す。年四十三。其孫左衛門大夫氏勝繼ぎ、又惣軍の長となり、後徳川家康に仕へ、子孫相受けて絶ゆることなし。綱成の高祖は遠州の人にして、綱成また遠州土方に生る。故に此に其の略系を記すといふ。(武藝小傳)



切支丹宗徒  
遠州に入る

○京都南蠻寺の傳導師告須蒙、遁れて遠州に匿る。南蠻寺廢せられて後、暫く京都に潛匿せしが、秀吉西征より還り、切支丹宗を禁ずること益、嚴なりければ、遂に京師に留り難く、遠州の知人を求めて來たるなり。凡そ切支丹宗の我國に入りしは、天文の頃にありき。其の十七年、薩摩國の一少年、人を殺して南洋の臥亞嶋に逃るることあり、此の少年、其地天主教のセジュイト教會に入り、其の洗禮を受け、日本に布教せんことを勧め、宣教師フランシスコ・ザヴィエル二人を誘ひ還り、十八年藩主嶋津氏の許可を得、傳道すること一年、平戸に赴き教會を建立せしが、是を我國に邪蘇教ある始とす。

邪蘇教の  
始  
エスト  
派布教

日本に於けるエスト流布教の様

サヴェリウスは、先づ世界の創造神の、萬物を作りしこと。神の子が人間になりて、十字架に死し、葬後甦りて昇天せしこと。彼は天より來りて生ける者、並に死せる者を審判すること説き、此を日本語に譯して、日本人に讀聞かせたり。其文は、葡萄牙文字を以て書かれ、容易に讀得るやうにせられたり。

コスムス・ツリアヌス、及びヨハンネス・フェルナンデスは、多く基督の行ひし奇蹟を説けり。右の手を以て十字を切ること、先づ頭に於ては、父の名を以てし、次には下りて胸に於て、子の名を以てし、次には左肩より右肩に向ひて、聖靈の名を以てすることを教へたり。亦薔薇の花環を以て、祈禱することをも教へたり。

伊太利人ヨアンネス・パプチスタ・モンタヌスが、一五六四年、(永祿七年)豊後よりの書信中に曰く、「彼はコスムス・ツリアヌスによりて、豊後王の許に派遣せられ、始めて日本に來りしが、豊後にては、一年半以上に亘り、一人の僧を得たしと、要望してありしこととて、叮嚀なる待遇を受けしが、王は猶ほ佛法を信じて、靈魂の不滅を否定すること、佛僧と等しかりしかど、基督教徒には敬意を表せり」と。モンタヌスは、尙豊後に於て、日本を改宗せしめし手段を説きて曰く、「先づ彼は強き論法を以て、日本の宗教を斥破し、此によりて救濟せらるることは難しと云ひ、之を了解した



る後に、神は皆無より世界を創造し、其像に似せて人を作り、以て萬物を支配せしむるやうにしたなれども、悪魔に走るものは、之に與かるを得ずといふこと、罪は我等の上に死を齎らしめしこと、三位一體の第二人格が、處女マリヤに於て、人間の形として生れ、我等の罪の爲に死し、以て我等が永久の幸福に入るの道を作りたること等を語れり。次に、律法・習慣・洗禮の神祕を説明し、最後には、佛僧の提出せる、基督教に對する質疑に「應答せり」といへり。(アトラス・ヤバネンジス)

## 基督教につきて日本人の反對

サヴェリウスが、初め鹿兒嶋に説法せし時、地獄の苛責の恐るべきことを説きたるに對して、日本人は云へり。「サヴェリウスよ、汝は、我が父母・祖先、又は子孫を、其の滅すべからざる業火の中に置くか。我等を生みし人人は、其處に燃ゆるか、彼等にして永久其處に生くる爲に死に、又、其處に常に死ぬる爲に生くるものとすれば、我等一千の生命を有せりとも、何人の爲にさやうに屢々死なんと欲すべきか。神は、世界に生れ出でて、間斷なく苦楚を受くる人人を助け得ざるか。彼を全能といふべきか、如何にして之を慈悲深しといふべきか。父母・兒孫・親屬が、堪へ難き苦痛に、悲鳴を擧げつつあるに、我等天に伴はるとも、何の樂のあるべきか。慈悲ある創造主が、憐むべきものを永久に罰するを以て、快とするは何の故ぞや」と。

サヴェリウスは此の議論に答へ、彼等をして悟せしめたりと云ひしが、如何なる議論を以て、満足せしめしかを語らず。唯、彼は、死せる日本人の罪深き状態を語りたるに、皆な涙を流せりとのみ云へり。

サヴェリウスは、又、彼等に告げて、「凡ての物には初あり」といひしに、彼は直に答へて曰く、「其初は、善又は惡ならざるべからず。神は善と惡とを一時に作りしが、如何にして彼は神にてあり得て、凡ての善を自己に限り得るか。彼若し善ならば、此等の惡魔は何れより來れか。神は惡魔を惡に作りしか、然らば彼の多くの善は、何處に在るか。或は彼は、惡魔を惡に陥れしめざるを得るに拘はらず、之を惡に陥るに任せたるか。人は清く神に仕ふるが爲に創造せら

基督教につきて日本人の反對

れしが、何故に彼は、惡に誘惑することを、惡魔に許ししか。人は神の靈なしには生存し能はざるに、何故に自己のなすがままに放任するか。神は、人を自己の弱點を脱する能はざるものとして創造し、之が爲に、人は罪惡を犯して、永久に罰せらるるが如きは、神の善と矛盾せずや。又、地球上の如何なる被創造物も、行ひ能はざる律法を作りて、之を聊たりとも破れば、永久の刑罰を受くるは何の故ぞ。日本の宗教は、外教に比すれば、神の慈悲の、一層善き基礎の上に立てられたるものなるは、永久の地獄を立てざるにて明なり。阿彌陀・釋迦・觀音を拜し、之に仕ふる者は、死すれば、彼等の一時的の生命より、永久の濟度に入るを得、若し死後、現在の罪の爲に罰せられ、爲に苛責に逢ふことあるも、罪の大小に隨ひて、唯、或時間だけ續くものなり」と。(アトラス・ヤバネンジス)

## ヨハンネス・フルナンデスがサヴェリウスに送りたる書

日本人は、エスイト教徒の家に集り、種種の質問を發して、彼等を惱ませり。神は如何なる物質を以て、靈魂を作りしか。身體は、地水火風より成るを知れども、靈魂は如何。靈魂の形及び色は如何。惡魔は如何なる動物なりや。何故に人を罪に誘惑し、主として人を破滅せしめんとするか。神は凡てのものを善に作りたりとせば、惡魔は如何にして惡となりしか、神は如何なるものにして、何處に在るか。神は見るを得ずや、善のみの存する天に達すべき路を、神はさほどの障碍困難を以て塞ぎしは、何の故ぞや。云云。(アトラス・ヤバネンジス)

其後再び海路に依り、博多・馬關を経て山口に着し、日本商人の從者に變裝し、艱苦して京都に入りしが、戦亂打續きて、布教に耳を傾くる者なければ、ザヴィエルは尋で山口に還り、國主大内義隆に謁し、時計・オルガン等を贈り、義隆の喜に因て、布教の便を與へられ、教會を建て、熱心傳導の末、僅に一年にして、三千人の洗禮信者を得たりといふ。尋で天文二十年山口を去て、豊後に入りしに、國主大友宗麟之を信仰し、自から進で洗禮を受けしかば、其の親戚嶋原領主有馬晴信・大村城主大村純忠等、また之に改宗しけり。



此に於て、天主教の諸派、争て僧侶を派遣し、傳導の傍、貿易を助けしめしが、終に府内・白杵・天草・宇土・大村・長崎・嶋原を根據とし、四方に蔓延し、山陽道諸國にも及べり。(松屋筆記) 永祿二年、耶僧ウイレラ京師に入り、教會を建て布教に従事せしが、將軍足利義輝も謁を賜ひ、信徒日に月に増加して、信長の時に及べり。

耶穌信者

## 日本人改歸の様

神聖信仰のバウルは、マリア、及び其膝に在る小兒基督の畫を、鹿兒嶋の君主の前に捧げて、異教の偶像崇拜を厭はしめんとせり。又、他のエスイト教徒は、天使ミカエルが、日本の保護神たることを示し、雷電・虹・暴風・雹・雪・彗星等、自然現象を以て、其の活動に出づるものとせり。

トロエスは、受洗せし人の頭に、十字架をかけ、各人に念珠、及び神聖にせられたる蠟牌を與へたり。蠟牌は、一面に荊棘の冠をつけたる基督を印刻し、一面には三本の釘を印刻せるものなり。(樞馬にては之をアグヌスと稱す)トロエスは、此の蠟牌を多數に容れたる大箱を、臥亞より日本に持來りたり。其價は、法王の加持を経たるものとして、莫大のものなりき。タカタの或老婦人、懇請して此の牌をトロエスより得たるが、逢ふ毎に之を示せり。これよりして風説を生じ、大なる聖物、羅馬より到着して、タカタに於て見らるべしとの訛傳、遠近に弘まり、成るべくは、同じ牌を得んと欲し、少くとも之を見んと欲する人人、平戸及近傍の地より、滿載の船にて集りたり。トロエスは之を見て、大度量を示し、人人の中に一千五百牌を頒ち、其の神祕を十分に説明せり。(アトラス・ヤパネンジス)

信長は肯て此宗を信じたるにはあらざれども、其の勢力を假りて、僧徒の勢を殺がんと欲し、永祿十一年、ゼスキト派の僧、葡萄牙人ウルガンの九州に在るを召し、安土城に引見せしに、數種の珍品を献じ、布教の公許を請ふに因り之を許し、翌十二年、京都四條坊門に、四町四方の地を與へ、教會を建立せしむ。初め永

祿寺と號せしも、後、延曆寺の嗽訴に因て改稱したりといふ南蠻寺是なり。近江の地五千貫を寄附し、結構壯麗を極めしが、切支丹宗門は是より益、繁昌せり。信長昵近の僧に、朝山日乘といふ者あり。其の異端を憎みて、屢、その禁絶を請ひたれども用ゐられず。尋で安土に、大成寺といふ宗門寺を建てければ、いよいよ隆盛となり、西九州は勿論、東は關東より、仙臺・會津に至り、北は金澤に達し、日本國中、此教の行はれざるは、僅に十四國、信徒の數約三百萬に及ぶと、葡國宣教師の、羅馬に報じたるものに見ゆるが、大村・有馬・大友の、使者を羅馬に遣はし、法皇クレゴリー十三世に謁せしめしも、亦此頃に在るなり。

秀吉政權を掌握するに及びても、初めは頗る宣教師を禮遇せしが、九州に在ては、其徒跋扈して、神社佛閣を破壊焚燒することあり。又、西・葡の二國は、此の宗門を、他國侵略の具に使用すと聞き、漸く之を禁止せんの心を生ぜしも、耶教の宣教師等は、未だ之を知らざるなり。南蠻寺の破天連イルマンの徒は、竊に以謂らく、信長在世の間は、開宗の大檀越として、其威に依り、心の儘に弘法したれども、其の死後は、我宗も昔の如くならず、再び天下の勢力者を求めざるべからず、而して秀吉は即ち其人なれば、須く引て以て援とすべきなりと。是より一向秀吉に近づく道を索めけり。

此頃、秀吉の近習に、中井修理大夫といふ者あり。素は中井半兵衛とて、工匠を業とせしが、秀吉は大阪に城郭を築き、京都に聚樂を起し、其他所所の土木あるごとに、必ず半兵衛を召して議しければ、遂に晝夜を分たず、勤仕するに至れる者なり。家は淀の城下に在て、母を此處に養ひ置けども、己は天下の大工頭となり、威を其徒の間に振れば、家に居ることは稀なり。破天連等之を見て以て奇貨となし、先づ半兵衛を擒



にして、後秀吉に及ぼさんと、是よりは又、半兵衛を説伏するの好機あれかしと待ちける。時に破天連の門下に、梅庵といふ者あり。加賀國の人にして、禪家の僧となり、名を惠春と呼びしが、不幸にして癩を病み、身體破れ膿血溢れ、僧家の交りも爲し難く、其の郷家さへ貧しくて、保養すること能はざれば、乞食となつて京都に至り、眞葛原の邊に倒臥してありけるを、南蠻寺は使を遣はして迎へ取り、兩イルマン等懇に施藥し、心を盡して介抱せしに、時日を経るままに漸く愈え、數月の後は、遂に全く快復したりけり。梅庵大に悦び、忽ち佛を棄てて耶に入り、誠意これに服し、名をも今の名に改めけるが、此僧元來才智ありて學識に富み、最も説教に巧みなりければ、兩破天連悦び用ひて、専ら傳導に従事せしめたり。

一日、梅庵傳導の途次、山崎より牧方、渡に懸りけるが、殊更に日を暮して淀に至り、中井修理大夫の門前に駕を据ゑ、使者を以て謂はしめて曰く、「納は京都本寺方の僧にして、今日法用あつて泉州堺へ往く途、計らずも、此處に到て日没に遇ひ、進み難し。世上盜賊蜂起の流説もあれば、夜中の旅行甚だ心許なし。卒爾ながら、一宿を借し給はずや」と。修理の母答へて曰く、「主人不在なれども、出家ならば支なからん。好し命に従はん」と、梅庵を迎へ入れぬ。梅庵は伴僧二人、笠持一人、挾筥一人、草履一人、駕籠四人、若黨二人、上下合せて十二人にて入來り、美服身を飾り、名香あたりを薫せしめつつ座に就き、老母に語つて曰く、「今は時亂世に屬し、盜賊道を塞ぐの説あるのみならず、京師を距ること三里なれば、夜中の旅行甚だ物憂く思ひしに、幸に一宿の恩を垂れ給ふ。何の悦びか是に若かん」と、懇に謝して寢に就きぬ。明朝母は家人に命じて曰く、「昨夜の僧は、何宗たるを知らねども、佛檀の尋ねもあらんに、掃除なくては悪しかりなむ」と、塵を拂ひ香華を供へ置きけるに、梅庵毫も之を問ふこともなくて、唯母の饗を受け、厚く謝して出で行きぬ。母その狀の常に異なるを怪み、家人に告げて曰く、「彼の客僧を見るに、白服・緋縮緬・飛色等の美服を纏ひ、天鷲絨の襟卷をなす等、甚だ尋常の僧とは異なり。且つ、佛檀をも問はず、經を誦せんともせざるは、惟ふに新宗南蠻寺の僧にはあらざるか」と、斯くて四五日を歴て後、侍一人あり、挾筥を携へ門に至り、曰く、「南蠻寺の同宿梅庵が使者なり」と、因て伽羅一片・緞子五卷・縮緬五卷を臺上に載せ、一宿の謝辭を述べて去る。母大に驚き、過分の謝儀は受け難しと固辭すれども、聽かずして去りぬ。

之を始めとして、此後も折に觸れ時に從ひ、絹布絲等屢贈り來り、受けざらんとすれども、強ひて止まざりけるが、久しき後、雨の一夕、梅庵また堺よりの歸途と稱して宿せり。母屢の贈物を謝すれば、梅庵これに和して語るに、夜の深くなるを知らず。遂に宗教談に移り曰く、「凡そ當時の佛法は、釋迦といひ彌陀といふも、共に凡人の性を受けながら、唯、自から稱して佛といふ佛なるがゆゑに、其の法力忽ちに衰へ、其の道德自から減びければ、末代の今日を教化するに足らず。從て人これに依て成佛せんとするも、終に成就すること無かるべし。之に反して、天主教の佛は、天地混沌の初に出現ましましし佛なれば、昔も今も變ることなく、日月と同一體にして、法力道德の灼然たることも、天地の初に異ならず。刀自の信じ給ふは、何れの宗門なるを知らずと雖も、誠に未來の成佛を願ひ給はば、速に改宗して、南蠻寺の宗旨に歸せらるべし」と、辯説滔滔として、人を酔はしむるものありき。然れども此の老母は、堅固なる念佛宗の信者なれば、毫も他宗の説に耳を傾けず。梅庵に謂うて曰く、「懇切なる説法、眞實なる教化の勞は深く謝すれども、我家は



代代の念佛宗にして、天下の宗派多しと雖も、曾て他宗の法義を聞かず、偏に彌陀の誓願を頼み、復た他を顧みるに違あらず。而して既に現世より成佛得道したる心地すれば、今更他宗の教義を奉ぜんことは、夢にだに想はざる所なり」と、其の熱辯にも聊か感ぜぬげなり。

梅庵は、此の老母を説伏せざれば、修理太夫をも歸服せしむる能はず、修理太夫歸服せざれば、秀吉に親近せんこと素より難し。然らば兼ての苦辛も、水泡に歸せんと思ふより、再び語を繼ぎ、説いて曰く、「凡そ未來成佛のことは、人各の覺悟に在れば、強ひて教化すべからずと雖も、過去の因縁に因り、現在假の世に在て、此の如く親しく交らひ奉れば、今一言思ふ所を談すべし。試みに思うても見給ふべし。今釋迦説法の諸經を繙けば、種種なる神通自在の現出せしことを記しあるにも拘はらず、刀自の深く信仰し給ふ念佛宗を始め、其他の諸宗にも、如何なる功德か顯はれたる。若し佛徳法力にして、今も昔の如くならしめば、其の神通自在も亦昔の如くならざるべからず、然るに諸宗の僧侶、徒に佛法の威力を説くと雖も、毫も其の功力を示現する能はざるは、是れ偏に佛徳の衰へたる故にあらずや。翻て我が天主教を見れば、天地創造の時の佛にて、其の法力も萬代不易なるを以て、今日我等が如き身に於てすら、其の法徳に依て、神通を得ずといふことなし。是故に、如何なる頑固者流と雖も、一たび我が宗門に歸する時は、忽ち信仰の人となり、身命を抛て天帝を歸依し、再び此宗を出づる能はざるなり。南蠻寺當時の繁昌を見ても思へ、今この多數の信者も、初より此宗の信者にはあらず。皆な刀自の如き、念佛宗堅固の信者か、さなくば諸宗派の信徒なりしが、一たび我が宗派に入れば、又出づるを欲ぜざるも、亦故なきにあらず。例へば黄金と眞鍮とは、外見甚

だしき相違を見ずと雖も、碎て之を見るときは、大に異なる所あるが如く、齊しく宗教といふと雖も、其の内容を吟味する時は、其の相違あること、嘗に黄金と眞鍮とに於けるが如きのみならず。而して我宗の黄金たるを知らば、誰か復た他宗の眞鍮を顧みるを欲せんや。一たび我宗に入る者の、再び出づるを欲せざるも亦宜べならずや。刀自若し未來の幸福を祈らば、請ふ三思せよ」と、汗を流して力説懇諭せり。

老母は固より説かれて、心動かすべきにあらざれども、餘りに痛く勧められて、答ふる所を知らず。纒に答へて曰く、「妾念佛に歸依すれば、佛法の外に頼む所なきが如しと雖も、天主の説また一理なきにあらず。然れども今直ちに去就を決する能はず。請ふ他日、誰にてもあれ一人を遣はさるべし。妾自から望むとも、愚蒙の婦女なれば力及ばず、佛者一人を頼み來て、二法の優劣を論究せしめ、然る後徐に決する所あらんとす」と。梅庵曰く、「此事最も善し。他人とは云はじ、一報を得ば、我自から到て、明に法旨の正邪曲直を論じ、以て刀自を正道に導くべきなり」と、因て辭し去る。老母は事を法論に託し、梅庵を還らしめられたれども、熱思へば我卑賤を顧みず、濫りに有驗の高僧などを請待し、嚴めしき宗論を開くといはば、自から廣く響きて憚あるのみならず、人多く群り集らば、自然に靜肅を缺き、如何なる珍事の生ぜんも計るべからず。而して修理太夫の害となるも亦計り難し。若かじ、俗人の諸經に通ずる碩學を求め、以て梅庵に對せしめんには」と、乃ち洛の内外を尋ねしめしに、四條通り柳馬場に、栢翁居士といふ者あり。昔は叡山の南院に住し、衆徒の列に在りしが、頭風を病みて髪を剃る能はず、止むを得ず、束髮して隱者となれりといふ。老母聞て之善けん、浚に招き、日を期して梅庵に報ず。梅庵即ち到る。是れ天正十二年九月十二日のこと



なり。

耶蘇法論

梅庵は、此日、緋縮緬の衣服の上に、北高麗織鼠色の衣を纏ひ、花色羅紗の頭巾を冠り居しが、其の座に着くを見るや、陪僧一人あり、黒塗高時繪に、金銀の金具打つたる筥を捧げ來て、其の座右に置けり。暫くにして栢翁居士來て坐す。念佛宗の門徒なるべし、次室に來坐する者多し。栢翁問うて曰く、「天帝宗崇奉する所の本尊は、如何なる佛ぞ。」梅庵即ち傍なる筥の蓋を開き、淨土の三部經・法華經八卷を出だし、蓋上に積置き、威儀を正だして嚴かに跪き、答へて曰く、「我宗崇奉する所の本尊佛は、天地開闢の初、出現し給ひし神靈にして、天帝如來と號し奉る神即ち是なり。凡そ世界一般人の稱する佛は多しと雖も、其實は此佛の外に佛あることなし。此佛、圓滿達徳の智を以て、天地混沌の初、この世界に出現しましたし、天に在ては、日月星辰を造り、地に在ては、山海・草木・人獸・鳥魚を造り出で給ひしが、當時は人心正直にして、其の爲す所悉く佛意に適ひ、祈らずして、自から天上果を得たるなり。然るに星移り物變り、世漸く澆季に屬するに従ひ、利慾の念漸くに起り、執着の思益、強く、遂に天上果を得るの道を失し、空しく下界に流轉するに至れり。天帝天に在て之を照覽しましたし、偏に衆生の苦惱を憐み、其の救済法として眞言を與へ給へり。曰く、「配後生天破羅草増有善生摩呂」と、故に人若し此法を信じ、此の眞言を誦せば、天帝如來の恵に依て、上天果を得ること疑あるべからず。

抑も日本には神あつて佛なく、天竺には佛あつて天帝なく、而して天竺の佛、彌陀は法藏比丘といひし人、釋迦は悉陀といひし人にして、共に天地開闢を距ること、最も遠き後の人なり。若夫れ、日本の神、天

照大神・八幡大菩薩・天滿天神に至ては、最も後の人にて、普く世人の知る所なれば、今特に説くを要せずと雖も、其の人たるに於ては威な同じ。而して人を以て人を助くることは、果して成し得べき理なりや。是れ決して能はざる道理ならずや。且つ釋迦の佛法は、乞食の境界を以て本とし、世人の施物を受けて身命を保ち、世人は施物の功力に依て、佛果を得べしと説く、然らば施物なき貧人は、未來永劫佛果を得る道なきか、哀むべきかな、然るに我が天帝宗は即ち然らず。貧富貴賤に於けること、一視同仁なるが故に、之を信じ之を尊ぶ者は、皆な罪業なし。罪業なきが故に果報なし。果報なきにあらず、人間界に居ながら天上果を受け、佛者の所謂即身成佛するは、是豈に大なる果報にあらずや、是に由て之を見れば、釋迦や彌陀の威神力は、素より天帝に及ぶべくもあらず。況や末世の今日をや、若し疑はば之を見よ」と、傍なる經卷を取て引破り、立て蹴はらかし、徐に座に復し、更に謂うて曰く、「斯ても我に障害なきは、人間を助くる力なき佛は、人間を對する威力もなき證ならずや。栢翁子、我が宗旨を聞きしは、始めての事なるべきが、理を知るの明あらば、速に改宗して天帝如來を信仰し、以て天上果を得らるべきなり」と、説く所傍に人なきが如し。

栢翁は、初め一二問答を試みたるのみにて、其後は默然として、唯、梅庵の説を聞き居しが、梅庵の説破終るを見るや、襟を正し問うて曰く、「公の説法已に畢るや」と。梅庵曰く、「否な終るにあらず、概説すれば此の如きのみ」と。栢翁曰く、「佛法の、世人の施物を受くるを誹謗せられしが、是は佛法の務めとする役にし、法異なるに従て、役異なるは素よりなれば、強ち誹謗するにも及ばざるか。抑も公の説く所に依れば、



天帝如來は、天地開闢の時の古佛にして、乾坤一團の境界に出現し、天地・日月・山川・草木・人獸・鳥魚・昆虫の類に至るまで、造り出だししが、末世の惡業煩惱を哀み、之を救はんと欲し、難行苦行して眞言陀羅尼を作り、之を受けて唱ふる者を救ひ給はんと言ふが如し。天帝宗の宗義果して然るか。梅庵曰く、「然り、請ふ疑ふこと勿れ」と。栢翁曰く、「然らば問はん、公の説法頗る不審なり。今我が問ふ所を聞き、更に一回の解説を避くる勿れ。熟く惟ふに、我輩人類の作る物は、堂塔橋梁船車の大より、器物調度の小に至るまで、各其役ありて、無益の物を作ることなきに、如何なれば天帝如來世界に出現し、心の儘に萬物を作る時、此の惡業煩惱の人間を造れるか。抑も他に益あつて造り出だし給ふか。剩さへ之あるが爲に、難行苦行して、眞言陀羅尼を作るとは何事ぞ。此の無用の人間を作らざりせば、眞言陀羅尼を作るの要もなく、況して難行苦行の勞もなかるべきに、何を好みてか此戲をばせし。公又曰く、「釋迦・彌陀は、人間なりしが故に其力衰へ、經卷を蹴破ても、佛罰を受くることなく、天帝如來は、混沌の初に出現せる佛なるが故に、佛威萬劫易ることなし」と、然らば末世の人も上代の人も、同じく正直順誠にして天上果を得べきを、さは無く悉く惡行に陥り、却て天帝に陀羅尼製造の勞を掛くるは何ぞや、然らば天帝如來の威力も衰へたるか。佛威萬劫易るなしといふは偽か。公の説法は理義相通せず、請ふ更に明解せよ」と。

梅庵頭を垂れて言なし。栢翁虚に乗じて、逼ること急なり。梅庵先に言質を渡しければ、反撃するの餘地なく、唯、曰く、「栢翁愚癡にして法理に通ぜず、其言ふ所みな婦人の如し。高遠の眞理は、子の解する所にあらず、憐むべきかな悲むべきかな。緣なき衆生は度し難し、請ふ辭せん」と即ち起つ。栢翁急に其權を押し、へて曰く、「緣なき衆生は度し難し」とは、是れ釋迦説法の文句にあらずや、梅庵語に窮して釋迦の言句を借りしか」と、扇を以て其頭を亂打せしに、梅庵敢て抗することもせず、獨語しつつ栢翁の手を振離し、鼠の如くに逃去りければ、集り聽く者聲を齊しくして大に笑ふ。老母悦びて曰く、「翁の博識に依て、法難を免る」と。栢翁曰く、「渠もし經文を以て論ぜば、經文を以て答へん」と、聊か其の心しらしめしに、更に其事なかりしかば、洵に心安き法論にして、力を用ゐる所もなかりしが、惟ふに新宗の法論は彼に止まるべし。然らば彼宗は、唯、金銀財寶を施し、是を以て人を釣らんとするものにして、怪しき宗門と謂ふべし」と、尋で辭し去る。

中井修理大夫、一日閑を得て邸に歸れば、母悉に告ぐるに法論の狀を以てせしに、修理以て故ありとなし、歸て之を秀吉に告ぐ。秀吉は俊發頓智の將なり、前後の事情を問ひ、忽ち其意を了つて曰く、「故右府公は、彼宗弘法の大檀越なりしに、一たび本能寺の事あつて後は、彼等據を失つて不振の色あれば、再び之を興起せんとするも、今天下の權我に歸したれば、先づ慮らざるべからざるは、我が思慮なるべし。弘法も我援を得ずば、意の如くならじとするなるべし。而して汝は我に昵近する者、汝は母の意に背かざる者、是を以て、先づ財寶を以て汝の母を誘ひ、母を以て汝を説き、汝に依りて我に近かんと謀りしなり。凡そ佛法の説法教化は、何人のいふ所も大差なく、唯、其の效驗の有無は、説く人の智徳如何に因るのみなるに、南蠻宗の智徳を外にし、偏に金銀財寶の力に依り、人の利慾心に投じ、以て爲すあらんとするは、宗教の本意にはあらざるべきか。且つ、汝が母を誘ひし策略を聞けば、また戰慄すべきものなくんばあらず。若し之を廣



く一國民に施すこともあらば、一國存亡の關係する所にして、既に大小名の中にも、多少信仰する族もありと聞く。眞偽詳かならざれども、若し之を忽にして、大國の主に信仰者を數多生せしめば、忌忌しき大事なるべし」と、急に顔色を變じたり。

南蠻寺破壊

其後、秀吉は、一向心を此事に用ゐしが、遂に心を決して以爲らく、「二葉にして其根を斷たずば、終に柯を用ゐるに至らん」と、即ち増田右衛門尉・長東大藏大輔を召して曰く、「南蠻宗の害漸く將に大ならんとす。我今根を斷て葉を枯らすの策を用ゐるべし。汝等先づ往て、南蠻寺を破壊せよ。若し之を抗拒する者あらば、悉く捕縛して免すべからず。但し、大罪を犯したるにあらざれば、殺戮するに及ばず。特に南蠻の渡來人は、過ても殺す勿れ」と。乃ち三千人を附して遣はす。而して秀吉の近臣石田治部少輔・小西攝津守・高山右近等は、已に此宗の歸依者なりければ、密に之を警告せしに、寺中俄に騷擾し、破天連の徒、其他苟も上位を占むる者は、各夜に乗じて逃走し、各地に潛匿せり。是れ天正十三年のことにして、告須蒙も亦其一人なりき。告須蒙は、和泉國堺の商人、吳服屋安右衛門といふ者にして、堺にても屈指の富豪なりしが、故あつて財産を蕩盡し、且つ瘡毒發し、膿血身體に溢れければ、跡を晦まし、乞食となつて京師に上りし者なり。又一人、百姓善五郎といふ者あり。同じく和泉國の人にして、墨村の産といふ。生れて兎唇なりしが、父祖傳來の家産を滅ぼし、是も乞食となつて京師に上りしが、遂に安右衛門と相識り、共に大宮通、東寺の廻廊下に住せしを、南蠻寺聞知して之を迎へ、藥湯に浴して全身を清めしめ、衣服を與へて五體を温めしめ、服藥せしむること數月にして、宿痾悉く愈えければ、二人大に悦び曰く、「奇代の時運に遭ひ、希有の法

告須蒙

壽封問

力を蒙り、再び天日を仰ぎ、人間に交るを得るは、偏に天帝の冥護に依るなり」と、深く其の再生の恩に感じ、誓て力を此宗の興隆に盡さんとす。ウルガン・フラテンの破天連等、之を見て悦び、且つ二人ともに、梅庵に劣らぬ才幹ありて、學識豊富に、教化の道に通ずれば、擧げて説法勸誘の任に當らしめ、安右衛門を告須蒙と稱し、善五郎を壽問と號し、重く用ゐて益、鄭重にしなければ、二人も大に悦び、梅庵と共に協心戮力して、晝夜此道に従事せしが、元來邦語を以て邦人に説くなれば、外人の遠く及ばざる功少なからず。故に破天連イルマンは、稱して南蠻寺の三法器といへりとぞ。然るに今や此の災厄に遭遇したれば、身を以て遁れ出で、京中各所に潛匿して、暫く其の形勢を窺ひ居たりけり。

嘗て織田信長、京都にありし時、耶徒フロエーと、法華宗の僧日乗と法論を闘はすことあり。靈魂存否の論に及び、日乗大に憤激して、人死して靈魂尙ほ存すとせば、汝之を示せ、余今汝の首を斬りて、其の眞否を試みんと言ひつつ、趨りて壁間の刀を取らんとせしを、信長その背をとらへ、和田惟政、其他居合せたる將士に命じて、其刀を奪はしめ、日乗の粗暴を嘲笑せしことありしが、其時和田惟政と、日乗の刀を奪ひし一人は、羽柴秀吉なりき。其後十七年を経て、天正十三年五月四日、日本耶蘇會支部長コエルネといふ者、日本人魯連須と大阪城に至り、秀吉に謁せしかば、秀吉當時の趣を語り出で、起て魯連須の頭を撫でて、此男は、予が今話したる事を能く記憶して居るべきに、何故なれば黙し居るか、今日に在て、尙ほ斯る不恭の事を敢てするものあらば、誰にまれ、首足處を異にせらるるものと、覺悟せざるべからずといへりとぞ。(ムルドック「日本史」)

秀吉は、既に南蠻寺を破壊せしめられたれば、此宗も漸く衰滅に歸すべしとなし、其後は敢て嚴しく干渉することもなかりしが、茲年九州を征服して後、暫く博多に留り、其の政務を處理する折しも、長崎在留の破天



連ガスバルケロ來謁し、其の戦勝を賀するを見るに、倨傲鮮腆、毫も服従の色なかりければ、大に怒て之を捕へしめ、終に之を絶滅せしめんと欲し、京師に還て令を發し、嚴に之を禁止して曰く、

日本國者神國たる處、きりしたん國より邪法を受候儀、甚以不可然事。云云

と、因て人を四方に派し、所在に就き、其徒の潜伏する者を搜索せしめしが、近畿最も嚴なりければ、告須蒙等禍の通るを知り、三人相議して遠く走らんとす。此に於て梅庵は西國に走り、壽問は越前に遁れ、而して告須蒙は、遠州の知己を求めて逃來しなり。此時、南蠻教徒を捕へ來る者多かりしが、秀吉之を見て曰く、「往昔、鎌倉北條の時、多く異國人を誅戮して、日本の大事に及びたる事なきにあらず、放逐して日本に住居せしめざれば、強て日本の罪科に處するに及ばじ」と、即ち破天連の徒は、悉く長崎に送り、阿蘭陀船に乗せ歸らしめ、曰く、「再び日本に來ることあらば、再犯免さざるに從て處せん。宜しく本國に歸り、普く告げて悔に至らしむる勿れ」と。是れ我國切支丹宗最初の破却なり。(南蠻寺興廢記)

宣教師數  
教堂教  
信者數  
小西行長



大友宗麟



細川忠興印

此頃、全國に在留する宣教師の數五十九人、教堂二百五十箇所ありて、俄に改宗して、切支丹宗徒となりたる者、凡そ十五萬人に至れりといふ。秀吉の臣小西攝津守行長は、熱心なる切支丹宗の信者にして、宗名をドムオウギユスタンと稱したり。關ヶ原の戰に敗れ、將に自殺せんとせしが、忽ち其の教制を思ひ、「天理を害して死を潔くせんよりは、寧ろ恥辱苦惱を受けて、天理を全うせんには如かじ」と、遂に縛に就きたりといふ。此頃前後には、深く切支丹宗を信じ、其の洗禮を受け、其の法號を用ゐ、或は印象に之を刻む者

耶蘇信者  
の風

あり。或は刀鏢に羅馬字を鑄て、其飾とするものあり。又十字架を以て、自家の紋章とする者もありきといふ。(南蠻寺興廢記・風俗史)

(大正十年七月廿四日脱稿)

秀忠殺位  
駿府城經  
營  
中泉

家康駿府  
に歸る  
駿府城土  
木  
家康上洛

秀吉威加  
四方

◇十六年正月五日、徳川家康の世子秀忠、正五位下に叙せらる。(徳川實記)○十五日、松平主殿助家忠、駿府城を經營す。家康の命を蒙れるなり。(松平家忠日記)○廿九日、徳川家康遠州中泉に至り放鷹す。(漂庵遺書・遠江風土記傳・野史・大三川志)會、松平家忠見附に着しければ、中泉に至りて家康に謁し、駿府城經營につき命を請ひしに、總て駿府に到て後、請ふ所あれとて歸らしむ。(松平家忠日記)蓋し駿府の經營延期して、今日に及べる故ならん。○二月三日、家康中泉を立ち、駿府に歸る。(漂庵遺書・遠江風土記傳)○四日、駿府城土木起る。是れ去年の經營に漏れたる所を、修築するなりとぞ。○三月一日、徳川家康駿府を出でて、京師に上る。(大三川志・野史)井伊兵部少輔直政・本多中務大輔忠勝・榊原式部大輔康政・平岩七之助親吉・本多豊後守廣孝等、旗下の健士若干相從ふ。此日中泉に宿す。是れ近日京師聚樂第に、今上天皇の行幸あらせ給ふべきにより、其儀に陪せんが爲なりといふ。此時に當て、關白太政大臣豊臣秀吉は、既に九州二嶋を平均し、關東東北を除くの外、概ね皆な其の掌中に歸し、威風四海に加はり、四民其恩に服せざる者なきに至りければ、如何にもして天恩の忝きを謝し、叙慮をも安じ奉り、併せては、天下の諸大名をも會同し、威を示し盟を申ね、子孫長久の計を成し、且は室町將軍家の芳躰を尋ね、盛名大譽を天下後世に示さばやと、其由を朝廷に奏しければ、龍顏麗はしく嘉納あらせ給ふ。天皇は陽光院の御子に在し、父皇早く薨せさせ給ひしかば、寶算十六歳にて、皇祖正親町院の皇統を繼ぎ、天位に即かせ給ひし、王徳いみじき萬乗の君におはし



なり。

抑も聚樂第といふは、關白秀吉が地を内野に卜し、去ぬる天正十二年春より工を起し、築き上げたる邸第にして、四方三千歩の高臺なり。四圍の築地石垣は山嶽の如く、鐵柱の高樓、銅扉の飛閣は天を摩し、天下の妙手が精を凝らしたる彫刻は、皆な生けるが如く、鳥は飛ばんとし、獸は走らんとし、玉虎は融風に嘯き、金龍は瑞雲に蟠る。而して金薔珠簾は日に輝き、内には寶玉奇貨を積貯へ、外には珍木名花を植渡し、結構四海の華麗を極めたれば、始皇の阿房も、孝武の建章も、是には過ぎじと、唯、目を驚かさばかりなりしが、儲の御座は分きて心を用ゐられけん、檜皮葺・端間・輿寄等は、粉壁畫棟あたりを輝かし、庭上の舞臺、左右の樂屋、後宮・永巷・腋庭の諸局も、百工心を碎き、丹青の巧を盡ししかば、目馴れぬこと、耳馴れぬことのみにて、善惡美醜の評などは、物の數かは。而して大阪・淀の交通も、其の頻繁なること、また世の常ならず。河には、大船數百を浮べ、白帆風を孕みて上下するもの、晝夜を分たず。陸には、荷車五百輛、役夫五千人、是れ日日の定にて、往復旁午織るが如くなれば、其の運輸搬送の金銀・錢穀・珍器・奇玩の數も夥しくして、推量るだに難き心地せらる。

凡そ關白家行幸の例は、先蹤已に多しと雖も、今度は特に北山殿應永五年、室町殿永享九年の迹を追はんとし給ふ由なれども、爾來亂世打續き、舊典・古式も廢れに廢れ、鳳輦・牛車の制をだに、今は知る者稀なる世となりければ、攝家・清家の説も區區にして一ならず、徒、空しく爭論するのみにて、其要を得ざれば、前田德善院玄以を以て奉行とし、諸家の記録を搜索し、有職故實の人を召集し、其の言ふ所説く所を聞き、

析衷撮要して其儀を制し、或は新に起すこともあらしめ、去年十二月末に至り、始めて之を定むるを得たりと聞えしが、茲年春の初、使者を駿府に遣はし、告げしめて曰く、「兼て諸有職に依て議せしめられたる、行幸の儀も、去年末に至て悉く整ひければ、今年は必ず、行幸を請ふべし。其時は、卿また上洛せよ。因て豫め報ぜしむるものなり」と。家康曰く、「洵に曠世の盛儀と思へ奉れば、普天の下に在て、朝恩を蒙るもの、誰か其の盛典に列するを希はざらん。然るを今特に命を蒙る。光榮これに過ぎず。必ず上洛して恩を拜すべし。さるにても行事多端におはすべければ、何にまれ命を賜はらん。謹みて奉任すべし」と、使者を禮して歸らしむ。

其後京師にては、陰陽頭に命じて、日時 of 勘文を奉らしめしに、卯月十四日を以て應答しければ、秀吉は、更に中村式部少輔を駿府に遣はし、謂はしめて曰く、「行幸の日時既に定りぬ。宜しく速に上洛あるべきなり」と。此に因て家康は、早早旅装を整へ、斯くは出立したるなりけり。○三日、駿府城粮乏し。相良より二百俵を借る。(松平家忠日記) ○五日、徳川家康の室朝日御前、駿府を發して上洛せり。(松平家忠日記) ○十二日、遠州井伊谷領主近藤石見守康用卒す。年七十二、庸用は參州宇利に生れ、登之助また勘助と稱す。後井伊谷に移り、直政を助けて功あり。法名を全功と稱し、龍潭寺に葬る。(龍潭寺記) ○十八日、徳川家康京師に入る。關白秀吉大に悦び、七ツ臺の内博多臺・芋頭・水指、金森所持のカタツキ二千貫、宗易所持の小烏・天目、羽つきの竹杓等、天下の名器に、精米三千俵を添へ賜ふ。○十九日、關白秀吉、聚樂郭内の一館に於て、徳川家康を饗し、また行幸の前にとて、家康の隨兵、井伊兵部少輔直政・大澤兵部大輔基有二人



大澤井伊  
二人五位  
の侍從に  
叙せらる

直政侍從  
に叙せら  
れし所以

を、從五位下侍從に叙し、其他の諸士にも、皆な叙爵ありきといふ。但し、井伊直政・大澤基有二人のみ、他の將士と異にして、特に五位の侍從に叙せられし所以は、基有は、鎮守府將軍中務大輔基頼廿代の後胤にして、直政は、大織冠鎌足十世の孫共保に出で、其の十七世の孫なれば、共に門葉の貴きに因るとはいへ、元來行幸前の叙爵は特例にして、家康今度關白の召を蒙りて上洛し、行幸の盛典に陪するに至りたれども、上國に通ずること日淺く、未だ皇室に奉仕するの時を得ざれば、隨行の士數多あるが中に、諸大夫の格ある者、僅に一人あるに過ぎで、他の諸侯の、榮華に比ぶべくもあらぬを、秀吉深く憫み、特に奏して、徳川の臣屬のみ、行幸前、叙爵あらせ給ふやう請ふところありしに、天皇特に聽させ給ひけるなり。其の叙爵あらせ給ふや、直政も他の諸士と同じく、唯、諸太夫に昇進するのみなるべかりしに、當時近衛龍山公京師に在り、嘗て家康の仲介に依りて、秀吉との和を整へし由縁もあり。且つは、遠州龍禪寺に閑居して、親しく交りし好もあれば、直政が諸大夫に任ぜらるべき由を聞き、私に以てあるまじき事となし、密に内意を直政に傳へて曰く、「井伊家は、大織冠鎌足の末葉なれば、近衛・九條の家と異なることなし。而して諸大夫の官は、公卿衆の陪臣に多くある官位なれば、直政之を得とも、毫も榮とするに足らず、反て末代家系の汚となり、一家の恥辱とも爲りぬべければ、寧ろ一向に無位無官の、心安きには如くべからず、若又、官位に就くとならば、侍從は暫く措き、諸太夫などは、固く辭退して受くべからず」と、懇に説示す所ありけり。直政之を聞て以謂らく、「今我が同輩中にて、諸太夫の者だに、唯、一人あるに過ぎざるに、侍從の官は如何あるべき、かけても望むべからざる官にこそ。さればとて、公の言亦理なきにあらず、苟も大織冠の後に列り、藤紫の

ゆかりの色に染むならば、無下の官位を受くるは、却て系圖の汚れ、祖先に對し、由緒に對し、恥とこそなれ譽とはならじ、所詮は無位無官にして、榮辱の外に立つこそ善けれ」と、龍山公の意に従て家康に告ぐ。家康も理あることと思ひ、直政の言をさながら秀吉に告ぐ。秀吉曰く、「官位のこととは他と異なり、専ら家系の先格に従ふを例とす。而して大織冠の裔にして、諸太夫に列したる例なきは明かなり。直政もし其の家系とあらば、諸太夫は榮にあらじ、好し一段を進めて侍從に奏聞せん」と、事もなく許されたりとなむ。然れども是れ獨り家系に因りしのみにもあらじ、即ち參州岡崎に在りし時、懇に大政所をいたはりつることの、深く秀吉の心を感じしめたるに因るならめと、評しあへる人もありき。井伊家は、此例に因り、子孫代代四品諸太夫を超え、初官直ちに侍從に叙せらるるを常とせるが、家康も其の臣屬中、直政の外に侍從なれば、此後は、常に井伊侍從と呼びて、名いはざりきとぞ。(井伊家傳記) ○四月十四日、京都に於て聚樂の行幸あり。(松平家忠日記) 徳川家康扈從す。(豐鑑、行幸記) ○十五日、聚樂第に於て、諸侯の誓盟あり。(聚樂行幸記) ○十六日、聚樂に於て、和歌御會の披講あり。(聚樂行幸記) ○十七日、聚樂にて、舞樂の天覽あり。○十八日、天皇聚樂より還幸ましましが、其の儀衛爾簿の盛なりしは、古今稀なる所にして、世に聚樂行幸といひて、其の盛大を稱す。

聚樂行幸

行幸の儀

行幸十四日と定めければ、當日禁廷に參りて、奉行職事悉く具したる由を奏すれば、主上はやがて南殿に出御あらせられけり。御袍は麴塵を召さる。長橋の後進道にて、關白御裙をとり給ふ。陰陽頭返閉を動む。關司の奏、鈴の奏等例の如し。殿下笏を鳴らし給ひ、勅答のよしを告げ給ふ。劍は頭中將慶親朝臣、御草鞋は頭辨充房朝臣、鳳葎を御陪の間



に寄せて、左右大將御綱、以下例の如く勤めらる。四足御門を北へ、正親町を西へ、聚樂まで十五町の間、辻固の武士六千餘人、襖に烏帽子にて敷皮、太刀を持ち、道を挟みて躊躇す。折箭、和して清むといへる、卯月の空晴渡り、瑞鳳惠日、目出たき祥を顯したり。行列の一番、烏帽子着の侍百人、二行に列す。其次に國母・准后・女御の御輿を始として、大典侍局・勾當内侍等、凡そ車輿五拾餘挺、皆な下簾あり。御輿副百餘人、御供の童姿など、さすがに見えて花やぎたり。

其後少し引下りて、塗輿にておはしけるは、六宮八條式部卿知仁親王・御方伏見中務卿邦良親王・九條左大臣兼孝公・一條左大臣内基公・二條左大臣昭實公・菊亭右大臣晴季公・徳大寺内大臣公維公・飛鳥井大納言雅春卿・四辻大納言公遠卿・勸修寺大納言晴豐卿・大炊御門大納言經朝卿・中山大納言親綱卿・白川神祇伯雅朝王等、各、隨身烏帽子着、馬副・布衣の雑色、笠持等を具す。前驅、左は、富小路右衛門佐秀直・松木侍從宗隆・冷泉侍從爲親・正親町少將秀康・柳原宮内權大輔資淳・甘露寺權辨經遠・勸修寺權辨光豐・土御門左馬助久脩・民部卿侍從秀次・施藥院侍從秀隆・橋本中將實勝・西洞院左兵衛時慶、右は、唐橋秀才・左通藏人・式部大丞秀賢・阿野侍從實政・冷泉侍從爲將・吉田侍從兼治・大澤侍從綱光・唐橋侍從綱豐・庭田侍從重定・烏丸侍從光廣・日野辨資勝・葉室藏人辨頼宣・三條少將實條・五辻左馬頭元仲・五條大内記爲良、次に近衛次將、左は、園少將基繼・六條中將有親・四辻中將季滿、右は、四辻少將隆憲・水無瀬少將氏成・飛鳥井中將雅繼、二行に列す。其次に、貫首、萬里小路頭辨充房・中山中將慶親、其次に大將、左は、鷹司大納言信房卿、隨身烏帽子着・布衣・馬副・雑色・笠持相從ふ、右は、西園寺大納言實益卿、從者上に同じ、其次に、伶人四十人、安城樂を奏す。其次に、鳳輦、前後駕輿丁、次に、六位外記・史以下、役人共扈從す。後に、近衛左大臣信尹公・諸大夫・布衣・侍・烏帽子着隨身、雑色・笠持從ふ。次に、織田内大臣信雄、從者上に同じ、次に、烏丸大納言光宣卿・日野新大納言輝資卿・久我大納言敦通卿・駿河大納言家康卿・大和納言秀長卿・持明院中納言基孝卿・庭田中納言重道卿・正親町中納言秀季卿・廣橋中納言兼勝卿・坊城中納言盛長卿・近江中納言秀次卿・菊亭三位中將季持卿・花山院宰相家雅卿・三條宰相公仲卿・吉田左兵衛督

駿河大納言家康

兼見卿・高倉右衛門永孝卿・備前宰相秀家卿、其次に、關白太政大臣秀吉公の輿、前驅馬上、二行に列す。左は、増田右衛門尉・福原右馬助・長谷川右兵衛尉・加藤左馬助・古田兵部少輔・糟谷内膳正・早川主馬助・池田備中守・堀田圖書助・中川武藏守・伊藤丹後守・高田豐後守・小野木縫殿助・眞野藏人頭・藤田相模守・安成攝津守・一柳越後守・平野大炊助・溝口伯耆守・矢部下野守・服部采女正・赤松左兵衛尉・石川出雲守・栗林彈正忠・中川右衛門大夫・宮部肥前守・木下備中守・市橋下總守・九鬼大隅守・生駒主殿頭・瀨多掃部頭・天野豐後守・尼子宮内少輔・多賀谷大膳大夫・芝山監物・稻葉兵庫頭・富田左近將監・前野但馬守、右は、石田治部少輔・大谷刑部少輔・山崎右京進・片桐主膳正・脇坂中務少輔・佐藤隱岐守・片桐東市正・生駒修理亮・服部土佐守・高畑石見守・谷出羽守・田中石見守・石川備前守・石田隱岐守・小出播磨守・石川伊賀守・松浦讃岐守・薄田若狹守・寺澤越中守・村上周防守・青山伊賀守・明石左近將監・山崎志摩守・垣屋隱岐守・南條伯耆守・河尻肥前守・岡本下野守・牧野兵部少輔・古田織部正・別所主水正・新庄駿河守・奥山佐渡守・蜂屋大膳大夫・柘植右京亮・津田隼人正・木村常陸介、其次に雑色三十人、其次に、隨身六人、胡録弓を具す。左は、森民部大輔・野村肥後守・木下左京亮、右は前田主水正・中嶋左兵衛尉・速見甲斐守、其次に、布衣侍、胡録オビカケ綬オビカケおひして三行に列す。左は、一柳右近・中は石田李頭、右は、小出信濃守。

其次に牽替の牛二疋、楊シヤヤモ持・沓持二人、牛童二人、髪を下げ眉を作り、赤の水干を着し、牛には紅絹に繡物したるを着せ、牛面を掛け、角をば金箔を以て飾り、淺黄の絲杏を紅緒にて附けたり。是は古例に無き事と雖も、風流に設けられしものとかや。其次に、車副・沓持・笠持、烏帽子着五百人、三行に列す。次に、加賀少將利家・安濃津侍從信包・丹波少將秀勝・參河少將秀康・織田侍從秀信・金吾侍從秀秋・御虎侍從・左衛門督侍從義康・長谷川東郷侍從秀一・堀北庄侍從秀政・池田岐阜侍從輝政・蒲生松嶋侍從氏郷・丹羽松任侍從長重・稻葉會根侍從貞通・大友豐後侍從義統・筒井伊賀侍從定次・森金山侍從忠政・井伊侍從直政・細川丹後侍從忠興・毛利河内侍從秀頼・織田侍從長益・前田越中侍從利長・蜂屋敦賀侍從頼隆・京極侍從高次・木下龍野侍從勝俊・長曾我部土佐侍從元親、馬上にて供奉せり。各、布衣侍・烏帽子着馬副・笠持從

井伊侍從直政



ふ。其外陪從の輩は、雲霞の如く、一日曠の裝束は、五色に四時の花鳥唐織物、綺浮織物、堅文・浮文・縫取等、目もあやに出立ちければ、衣下襲の色目、日影に匂ひ、三吉野の春の花、龍田の秋の紅葉を、こきませたらん様に、優美華麗、たとへん方もなく、畿内近國の都鄙より聚來し者は、男女老少を分たす、行幸の道を挟み躊躇して、慎み畏みて、齒薄の盛儀を拜し奉れり。

既にして、鳳輦御車寄に渡らせ給ふや、右大臣晴季公進みて、御簾をかかげ奉る。主上おりたせ給へば、萬里小路頭辨充房御裾をとり、奥口に成らせたまふ。上達部・殿上人等、皆な便宜の所にたたすむ。殿下四足門を入れて、程なく殿上に渡り、御座に着き給ふ時、御裾を疊み持つて、御前に暫し御氣色をとりて退き給ふ。次に、殿上裝束あらたまり、殿下また参り給へば、各々着座あり。主上の御配膳は、正親町の三條宰相公仲卿仕ふまつれり。次に、六宮には勸修寺右少辨光豊、次に、關白・竹園・攝家・清華・大臣等には、西洞院右兵衛佐時慶・五條大内記爲良・四辻中將季滿・飛鳥井左中將雅繼・六條左中將有親・橋本左中將實勝・五辻右馬頭元仲配膳し、月卿の配膳は、水無瀬少將氏成・土御門左馬助久脩、四條少將隆憲・富小路右衛門佐秀直等これに當れり。初獻の御盃より、御氣色あり、三獻には天盃天酌、五獻には盆・香盒、七獻には御劍を進らせらる。其他とりどりの御肴・菓物・金銀の作花、蓬萊の鳴臺に鶴龜の齡を契り、松竹の操に千代萬代を祝ひ奉る。御酒宴中にして、西庇の御簾をかかくれば、庭の遣水音清く、吹く風さへも涼くて、欄干近く遊ぶ魚の、鱗ふりあふも面白き。木々の若葉の緑ふかく茂れるに、一木二木の遅櫻、咲残りたる花の香の、風に薫るもゆかしきに、春の名残を慕ふてふ、鶯の聲老いたるも哀なり。岸の八重山吹は露を帯びて、黄金の艶あざやかに、河の杜若は濡れにぞ濡れて、ゆかりの色優美しく、波にうつりて漂ふかげのありさまは、漢帝の上林苑、唐皇の驪山宮に優るとも劣りはせじと、人人興を催すほどに、夏の日もやうやう暮れをひて、たそがる程こそあれ、音羽山、峯の梢の彼方より、月花やかに匂ひ出でければ、觀感殊に淺からず、此の良夜をいかにと打ちながめさせ給ふ御氣色を、關白早くも伺ひとり奉りて、御遊をぞ催さる。一番は五常、二番は郡曲、三番は太平樂、是皆な主上の御所作なり。是

に付て、一條左府・四辻大納言・庭田中納言・四辻中將・飛鳥井中將ら等を彈く。琵琶は、伏見中書王・菊亭右府・菊亭三位中將、笙は、大炊御門大納言・伯雅三位、五辻左馬頭、再發聲は、四辻大納言・持明院中納言・五辻左馬頭、

德是北辰、椿葉陰二改、尊尙南面、松花色十回

聚樂第諸侯誓盟

引返し引返し、此句を朗詠せらるるに、いづれ妙ならぬはなき中にも、畏けれど、主上の御爪音、殊更優に氣高くおはしければ、殿下も、ほとほと感涙に咽びあへぬげにぞ、見えさせられける。風はいや涼しく、雲はますます晴れわたる、秋よりさやけき月影は、砂上の霜かとはかり過たる。御遊はてて、御盃尙は數多たびめぐり、龍顏殊に麗しかりければ、殿下を始め、百僚有司ととりとりに畏み奉る程に、夜もやうやう更けゆけば、主上は夜の御殿に入らせられ、殿下も退いて寢室に入られしが、母屋の夜のおましの御設け、又えもいはず心を盡されぬ。明くれば十五日、上達部とく参うのぼりて、朝政行はる。兼ては三日の御駐驛と定められしが、觀慮も殊更にうるはしく御氣色あらせらるれば、猶ほかすかすの御遊びありて、五日に及ばせ給ふ。殿下は、御裳濯川の流絶えせず、彌榮にさかえ給はん事とも計らばせられ、洛中の地子は、悉く廳務として禁中に納め、末代に至て相違あるべからずと定められける。

就今度聚樂行幸、京中銀地子五千五百三十兩餘、爲禁中御料所奉進上之、並米地子八百石之内三百石、院之御所へ進上之、五百石關白領、六宮へ進之、洛中地子米・銀子不殘奉進獻之、次諸公家、諸門跡、於江州・高嶋郡八千石、以別紙之朱印令配分之、自然無奉公之輩は、爲觀慮二被相計之、可被仰付忠勤之族之狀、如件。

天正十六年卯月十五日

秀吉

菊亭殿  
勸修寺殿  
中山殿

事蹟



天正記の載する所も、其の主旨は同じけれども、假名文なり。しばらく参考すべし。

今度じゆらく行こうに付て、京中銀地し五千五百三十兩餘事、禁中のうちとして、御りやう所進上し奉、次八木八百石なり。内三百石は、院御所へこれ進上、残りは關白りやうとして、六宮殿へこれをしんじ候。洛中地し相殘らず、是もしんけんす。次諸公家・諸門跡、近江國に在いて高嶋郡八千石、別のしゆいんおゆいんおいて、はいぶんせしむるもの也。しぜんほうこうなき輩のあらば、ふひりよとしてあひはからわれ、ちうこうお仰つけらるべきもの也。仍狀如件。

天正十六年四月十五日

秀吉 (判) (天正記)

家康

又綸命に由りて、家康・信雄・利家・秀次・秀家、其他、二十餘人の諸大名に命じ、各誓書を奉らしめしが、誓書の要旨は、禁裡・仙洞の御料は、更にもいはず、宮・門跡・公卿・殿上人の料所を妨げ、或は侵奪のことあるべからず。特に關白秀吉公の仰せは、可否を論ぜず違背すべからず。若し是に背く者は、天神地祇の冥罰を、蒙るべしといふにありきといふ。十六日には、和歌御會の披露あり。

寄松祝

御製

わきてけふ待かひあれや松が枝の代代の契りをかけて見せつつ

萬代の君が御幸に馴れなれんみどり木高き軒の玉松

緑たつ松の葉ごとに此の君のちとせの數をかぞへてぞ見る

玉をみかくみぎりの松のいくとせ君がさかえんためしなるらん

たちなるる千代のみどりの色ふかき松のよはひを君もへぬらむ

此外、宮宮・大臣・月卿雲客、九十二人の歌ども、數多ければもらしつ。披露はてて御宴あり。洲濱・折櫃・破子など數數まゐり、御興を催し給ひければ、明方近くなり、始めて暇賜はり、各退出てたりけり。十七日舞樂御覽あつて後、種

家康

舞樂

御還幸

家康

種の捧げものありしが、何れも金銀珠玉をかざり、善盡し美盡して、目を驚かさすといふことなし。十八日、還幸、まためてなし。其儀は行幸の時に異ならず、仄に聞く所によれば、今度行幸の御時、徳川家康卿・大和納言秀長卿・羽柴中納言秀次卿・浮田中納言秀家卿等、清華の上列すべき由の、勅許を蒙りたる由なり。(聚樂行幸記)

家康歸

秀吉の使者

聚樂第行幸のことは、我が地方史としては、關係するところ少なけれども、嶽南の田舎人も、遙に未曾有の盛典をば仰ぎ奉りつらんと思へば、特に記しつ。○廿七日、徳川家康駿府に還る。(松平家忠日記) ○五月六日、豊臣秀吉の、小田原に遣はしし使者、妙音院一鷗軒・津田隼人正・富田左近將監等、小田原よりの歸るさ、駿府に到り家康を見、秀吉の命、及び氏政父子回答の趣を告げて西上せり。初め三使小田原に至り、北條氏政父子に説いて曰く、「北條家は、父子相續ぎで、已に五代の久しきに及び、國中戦亂の時に乘じ、擅に關東の國郡を侵略し、今や八州を押領するに至れり。而して未だ嘗て一だひも上洛せず。朝聘せず。皇命を蔑如すること甚だしと謂ふべし。夫れ普天の下率土の濱は、悉く王土王臣にあらざるはなし。氏政父子、王土に住し王臣に列しながら、一介の使者だに奉じて、天機を窺ひ奉ることをせず、是豈に臣子の分ならんや。是豈に人倫の道ならんや。其の罪科の重き、遁るる所なしと謂ふべし。故に速に過を悔い、心を改めて參洛し、拜趨の禮を盡し、以て其罪を謝すべきなり」と。(太閤記) 氏政曰く、「臺命は謹みて奉じぬ。然れども氏政近年多病にして、國務を執る能はず。軍國の大事は、既に悉く嫡子氏直に委せしが、國政未だ緒に就かざれば、俄に上洛することは甚だ難し。願くは今より八州の政を整へ、三年の後を期して上洛せん」と。妙音院肯かずして曰く、「子上洛の意なくば則ち止む。苟も誠意これを欲せば、何ぞ三年の後を期せん」と。氏政拒み難



きを知て曰く、「然らば今年十二月を待て、必ず上洛せん」と。三使之を諾して曰く、「善し。然らば固く約束よ」と。氏政誓ふ。三使乃ち小田原を辭し去る。

北條氏政の時世觀

一 鷗軒京都に還つて後、人に語つて云ふ、「蓋し氏政は家康の轍に習ひ、秀吉の質子を得て、然る後上洛せんと謀るものなり」と。然れどももし氏政に果して斯る希望あらしめば、そは大なる誤なり。秀吉如何でか今に至りて、再び之を爲すものならん。先には九州未だ服せず、關東未だ靡かず、而して境土を接する家康だに未だ降らざれば、假令關西三十餘國を従へたりとはいへ、未だ天下統一の緒を得たりとはいふべからず。併も秀吉の最も切に希ふ所は、一日も早く天下統一の功を奏せんとするに在るなれば、此時に當ての犠牲は、何物をも辭せしとせしは明かなり。故に家康には、妹を嫁し母を送りしなれ。今日に至ては則ち然らず、嶋津・龍造寺等已に服し、九州二嶋悉く其の治下に屬し、家康も亦已に降服して、其の妹婿となり。其の股肱となり、天下十の九は、已に其の威風に靡き、餘す所は獨り北條の一族のみ。僅に關東の八州のみ。此の彈丸黒子の八州を攻むるに、此の孤立無援の一家と戰ふに、何を憚りてか質子を送るをせん。況や既に聚樂行幸の盛儀ありて、天下諸侯の會盟を申ね、天下諸侯をして、「徒に強項なる者何の益かある」と思はしむるに至りたるをや。徳川家康と雖も、今日の勢を見るに及では、恐くは質子も嫁娶も求むるに遑あらざるべし。況や北條氏政をや。豊臣氏の質子や嫁娶を容れしは、是れ一時の夢なり。家康の之を得たるは僥倖なり。再び之を學ばんとする者ありとも能はざるべし。時勢は既に經過せり。然るを氏政尙ほ覺悟する能はず、三年以前の跡を襲はんと欲す。陋なるかな凡なるかな。家康に至ては則ち然らず、是れ徳川氏の存し

駿府城天守台

て、北條氏の亡ぶる所以か。或曰、氏政此時、諸老臣と議して曰く、「我若し入朝せば則ち、秀吉の詐術忽ちあらはれて、變の不意に發するは疑ふべからず。嚮には母を送て質となし、家康始めて入朝せり。今我之を請ふとも、彼は必ず聽さじ、海内の中、彼に従はざる者は、唯、我が關東八州のみ、誰か未だ彼の事に託して、我が宗を滅し、之を掌握せんとする謀にあらざるを知らんや」と。(漫録・大三川志) 然らば則ち、氏政の心事も亦哀むべし。○十二日、駿府城の天守臺を修繕す。三日にして終り、(松平家忠日記) 駿府城の經營全く成る。(大三川志・野史) ○十三日、興國寺城主松平玄蕃、駿府に至り家康に謁す。玄蕃普請の諸士を饗す。

松平家忠歸る

(松平家忠日記) ○十四日、駿府城天守臺の土木已に終る。普請奉行松平家忠、歸て見附に到る。(松平家忠日記) ○十八日、南都傳香律寺の開祖、寛順并和尚大和國泉涌寺に在て寂す。年七十一、遺體を泉涌寺に葬る。和尚は駿河の人にして、俗姓は今川氏なり。髮を華藏山に剃り、唐招提寺五十七世の法系を繼ぎ、聲名一世に高かりしが、此に至て歿す。傳曰、

寛順并和尚

和尚諱泉井、字寛順、自號衆耳、駿州人也、世姓今川氏、髮剃華藏山、爲人俊朗、秀拔群表、銳精事鈔、妙入深義、天文八年二月十日辰朝、依通受法、進具、某年於招提戒壇、從高範律公、受具足戒、廣涉律海、兼通密林、某年間奉勅、領北京泉涌衆主、有子州刺史筒井順慶公云者、公既亡、其老母後公愁之、常恒尊師、因之、爲公之追善、創南都傳香律寺、請師爲開山祖、造佛殿・淨厨・方丈・鐘樓等、蔚爲精藍、結果立法、一式律教、四方學律之侶、慕風駢臻老母屢入寺、修佛寺、厚受教化、師殷勤而誨之、天正七年、自天正四年、應請任招提主、於茲、聲名森出、其九月廿一日、



登壇受畜衆度人法、光宣等爲之證明、其年始爲念佛會唱導、同十月廿七日、於吾戒壇、行別受法、照珍光晶等、爲之受者、某年間、開宣南山大鈔於招提、四方聽徒、肩摩、柏屬尋常、容貌和雅、堅持戒律、食不過中、行止唱彌勒聖號、期生內院、其年天正十六年春、永祿皇帝、召於宮內、受玉菩薩戒、其年、一月兩度、入于禁庭、授戒、上甚崇重、從是時召內、講演戒教、其歲五月十八日、唱滅泉涌、春秋七十有一、通受夏臘、四十九門人、奉遺軀、究于泉涌寺、嗣法弟子玉英珍等若干人、而黑白男女、受三歸五戒等者、難以數記。

贊曰、昔南山大師遷神之期、都率天人奏樂來迎、又先天人告大師曰、生切利內院、以故世謂南山大師、歸都卒宮、非公學南山教、又同南山跡、屢顧師之事跡、主內院中何難之有、予時、詣香律寺、每拜遺眞、孜孜忘去、宜哉、聖天子隨師、受戒開法焉。

永正・大永の間に生れ、天文・永祿・元龜・天正の間、修羅の巻に處し、別に清境を求めて、此の天祿を享有したる和尚と、彼の私利私慾を充さんが爲に、同胞の首を馘して喜び、追つては、己も亦其害を蒙りて悔いざる者と相比せば、何れか智何れか愚なるべき。○二十日、遠州榛原郡新宿に、傳馬役を賦せらる。蓋し他の宿驛も、之に準ぜしものか。

傳馬一匹、自金谷駿府迄可出者也、仍如件。  
戊子五月廿日

右之宿中 淺井雁兵衛 奉之

質侶焼

新宿は横岡村の内にて、大井河に沿うて、牛尾の西北に在る村なり。横岡は、河の横にある岡陵の地たるを以て、名けしといふ。(掛川志稿)○閏五月十四日、遠州榛原郡質侶村焼物師等に、朱印を與へ、諸役を免す。遠州致在留瀬戸之者等、於御分國中、焼物商賣候、役等被成御免許之處、不可有相違之旨、被仰出上之者也、仍如件。

天正十六年後五月十四日

瀬戸者等 淺井鴈兵衛

質侶また志戸呂とも書す。大井河の上流沿岸にありて、嶋・番生寺・竹下・牛尾・新田の五村を合して、志戸呂五ヶ村と稱す。此の地方は、所所に陶土を産すれども、横岡原の如きは、全部みな陶土なりといふ。原は横岡村の北に位し、大井河に傍ひ、天王澤と田風呂澤との間に挟まり、長五町幅二町ばかりの高平にして、小松繁茂して森林をなせり。先是、尾州瀬戸の陶工、此地の粘土に富むを聞き、志戸呂に至て陶器を造り出だししより、遂に地名を負せて、志戸呂焼と稱するに至れり。然れども年中繼續して、此業を營みたるにあらず、時を計り、求を待ちて作れるを、今年朱印を賜はりて後は、相續いて焼出だすこととなりぬ。此後一たび窯害を、相賀・神座の二村に移ししことありしが、再び此村に移て後は、復た移動することなし。

初め陶業を此地に創むるや、窯を川根澤と、横岡村の城下との間なる山中に作りしが、今も其名残りて、竈屋段といふとぞ。後又、此村の西部に、竈を作りて焼くこともありしが、漸く衰へて漸く滅じ、終に僅に耕種の助とするに過ぎざるに至りしが、元來此の土地より出づる陶器は、其の品質良好ならざれども、當



時日本の陶業は、概して盛ならず、其の製品も亦未だ多からず、普く世人の需に應ずる能はざりければ、此處の製品も多く用ゐられたる由なり。殊に茶家者流の、數奇の求に従て、製することもありければ、稀には名あるもの出づること無きにしもあらざりしが、就中祖母懷ウバガトコロと稱する茶壺は、最も世に名を博したる珍器となす。祖母懷とは、元來濃・尾の境なる、山中の地名より起りたる名にして、此地の陶業者一種の茶壺を製し、其の地名を取て、直ちに祖母懷と名づけたりしを、彼の工人等、此の志戸呂に移り來りて、又同形の壺を作りけるが、舊名を襲ぎて、また同じく祖母懷と呼び成したるなりとぞ。

祖母懷

鹽尻云、當國智多郡の人、藤四郎法名俊慶、道元和尚に伴ひ入宋して、磁器の法を習ひ得て來れり。本州春日井郡山田庄赤津村に寄陶の龜七口、同庄瀬戸村に十二口ありて磁器を焼き、藤四郎が作りし祖母懷の壺は、當所の門にあり。國禁ありて、命にあらざれば見ることを得ず。云云、愛知郡に瀬戸山といふあり。せとは海路磯近き嶋の間をいふ。追渡とかく、愛智郡の海遠き地に、せとの名はいかにして有ぞといふ人あり、されば我州陶器の制、海邊より焼初めて、薪につきてやうやう北の方に移りしとかや、初め智多の瀬戸より起りし名なるべしといへり。

和訓栞云、瀬戸の隣に、祖母懷谷あり。

万寶全書云、尾州瀬戸の内に、うばがふところといふ所あり。其里にて焼く茶入をいふ。云云

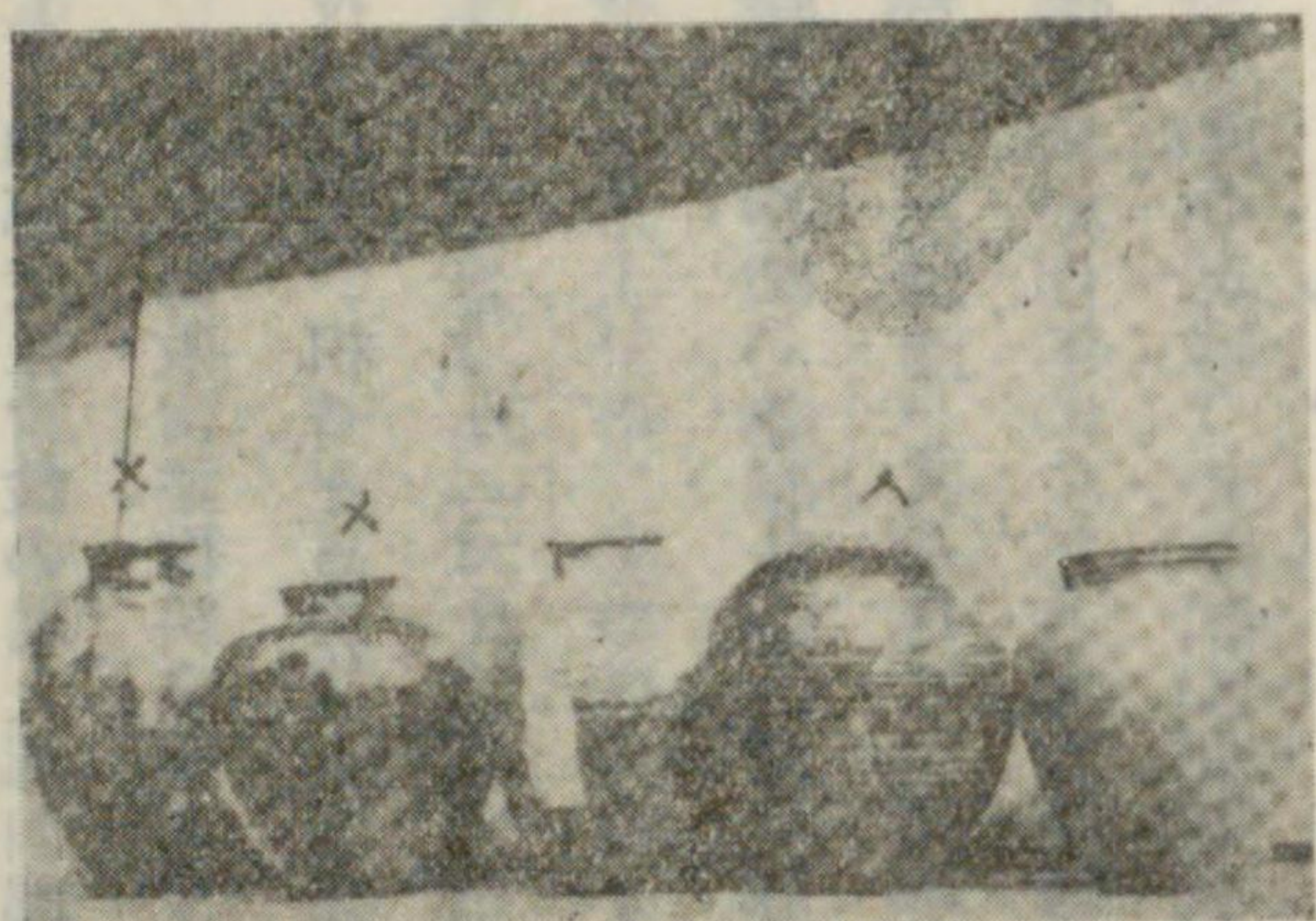
博遊笑覽云、萬寶全書の説おぼつかなし。もしさもあらんには、その古跡、焼ものの窖の處などもあるべきになきは、思ふにそのかみ、堺地繁華にて茶も行はれしかば、諸方の名匠多くここにつどへり。彼の子孫も、他より來しものならん。云云



日本陶器全書云、志戸呂焼の古作は、黒鼠に黃の胡麻薬、砂利土にて少しく厚作なり。印はなく、篋にて地名を彫り付けあり。之を俗に古唐津と傳へ來れり。其の印あるものは、多く後年の作なり。

印には種種あれども、皆地名を刻せるに過ぎず。なまたま工人の名を印せるも、必ず地名を欺せり。又遠州時代前ものには、此に掲示する如き印を捺せるものあり。多くは黒金氣薬の茶碗の高臺に之を見る、其の何の意たるやを辨じ難し。云云

後世民間に藏する、祖母懷の茶壺を見るに、壺底に刻する文字種種あり。曰く祖母懷加藤四郎。曰く祖母懷。曰く前朝祖母懷金右衛門作也。曰く祖母懷、延寶九年正月吉日、瓶谷鈴木伊右衛門作之。また姥懷と



志戸呂焼  
(懷母祖印× 藏氏要岡片村和五郡原標)

記せるものもあるなり。而して加藤四郎、また姥懷と記したるが最も古物なりといふ。其外の祖母懷と記せるは、延寶以後まで相續いで製出せしものにして、皆な同銘を用ゐたれば、何れを新、何れを古とも判ち難し。(掛川誌) 而して最も後に製したるには、祖母懷の銘をも用ゐざるに至れるなり。陶家は初め十三戸ありしが、其後漸く減じて、存するもの僅に九戸となりぬ。加藤忠右衛門・加藤平七・永井傳右衛門・永井傳八・鈴木金右衛門・鈴木喜右衛門・鈴木新五兵衛・永井清兵衛・鈴木源右衛門是なり。

一説、祖母懷は、主として志戸呂、及び釜屋に於て焼きたるものなれども、或時は、駿州志太郡大長村にも、移り焼きたることあり。又或時は、相賀若くは神座に、窯を築きたることなきにしもあらず。神座に字瓶山といふ所あり、其が藪林中、窯の趾とも稱すべきもの、今尙ほ存して、其邊より掘出た



るものには、祖母懐・祖父懐と記したる、一對の全き茶壺もありと、某老人は物語られしが、同地の八幡社にあるものは即ち是なりと。

而して加藤家は、彼の名人藤四郎の子孫なりと稱し、豊臣家より與へられたる、堪忍分の書を傳へ藏せり。

面居屋敷、並作料畠共に、爲<sub>テ</sub>堪忍分<sub>ニ</sub>遺候間、今度棹打之刻も、此等之旨可<sub>ニ</sub>申理<sub>ニ</sub>候、然上者、公方役無<sub>ニ</sub>懈怠<sub>ニ</sub>相つとめ、在所に居住專一也。

亥五月三日

内膳正村詮

やき物師中

内膳正村詮は、駿府城主中村一氏の臣なり。中村一氏は、天正十八年、小田原役の功に依り、駿府に封ぜられたる人なれば、亥五月は、慶長四年なるべし。下に記す二通の書は、家康、駿府在城中の代官の書にして、年代詳かならざれども、志戸呂陶業家に關するものあれば、此に收めて後考に充つといふ。

急度申入候、上様御さいそく被<sub>レ</sub>仰付<sub>ケ</sub>候間、たれたれ成共、一人早早可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>參候、様子可<sub>ニ</sub>申聞<sub>ニ</sub>候間、□□□□可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>參候、其申入候、恐恐謹言。

三月十一日

淺 喜藏

しとろかめ山衆

自府中

まひる

猶猶御ぼし之様子可<sub>レ</sub>申候間、みなみな可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>參候、以上。

上様へ上り候御山椒詰候、御用に候間、壺六ッ、大賀の藤十郎に渡し可<sub>レ</sub>申候、つぼのころは藤十郎次第に可<sub>レ</sub>仕候、以上。

後六月廿三日

彦 九兵衛

しとろのせと物やき

七右衛門まいる

(掛川志稿)

白須賀焼  
祖母懐

祖母懐焼に就きては、尙ほ別説ありて、頗る参考に資すべきものなり。其説に曰く、

遠州祖母懐焼は、濱名郡白須賀にて、焼始めたものと思はるは、諸井家の文書に、「遠州潮見住、底に祖母懐と書す」とあり。山下重道の記にも、祖母懐とあるのみならず、之を實地に就いて檢するにも、近傍山口の狸谷には、山口窯の趾あり。新居の大内には、内山窯の趾あり。又地名には、帯湊、祖母懐の外に、富士見松、車返等の名もありて、坐ろに昔を偲ぶ心地せらるるが、文和元年七月二十一日、七十一才にて寂せしといふ、實相院僧正増基のものせる「いほぬし」にも、

たかし山にて、すゑつきつくる所とききて

たゝならぬ高師の山のすゑつくり物おもひをぞやくとすと聞く

とあり。内山眞龍翁の筆せる、遠江風土記傳にも、

重道曰、高師山邊山中ヨリ、土器ヲ掘出ス。郷人曰、笠子山邊ニセトモノヤキ、今ニ有ト云フ。祖母懐ノ茶器ヲ、此所ニテ造リシモノナリ。



大政所病

とあり、かたがた以て祖母々懷葉茶壺の創始は、寧ろ白須賀にありとすべくもや。○六月廿二日、豊臣秀吉の母大政所疾あり、家康報を得て大に驚き、匆匆上京の途に上る。其室朝日御前、また晝夜兼行して上る。(以貴小傳・松平家忠日記・野史・大三川志) ○八月四日、駿州岡部美濃守の室死す。室は、興國寺城主松平玄蕃の女なり。(松平家忠日記) ○七日、小田原城主北條氏政の使者、北條美濃守氏規京師に上る、途駿府城に到り。家康に面し、其旨を窺て西上せんとす。家康乃ち榊原康政、成瀬藤八郎等に命じ俱にせしむ。氏規は氏政の弟なり。

岡部美濃守室卒

北條氏規と共に榊原等上京

初め織田信長の、明智光秀に弑せらるるや、甲・信の二國定主なく、將に大に亂れんとせしかば、徳川家康其臣本多百介を遣はし、守將河尻肥前守鎮吉を佐け、國中の亂を鎮定せしめんとせしに、鎮吉却て之を疑ひ、百介を誘殺して西走す。國人の心を徳川氏に歸する者、襲うて又鎮吉を殺す。此に於て、徳川家康は、直ちに之を平定せんと欲し、二國の士の已に歸する者を頼みに、自ら兵を率ゐて甲州に入れり。然るに、國人の心を小田原に通ずる者も亦少なからず。密に使者を遣はして、北條氏を迎ふ。氏直乃ち兵を率ゐて甲州に入り、若神子に陣して、家康と戦ひ、勝敗決せず、百餘日に及びければ、氏政の弟氏規、之を憂ひて措かざりしが、其昔、駿州今川義元の許にありし時、家康と深く交りたるを思ひ、其の舊好を尋ねて、遂に和議を整へ、甲・信二國を家康に歸り、上野一國を北條の所領とし、且つ家康の女を以て氏直の室となし、永く一家の親を結ばんと約し、既にして徳姫も小田原に嫁し、故なく和睦成りければ、北條氏は既に甲州郡内を、徳川氏に譲りたるに、上州沼田城は、未だ北條氏に入らざりしなり。

家康氏規幼時の交あり

沼田城

沼田は、家康の被官、眞田安房守昌幸の領する所なれば、家康夙に命を昌幸に傳へ、速に沼田を北條氏に送るべしと勸めしが、昌幸は容易に命に従はず、而して北條氏は迫ること益、急なれば、家康窮迫爲す所を知らず、昌幸に命じて曰く、「速に沼田を北條氏に送れ、代地は必ず後に與ふべし」と。昌幸尚ほ聽かずして曰く、「沼田は我が武力を以て得たる所、他人より與へられたる所にあらず、是を北條氏に送らんなどは、曾て夢にだに思はざる所なり、然れども必ず代地を賜はらんとならば、請ふ川中嶋を賜へ、直ちに命に従ふべし。川中嶋は、上杉景勝の押領する所なれども、許されを蒙らば、他力を頼まず、自から到て力取すべし。然らざれば、幾たび命ありとも従ふ能はず」と。家康は、此頃未だ秀吉と和せざるに、今又景勝と戦はんことは、力の能く及ぶ所にあざれば、其請を聽さず。獨、曰く、「先づ速に沼田を北條氏に送るべし。代地は後徐に議せん」と。昌幸敢て従はず、家康乃ち大久保・鳥居・平岩等の諸將を遣はし追討せしめしに、昌幸歎を秀吉に通じ、上杉景勝の援を得、防戦つて大に之を敗れり。

其後、秀吉・家康の和成り、聚樂の行幸も行はれければ、黍吉は、妙音院・津田・富田等三人を小田原に遣はし、上洛の事を説かしめけるに、氏政の答ふる所其要を得ずとて、大に疑ひ訝りて悦ばざれば、家康は、北條氏と姻親あるを以て之を憂ひ、其仲に介して之を慰め、且つ北條氏を勧め、氏規を遣はし、其罪を謝せしむ。北條氏これに従ふ。氏規の上洛は、即ち此の使命を帯びたるにて、將に駿府に到て家康に面したるも、家康の二人を遣はし、俱に與にせしめたるも、感な之が爲なり。氏規既に京師に到れば、秀吉之を聚樂第に召見る。氏規陳謝して曰く、「氏政必ず、今年を出でず上洛すべし。然れども此に一の安じ難きものある



參州人田を争ふ

は、上州沼田の、讓渡あらざること是なり。此城は、嘗て徳川家と約する所あり、夙に氏政の領すべき所なるにも拘はらず、眞田昌幸肯かずとて、家康は今に其約を履まざるなり。仰ぎ希くは殿下の恩威に頼り、氏政の上洛に先だち、之を小田原領に歸せしめ給はんことを、然らば氏政何の狐疑する所あつて上洛せざらん。速に此に到て拜謁を請ひ、奉仕疎怠の罪を謝し、唯命に是れ従はんとす」と、いと爽かに陳辯したりけり。秀吉曰く、「徳川・北條二家の地界は、我が曾て關せざる所なり、汝歸て地理に詳かなる者を遣はし、委曲を具して訴ふべし。我必ず指揮する所あるべし。而して氏政・氏直は速に上洛して恩を謝すべし」と。氏規大に悦び、拜謝して辭す。辭するに及びて雄劔美服を賜はりしといふ。(北條五代記・野史) ○十六日、參州の人、吉田五右衛門・天野傳右衛門等地を争ひ、駿府に到り訴ふ。坂崎・長嶺の地の所有を争ふなりとぞ。(松平家忠日記) ○九月十一日、徳川家康京師より歸て駿府に到る。去月廿七日、京師を發し、此月四日田原着、今日駿府に還れるなり。先是、大政所病あり、匆匆上洛せしが、病漸く愈るを見て一たび還りしが、後又、北條氏の事もあり、再び京師に上りしが、此に至て、大政所の病全く愈ゆるを以て還りしなり。朝日御前も亦尋で還る。(大三川志・野史) ○此月、伊豆國の人、坂部岡江雪齋京師に上り、沼田領の事を秀吉に訴へ、且つ明年三月を以て、必ず入朝すべき旨を約す。小田原城主北條氏政の命を蒙りてなり。此に於て、秀吉諸司に命じ、種種穿鑿を遂げしめて後、沼田の内奈久留美といふ所は、眞田氏が代代の墳墓地なれば、此處をば依然眞田の領とし、其他は悉く北條氏に下賜すべしと命じ、且曰く、「氏政父子久しく關東に蟠據し、未だ嘗て朝覲せず、其罪重しと雖も、家康の姻家たるを以て、故らに措て問はざるなり。宜しく此意を

坂部岡江雪

家康還

告須蒙

含みて、朝期を過るべからず」と懇に誠めらる。江雪齋命を拜し、恩を謝し曰く、氏政父子已に此の恩命を蒙るうへは、毫も挾む所あるべからず、今年十二月までには、必ず上洛すべし」と、尋で東歸す。江雪後に秀吉に昵近し、坂部を削り單に岡と稱す。又坂部岡を板部岡と書するものあり、或は板見と書するものもあるなり。(漫録・大三河志) ○此頃、遠州に在りし、切支丹宗徒告須蒙、逃れて泉州に至り、堺浦蝦子町中之濱に住し、名を市橋庄助と改め、外科醫を業とす。越前の壽問これを聞き、亦逃れ至て其の東濱に住し、之も改名して嶋田清庵と稱し、本道醫者を業とせり。近頃關白秀吉は、伏見城に在りけるが、此月十四日の事なりき、堺浦の天王寺宗珍・油屋正由といふ者二人、伏見城に至りて秀吉に謁し、話次語り云ふ、「此頃、市橋庄助といふ外科醫、嶋田清庵といふ本道醫者あり、堺浦に至て住居せるが、二人共に奇術を行ひ、人を驚かすこと屢なりと聞く」と。關白之を奇とし、命じて之を召し、其術を行はしむ。(南蠻寺興廢記)

切支丹宗の奇術

大なる鉢に水を湛へ、紙を切て菱形となし、是を取て水に浮ぶれば、忽ち魚となつて游泳せり。懷中よりカンジンヨリを出だし、口を以て其端を吹くに、忽ち大りて繩の如し。取て座中に投すれば、蛇と成て蜒蜿たり。五穀を盆に盛り、其上に砂子を撒布すれば、穀籽蟻の如くに動き、漸次に成長し、遂に花を開き實を結ぶ。鶏卵を取て掌中に握り、暫くにして手を開けば、孵化して雛となり、見るまに成長して大鶏となり、羽ばたきして時を報す。

女房達曰く、「妾等未だ富士山を見ず。庭中に築きて見せなむや」と。二人曰く、「易きことなり」と、暫く障子を閉ちて外に出で、還て是を開けば、庭上俄に富士山現出し、空に聳えて白雪皚皚たり。上下の見る者、みな奇異の感に打た



れざるはなかりしに、二人また障子を閉ぢ、暫くして之を開けば、琵琶湖の八景出現し、次で、堺浦・須磨・明石等、悉く映出しければ、堂上堂下を論ぜず、「如何なる神仙術にや」と、目を側て二人を怪みけりとなむ。

秀吉謂へらく、「何がな渠等が術の、及び難きものは無きか」と。忽ち命じて曰く、「我未だ幽霊を見ず、汝等これをも出だしなむや」と。二人諾して、黄昏を待たんと請ふ。既にして日暮れ二人を召す。二人至り、請うて曰く、「請ふ皆な燭を滅せよ」と。燭滅して障子を開きしは、恰も九月十七日の月、幽かに庭上を照らす時なりき。暫くにして風騒ぎ、暫くにして驟雨至り、庭上草木の葉は、月に煌き風に戦き、見るから凄冷さ彌まさりける折しも、植込の木の間より、怪しき物の現はれ出づるなりけり。こは何ぞと目を凝らすに、白衣の女の髪を亂し被り、苦しげなる俤にて、庭上にイみけるなり。女房達、近侍の士等、之を見る者、こは然るべからざる御物好み、御慰みには成るまじきものと驚きもあへぬに、早や歩行み寄りて、椽側に近づきけり。關白未だ木下藤吉と呼びし頃の妾に、菊といふ者あり、公世に出でし後、來つて再び仕へんことを請ひしが、昔仕へし時、罵詈譏を極めて出たりたれば、今更に用ゐるを欲せず、命を傳へて追はしめしを、菊憤りて去らず、頻りに怨言を吐きて止まず、公怒て遂に之を手刃せしことありしが、今近く之を見るに、髻髷として彼女に異ならざれば、さるにても二人の知る由なきに、如何なれば此女を出だしつるにかと、憂痛思はぬ者もなかりしが、公も果して顔色を變じ、直ちに命じて二人を出さしむ。(南蠻寺興廢記)

切支丹滅す

清見寺

明日に至り、秀吉以謂らく、「彼等の術は洵に奇怪なり。是必ず南蠻寺の殘黨ならん」と、因て命じて二人を捕へ、嚴に拷問を加へしめしに、果して告須蒙・壽問の二人なりき。即ち粟田口に於て磔形に處せしが、是れは此月十九日の事なりけり。此に於て、秀吉は普く令を諸國に傳へ、密に天帝の畫像を掲げ、彼の眞言を唱へて信仰する者を嚴探し、重く之を罪せしめければ、略ぼ此の宗門の跡を絶つに至れりといふ。(南蠻寺興廢記) ○徳川家康放鷹して興津に至り、清見寺に憩ふ。住僧之を待つこと甚だ厚く、幼童をして茶を進めし

土屋昌恒の子

む。家康幼童を見て思ふ所ありげなりしが、須臾にして問うて曰く、「何者の子ぞ」と。住僧謹み答へて曰く、「これは、武田氏の家人、土屋惣藏昌恒の子に侍るなり。勝頼父子、天目山にて戦死のときは、さしにも猛き武田の家人どもも、或は岩窟に逃隠るる者あり、或は遁れて後殺さるる者ありしが、又、平生の契りを違へず、義を守りて君と死を同うせし者も少なからず、少なからずとはいへ、侍大將にては、纔に昌恒兄弟三人ありしのみと傳ふる所なるが、此兒は、即ち彼の昌恒の子にて侍るなり、昌恒戦死の時、此兒僅に六歳二歳なりしを、其の家人等兎角して之を助け、母と共に遁去らしめつるを、母は納と少しの縁あるにより、遂に尋ねて此處まで來たりける。衲その孤獨頼るなきを憐み、此兒を取て養育すること、既に六七年に及べる折しも、計らず今日駕を枉げさせらるるに遇ひ、給仕の童の在らざるに因り、憚りも顧みず、斯る亡國の臣の子に命じ、近く御側に侍せしめぬ。あはれ無禮の罪を容し給はば幸甚」と。家康始終を聞終て曰く、「然らば我が思ひし如く、由緒ある者の子にこそありける。苦しからずば我に與へよ、我が家人として扶持し置くべきなり」と。僧悦び諾す。家康乃ち己の輿に乗らしめて還る。已に還れば、世子長丸門外に出迎ふ。家康輿中より呼びて曰く、「年來懷刀を得て、汝に與へんと欲せしが、今日始めて求め得たれば、即ち今之を汝に與へん」と、自から兒の手を引て出で、直ちに長丸に渡しけり。此兒、是より常に長丸の側に侍して去らず、長するに及び、偏諱を賜うて忠直と稱せしむ。忠直、後に上總國久留理城主となり、土屋民部少輔といふ。後、慶長十七年四月九日卒す。年三十五。(逸史・國志) 墓標は清見寺に在り。誌して土屋民部少輔源秀直之墓といふ。秀直忠直何れか善き。

長丸の懷刀

土屋忠直の墓



忠輝

初め家康の忠直を携へ歸るや、阿茶局を召して曰く、「此兒見る所あり、辰千代丸の弟と思ひ、心を掛けて養ふべし」と。辰千代丸は局の子にして、後忠輝と呼び、越前少將と稱せし人なり。故に忠直は、忠輝と同所に人と成り、忠輝とは最も親深かりしといふ。阿茶局は、家康の諸室中に在て、最も勢力ありし人にして、家康の出陣ある時は、慨ね陣中に具せらるるを常とせし程なれば、(以貴小傳) 忠直を託せし家康の深意も推し測るに難からざるべきか。

阿茶局

按ずるに、辰千代の忠輝は、阿茶局の子にはあらで、茶阿局の子なり。然れば阿茶局に養はしめたりといふは誤りか。然れども、藩翰譜・國史・野史等には、阿茶局を顧み謂うて曰く、能く撫育せよ云云とあり、之を正しとすれば、辰千代云云は誤なり。暫く記して後考を待つ。

土屋忠直の母

忠直の母駿河に至れる時、未だ年若くして寄らん方なければ、昌恒の士卒等頻りに勸めて、松平周防守の老臣、岡田竹右衛門元次に嫁せしめしが、後男子を産して岡田内記といふ。家康、一日忠直に謂うて曰く、「内記は汝の異父弟なり、而して其父竹右衛門は數度の軍功あり、其名軍中に高く、家康も昔より知る所の士なれば、かたがた以て汝が名の一字を與へ、汝の氏を稱せしめ、長く汝が家に用ゐべきものなり」と。忠直曰く、「異父同母の弟を用ゐよとの命を蒙る。何の幸か之に若かん、然れども熱、惟ふに、忠直が今斯く寵遇を蒙るも、忠直の力にあらず、唯、父の名字を冒すに依るのみ。且つ忠直幼時より君に仕へ、未だ曾て彼と一所に住せしことあらざれば、毫も其の心の存する所を知らず。然れば假令同母の弟なればとて、心を知らざらん者に、父の氏姓を與へんことは、未だ夢にだに想はざりし所なり」と、斷乎として應ずる色なかりけれ

神尾備中守元勝

ば、家康も汝の言理なりとて、再び強ふることをせず、更に阿茶局に命じて曰く、「汝養うて子とせよ」と。此に於て、其子神尾刑部少輔の弟となし、尋で召出さる。後神尾備中守元勝と稱するは此人なり。

忠直の母の一説

一説、忠直の母は、駿河に到て後、髪を剃て僧となり、名を智光と改め、清見寺の門前に住居せしが、忠直の出でて仕ふるに及び、智光尼も亦其恩に預かる。清見寺に、智光井戸と稱する井戸あるは、此尼の宅地に在りて、日日汲みたるものなり。云云

一説、忠直は、小字を平三郎といふ。壬午の役生れて僅に二歳、母を岡部氏といふ。丹波守宗行の女なり。岡部氏、これを懐にし、家人清水・神戸等と駿河に奔り、岡部直規に頼り、孤を清見寺に託す。云云(藩翰譜)

一説、武田勝頼滅びて後、一婦人あり、五歳の兒を懷き來て、大久保忠世に懇る。又一婦人あり、二歳の兒を携へ來て、大河内政綱に倚頼して救を乞へり。二歳の兒は乃ち忠直なりと云ふ。(松平物語)

清見寺大輝和尚

當時、清見寺の住職を大輝和尚と稱す。家康の歸依厚き僧なれば、此寺に遊ぶこと屢なりしが、遂に精金數量を寄附し、堂塔を再建して舊觀を復せしめらる。是れ大輝を、清見寺再中興開山と稱する所以なり。(清見寺由緒) 然れば此寺には、家康の遺跡多く存するなり。家康の手植と稱するものに、松・柏・柿・蜜柑等の數種あり、手据と稱するものに、虎石・龜石・牛石等の數種あり、臥龍梅また家康の手から接木せし所と傳ふ。

家康の遺物

尚武義俠心

熱、惟ふに、我國の文學極衰時代はと問はば、人必ず室町時代と答ふるならん。其の闇黒時代はと問はば、人必ず其の應仁以後、戰國時代と答ふるならん。是れ洵に正確の答にして、若し學校の試問ならしめば、適に満點たるを失はざるなり。而して文學の衰微に伴ふものは、道義の廢頹なれば、道義の廢頹も亦此時より甚だしきはなく、人唯、利を見て義を知らずとは、此の時代の謂なるべしと、思はるる節なきにしもあらざりけらし。然れども我が國民の特性となり



天稟となり、太古より備具はる華の如き赤心は、此の時代にも、機に臨て活躍發揮するものあるを見るは悦ばしからずや。即ち當時の士風を見るに、主將より士卒に至るまで、敵國の大將士卒を呼ぶに、假りにも讒謗罵詈の言を弄すことなく、必ず敬語を添へて稱するが如き、或は其の武勇を稱するに、讃辭を惜まざるが如き、其心の底まで推量られて、優しくも思はるるなり。人或は是れ小事なり、論するに足らずと謂ふ者もあらんかなれども、現代の政黨者流が、苟も己と黨派を異にする者を見るときは、惡口雜言、彼を傷くるの深からざるを是れ恐るる者に比せば、豈に天淵の差あるにあらずや。

彼の豪傑等が、勢力を較べ雌雄を決せんが爲には、大戦を催し、骨の山血の河を造るに躊躇せざれども、其の一たび終るや、毎に僧侶を招きて經を誦し、佛に供して其の冥福を祈りしものは、必ずしも味方の死者を吊ひしのみにはあらず、又同じく敵軍の死靈をも慰めたるものあるを見れば、誰か其の義且つ俠なるを感ぜざらむ。或は大に伽藍を建立して、厚く法會を營み、或は數多の寺領を寄せて、長に戦死の靈を弔祭したるも、強ち味方の將士の爲と限りたるにあらずと聞くをや、坐るに其の雅量の俾ばるるもの無くんばあらず。且つや、我が國人の武を尙ぶ性は、また動いて名を重する心となり、名の爲には身を棄つるを辭せず、而して名を重する心の動く所は、決して彼我敵味方の情に執はることなく、己の爲に惜むものは、亦人の爲にも惜み、自己の武勇を輝さんと欲するが故に、敵將の驍名をも汚さざらんとすれば、眼前奮戦苦闘して、我に大害を興へたる敵將も、既に斃れて其屍を横ふるを見れば、感然として其屍を收め、禮を具して之を祭らんとし、其の遺孤あらば收めて扶持し、以て其後を存せんとし、朝の敵も、夕に死すれば友とし視るは、是れ我が國人の本性にして、學びて得たるものにあらず。學びて得たるものは、長く用ゐざれば、行く行く且つ忘れんとするを常とするに、當時我國は戦亂打續き、多くの道義は、棄てて將に顧みられざらんとせしにも拘はらず、獨り斯の道のみは廢頽せざるのみならず、却て益々活躍發揮せんとするは、我が國人の本性にあらずして何ぞや。而して徳川家康の、今土屋昌恒の遺孤を扶持したるも、亦此の本性の發揮したるに外ならざるべきか。

潮見の陶工藤四郎

○十月一日、關白豊臣秀吉の催にて、京都北野に大茶湯會あり、古今の名器を陳列せしが、其の第一位を占めしものは、昔遠州潮見の人、藤四郎の作なる、玉簾葉茶壺なりきといふ。當時の記録今なほ存す。

北野大茶湯會 天正十六年十月初日

葉茶壺名品七種之目錄 各條並代各千貫

- 御一之床 上段 御次之間 中品類
- 玉 簾 不二山
- 御二之床 上段 御次之間 小品類
- 君か嶺 竹生嶋
- 御三之床 上段 御次之間 大品類
- 白 雲 醒 醐 鶴

將軍東山慈照院源義政、御茶湯興行之始、徵諸國之陶冶師、遠州潮見住藤四郎、與其祖母相連而至、于京師、以御物數寄而相師作之。

玉簾葉茶壺 最初御名品

玉簾祖母懷

- 高 サ 一尺二寸八分
- 口渡リ 三寸三分
- 懷 三寸八分
- 事 蹟



コシキ 四寸五分

コシキ、底ニ祖母懷ト書シ、焼<sup>ク</sup>之<sup>ッ</sup>

文祿三<sup>甲</sup>午三月

菅原美作守長繼記

此の名器を作りたる人の蹟だに、今は索むるに由なくなりぬること、世の變遷とはいへ、亦哀なるかな。○廿六日、徳川家康、書を伊達左京大夫政宗に送り、其の叔父、羽州山形城主寂上出羽守義光と和睦せしを賀し、併せて、今後ますます、親睦なるべきを諭せりといふ。時に政宗には、胴服一領・無上の濃茶三斤を贈り、

家康使を伊達政宗に通ず  
家康岡崎に赴く  
松平清直  
其臣片倉小十郎景綱には、書を送れりとぞ。○十一月廿二日、徳川家康參州岡崎に赴く。(松平家忠日記野史・御年譜) 時に松平庄左衛門近清の孤子小聖といふ者あり、年始めて五歳なり。家康召して見るに、狀貌よく父に似たるを思ひ、其臣朝岡喜右衛門を召して曰く、「今より、近清が遺領長澤の邊、御馬郷五百貫を、相違なく宛て行ふべければ、宜しく心を盡して輔育すべきなり」と。小聖成長して庄右衛門清直と稱し、上總介忠輝の長臣に列し、出羽守といふ。此月中旬、家康遊獵して遠州に至り、遂に岡崎に赴きしなり。○此歳、奥平美作守信昌の次子、參州設楽郡を出でて駿府に至る。家康命じて松平家治と稱せしめ、吹舉して従五位下

松平家治

智満寺藥師堂

右京大夫に叙せらる。家治時に年十歳、弟あり六歳なりしが、之も召されて長丸に仕へしめらる。後に松平清匡と呼ぶは此人なり。二人は、家康の外孫なりといふ。家康の自から家臣を奏請して任官せしは、之を始とす。(徳川實記) ○茶阿局、駿州嶋田の智満寺に、藥師堂を建立し、十二神像を安置す。家康は、天文十三年壬寅十一月廿六日の誕生にて、三州鳳來寺、峯之藥師十二將の内、寅大將の分身なりといふにより、局、身に餘る厚恩を報ぜんが爲め、家康の許を得て、發起したるなりといふ。智満寺は、古へ神護景雲中、廣智比丘といふ者あり、諸國を行脚し、大井川の邊に宿しけるに、靈夢を蒙り、また東北の大山に、五色の瑞雲現れしに、山上に至りて見れば、白髪の老人千手の咒を誦せり。名を問へば、千觀居士と答へ、我行基に夢に告げて、千手の像を造らしむ云云といふ。廣智この旨を奏聞し、一字を創建したるが、即ち此の智満寺なりといふ由緒ある名山なり。茶阿局は、其の出所につき種種の説ある人なり。茲にも其の一説を示さむ。

智満寺由緒

茶阿局は、川村八郎左衛門秀重(遠州金谷)の次女にて、川村次郎右衛門秀宗の姪なり。秀宗は、上總介殿へ動仕、男如珀、侍醫の列に加へられ、采地五百石賜はり、殿の御事ありし後、浪人となり、藤枝驛に住し、子孫醫を業とす。家に慶長十六年八月二十八日、五百石賜はりし、忠輝卿の御書あり。云云(川村氏系圖)

茶阿局

柿嶋村の士朝倉在重

駿信の道始めて通す

○駿州柿嶋村の士、朝倉六兵衛在重、駿府に至り家康に謁す。家康命じて、諸役免許の朱印を給せしむ。初め家康、甲・信の通路なきを憂ひ、在重と海野彌兵衛とに命じ、駿州安倍山中より入りて踏査せしむ。二人命を受けて以來、深く山奥に入り、或は嶮山の麓を廻り、或は峻谷の岸に沿ひ、時に飢餓に陥りて絶谷に臥し、時に手足を傷けて巖角に倒れ、辛苦艱難至らざるなく、漸く信州高遠に出づるを得たり。因て再び其蹟を踏て駿州に還り、駿府城に登り、詳かに山嶽溪谷の狀を復命せり。家康之を聽て大に悦び、其功を賞し、此の恩命を下ししなり。在重の父は、同じく六兵衛在重と稱し、越前國主朝倉金吾義景の庶弟なりしが、兄義景と和せざるに因り、徴服して越前を出で、駿河に至り、柿嶋村に蟄居せりといふ。此家父祖三代、共に六兵衛在重と稱せしが、今年高遠路を探查せしは、二代目在重にして、其弟に藤十郎宣正といふ者あり。後



朝倉筑後守宣正

年將軍秀忠に仕へ、大番頭に列し、二百石を食み、又駿河大納言忠長の老臣として、遠州掛川城主となる。朝倉筑後守といふは是なり。柿嶋村は安倍郡に在りて、古代は服織庄井河郷に屬せし所なり。(朝倉家譜)

天正文祿之間、東照大權現様へ御奉公仕、小牧御陣御供申、其時於戰場敵中へ勦入、人馬を射させ、已に難儀に及ぶ時、聲の望月與太郎馳合、我身馬より飛下、六兵衛尉を抱乗せ、引掛けて味方の陣に入る。其時の勦、忠節依り無き比類、權現様御感有、從て其安倍住居安堵。權現様其後關東へ御打入之時、六兵衛住居安倍之在所を、難立去思ひなしむに依て御供不仕、其以後、中村式部少輔、駿州一國拜領、而選抱侍之時分、六兵衛呼出され、中村式部少輔に致し奉公關東御陣相勤駿州に住居。其後權現様駿州へ御隱居被レ爲成時分被レ仰出者、前關東へ御供仕候はば人にも可レ被成と思召候得共、右之仕合御憎くは思召候へども、重て息朝倉筑後守被レ召出、臺徳院様へ御奉公仕、其後駿河大納言様へ被レ爲附、遠州掛川之城主にて御座候。云云(朝倉氏由緒書)

濱名郷土後藤佐渡

○舊佐久城主後藤佐渡守の族人等、先に徳川家康に屬し、其の扶持に依り、依然として佐久城に在りしが、今年城を去て濱名に住せり。此後、凡そ二十年を経て、戸田・本多二家に分屬せしが、後漸く厚遇せらるるに及び、遂に質を委して二家の家臣となり、子孫代代、二家の臣列に在るもの多しといふ。貞和元年源三位頼政の裔清政、濱名に移り鶴代に住し、其の四年佐久城廓を築きて移り住せしより、此に至て二百四十七年、終に城と別る。佐久城は遠州引佐郡に在り。(濱名古代領主記) ○遠州豊田郡加茂村の人、平野三郎右衛門重定、寺谷用水路を開鑿し、天龍川の水を導き、以て灌漑の用に供せしが、此水潤澤する所およそ二萬餘石、荒田變じて沃野となり、號して井通地方と稱す。重定は美濃の人にして、六孫王經基の裔なり。重定初め今川氏に屬し、今川氏亡びて後、徳川氏に従ひ、遠江國に移り今の地に住す。永祿天正の間、武田信玄父子の

平野重定 寺谷用水

遠州に侵入するや、屢之と干戈を交へて功ありければ、家康賞賜すること甚だ厚く、遂に擢てて侍臣となしぬ。重定夙くより心を農事に用ゐしが、當時戰亂尙ほ止まず、未だ専ら耕種に従ふ能はず、二股の戦起るに及び、支城を加茂村に築き、自から是を守るに、水乏しくして頗る困難しければ、始めて近郷諸村の水利を缺くを知り、如何にもして水路を開き、灌漑に便せんとせ欲しが、折しも徳川家康伊奈熊藏忠次に命じ、天龍川の治水、併せて田圃開拓の事に當らしめければ、重定之に力を得、日夜辛苦經營の後、地を寺谷村に相し、磐田原の西崖を流るる、天龍川の支流によりて修築し、此に堤塘を築きて、天龍水を誘き、椀形の水門を伏せ、大渠を掘鑿して水を注ぎ、以て幹線となし、是に數多の支流を通じ、漸く延長して、水を要する地方に及びし、終に南下して大海に朝せしむ。故に一たび水を要する春夏の候に及び、天龍川に臨める水門を開けば、清水滔滔として流注し、渦を成し沫を飛ばし、奔跳逸躍、低につきて速きこと矢の如く、暫くにして本支に満ち、暫くにして二萬石を濕せり。是より流域八十餘村、南北五里、東西二十餘町の田畑は、到處に灌漑の便を得、また井を掘て水を汲み、以て灌くの勞あることなし。今後若し七年の大旱ありとも、民を憐む聖天子をして、素車白馬桑林に至り、六事を以て自から責め給はしむるが如く、痛く聖慮を煩はし奉ることはあるまじきか。此渠工を用ゐること數萬、年を閲すること數年にして成りしが、其成るや領主大に其功を賞し、重定を以て寺谷用水奉行となし、秩二百石を給すといふ。(平野家傳) 世に傳ふ、此の工事は、重定専ら其事に當ると雖も、之を指示輔導せしは、伊奈忠次なりき。忠次は三河の人にして、家康に仕へ、最も水利に通じたる人なり。○八丈嶋代官奥山縫殿助、北條氏の命を蒙りて渡航す。先の代官由井彦次郎に代

八丈嶋



石神村 石神村は、東深谷村の下に在り、舊くは石上に作れること、此の棟札に因て知るべし。相傳ふ、昔者、天より石棺墜ち、石上と倉澤との間、落居澤といふ所に止まり、終に倉澤の有となりしが、其時天地闇黒なりければ、落居澤より下を倉澤と名づけ、上を石上と名づけたりと。倉澤は闇澤と訓相通するなり。或は之が説をなして曰く、古の諸國風土記を按ずるに、此類の事實を載すること往往あり、俚俗の傳説容易く信ずべからずと雖も、石棺中より出でたりとて、家鴨の卵の大にして、玉の如くなる石を、今も倉澤村に藏する者あり。又、墜居澤といふも、石棺墜ちたりしよりの名なるべし。倉澤の上には棚田多きが、元來高原の下に在る所なれば、上の原中を過ぐる人馬の響にて、今も土崩れ石落つること常にありといふ。後人説をなす者あり、曰く、「昔者暴風雨の時、古墳崩れて石棺出でたるなるべし」と。何れか是なるを知らず、暫く兩説を存す。(掛川志稿) ○此頃徳川家康の威望ますます張り、駿・遠・參・甲・信悉く服従せり。長湫役の後、領内平穩にして、諸臣兵馬に休息す。此に於て、家康は、或時は儒を召して聖賢の道を問ひ、或時は兵に熟する者を召して軍事を討論し、夜間には僧を召して佛法を問ひ、或は田狩して郊に信宿し、厭くことを知らざるが如し。(大三川志・野史)

奉建立<sup>ニ</sup>當社<sup>シ</sup>四天王宮、遠州榛原郡質呂庄石上村。

石棺墜 倉澤村邊 地勢

兵馬休息

士、何れも烏帽子・素襖にて出仕登城せり。又、謠初の式ありしが、市中は、肩衣着たる武士どもの、屠蘇の匂ひに面はゆく、家中衆中を回禮すれば、泰平の象自ら巷にあふれて、市中の殷賑いふばかりなし。(松平家忠日記) ○廿八日、遠州地方夜に入て南風強く、荒居宿失火あり、延焼十戸ばかりに及ぶといふ。此夜たまたま、三州深溝城主松平家忠、及び鶴殿藤介等、荒居に宿泊しければ、旅館の家人等過あらせじと、大に苦慮せりとぞ。家忠は駿府城普請役に赴く途中にして、鶴殿藤介は、之に二川より伴ひ來たる者なり。(松平家忠日記) ○廿九日、徳川家康鷹を放ちて遠州に至り、中泉の館に滞留すること數日、(瀬庵遺書・遠江風土記傳・野史) 日に四方に狩して閑處することなく、此日も出でて、見付を東に越えて巡遊せしが、松平家忠駿府に至る途、偶、久努の前に到て家康に遭遇し、禮を陳べて命を受くること少時、尋で家忠は辭して、掛川に到り宿す。(松平家忠日記) ○二月二日、駿府城、石崖普請の工を起す。(松平家忠日記) 近ごろ駿府城修築の工頻りに起り、殆んど寧歲なきが如くなれども、是又故あることにて、元來此城は要害宜しといふにあらず、高山を近く控へ、且つ土地卑濕なれば、壘壁堅固なる能はず、かたかた居城とするには足らざれども、唯、海口に近く、運輸の便あるを以て、家康の特に撰みて根據としたる所なれば、斯く屢、修復經營を要するなり。(武徳編年集成) ○四日、徳川家康、遠州より駿府に還る。往返共に、鷹を放ちて餘念なかりき。(瀬庵遺書・遠江風土記傳・松平家忠日記) ○五日、東海道の諸國地大に震ひ、又降雨あり。駿河・遠江殊に甚だしく、屋舎多く壞る。(武徳大成記・逸史・野史) 地震は申刻にして、興國寺・長久保・沼津等の城塀破壊し、損害二階に及べりしが、尙ほ其他にも、破壊の所多かるべしといふ。(松平家忠日記) ○八日、駿・遠・參三ヶ國の連歌師、

事 蹟

駿府城下 新年の様

南風強 荒居火く

家康中泉 に遊ぶ

駿府城普 請多き所 以

家康駿府 に歸る 地震



連歌士駿府に集る

駿府に集る。是れ去る正月廿七日、大窪治部少輔に命じ、家康の召集せしめたる所なり。(松平家忠日記) 治部少輔通達の趣意にいふ、

殿様より、御分國中の連歌士こして、来る十日時分に連歌して、京都へ御點の御取りありて、御覽候はんよしの仰あれば、皆皆參府あるべし。云云

駿府連歌

此に因て、三ヶ國の連歌士等、先を競て來集せしなり。凡そ此頃、連歌の流行することは、上下一般の風にして、三人寄れば則ち連歌興行ありて、また士庶人を分たざるなり。○十一日、駿府城普請も已に成就しければ、其の賀儀を表せんとして、城中に連歌士を召し、連歌會を開き、三百韻を卷く。時に召されし連歌士十人あり、參州衆には、瀧野の長尊・深溝の玄佐・同正佐・松平家忠・竹谷の松平備後守清善・作手の奥平美作守貞能・岡崎のそけい、駿河衆には、如雪・雲巴・三益・頭雲等なりしが、此日卷頭の發句は、祝意を表したるものにして、奥平美作守貞能の作なりき。

松の色や猶一しほの若みどり

作 州

(松平家忠日記)

眞田信幸

○十三日、眞田源次郎信幸、駿府に到る。信幸は安房守昌幸の嫡子にして、質人として來たるなりとか。(松平家忠日記) ○十四日、駿府城に連歌興行あり。(松平家忠日記) 發句にいふ、

さかしさや守にも増る山さくら

祖 景

連歌

○十六日、駿府城中連歌會あり。(松平家忠日記) 發句に曰く、

並木ただ花はつきづぎの盛りかな

正 佐

興國寺

正佐は、板倉六郎右衛門入道の俳名なり。家康この句を見て、深く感賞せられけるが、後この懷紙を送り、細川入道玄旨に示すに、玄旨も亦賞美斜ならざりきといふ。○廿一日、連歌士備後・玄佐・正佐等、興國寺に往く、連歌興行あるに因るなり。滞在して廿七日に至るといふ。(松平家忠日記) ○廿六日、徳川家康の母傳通院病あり。(松平家忠日記) ○廿八日、徳川家康駿府を發し、上洛の途に上り、此夜田中に宿す。(松平家忠日記) 先是、廿四日出發のことに定めけるが、豪雨降りつづき、且は、傳通院の病氣に因て延引せるなり。

傳通院病

家康上京

同心衆喧嘩

多賀湊綱代城

然るに院の病氣も稍、怠り、雨も亦霽れたれば出立たれしなり。○三月一日、駿府城西門詰の同心衆、本多中務の同心衆と喧嘩あり。雙方一人づつ成敗せらる。(松平家忠日記) ○此頃、房州の里見義頼、領内の兵を率ゐ、兵船十艘に乗じ、豆州賀茂郡多賀湊に到り、綱代城を攻めて陥る。時に、上總國小濱城主鎌田美濃守も義頼に従ひ、伊豆に到り、綱代城を助攻むといふ。綱代城址は今詳かならず。或は湯ヶ谷なりとも傳ふ。

吾妻神社

平嶋村天王

駿府土木竣工

市場村春日神社

駿府城連歌

又、教安寺境内に、吾妻神社といふ小祠あり、是れ綱代城の鎮守なりと、村老は云ふ。(豆州志稿) ○此月、遠州佐野郡平嶋村、天王社を再建す。棟札長く存す。(掛川志稿) ○徳川家康京師に如く。(野史) ○四月十日、駿府城土木竣工す。普請役松平家忠は、明日駿府を發し歸るべしといふ。(松平家忠日記) ○十四日、遠州周智郡市場村に鎮座せる春日社を再建す。此時、淺羽郷代官村松源左衛門尉茂國、田畑七町歩を寄せて神領となす。東浦・坪上等の、神領となりしは此時よりのことなり。茂國は、三位中將藤原茂氏の後裔なり。(遠江風土記傳) ○廿二日、駿府城に連歌あり。細川玄旨に送り、點點を取る。時に、竹谷の備後守二百韻を卷く。にしになる月こそ庭のあるじなれとほくの寺の秋のさびしき (松平家忠日記)



駿府城石  
崖崩る  
伊達方村  
の観音堂

○廿九日、駿府城石崖崩る。深溝の松平家忠を召して、修繕せしむ。(松平家忠日記) ○此月、遠州佐野郡伊達方村、観音堂を修復せり。此堂、今は伊達方村の大原子にあり。其の安置せる観音の像は、長さ凡そ二尺許ありて、其像頗る古く、其技頗る拙なり。棟札に書して曰く、

徳川殿御代、御地頭長戸上の時代

佐野郡千羽郷大原小村

西郷局死す

此に長戸上といふは、掛川城主石川日向守家成の子、長門守康通をいふなり。康通、後に濃州大垣城主となり、父家成に先て卒す。(掛川志稿) ○五月十九日、徳川家康の寵妾西郷局卒す。年二十八、一に云ふ三十八、(以貴小傳・松平家忠日記) 局名は昌子、<sup>一作</sup>桐の方と稱す。遠州佐野郡倉真村の産なるを以て、倉見姫ともいひ、又、伯父西郷左衛門佐清員の養女となるを以て、西郷局ともいふなり。清員は、參州西郷古要城主なりとぞ。天正七年四月七日、長丸を産し、翌年九月八日福松丸を産す。長丸は、即ち將軍秀忠にして、福松丸は、三位中將兼薩摩守忠吉なり。局の先夫義勝の子に、男女二人あり、女は、清員の子西郷新太郎宗員に嫁し、男は、西郷孫兵衛勝忠と稱し、後に紀伊大納言頼宣に仕へたり。(以貴小傳)

局の四子

一説、天正十年六月、家康京師に上り、信長の饗應を受け、泉州堺に遊び、市人今井宗薫の茶席に在て、服部平太夫の來り告ぐるにより、本能寺の變を知り、咄嗟從者をば三四人づつ分ち遣はし、己は只石川日向守・渡邊半藏・加藤次郎左衛門・大久保新八郎、及び平太夫を從へ、折しもの大雨を、古き簀笠に凌ぎつつ、京都を外に、宇治越より、伊賀路を経て、東海道に出でんと欲し、其夜は、宇治の茶商上林門太郎の家に宿し、翌日、山越に伊賀に出で、平太夫の家に宿す。時に平太夫、其女愛をなして茶を捧げしめしに、家康忽ち其の容顏の美を認め、濱松に還て後、召して妾となす。

本能寺變  
時の家康

是れ西郷局なり。

是れ西郷局なり。

局深く替  
を憐む

世に傳ふ、西郷局、常に眼を患ひければ、特に替女を憐み、衣服飲食を施與せらるること甚だ厚かりしが、常に云ふ、「我が死後も、亦、必ず此志を棄つる勿れ」と。後世毎年正月十六日には、其の菩提所寶臺院の書院に於て、法樂聽聞をゆるさるるも、又、正月廿五日と、七月十五日との二回に、寶臺院大小の室に於て、一汁三菜の非時飯を與へらるるも、皆な局の遺言に基づくものにて、此の非時飯の日は、替女等凡そ五六百人も、朝まだきより寶臺院の台所に群居し、終日施餓鬼を行ふを例とせるが、此時製する赤紙の小旗は、蔬菜の虫を祓ふ效ありとて、農家の老若、競來て請求むる者甚だ多し、而して替女は、歸がざるを例とする故に、若し密に夫婦の契を結ぶ者あつて、他人の知る所となるときは、堅く禁じて門内に入れず。入るとも放逐して席に列せしめず。故に替女の輩深く恥ぢ、敢て此法を犯すものなしといふ。

寶臺院の  
非時飯

一説、局の名倉見媛は家譜になし、即ち倉見媛は味身媛にして、眼のうとくに因りて、家康の戯れ呼びしを、寶臺院記には知らずして正しき名と思ひ、公に書載せしにはあらざるか。

替女の強  
暴

凡そ日本國中、至る所に替女ありと雖も、其の暴威を振て、良民を苦めたるは、駿・遠・參諸州の替女に如くものなかるべし。而して其の因て來る所を尋ねるに、徳川家康の、居を駿府城に移すに及び、厚く恩澤を施し、駿府に住するを許したるに始まり、寶臺院殿西郷局の、特に之を庇護したるに因らざるならざらん。初め府中に住せし替女は、僅に五人に過ぎずして、家康に伏見より従ひ來りしとも、又參河より來しともいへど、其は兎も角として、此輩年を経るに従ひ、漸く繁盛に赴き、遂に分れて三派となる。曰くゴゼ



派、曰くカシワ派、曰くナキノ派是なり。

凡そ替女の業とする所は、三絃を鳴らして人の門に立ち、以て其の施與を乞ふに在れども、若し士民に吉凶ある時は、又就て金銀米穀を求むるを得しなり。其の求むるや、初は順柔にして、與ふる儘に喜び去りしが、後は漸く驕慢に赴き、與ふる所意に満たざれば去らず。終には我意を張り、狂暴を恣にし、上の保護あるを頼みて、毫も憚る所なく、甚だしきは、良民を脅迫して、財物を奪ふなど、其弊堪へざるものあるに至れり。而して其の諸國を巡行するや、自から一定の順序ありて、正月は城下の町家、二月下旬より四月までは、東は岩淵、西は藤枝・嶋田、或は遠州の榛原郡邊、五月三十日に至れば、悉く府中に還り、暫く其勞を慰し、又近境に出で、九月より遠・參二州、及び甲州郡内に至り、十二月下旬、また皆な駿府に還るを、年中行事とす。而も比間彈する三絃にも、亦一定の調あるなり。其調は三下といふ調にして、これに和する謠も亦あるなり。但し初は、琵琶・ヒンザラの類を用ゐしが如くなれども、彼等社會には、又自から傳ふる所あり、口口に相傳へて失はず。曰く、「徳川家康參州碧海郡大濱を過ぐる時、一人の替女あり、道傍に拜伏して、軍勢の通過をて待り。已にして家康到り、馬上より之を見て曰く、「今日は是れ合戦の首途なり、汝幸によく祝し、一節を謠へ」と、言未だ終らざるに、替女聲を張り謠て曰く、

替女巡行

替女三絃

みながせいだせはげましやれ今はかちどきえんやえん

凱歌節

謠ひ終て、「此度の御軍は、御勝利疑あるべからず」と祝せしが、果して其軍大勝を得たれば、家康悦ぶこと少なからず。遂に此歌を稱して凱歌節といひ、後世は、専ら此歌のみを唄ふを例とせり。即ち替女を駿府に

召して、住宅を與へしも、其の起因は此に在るものなるが。其の住宅は、人宿町のお松屋敷と呼ぶ所にて、代代お松といふ替女の所有たり。

或は、替女の、家康に知られたるを、慶長五年、關ヶ原役の時の事として云ふ。家康進みて、清洲に宿れるときの夢に、五人の替女ども、三絃をならし、「君、勝鯨波をあげ玉へ」と諷ふと見て覺めぬ。斯くて次の日、美濃路に赴くとて、洲股の宿に馬を立てて、暫く休む所に、向ふの藪際を、五人の替女等迎りゆきける。家康遙に認め、何處の者に、何處へ往かんとするか、尋ね來たれとて、本多百助を遣しけり。百助往いて尋ぬるに、此度石田様の合戦にて、すぎはひなり難ければ、參河地方へゆかんと、此處まで來つれば、まに徳川様の御出發とか承はり、海道筋の覺束なきに、斯くは小徑を辿るなりといふ。百助又その名をとふに、まつ・かち・ふう・しづ・みのといふ。因て、百助馳せ還つて、其由を悉さに申上げたるに、彼等を連れ來れとの命あつて、五人を前に進めけり。家康つくづくと其の狀貌を察するに、夢に見る所と少しも異ならず、家康奇異の思をしながら、謂うて云く、「われは家康なり、昨夜しかじかの夢を見たるが、偏に熱田明神の告げと思へば、汝等も是より明神に詣で、祈誓をこめて我が開運を祈れ」と、替女ら之を聞き、大にうろたへ、はかばかしき答もえせでありしが、獨りみの進みて、百助に向ひ、吾等如き賤しき者が、斯る大將の御前近く、御言葉を賜はりしは、身にあまる幸福なり。御禮、よきに計はれよといひければ、四人も同じく會釋しぬ。みの又言ふ、「此頃都にてはやす、勝鯨波節といふ歌を聞き給へるか」といふに、百助其由を問ひければ、是れ此頃、京大阪にてはやする歌にて、石田様にも聞かれて、吉相な事とて、合戦の支度せられしが、大阪植木町なる樹季民部といふ陰陽師が、勝鯨波節は、關東より流行り來たれば、關東方には吉相なれども、上方には不吉なりといひてより、十日ばかり前に、石田様より禁止せられて、すぎはひも成り難ければ、參河あたりへ參らんとて、是迄來つるなりといふ。家康、その勝鯨波節とやらん、聞きたきぞといへば、みの取りあへず。

運も時節もいま此時と皆の衆精出し勵ましやれ君の勝どきえんやらん

事蹟